

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画

2021年(令和3年)5月

福山市教育委員会

目 次

序	1
序-1 防災計画の目的	1
序-2 計画の策定方針	2
序-3 計画の対象区域	3
序-4 計画の位置づけ	4
序-5 計画の策定手順	5
序-6 計画の策定経過	6
1 鞆町及び保存地区の現況	8
1-1 鞆町の概況	8
(1) 位置・地勢	8
(2) 道路・交通の状況	9
(3) 人口・世帯数	10
(4) 入込観光客数	11
(5) 文化財の状況	12
(6) 気候	15
(7) 災害履歴	16
(8) 災害に関する危険度	19
(9) 消防及び防災体制	26
1-2 保存地区の概況	29
(1) 保存地区の構成(字)	29
(2) 保存地区の沿革	30
(3) 保存地区の特徴	32
(4) 保存地区の調査や建造物の保存修理等の経過	33
(5) 伝統的建造物群の特性	34
(6) 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の件数	36
1-3 保存地区の現況	38
(1) 用途別建築物の現況	38
(2) 構造別建築物の現況	39
(3) 階数別建築物の現況	40
(4) 年代別建築物の現況	41
(5) 建築物の隣棟関係(虻羽, 壁の共有)	42
(6) 管理別道路の現況	43
(7) 幅員別道路の現況	44
(8) 公共施設及び避難場所・避難所等の現況(立地状況)	45
(9) 消防施設・消防水利等の現況	47
(10) 消防・避難行動の制約	49
(11) 空地(オープンスペース)の現況	51
(12) 計画区域における法規制等の現況	52

2	上位計画・関連計画等	54
2-1	上位計画・関連計画	54
	(1) 上位計画	54
	(2) 関連計画	61
2-2	関連事業	64
3	居住者等の意識・意向	65
3-1	アンケート調査の実施と結果	65
	(1) アンケート調査の目的	65
	(2) 調査対象	65
	(3) 調査の実施方法と調査期間	65
	(4) アンケート調査の結果(要点)	66
3-2	『防災を学び・語る会』の実施と結果	70
	(1) 『防災を学び・語る会』の開催概要	70
	(2) 『防災を学び・語る会』の開催結果(要点)	70
4	保存地区の防災上の特性と課題	71
4-1	想定される災害と防災上の特性	71
	(1) 保存地区で想定される災害	71
	(2) 保存地区の防災上の特性と留意点・問題点	71
4-2	保存地区の防災上の課題	73
	(1) 火災に対する防災上の課題	75
	(2) 地震に対する防災上の課題	77
	(3) 災害時の交通課題	78
	(4) 避難等に関する課題	79
	(5) その他の災害に対する防災上の課題	82
5	防災計画	83
5-1	防災計画の考え方と方針	83
	(1) 防災計画の基本的な考え方	83
	(2) 防災まちづくり(防災計画)の基本方針	84
5-2	防災に関する具体的取組	85
	(1) 具体的取組の全体フレーム	85
	(2) 具体的取組の内容	88
	(3) 重点的取組	96
	重点的取組1 住宅用火災警報器の連動型設置, グループ設置	98
	重点的取組2 感震ブレーカーの周知と設置	101
	重点的取組3 屋外への消火器の設置と周知	102
	重点的取組4 可搬式ポンプの配備と利用体制(態勢)づくり	104
	重点的取組5 消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備ほか	106
	重点的取組6 耐震性貯水槽の整備	111
	重点的取組7 建築物の耐震性能の向上	113
	重点的取組8 敷地間で移動可能な環境整備	120

重点的取組 9	来訪者への情報提供	121
重点的取組 10	隣近所の災害時要配慮者等の把握と見守り・支援	122
重点的取組 11	災害後の建築物等の応急修理・復旧の体制（態勢）づくり	123
重点的取組 12	助成措置等の見直し・充実・創設	124
5-3	防災対策事業計画	125
(1)	事業実施時期の設定	125
(2)	事業実施計画（各事業の実施時期等）	125
5-4	今後の取組方針	128
(1)	住民等の防災意識の醸成と自助・共助の促進	129
(2)	保存地区の防災性の向上を支える仕組みづくり（公助）	129
(3)	計画の具体化と進行管理への対応	130
資料編		133
資料 1	アンケート調査の概要（図表）	134
資料 2	消防活動拠点等に想定される機能及び施設・設備	142

序

序－１ 防災計画の目的

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）は、港町における伝統的建造物群及び地割りがよく旧態を保存しているとともに、居住の場、観光等の経済活動の場でもあり、歴史的な環境と住民生活・事業活動等が一体となった地区である。2017年（平成29年）11月28日に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、本市は保存計画に基づき保存修理事業等に取り組んでいる。

伝統的建造物とは築50年以上が経過し、当地の伝統的な建造物の特性を良く表し、その維持又は復原が可能と認められるものであり、土塀等を除くと保存地区には約240件（1敷地に複数ある場合がある）の伝統的建造物（建築物）が存在する。これらは江戸時代、明治時代、大正時代～昭和30年代に建てられたものにほぼ三分され、老朽化しているもの、屋根などがき損しているものも多数確認できる。また、敷地の5割超は間口が二間半までであり、奥行きが長く、一方向にしか避難できない場合、奥側に台所（火気器具）がある場合が多い。

さらに、保存地区全体では、狭あいな道路を中心とした道路網の中に、木造家屋が密集しており、隣同士で壁を接している場合、隣棟間隔が極めて狭い場合も多く見られる。

最近においても、保存地区及びその周辺で火災が発生するなど、保存地区一帯において火災への対策は喫緊かつ重要な課題である。

近年、我が国においては大地震が頻発しており、鞆町においても南海トラフを震源とする地震が発生した場合などにおいて被害を受けると予測され、建造物の耐震補強なども求められる。

加えて、保存地区及び鞆町には、国内外から多くの観光客が訪れており、鞆町の住民や事業者等はもとより、こうした来訪者の安全確保の視点も重要となる。

このため、人命尊重を第一としつつ、保存地区一帯の町並み景観を将来にわたって保存・継承・活用できるよう、ハード・ソフトの両面から防災対策を講じる必要があり、その道筋をつける防災計画の策定が求められる。

なお、保存地区において想定される災害としては、火災、地震、高潮、津波、土砂崩れ、及び災害時の交通網の麻痺による被害の拡大が予想される。

本計画では、災害の履歴や想定される災害被害の原因、大きさ、可能性などを把握し、特に本市として対策を講じなければならない火災、地震及び災害時の交通対策及び各災害における避難を中心に防災計画の策定を図る。また、鞆町は住民相互のつながりが強く、その強みを活かし、住民個々の防災力と地区の防災力をさらに高める取組（支援策）も位置づける。

序-2 計画の策定方針

保存地区における防災計画は、次の方針のもとに策定する。

●地区住民等の意識・意向等を把握・反映した防災計画の策定

保存地区の防災力を高めていくためには、公共で対応できることだけでなく、保存地区及びその周辺の住民、事業者、土地・建築物所有者（以下「住民等」という。）やコミュニティ（町内会、自主防災組織等）の取組も重要であることから、アンケート調査の実施や話し合い・意見交換の場を設け、住民等やコミュニティの意識・意向の把握・反映に努めながら、防災計画を策定する。

●防災に資する資源・特性及び課題等を踏まえた防災計画の策定

保存地区では、消防活動や消防水利（防火水槽等）の確保、避難経路などにおいて一定の制約があることから、そうした問題点や課題と併せて、保存地区やその周辺にある防災に資する資源・特性を把握し、問題点・課題の改善と資源等の有効活用との視点をもって防災計画を策定する。

●専門家・関係部署及び地域の代表の意見を踏まえた防災計画の策定

保存地区における防災対策は、ハード面、ソフト面の取組、及びハードとソフトが連携・一体化した取組を多岐にわたって実施する必要があることから、福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）などを通じて、専門家・関係部署及び当該地区の実情に詳しい地域の代表の意見を踏まえて防災計画を策定する。

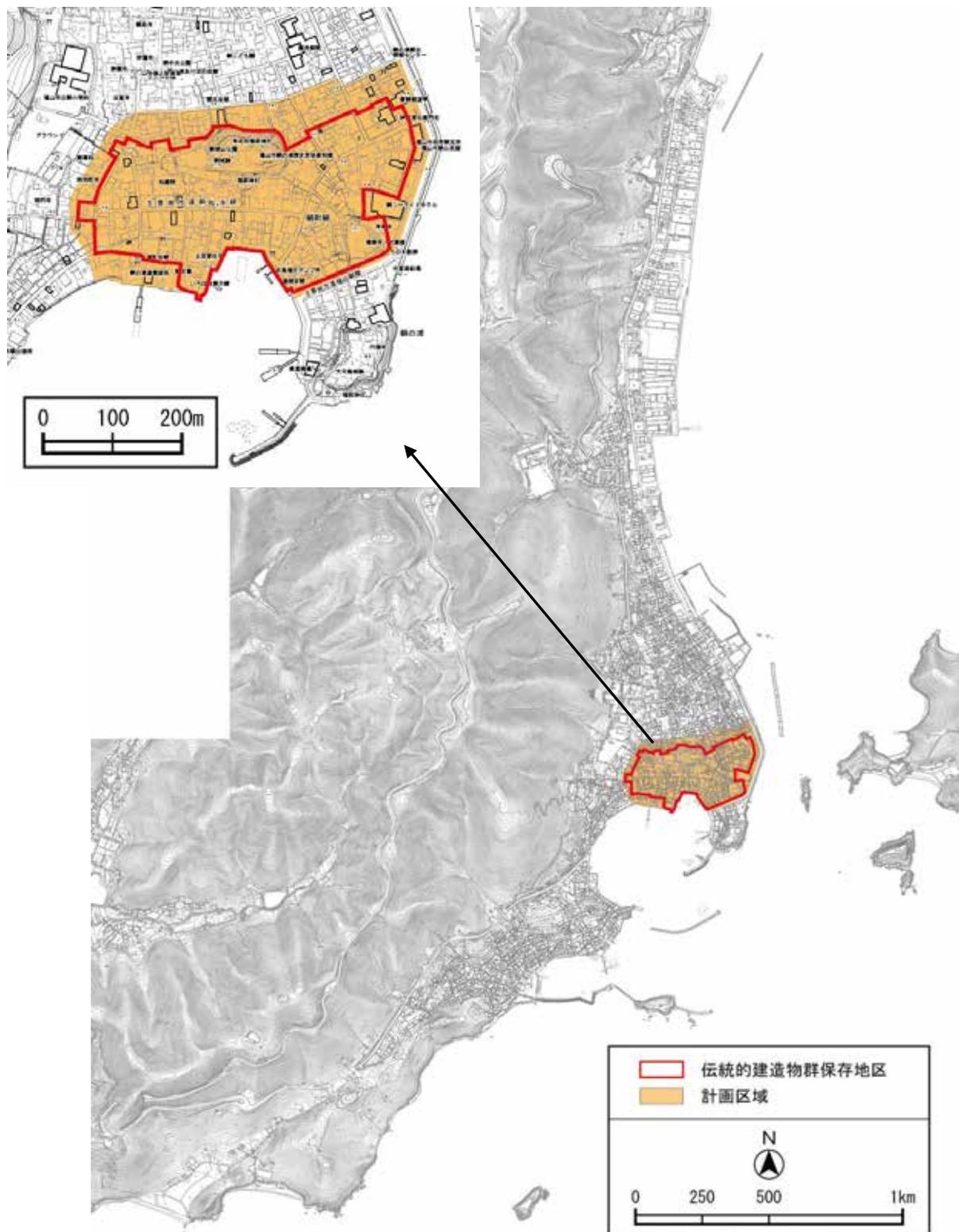
表序-1 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画策定委員名簿

	名前	役職等	分野
1	鎌田 輝男	福山大学名誉教授 福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会会長	建築物・耐震関係
2	藤田 盟児	奈良女子大学教授 福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会副会長	伝建制度全般
3	岡辺 重雄	福山市立大学教授 福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員	都市計画関係
4	大瀧 憲司	鞆町内会連絡協議会会長 福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員	地元関係者
5	武内 孝之	鞆まちなみ保存会会長 福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員	地元関係者
6	後藤 治	工学院大学理事長	伝建地区防災計画 全般
7	三好 浩正	福山地区消防組合消防局総務部予防課長	消防
8	曾根 康太	福山地区消防組合消防局警防部警防課長	消防

序-3 計画の対象区域

本計画は保存地区を対象としたものであるが、保存地区と敷地が一体的・連続的な区域及び幅員6m未満の道路を挟んで隣接する街区又はその一部を計画区域とする。(図序-1参照)

なお、計画区域に関する消防水利や避難場所、防災体制等については、計画区域外を含めて検討する。また、アンケート調査については鞆町全体を対象とし、防災についての話し合い・意見交換は保存地区を対象とした。

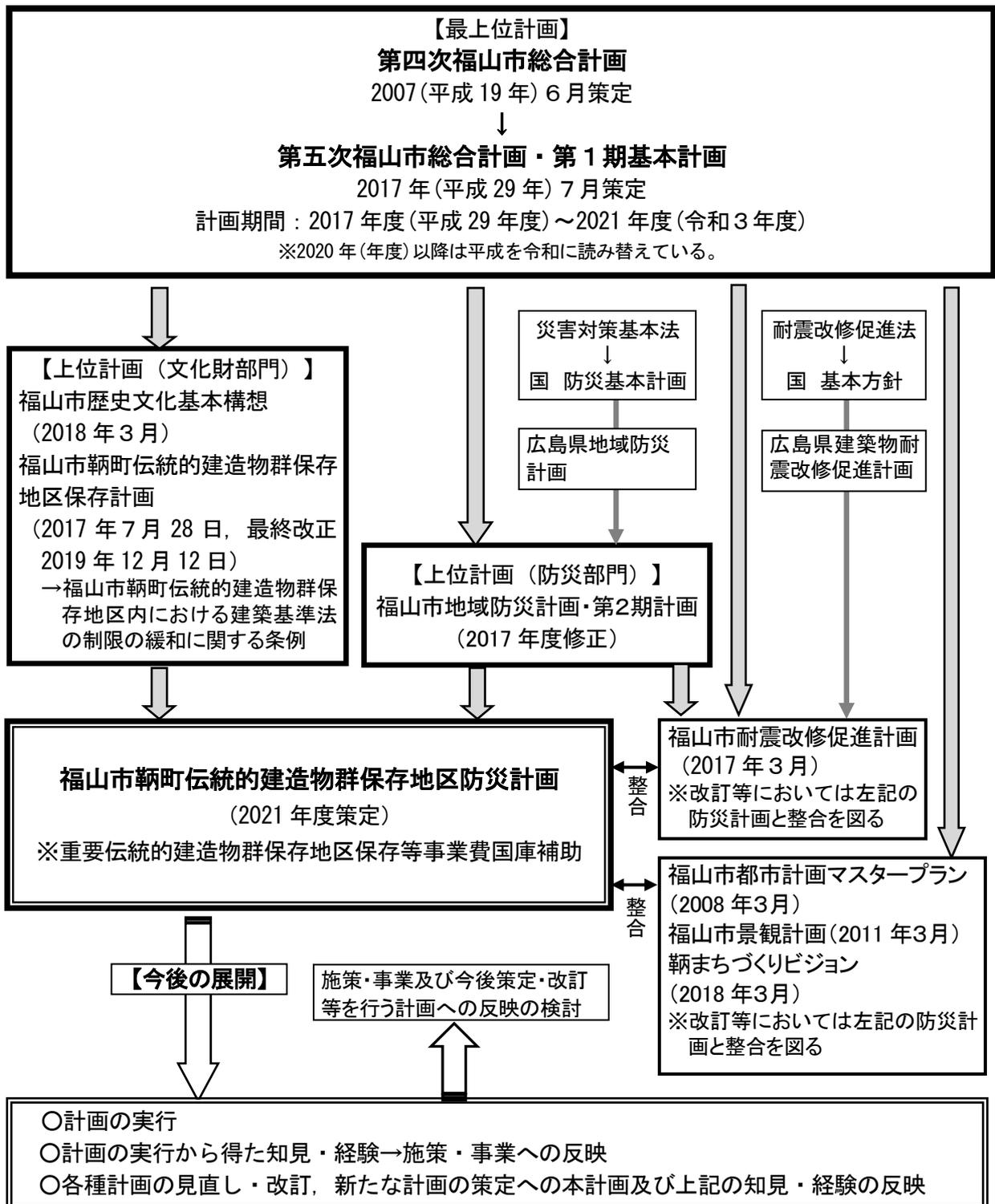


図序-1 保存地区の範囲と鞆町における位置及び計画区域

序-4 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である第五次福山市総合計画・第1期基本計画、防災部門の上位計画である福山市地域防災計画（風水害対策編、地震・津波災害対策編）及び文化財部門の上位計画（福山市歴史文化基本構想、福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画）を踏まえ、保存地区における防災行動計画として策定するものである。

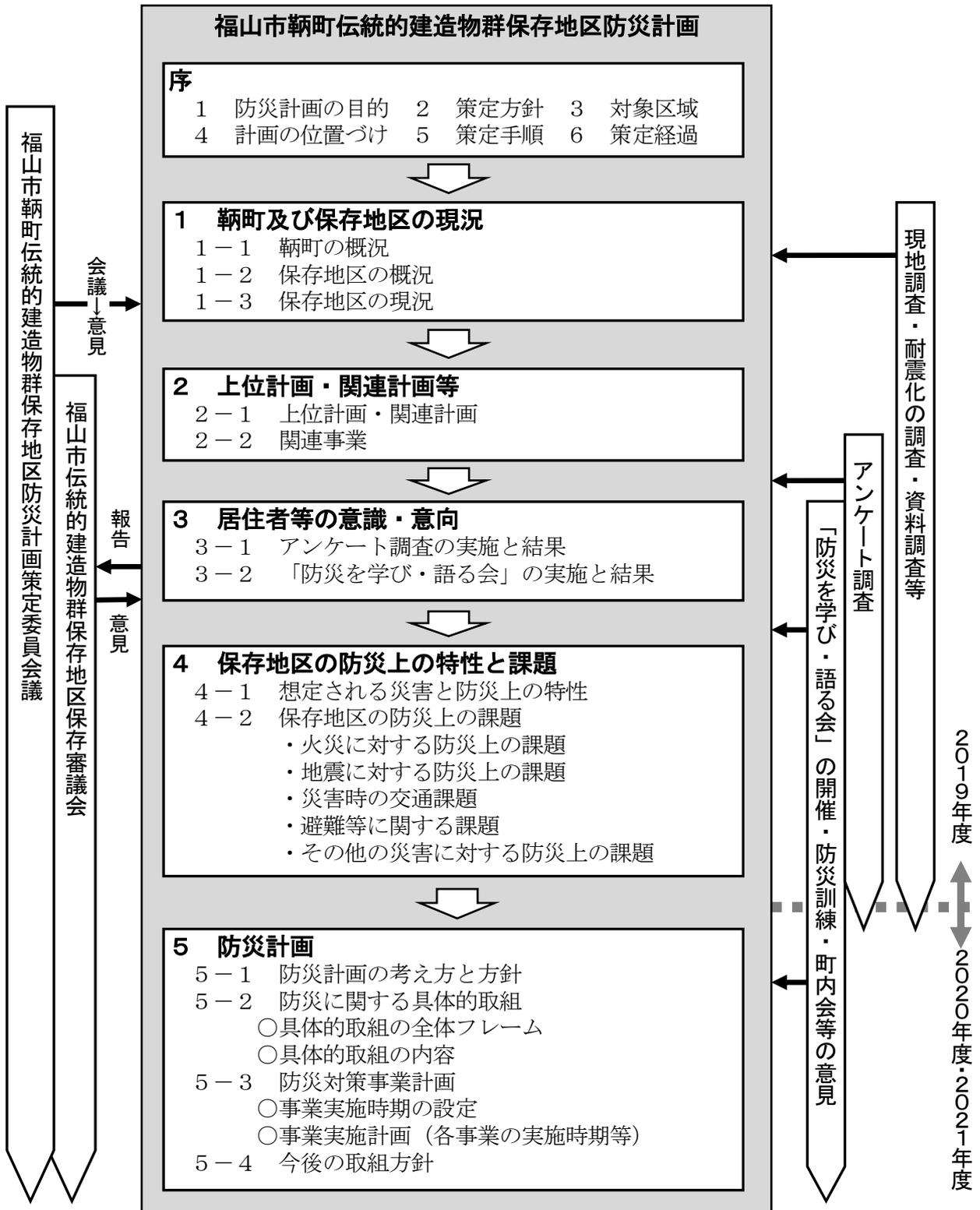
また、策定にあたっては、防災に関わる関連計画の一つである福山市耐震改修促進計画とともに、福山市都市計画マスタープラン、福山市景観計画などと整合を図った。（図序-2 参照）



図序-2 計画の位置づけ（上位計画, 関連計画等との関係）

序-5 計画の策定手順

本計画は、2019年度(平成31年度)から2021年度(令和3年度)の3か年において、次のような手順で策定した。(図序-3参照)



図序-3 計画策定のフロー

序一 6 計画の策定経過

本計画は、2019年度(平成31年度)から2021年度(令和3年度)の3か年で策定した。

策定にあたっては、策定委員会及び文化庁、広島県教育委員会の助言・指導を得るとともに、住民等の意見・意識の把握に努めながら、次のような経過で策定した。また、本計画の策定過程では、福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「伝建審議会」という。）への報告を適宜行った。

【第1回策定委員会】

- 日時：2019年(令和元年)11月19日(火)
場所：福山市役所本庁舎12階 121会議室
内容：今年度のスケジュール、アンケート調査票等について
- (1) 防災計画の目的と今年度のスケジュールについて
 - (2) アンケート調査票について
 - (3) ワークショップについて



第1回策定委員会

【第2回策定委員会】

- 日時：2020年(令和2年)3月15日(日)
場所：福山市 鞆公民館1階 大会議室
内容：福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画～序～4 保存地区の防災上の特性と課題～(素案)について
- (1) 2019年度の実施について
 - (2) 保存地区の防災上の特性と課題(素案)



第2回策定委員会

【第3回策定委員会】

- 日時：2020年(令和2年)8月11日(火)
場所：福山市 鞆公民館1階 大会議室
内容：防災計画策定(2年目)中間報告
・福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画(素案)について



第3回策定委員会

【第4回策定委員会議】

日 時：2020年(令和2年)11月26日(木)
 場 所：福山市役所本庁舎3階 302会議室
 内 容：福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画(素案)について



第4回策定委員会議
 (藤田委員はリモート参加)

【第5回策定委員会議】

日 時：2021年(令和3年)3月18日(木)
 場 所：福山市 鞆公民館1階 大会議室
 内 容：福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画(案)について



第5回策定委員会議

表序-2 計画策定の経過(策定委員会議等)

年月日	策定経過	備考
2019年(令和元年)11月19日	第1回福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画策定委員会議	
2019年(令和元年)12月26日～ 2020年(令和2年)1月20日	防災に関するアンケート調査	発送：1,017通 有効回収：335通
2020年(令和2年)3月15日	第2回福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画策定委員会議	策定委員会議終了後(午後)、策定委員によるまち歩きと意見交換会(WS)
2020年(令和2年)8月11日	第3回福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画策定委員会議	
2020年(令和2年)11月26日	第4回福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画策定委員会議	
2021年(令和3年)3月18日	第5回福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画策定委員会議	
2021年(令和3年)3月25日	第18回福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会	
2021年(令和3年)5月26日	第2回福山市教育委員会会議	

1 鞆町及び保存地区の現況

1-1 鞆町の概況

(1) 位置・地勢

鞆町は広島県東部の中核市である本市の南側臨海部に位置し、瀬戸内海に突き出た沼隈半島の南東端にあたるとともに、瀬戸内海のほぼ中央という立地性を有している。(図 1-1 参照)

面積は約 460ha で、大きくは鞆町鞆と鞆町後地からなる。

鞆町の地形は、西部に急峻な山が連なり、東部は海岸線を形成し、その間の狭い平地に形成された市街地は、南北に細長く広がっている。

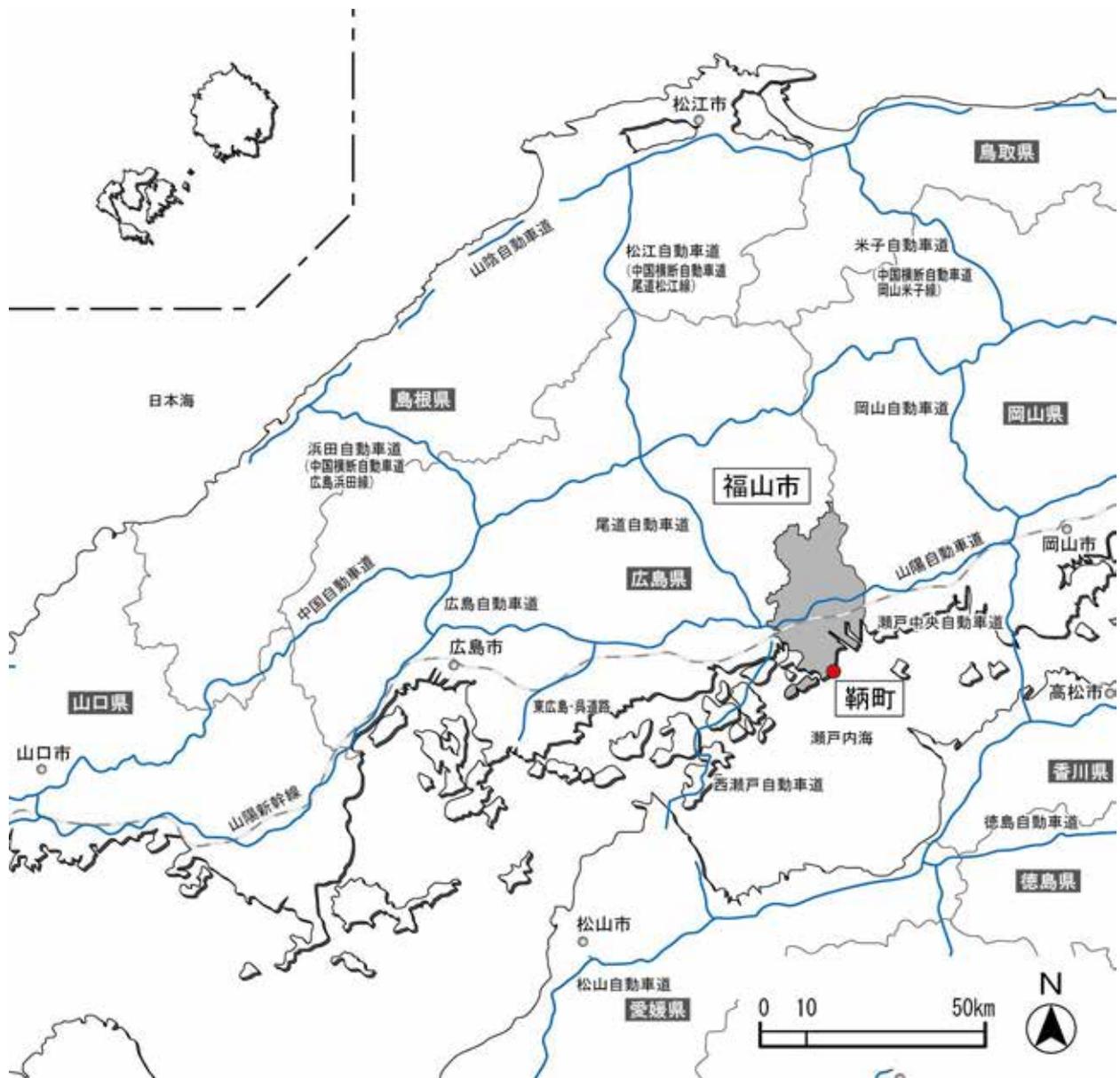


図 1-1 福山市および鞆町の位置

(2) 道路・交通の状況

鞆町の道路は、主要地方道鞆松永線、主要地方道福山鞆線、市道中島祇園線の一部区間が拡幅整備されているのみで、江戸時代からの地割りをそのまま残す生活道路は、三叉路やクランクが多いうえ、幅員も狭いである。(図 1-2 参照)

市街地内には、生活交通に加えて通過交通や駐車場を探す観光交通が流入し、車両は民地や家屋の軒下を利用するなどにより離合せざるを得ず、交通混雑が頻繁に生じている。

また、歩行者は自動車を路肩や民地で避けながら通行せざるを得ない状況が生じているとともに、救急車などの緊急車両の通行にも支障を来すことが懸念される。

さらに、鞆町の市街地を大型車両が通過できないことが、広域観光ネットワークの形成など本市南部地域の連携・交流にも影響を及ぼしている。

こうしたことから、現在、広島県が町中交通対策としてトンネル計画を進めている。

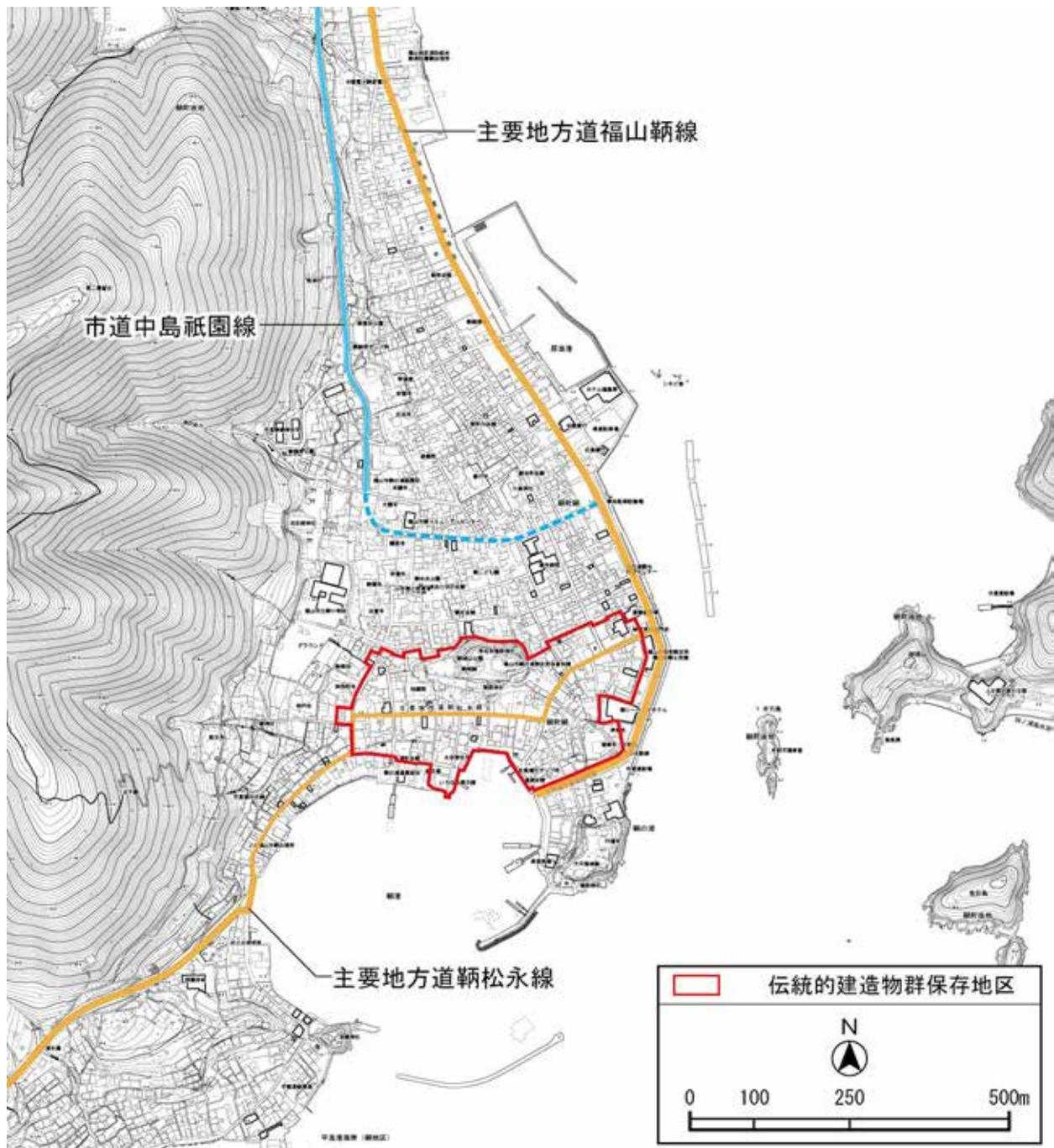


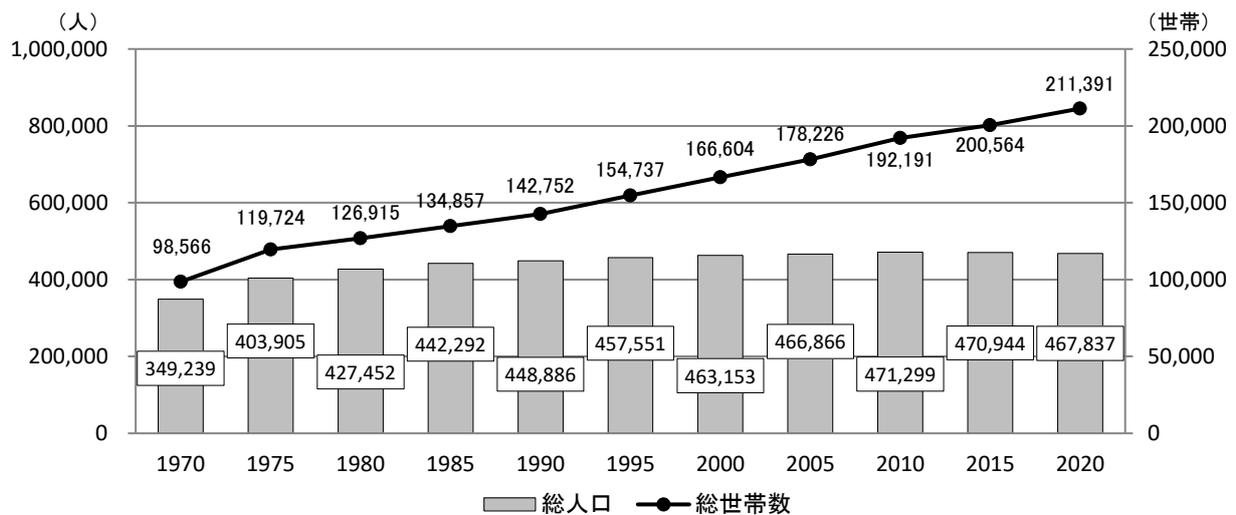
図 1-2 鞆町の主要道路

(3) 人口・世帯数

ア 人口・世帯数の推移

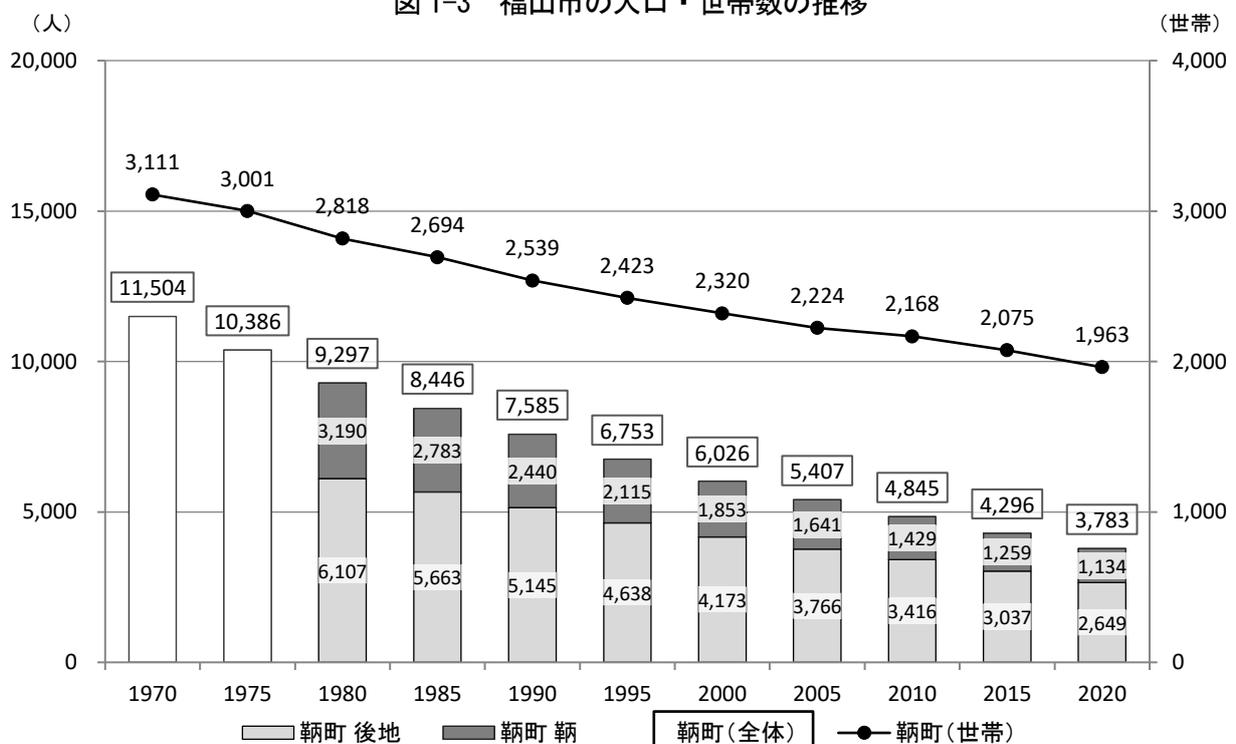
本市の人口の推移を住民基本台帳で1970年(昭和45年)から5年間隔で見ると、1985年(昭和60年)までは数万人規模で増加していたが、それ以降は人口の伸びが鈍化しており、2020年(令和2年)で467,837人となっている。一方で、世帯数は堅調に増加しており、その結果2020年(令和2年)の1世帯当たり人数は2.21人となり、1970年(昭和45年)の3.54人よりも大幅に減少している。(図1-3参照)

鞆町の人口・世帯数は、2020年(令和2年)の人口が3,783人、世帯数が1,963世帯であり、その推移を1970年(昭和45年)からみると両者とも減少し続けている。(図1-4参照) また、2020年(令和2年)の1世帯当たり人数は1.93人と本市平均を下回っている。



資料：住民基本台帳(1970年・1975年は4月1日時点、1980年以降は3月末時点)

図1-3 福山市の人口・世帯数の推移



注-1：2015年以降は外国人を含む。

-2：1975年以前は地域別のデータなし。

資料：住民基本台帳(1970年・1975年は4月1日時点、1980年以降は3月末時点)

図1-4 鞆町の人口・世帯数の推移

イ 年齢構成

鞆町の2020年(令和2年)における人口構成を年齢3区分で見ると、65歳以上の人口の割合が47.3%となっており、後地、鞆のいずれも同様の傾向となっている。

本市全体と比べると、65歳以上の人口の割合が約1.7倍となっているなど、少子高齢化が進行した地域となっている。(図1-5参照)

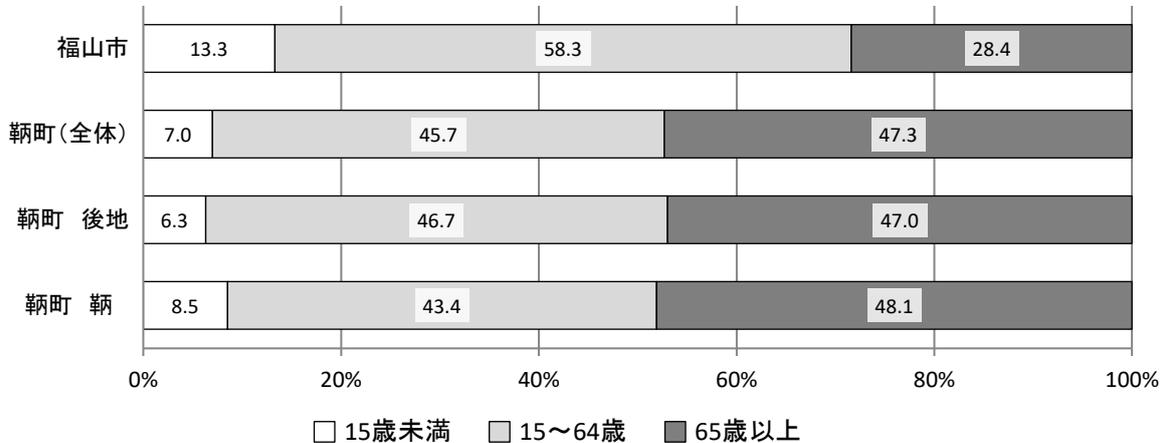


図1-5 鞆町の年齢構成 (2015年)

(4) 入込観光客数

本市の入込観光客数を2000年(平成12年)以降で見ると、2018年までは300万人台で推移していたが、2019年の年間の入込観光客数は約515万人と大幅に増加している。

鞆町については、近年(2015年~2018年)は年間の入込観光客数が130万人前後で推移し、本市全体の4割近くを占めていたが、2019年は約57万人と大幅に減少し、本市全体の1割程度となっている。(図1-6参照)

なお、2020年(令和2年)は新型コロナウイルスの感染拡大により、入込観光客数の大幅な減少が予測される。

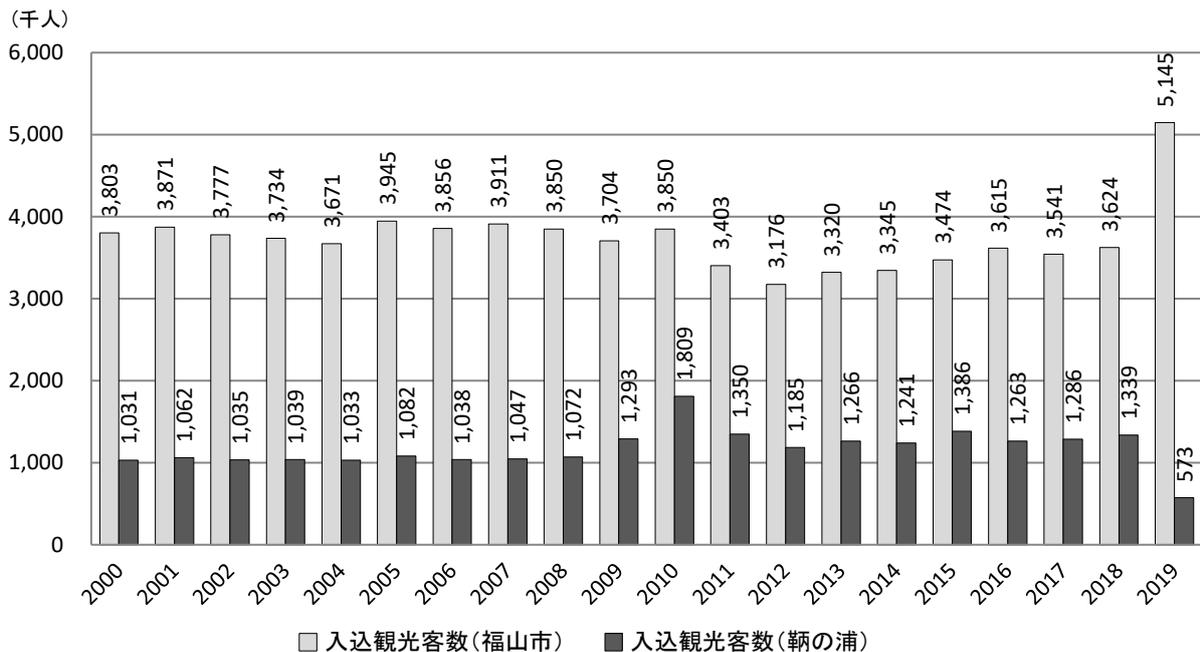


図1-6 福山市の入込観光客数の推移

(5) 文化財の状況

鞆町は、古く万葉の歌にも詠われ、中世からは潮待ちの港として発展し、廻船問屋を中心に商業都市として繁栄した。中心部には、その隆盛を物語る伝統的な町家や浜蔵が、現在でもなお多く残っている。(表 1-1 及び図 1-7 参照)

特に、福山市鞆町伝統的建造物群保存地区内においては、元禄時代の「鞆町絵図」や「検地帳」に示されている地割りが現代へ良好に踏襲されており、その上に江戸時代からの歴史的な建造物が残る全国的にも希有な港町の町並みを形成している。

その周辺部においても、鞆町のほぼ全域において、昔ながらの狭い路地に面して時代時代の家屋が建ち並び、独特な風情を醸し出している。

こうした町並みは、穏やかな港、瀬戸内海の景観と併せて、鞆町に住んでいる人や鞆町を訪れる人に癒しを与えている。

また、鞆町では、「お弓神事」、「お手火神事」、「淀媛神社の渡御・還御祭」など各種の祭りや、「観光鯛網」、「町並ひな祭」、「八朔の馬出し」などの伝統的行事が一年を通して行われている。

2017年(平成29年)10月には、朝鮮通信使ゆかりの福禅寺の所蔵品がユネスコ「世界の記憶」に登録され、同年11月には、福山市鞆町伝統的建造物群保存地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。さらに、2018年(平成30年)5月には、「瀬戸の夕風が包む 国内随一の近世港町～セピア色の港町に日常が溶け込む鞆の浦～」として日本遺産に認定された。このように、鞆町の歴史的資産は国内外から高く評価されている。

これら文化財は、それぞれに固有の価値を有するとともに、それらが関わり合いながら、通りや路地の景観、ランドマーク(まちの目印)となる景観、港や港町の景観などを形づくり、鞆町で暮らす人々や出身者の原風景となり、前記の“癒し”に加え、鞆町への矜持(プライド)につながっている。



保存地区一帯の全景

表 1-1 鞆の文化財（一覧）

（2021 年（令和 3 年）5 月 1 日現在）

番号	所在地	名称	種別	指定・登録区分
1	備後安国寺	安国寺釈迦堂 附 柱聯 1 双	建造物	国重要文化財
		安国寺のソテツ	天然記念物	県天然記念物
		木造阿弥陀如来及び両脇侍立像 附 像内納入品	彫刻	国重要文化財
		木造法燈国師坐像 附 像内納入品	彫刻	国重要文化財
		石造地藏菩薩坐像	彫刻	国重要美術品
		達磨大師位牌	工芸品	県重要文化財
		備後安国寺	史跡	県史跡
2	小松寺	絹本著色釈迦十六善神像	絵画	市重要文化財
3	沼名前神社	沼名前神社 能舞台	建造物	国重要文化財
		沼名前神社 鳥居	建造物	県重要文化財
		沼名前神社 石とうろう	建造物	市重要文化財
		千種作 神楽筒	工芸品	市重要文化財
		能面並びに箱類【翁面 1 面, 面箱（蓋共）1 個, 外箱（蓋共）1 個】	工芸品	市重要文化財
		鞆ノ津の力石	民俗文化財	市有形民俗文化財
		お弓神事	民俗文化財	市無形民俗文化財
お手火神事	民俗文化財	市無形民俗文化財		
4	仙酔島	仙酔島の海食洞	天然記念物	県天然記念物
		仙酔層と岩脈	天然記念物	県天然記念物
5	弁天島	弁天島塔婆（九層石塔婆）	建造物	県重要文化財
6	鞆公園	鞆公園	名勝	国名勝
7	大可島城跡	大可島城跡 附 伝桑原一族墓地	史跡	市史跡
8	福禅寺	木造役行者像及び二鬼（前鬼・後鬼）像	彫刻	市重要文化財
		木造地藏菩薩半跏像	彫刻	市重要文化財
		木造千手観音立像	彫刻	市重要文化財
		銅鐘	工芸品	市重要文化財
		福禅寺対潮楼朝鮮通信使関係史料	歴史資料	市重要文化財
		木造青面金剛立像及び三猿・二鶏・二童子・四鬼神像	民俗文化財	市有形民俗文化財
		朝鮮通信使遺跡 鞆福禅寺境内	史跡	国史跡
9	鞆の津の商家	鞆の津の商家	建造物	市重要文化財
10	鞆城跡	鞆城跡	史跡	市史跡
11	鞆の浦歴史民俗資料館寄託	中村家文書	書籍	市重要文化財
12	地藏院	木造十一面観音立像	彫刻	県重要文化財
		木造地藏菩薩立像	彫刻	市重要文化財
13	太田家住宅	太田家住宅	建造物	国重要文化財
		太田家住宅朝宗亭	建造物	国重要文化財
		鞆七卿落遺跡	史跡	県史跡
14	いろは丸展示館	いろは丸展示館	登録文化財	国登録有形文化財
15	岡本家長屋門	岡本家長屋門	建造物	市重要文化財
16	南禅坊	絹本著色親鸞上人像	絵画	市重要文化財
		絹本著色聖徳太子像	絵画	市重要文化財
		南禅坊本堂・山門	登録文化財	国登録有形文化財
17	明圓寺	明圓寺鐘楼	建造物	市重要文化財
		明圓寺銅鐘	工芸品	市重要文化財
		絹本著色聖徳太子像	絵画	市重要文化財
18	平賀源内生祠	平賀源内生祠	史跡	県史跡
19	医王寺	木造薬師如来立像	彫刻	県重要文化財
		木造阿弥陀如来坐像	彫刻	市重要文化財
20	鞆町	福山市鞆町伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群保存地区	国重要伝統的建造物群保存地区
21	鯛網	鞆の浦 鯛しばり網漁法	民俗文化財	市無形民俗文化財
22	常夜燈	常夜燈	港湾施設	(歴史的港湾施設)
23	雁木	雁木	港湾施設	
24	焚場跡	焚場跡	港湾施設	
25	船番所跡	船番所跡	港湾施設	
26	大波止	大波止	港湾施設	

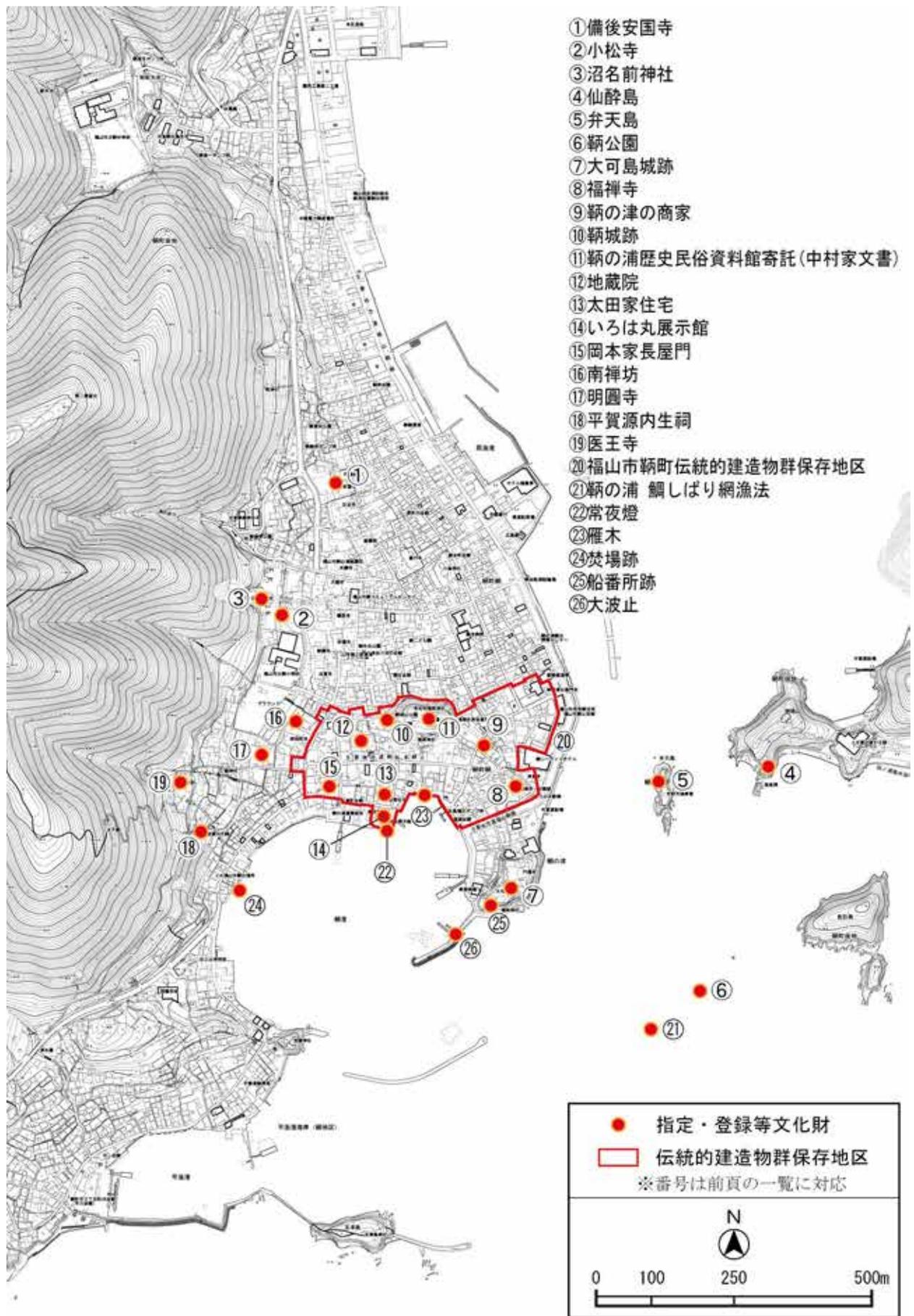


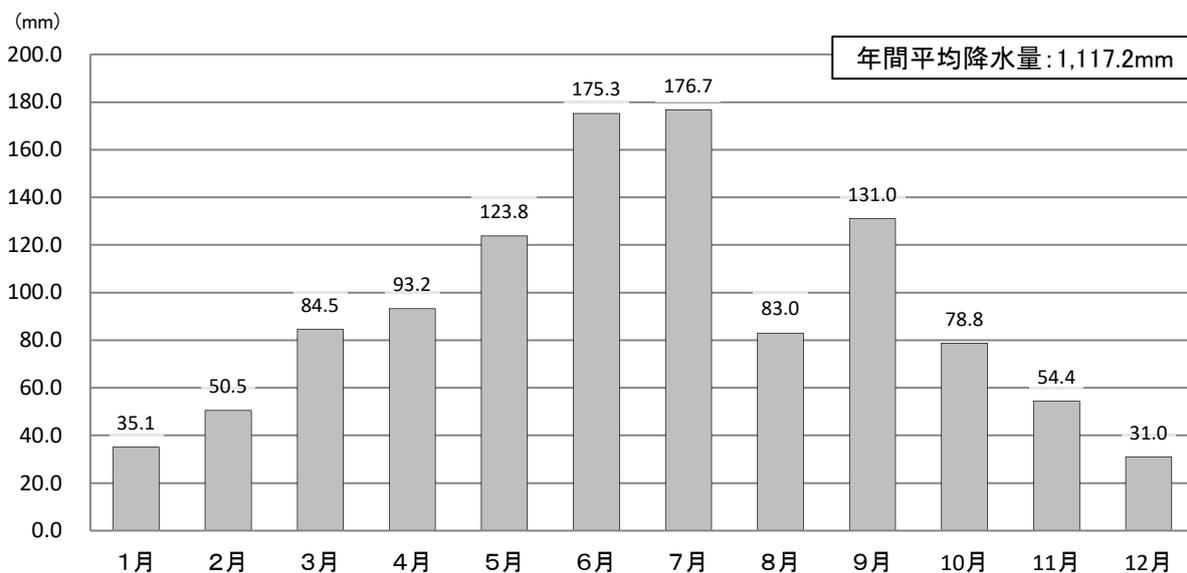
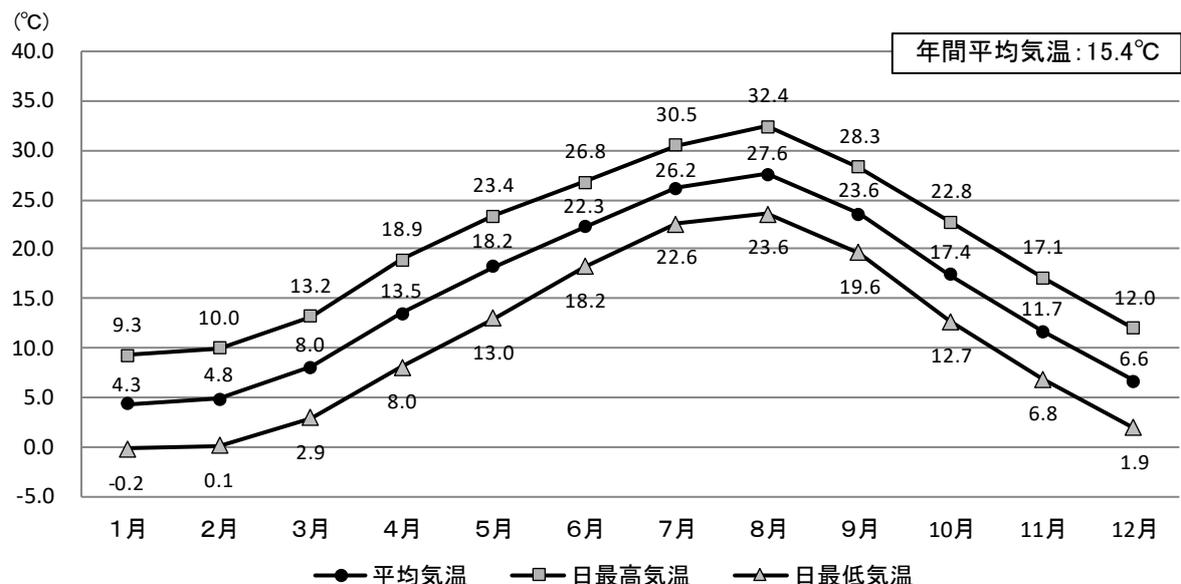
図 1-7 文化財の状況

(6) 気候

鞆町の気候は典型的な瀬戸内海式気候であり、年間を通じて穏やかな晴天が多く、温暖な気候となっている。

観測地点「福山」でみると、年間平均気温は15.4℃、年間平均降水量は1,117.2mmとなっている。(図1-8参照)

なお、本市の平均気温は、日本の他の観測地点と同様、1980年代後半から上昇しているとともに、近年は短期間に多量の降水量を観測することが多くなり、洪水や土砂災害につながる危険性が高まっている。



資料：気象庁HP（福山）

※30年間の平均（1981年～2010年）

図1-8 福山市の気候

(7) 災害履歴

保存地区を含む鞆町の災害履歴を記録などから整理する。

ア 火災

鞆町では近年、大火は発生していないが、2019年(平成31年)に保存地区内の非伝統的建造物の2階などを焼損する火災が発生している。

鞆町における過去10年間の火災発生状況を見ると、21件の火災が発生しており、出火原因としては「ストーブ」が5件、「配線」及び「配線器具(扇風機を含む)」が各3件などとなっている。特に2011年(平成23年)は6件の火災が発生し、死者1名となっている。(表1-2参照)

また、歴史的に火災の発生状況を見ると、中村家日記によれば江戸時代に7回の大火の記録があり、特に1751年(宝暦元年)には原町で150棟が焼失している。木造家屋が密集した地域であり、消火能力に乏しい当時としては、一度出火すると類焼し大火となっていたことが類推できる。

鞆町では古い木造住宅が壁を接して連続して建てられているものも多く、火災に対して脆弱であることは否めない。加えて、道路幅が狭く、坂道も多いため、ひとたび火災が発生すると、その消火活動が困難となることが予想される。

表1-2 鞆町の近年(10年間)の火災発生状況

区分	火災件数	出火原因・焼損程度等	死者・負傷者
2019年(平成31年) (令和元年)	2	電灯・電話等の配線からの出火による部分焼	—
		ストーブからの出火による部分焼	—
2018年(平成30年)	1	こんろからの出火によるぼや	負傷者1人
2017年(平成29年)	1	ストーブからの出火による全焼	—
2016年(平成28年)	1	配線器具からの出火によるぼや	—
2015年(平成27年)	2	配線器具からの出火によるぼや	—
		ストーブからの出火による部分焼	負傷者1人
2014年(平成26年)	3	出火原因不明の半焼	—
		出火原因不明の全焼	—
		風呂かまどからの出火による全焼	—
2013年(平成25年)	1	マッチ・ライターからの出火による半焼	—
2012年(平成24年)	1	給湯室からのガス爆発による部分焼	—
2011年(平成23年)	6	こんろからの出火によるぼや	負傷者2人
		ストーブからの出火による半焼	死者1人
		軽自動車の火災	—
		埠頭に係留されていた船舶の火災	—
		扇風機からの出火による半焼	—
		電灯・電話等の配線からの出火による部分焼	—
2010年(平成22年)	3	ストーブからの出火によるぼや	負傷者1人
		電灯・電話等の配線からの出火による部分焼	—
		船舶の火災	—
合計	21	—	死者1人 負傷者5人

資料：福山市資料

イ 地震

鞆町では、これまで震度4以上の地震の記録は残されていないが（表 1-3…福山市の鞆町以外の観測点では震度5の記録あり）、次の「(8) 災害に関する危険度」で示しているように、今後、最大震度6強～7（南海トラフ巨大地震6強、長者ヶ原断層－芳井断層の地震及び直下型地震7）が起こり得る可能性がある。（表 1-3 参照）

特に、保存地区の建築物の約8割は木造住宅であり、江戸・明治・大正・昭和の時代に建設された住宅が密集して混在し、その多くは老朽化の影響が大きいと考えられ、震度5強程度の揺れでも、倒壊する建築物が出るのが懸念される。

また、地震動による建物の直接的な震動被害だけでなく、二次災害として火災が発生する恐れがある。地震の二次災害としての火災は、倒壊した家屋で使用中の直火、プロパンガスのガス管の破裂、漏電などが考えられるが、地震時に火災を発生させないためには、地震による建物の倒壊あるいは崩壊を避けることが極めて重要である。

鞆町では建築物が密集し、道路が狭く、倒壊した建築物がさらに道路を塞ぐことになり、一度火災が発生した場合、消火活動は極めて困難であると思われる。また、大地震時には、水道管の破損によって、消火栓の使用を期待することも難しい。

また、近い将来、南海あるいは東南海を震源とする地震の発生が予測されている。

本市では、南海地震と東南海地震が同時に発生した場合を想定して、市全域の津波・高潮ハザードマップを公開している。保存地区の西町を中心とする範囲では1m未満の津波浸水区域を想定している（図 1-12 参照）。

表 1-3 福山市で震度3以上を観測した地震

番号	地震の発生日	震央地名	マグニチュード	最大震度	福山市での最大震度 ()内は鞆町
1	2020年4月3日	広島県南東部	4.1	3	3
2	2018年4月9日	島根県西部	6.1	5強	3
3	2016年10月21日	鳥取県中部	6.6	6強	3
4	2014年3月14日	伊予灘	6.2	5強	4 (3)
5	2013年4月13日	淡路島付近	6.3	6弱	3
6	2011年11月21日	広島県北部	5.4	5弱	3
7	2011年6月4日	島根県東部	5.2	4	3
8	2007年4月26日	愛媛県東予	5.3	4	3 (3)
9	2006年6月12日	大分県西部	6.2	5強	4
10	2005年5月27日	愛媛県東予	4.7	3	3
11	2004年9月21日	広島県南西部	4.2	3	3
12	2001年3月26日	安芸灘	5.2	5強	3
13	2001年3月24日	安芸灘	6.7	6弱	5弱
14	2000年10月6日	鳥取県西部	7.3	6強	5弱 (3)
15	1999年7月16日	広島県南東部	4.5	4	3

出典：気象庁「震度データベース検索」（1919年1月1日～2020年9月30日時点）

福山市の観測地点の累計は17箇所（うち鞆町2箇所：新・旧）

鞆町のデータは1999年以前なし

表 1-3 福山市で震度 3 以上を観測した地震

番号	地震の発生日	震央地名	マグニチュード	最大震度	福山市での最大震度
16	1995 年 1 月 17 日	大阪湾	7.3	7	4
17	1983 年 10 月 31 日	鳥取県東部	5.7	4	3
18	1983 年 10 月 31 日	鳥取県中部	6.2	4	3
19	1983 年 8 月 26 日	大分県北部	6.6	4	3
20	1979 年 4 月 9 日	安芸灘	4.9	3	3
21	1978 年 6 月 4 日	島根県東部	6.1	4	3
22	1970 年 9 月 29 日	広島県南東部	4.9	3	3
23	1968 年 8 月 6 日	豊後水道	6.6	5	3
24	1968 年 4 月 1 日	日向灘	7.5	5	3
25	1963 年 3 月 27 日	若狭湾	6.9	5	3
26	1962 年 4 月 23 日	熊本県球磨地方	5.4	3	3
27	1955 年 7 月 27 日	徳島県南部	6.4	4	3
28	1955 年 5 月 2 日	広島県南東部	4.4	3	3
29	1955 年 4 月 23 日	広島県南東部	4.4	3	3
30	1952 年 7 月 18 日	奈良県	6.7	4	3
31	1950 年 11 月 8 日	瀬戸内海中部	不明	3	3
32	1950 年 11 月 6 日	四国沖	6.7	4	3
33	1950 年 9 月 16 日	大分県南部	5.6	3	3
34	1949 年 7 月 12 日	安芸灘	6.2	3	3
35	1949 年 5 月 18 日	高知県中部	5.3	3	3
36	1949 年 3 月 20 日	鹿児島湾	5.9	3	3
37	1948 年 4 月 18 日	和歌山県南方沖	7.0	4	3
38	1947 年 4 月 1 日	詳細不明	不明	3	3
39	1947 年 1 月 23 日	徳島県南部	5.2	3	3
40	1947 年 1 月 16 日	徳島県南部	5.6	4	3
41	1946 年 12 月 21 日	和歌山県南方沖	8.0	5	4
42	1944 年 12 月 7 日	三重県南東沖	7.9	6	3
43	1944 年 8 月 3 日	島根県西部	5.1	3	3
44	1944 年 6 月 7 日	伊予灘	6.0	4	3
45	1943 年 9 月 10 日	鳥取県東部	7.2	6	4
46	1943 年 3 月 5 日	鳥取県東部	6.2	5	3
47	1943 年 3 月 4 日	鳥取県東部	6.2	5	3
48	1941 年 4 月 6 日	山口県北部	6.2	3	3
49	1928 年 10 月 24 日	広島県南西部	4.0	5	5
50	1928 年 9 月 25 日	伊予灘	5.8	5	5
51	1928 年 2 月 28 日	不明データ	不明	5	5
52	1928 年 2 月 20 日	広島県北部	5.4	5	5
53	1927 年 3 月 7 日	京都府北部	7.3	6	5

ウ 豪雨・台風被害（高潮）

鞆町においては、大雨や台風などによる風水害がしばしば発生しており、近年の豪雨・台風による被害は下の表のようになる。（表 1-4 参照）

中村家文書に残る大風雨による被害としては、1724 年(享保 9 年)、1729 年(享保 14 年)、1744 年(寛保 4 年)などで石垣破損などの被害が出ている。

近年の被害では、特に 2004 年(平成 16 年)の台風 16 号および 18 号によって、仙酔島の田ノ浦から彦浦にかけての海岸線歩道およそ 700m の多くの部分が崩壊した。台風 16 号で浸水した保存地区及びその周辺における浸水範囲の面積は約 5 万㎡で、床下浸水 187 戸、延床面積 27,302 ㎡である（福山市建設局調べ）。その原因は、護岸の未整備や高さ不足、配水管からの逆流などであるとされている。

鞆町における主な風水害は台風による高潮であるが、2005 年(平成 17 年)7 月 2 日の豪雨では床下浸水 5 戸の被害が発生した。

浸水についてみれば、その原因として、地震による津波と台風による高潮が考えられるが、後者の方が発生頻度は遥かに高くなると推定される。

鞆町の市街地は海岸に面した狭い地域にあって、背後には鞆町後地と呼ばれる山地が迫っている。したがって、豪雨であれ台風であれ、大雨による地滑りや土石流災害が発生する危険性を伴う。

次の「(8) 災害に関する危険度」では、土砂災害についても記載しており、保存地区の一部は土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている。

表 1-4 鞆町の豪雨・台風被害

年月日	災害状況
2018 年(平成 30 年) 6 月 28 日～7 月 8 日	豪雨
2005 年(平成 17 年) 7 月 5 日	豪雨, 床下浸水 5 戸
2004 年(平成 16 年) 9 月 7 日	台風 18 号, 床下浸水 10 戸
2004 年(平成 16 年) 8 月 30 日	台風 16 号, 床下浸水 187 戸
2004 年(平成 16 年) 7 月 31 日	台風 10 号, 床下浸水 28 戸
1978 年(昭和 53 年) 9 月 15 日	台風 18 号, 床下浸水 11 戸
1972 年(昭和 47 年) 7 月 3 日～13 日	豪雨

※福山市資料を基に作成

(8) 災害に関する危険度

災害に関する危険度の指定・想定状況を整理すると、次のようになる。

ア 想定地震と危険度

広島県地震被害想定調査報告書で想定された地震のうち、本市域に大きな影響を及ぼすと考えられる地震（下記）が発生したときの震度や揺れによる建築物の被害を危険度として示したものである。本市は地震防災マップ（地域の危険度マップ）を作成しており、危険度 1（建築物の全壊率 1%未満）～8（同 50%以上）を設定している。

- ・南海トラフ地震：本市で想定される最大震度は 6 強
- ・長者ヶ原断層－芳井断層：本市で想定される最大震度は 7
- ・どこでも起こりうる直下型地震：本市で想定される最大震度は 7

鞆町の危険度は、一部危険度 1 があるものの、多くは危険度 4（建築物の全壊率 10～20%）又は危険度 3（同 5～10%）となっている。保存地区は危険度 4 又は危険度 3 となっている。（図 1-9 参照）

イ 土砂災害

広島県では土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域（土砂災害のおそれがある区域）、土砂災害特別警戒区域（建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域）の指定を行っている。

鞆町については、市街地の西側等に位置する山地の山裾付近などにおいて土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されている。

保存地区に関しては、西側において前記の山地からの土石流に関する土砂災害警戒区域、鞆城跡や福禅寺付近における急傾斜地に関する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されている。（図 1-10 参照）

ウ 土砂災害危険箇所

国が作成した調査要領などをもとに広島県が指定したもので、指定箇所は前記の「イ 土砂災害」と類似した内容である。

なお、土石流危険渓流は土砂災害危険箇所により指定されることになる。（図 1-11 参照）

エ 津波浸水想定

広島県が公表した広島県津波浸水想定に基づき、本市が津波ハザードマップを作成している。

鞆町は東側の臨海部を中心に津波浸水区域を想定している。

保存地区においては、鞆港に面した付近で 1 m 未満の津波浸水区域を想定している。（図 1-12 参照）

オ 高潮浸水想定（30 年確率）

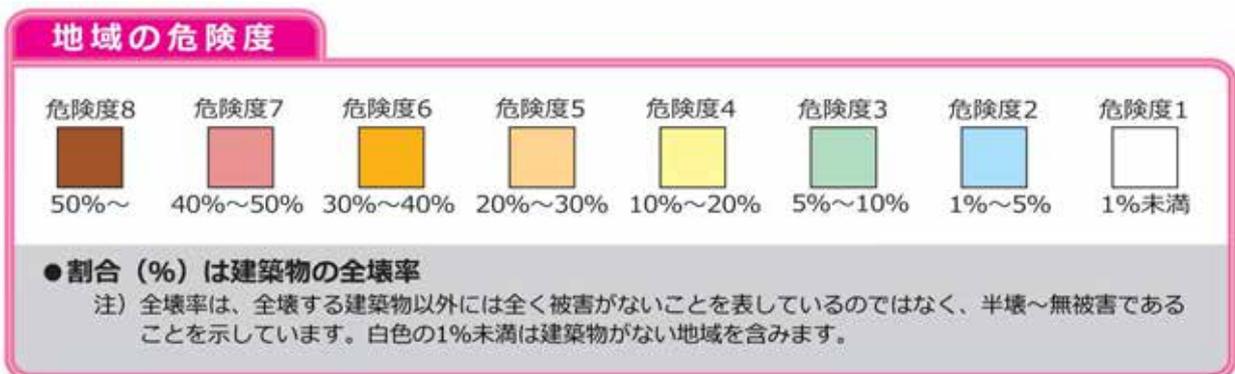
高潮とは、台風に伴う風が原因で起こる「吹き寄せ効果」と、台風が接近して気圧が低くなって起こる「吸い上げ効果」などで、海面が上昇する現象であり、広島県が 30 年確率で高潮浸水想定を行っている。

鞆町は東側の臨海部及び鞆港に面した付近で 2 m 未満の高潮浸水想定がなされている。（図 1-13 参照）



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHF 81」
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

※福山市立鞆小学校・鞆中学校は統合により、2019年4月1日より旧鞆小学校敷地内に鞆の浦学園が開学。旧鞆中学校は現在も避難場所・避難所として指定



出典：福山市地震防災マップ

図 1-9 地震防災マップ・危険度マップ

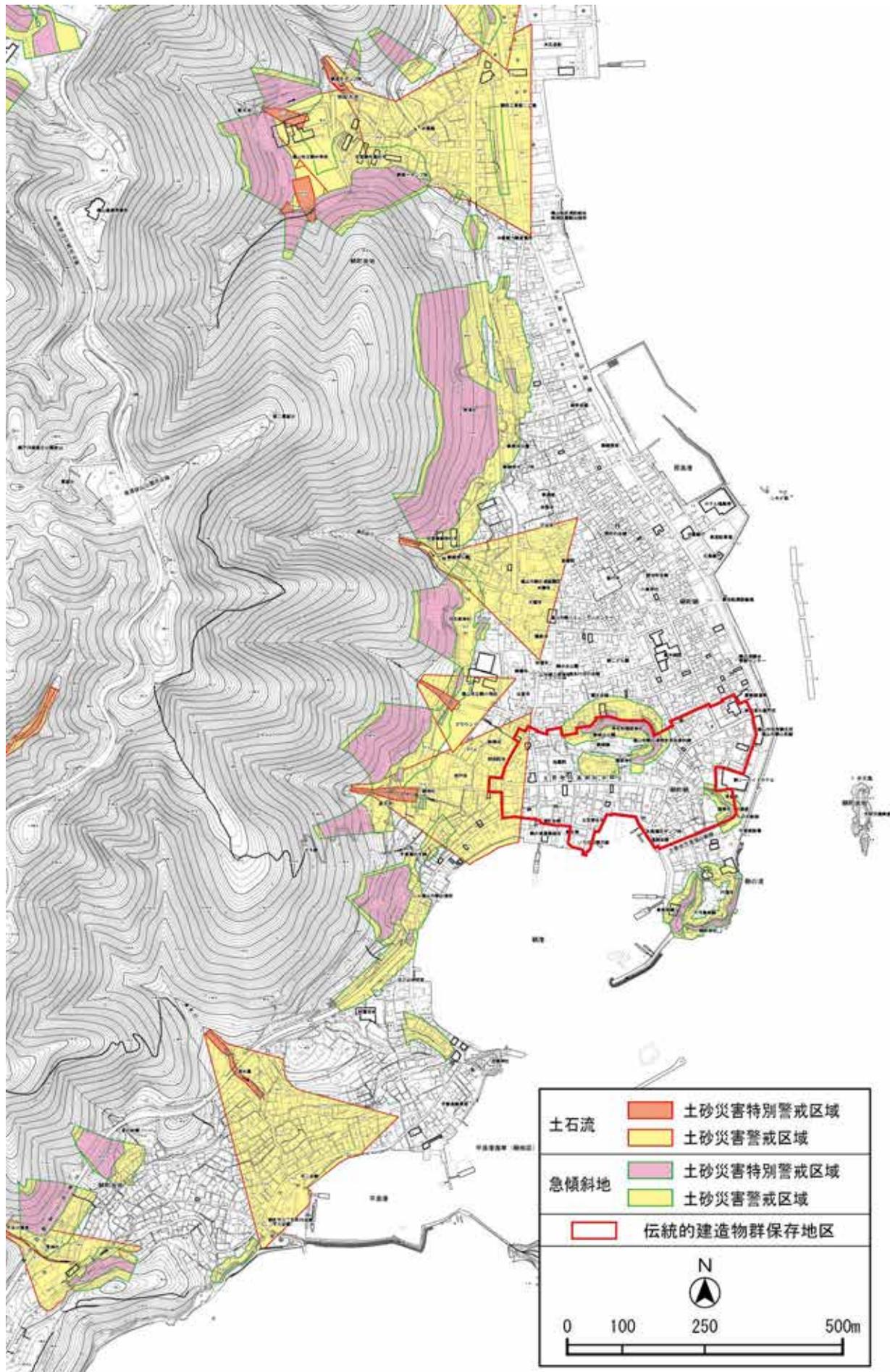


图 1-10 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

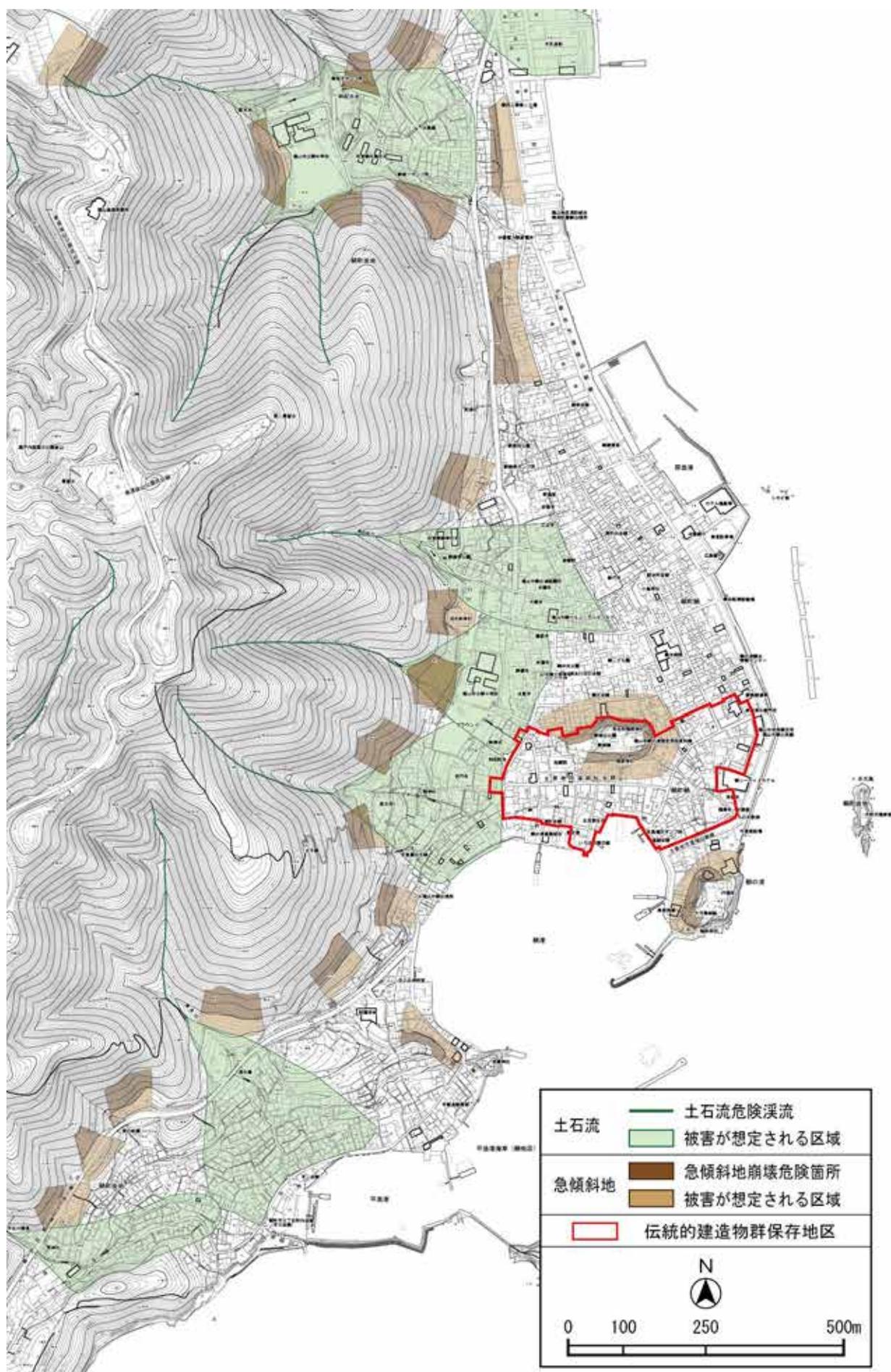


图 1-11 土砂災害危険箇所

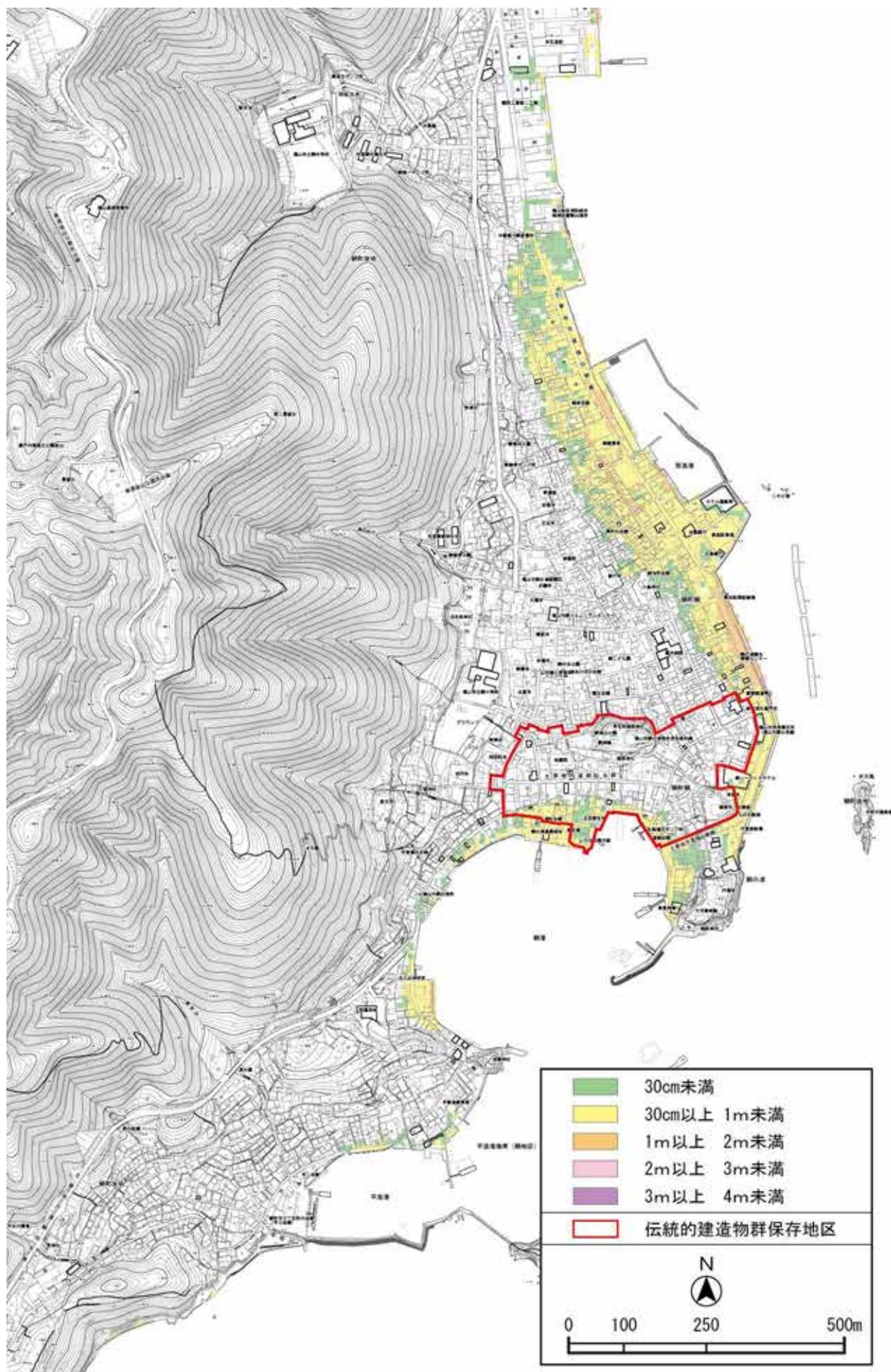


图 1-12 津波浸水想定

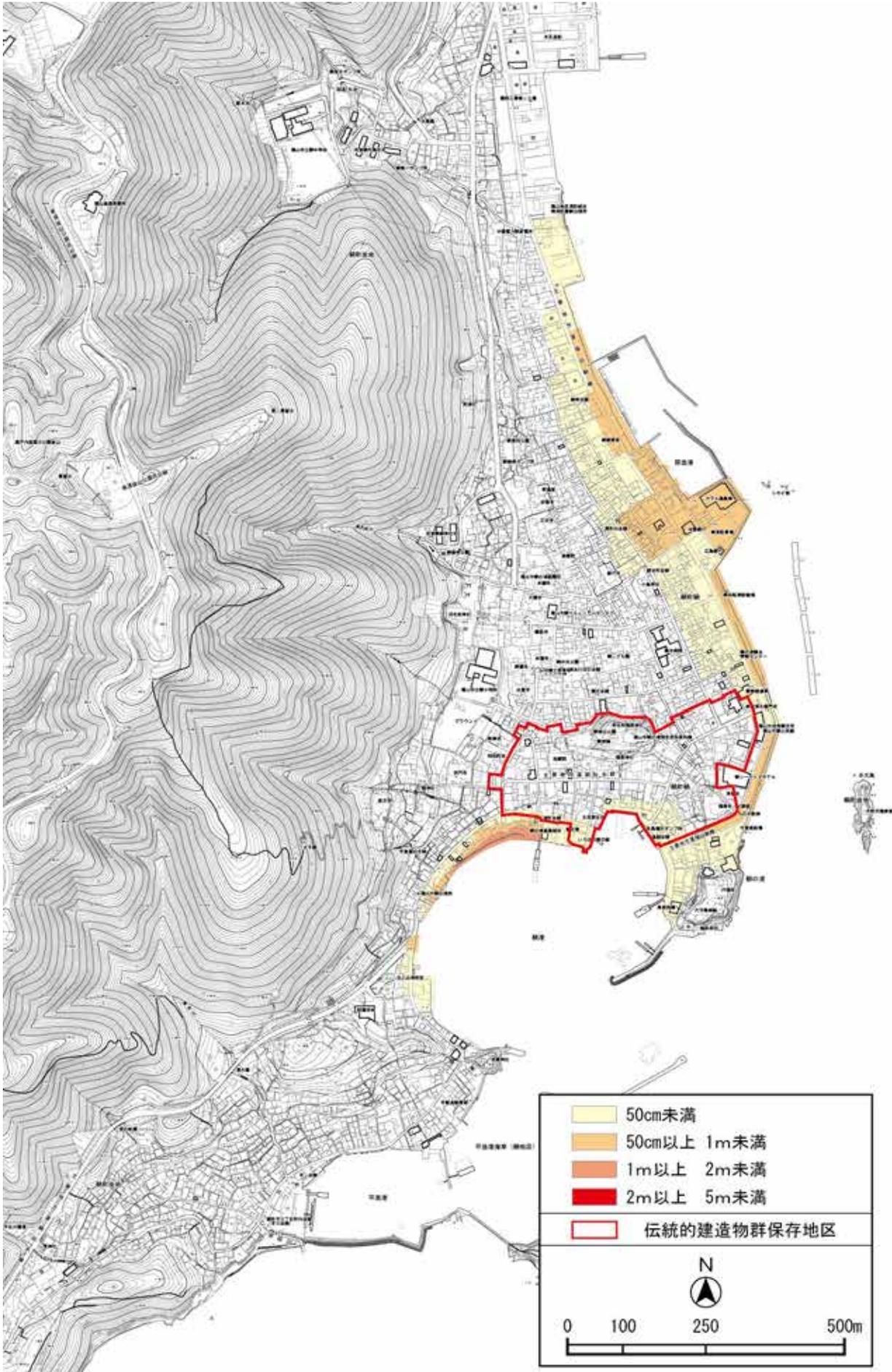


图 1-13 高潮浸水想定 (30 年確率)

(9) 消防及び防災体制

ア 常備消防（福山地区消防組合南消防署 轄出張所）

【組織体制】

当組合は、1990年(平成2年)4月1日、福山市・内海町・沼隈町の1市2町で福山地区消防組合として設立されたのち、周辺市町の消防本部・消防組合を統合し、2006年(平成18年)3月1日に福山市・府中市・神石高原町を構成団体とする、現在の福山地区消防組合となっている。

福山地区消防組合南消防署轄出張所は1958年(昭和33年)に轄方面を中心とした防災拠点として開設されており、2014年(平成26年)から機能の充実等を図った新庁舎において消防業務を開始している。

福山地区消防組合消防局・署

1消防局8消防署1分署6出張所 職員数552名(2020年4月1日現在)

<消防局>

総務課, 予防課, 警防課, 救急救助課, 指令課

<消防署>

消防署：南消防署, 北消防署, 東消防署, 西消防署, 水上消防署, 芦品消防署, 深安消防署, 府中消防署(各本署に庶務係, 予防係, 警防第1係, 警防第2係)

分署・出張所：管内7箇所…轄出張所(21人), 瀬戸出張所(19人), 駅家分署(25人), 沼隈内海出張所(19人), 今津出張所(17人), 安田出張所(19人), 小塚出張所(21人)

<消防団本部>

企画係, 警防係, 装備係

【轄町で火災が発生した場合の体制】

○通常の警防区域では指定4台と近隣部隊から1台の計5台のポンプ車を出動させることとなるが、保存地区を含む警防区域では、南消防署轄出張所から1台、南消防署から2台、沼隈内海出張所から1台の指定4台と、近隣部隊から5台、合計9台のポンプ車を出動させることとなっている。近隣部隊には、車両運用端末装置(AVM)により指令を出す。

○消防団は轄分団のポンプ車1台と積載車2台、近隣部隊から5台が出動することとなる。

○保存地区内で轄出張所から遠い江之浦町までは、出動到着に3分程度は見込まれる。

<保存地区周辺で同時に2箇所において火災が発生した場合>

○保存地区周辺で2箇所同時火災が発生した場合、それぞれの火災現場に9台の消防車を出動させる。2箇所の火災現場のうち、どちらも炎上火災であれば、それぞれで消火活動を行い、どちらか1箇所が小規模火災であれば、部隊を縮小し、炎上火災現場に転戦させることもある。火災現場の状況により、現場指揮者の判断で部隊は活動することになる。

○消防局(福山地区)で対応しきれない場合は、相互応援協定等により近隣自治体の部隊が支援する形となる。(例：2016年新潟県糸魚川市で発生した大規模火災等)

○基本的に、出動体制はオーバートリアージ(実態よりも重大と判断すること)で体制を整え、状況に応じて規模縮小をさせていく形となる。

表 1-5 福山地区消防組合消防局及び南消防署・西消防署・出張所の車両 (2020 年 4 月 1 日現在)

区分	消防局	南消防署	鞆出張所	瀬戸出張所	西消防署 沼隈内海 出張所	合計
無線中継車	1	—	—	—	—	1
はしご車	—	1	—	—	—	1
化学消防車	—	—	—	—	—	—
水そう付消防ポンプ車	—	1	—	—	—	1
消防ポンプ車	—	2	1	1	1	5
救助工作車	—	1	—	—	—	1
資器材搬送車	—	—	—	—	—	—
救急車	1	2	1	1	1	6
指揮車	1	1	—	—	—	2
事務連絡車	6	2	1	1	—	10
現場指揮広報車	2	1	—	—	—	3
調査車	1	—	—	—	—	1
人員搬送車	1	—	—	—	—	1
運搬車	1	—	—	—	—	1
小型動力ポンプ積載車	—	1	—	—	1	2
小型動力ポンプ	—	1	1	1	1	4
水槽車	—	—	—	—	—	—
支援車	1	—	—	—	—	1
救急普及啓発広報車	—	—	—	—	—	—
合 計	15	13	4	4	4	40

表 1-6 消防機械性能表 (鞆出張所分)

名称	メーカー	年式	排気量 (出力)	ポンプ 級別	擬装メーカー	無線
消防ポンプ車	三菱キャンター	1994	3,560cc	A-2 級	モリタ	無線有
救急車	日産キャラバン	2011	2,480cc	—	オートワークス京都	無線有
小型動力ポンプ	トーハツ	2015	—	C-1 級	—	—

イ 消防団

福山市消防団は、消防団本部及び 60 の分団 (8 方面隊) があり、保存地区を管轄しているのは鞆分団 (第 4 方面隊) である。(図 1-14 参照)

<消防団の役割について>

消防団は常備消防と連携し、消火活動にあたる。消火水の送水や延焼阻止のための放水、現場付近の交通誘導など活動は多岐にわたる。また、鎮火後の火災現場の警戒も行っている。消防団が鎮火後の警戒活動を担うことで、常備消防が次の災害に備えるための時間が確保できている。

水害時などは消防団の水防活動が重要であり、土のう作りやシート張り、土砂撤去などに従事する。

また、警察からの協力依頼により、行方不明者の捜索にも協力している。

<常備消防と消防団との連絡体制等について>

119番で消防局に一報が入ると、常備部隊に出動命令が発令される。それと程なくして、常備消防（消防局指令課）から消防団へ、電話を用いて該当消防団に対して出動要請を行う。また、全消防団員に対してはメール配信により火災発生との連絡が届くようになっている。

第二出動が必要と判断した場合は、追加の消防団が必要であれば、順次指令装置で出動要請を行う。

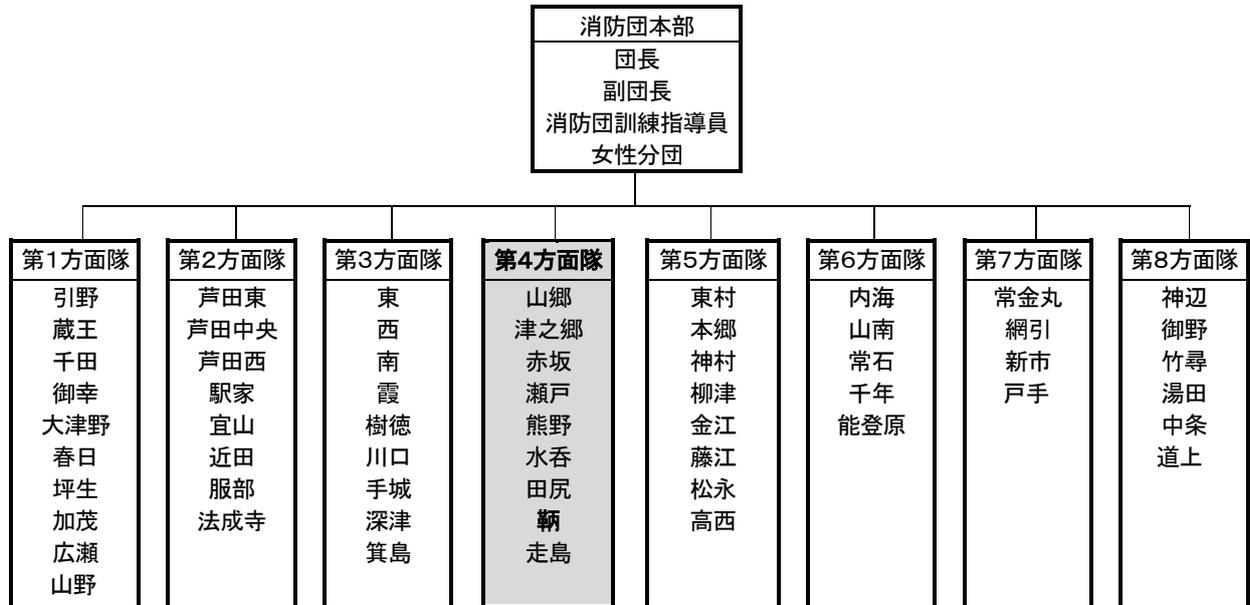


図 1-14 消防団の体制（構成）

第4方面隊鞆分団

団員数：45人（3班構成）

装備等：ポンプ車（1台）

小型動力ポンプ（2機）

普通積載車（2台）

ウ 防災組織

災害時に備えて住民が自発的に参加する自主防災組織があるが、本市では市内 80 学区のすべての地区で組織されている。

保存地区を含む鞆学区にも自主防災組織（鞆学区自主防災協議会）があり、また、防火協会が組織されて、防災訓練などを実施している。

しかしながら、鞆町においては人口の減少と高齢化が進み、このような活動の担い手の確保・育成が難しくなってきている。

1-2 保存地区の概況

(1) 保存地区の構成 (字)

保存地区を構成する字は、西町、道越町、石井町、関町、江之浦町及び古城跡（鞆の浦歴史民俗資料館の立地する区域）である。

また、保存地区に隣接又は近接する字は、北側に田中、鍛冶町、西側に草谷、大明神、南側に古城跡（大可島城跡や円福寺が立地する区域）がある。（図1-15参照）

※字に関する歴史的な経緯（沿革）については、次の「(2) 保存地区の沿革」を参照

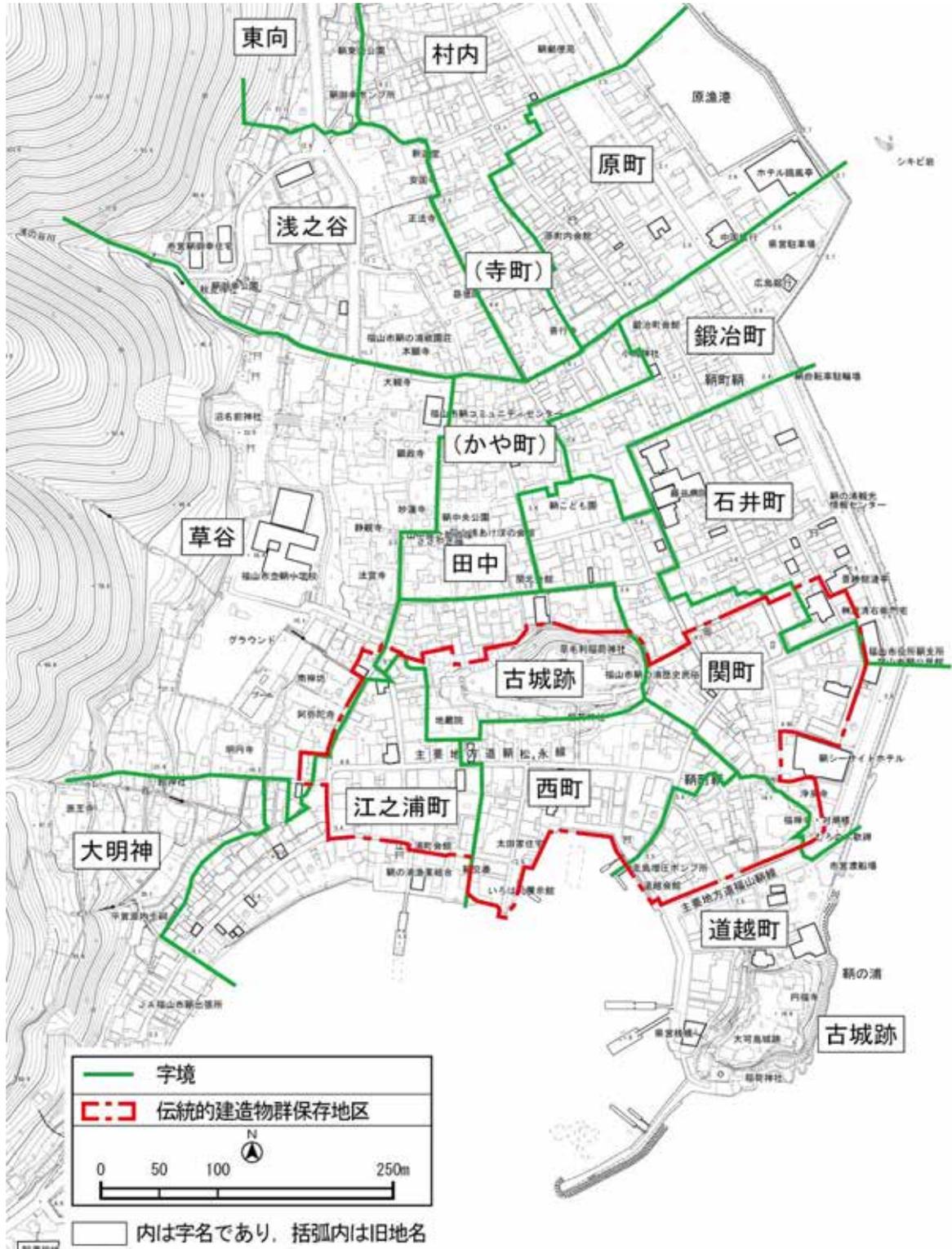


図1-15 鞆町（一部）の字・旧地名

(2) 保存地区の沿革

【鞆の概要】

本市は、広島県の東南端に位置する。うち、鞆町は、1889年(明治22年)の町村制施行で近世福山藩の鞆町と後地村によって成立した沼隈郡鞆町を引き継ぎ、1942年(昭和17年)には田尻村、走島村と合併して町域を拡大し、1956年(昭和31年)に福山市に編入されて今日に至る。本市中心部から南へ約15kmの距離にある港町で、瀬戸内海に突き出た沼隈半島の東南端に位置する。西部には南北に急峻な山が連なり、東部は海岸線を成し、その間の狭あいな平地に形成された市街地は、北に向かって^{すば}窄み、南は鞆港に面している。

鞆港は湾を成し、南東に向かって開く湾口は、陸続きである東部の大可(おおが)島と、西部の明神岬によって形成される。付近の海域には、仙酔島や弁天島、玉津島等の大小の島々が散在し、これらが海蝕崖を成す海岸線や港の風景等と共に生み出す景勝は、名勝「鞆公園」や瀬戸内海国立公園として保護されている。このうち、鞆港を中心とする一帯は、時として町場も含めて鞆、鞆の浦や鞆の津と呼ばれている。

【鞆の歴史】

鞆は、瀬戸内海のほぼ中央に位置する。西の関門海峡と豊予海峡、東の紀淡海峡と鳴門海峡からそれぞれ入り込む潮が、満潮時には鞆沖でぶつかって流れを止め、干潮時には東西に引く。また、周辺の島々が波除けの役割を果たすため、鞆港は古くから潮待ちの港として重要な地位を占め、内海交通の要衝として栄えてきた。国内では最も古い歴史を持つ港町の一つと言われ、神功皇后が^{わたす}渡守神社(現在は沼名前神社)に寄って大綿津見命に海路安全を祈願した言い伝え等も残る。

鞆の地名の文献上の初見は、『万葉集』である。730年(天平2年)12月、大伴旅人が大宰府から都に帰る途中に当地に立ち寄り、亡き妻を想って詠んだ歌に「鞆浦」が表れる。

平安時代後期の源俊頼の自家集^{さんぼくきかしゅう}「散木奇歌集」には、1097年(承徳元年)、俊頼が九州からの帰路に鞆で詠んだ歌の詞書^{ことばがき}として「まだ日が高いので、ほかに良い泊があれば通過しようと言ったのだが、外の船がみんな鞆の港に入るので留まることにした」旨を記しており、この頃には、鞆が潮待ちの港としての機能を備えていたことが推察される。

中世の鞆は、南北朝時代や戦国時代を中心に、瀬戸内の重要な軍事拠点となり、鞆合戦などの戦火に見舞われたこともあった。室町幕府最後の将軍である足利義昭は、1573年(天正元年)、織田信長によって京都を追われ、鞆に居住し幕府の再興を画策したが、叶わなかった。この間は、規模は小さいながら幕府が鞆におかれ、鞆幕府とも呼ばれている。

江戸時代に入り、1600年(慶長5年)、芸備両国の領主となった福島正則は、備南の守りを固めるため、鞆城を再築して枝城とした。しかし、1615年(元和元年)の「一国一城令」を前に鞆城は廃城、福島氏も1619年(元和5年)には改易となり、その後には水野勝成が入封し福山城を築城した。その子の勝俊は、1639年(寛永16年)、2代藩主となって鞆を去るまで、鞆城跡の御屋敷に居住したといわれる。このため、福島氏入国後からの一時期、鞆は城下町的色彩を呈した。勝俊が去ると、鞆は再び港町的性格を強め、1650年(慶安3年)の祇園宮鐘銘に「古来商旅貿易之地也」と記されるように他国商事の商港として繁栄していった。

1672年(寛文12年)、河村瑞軒によって西廻り航路が整備されると、北前船の主要寄港地となり、鞆は瀬戸内海航路の玄関口として活気を呈し、商業は著しい発展を見せた。江戸期の絵図や絵画からは、鞆港に大型の船が出入し、船問屋や廻船問屋等の商家とその浜蔵が港に面して並び、^{がんぎ}雁木や波止、^{たてぼ}焚場、常夜燈、船番所などの港湾施設が整備されたこ

とがわかる。また、鞆は海駅としても重要な位置を保ち、朝鮮通信使、琉球使節、オランダ商館長、参勤交代の西国大名等が度々寄港した。シーボルト、頼山陽や坂本龍馬なども足跡を残している。

江戸時代後期になると、備後地方の港湾拠点尾道に移るものの、鞆は福山藩最大の港としての地位を保ち、1889年(明治22年)の町村制施行においては沼隈郡鞆町となって郡役所が置かれた。1891年(明治24年)の山陽鉄道の開通や、1914年(大正3年)の鞆軽便鉄道の全線開通、1918年(大正7年)に開始された福山・鞆間のバス営業など陸路の発達により、舟運に頼った産業は衰退を余儀なくされたが、伝統的な鍛冶業を基盤とする鉄鋼業の再興や、鞆名産の「保命酒」や生酢等の醸造業、魚網・漁具の製造業、漁業や水産加工業等により、昭和初期頃まで町勢を保った。また、1932年(昭和7年)には、鞆の浦や阿伏鬼等が瀬戸内海国立公園に指定され、景勝地として全国に知れ渡るようになった。

戦後は、1956年(昭和31年)に福山市と合併して福山市鞆町となり、市の外港や観光地としての役割を担ってきた。鍛冶業は、1960年(昭和35年)に市街地北部の埋め立て地に形成された鉄鋼団地に引き継がれた。一方、保命酒は、江戸時代からの伝統を守りながら、現在も4軒が醸造販売を続けている。こうした中、地理的な不便さもあって、総じて大きな開発圧力を受けることなく今日に至り、瀬戸内の要港として発展してきた歴史的な町並みを今日に至るまで良好に残している。

【保存地区の範囲と位置づけ】

鞆は、中世から町が形成されていたと考えられるが、近世以前の港の位置や町の範囲等については、遺構の検出も断片的であり、明らかではない。現在の町割りは、概ね「元禄絵図」とも称される「鞆町絵図」(沼名前神社所蔵)や1700年(元禄13年)の「備後国沼隈郡鞆町屋敷御検地水帳」に示されるものを引き継いでいる。

近世の鞆町は七町に区分され、古城跡を海岸線に沿って取り巻くように、南西から北東に向かって江之浦町、西町、道越町、関町、石井町、鍛冶町、原町が配置された。字古城跡南部の西町、道越町、関町は商業に特化された区域、その東西の江之浦町、石井町は商家と漁師、職人等が混在する区域、北東部の鍛冶町や原町は職人や漁師の集住する区域であった。また、七町の西側山麓部や大可島には社寺が置かれた。

鞆町は、全体として、こうした都市の構造と景観を良く引き継いでおり、このうち保存地区は、特に中世から舟運による商業地として栄え、鞆の中核を成した西町、関町、道越町を中心とする8.6ヘクタールについて、区画し、その歴史的風致の回復、維持、向上を図ろうとするものである。

(3) 保存地区の特徴

【街路の基本構成】

鞆は、古代より継続的に発展してきた港町であり、戦国時代に鞆城が築かれた小丘陵である古城跡から、中世まで島であった大可島へ続く岬状の地形に沿って町は発展し、古城跡を取り巻くように街路が形成されている。市街地は埋め立てによって拡大してきたので、丘陵部に近いところに中世の街区が残り、海岸に近づくほど近世・近代の大型の街区になる。(図 1-16 参照)

【西町】

保存地区の中央にある西町は、古城跡の南側に室町時代に形成された街区であり、戦国時代に鞆城の一部に取り込まれた後、江戸時代には埋め立てによって南に拡張された。建造物の多くは江戸時代のものであり、鞆港の岸壁に沿って雁木や常夜燈、浜蔵などの江戸時代の港湾景観を形成していた建造物が残る。海からは、港湾施設、西町の町並み、古城跡が重なる風景を眺めることができる。

【関町、道越町】

西町から東へ延びた主要道は北へ折れて大可島へつながる鞍部を越えて、東側の海岸に出る。この一帯に形成された関町は、その名が示すように鞆が海の関として機能した古い時代から続く街区で、向かいにある島に立つ弁天堂をみる路地などに鎌倉時代からの景観がうかがえるが、現在の建物は明治時代を中心に、その前後のものが混じる。一部は、鞆随一の商人であった大坂屋上杉家の屋敷で、現在も数棟の江戸時代の建物が残り、街区の北端には近代の再開発の町並みも残る。西町から東へ延びた主要道は、南へ折れると港へ出るが、その道に接して近世初頭に福島正則が造成したと伝わる道越町がある。その北側部分が保存地区に含まれ、現在は江戸・明治・大正・昭和戦前期の4時期の建造物が混じりあう。港に面する大可島を望む街路は、福島時代の埋め立てにより大可島と陸続きになったときのものと地誌類は伝えており、港を形づくる形状や幅員は近世初頭の面影を残し、大可島の先端から延びる大防波堤と共に港の景観を形成する。

【江之浦町】

西町から西へ延びた主要道は、山麓におかれた寺町に沿って南下した道とぶつかり南に折れる。この一帯は江之浦町と呼ばれ、その東側の西町とつながる範囲が保存地区に含まれる。南半には室町時代の海岸線が道になった湾曲する路地があり、それよりも南は江戸時代の埋め立て地であるが、狭い路地の両側に江戸時代と明治時代の建物が並び、古い港町の景観を残す。北半は古城跡と西側山麓に挟まれた三角形の街区をなし、現在は大正・昭和戦前期の建造物が多いが、中世に形成された街区であり、医王寺や北へと延びる寺町と接し、鞆の別の表情をみせる。

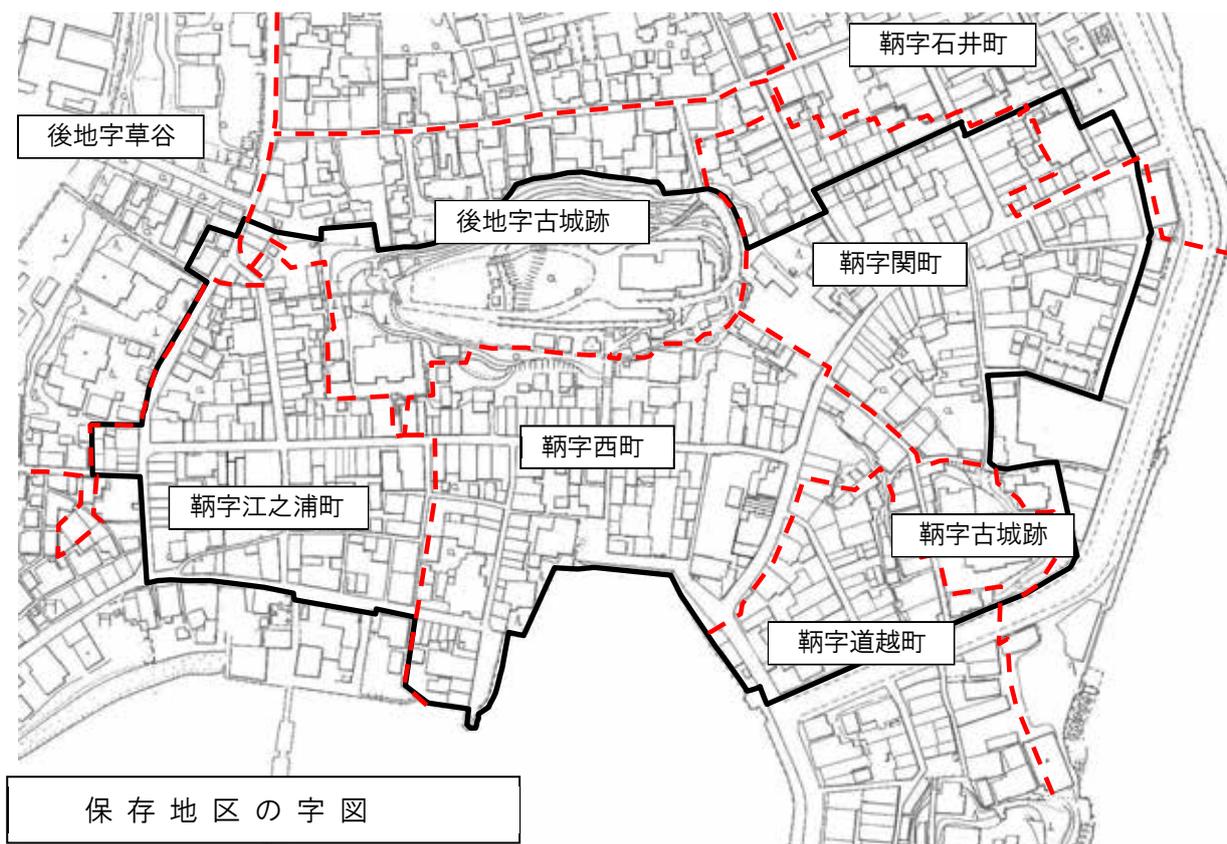


図 1-16 保存地区及びその周辺の字

(4) 保存地区の調査や建造物の保存修理等の経過

鞆は、1973年(昭和48年)に、いち早く伝統的建造物集中地域として文化庁からリストアップされた。

1975年(昭和50年)には、鞆は文化庁によって全国10市町の調査補助対象地域に選定された。それに伴い、同年、福山市教育委員会は「伝統的建造物群保存対策協議会」を設置し、文化庁・広島県教育委員会の補助を得て最初の町並み調査を行った。その結果を、1976年(昭和51年)に福山市鞆町町並調査報告書『鞆の町並』として発刊したが、調査対象は、西町の中心地区約5,000㎡(南北約100m,東西約50m)という限定された地域であった。

この調査報告を受けて、1978年(昭和53年)には、伝統的街区の保存活用を具体化するための諸調査と具体的な計画案の作成を目的に再調査を行い、調査結果は1980年(昭和55年)に福山市鞆町町並調査報告書『鞆歴史的記念地区の再開発』としてまとめた。また、1988年(昭和63年)には『鞆町歴史的地区環境整備街路事業調査報告書』がまとまり、それに沿って、1989年(平成元年)から環境整備街路事業を実施した。更に1990年(平成2年)には「鞆地区景観形成(町並み保存)調査委員会」を設置し、景観形成の基本計画及びその実現化方策の検討を行い、1991年(平成3年)に『鞆地区景観形成(町並み保存)調査報告書』としてまとめた。

このように、3次にわたる調査に基づき、町並み保存の計画案が示されたが実現に至らず、本市は1996年(平成8年)、新たに『鞆地区まちづくりマスタープラン』を作成し、鞆地区の計画的かつ総合的な「まちづくり」の指針を示した。その基本方針のひとつに「歴史的文化遺産の保全・活用」をあげている。

「鞆地区町並み現況調査」は、1997・1998年(平成9・10年)の2年間をかけて建造物と石造物について実施した結果、中には老朽化の激しい建物も多く、早急な保存修理が必要な状況にあることが確認された。また、若者の町外への流出、高齢者人口の増加などにより、空き家の数も多く、建物の維持が困難な状況も併せもち、伝統的な建物が取り壊されるといった例もみうけられた。

こうした状況を鑑み歴史的町並みを保全するため、本市は1998年度(平成10年度)に「福山市鞆地区町並み保存整備推進事業実施基本要綱」を制定し、修理、修景に対する補助事業に取り組んできた。1998年度(平成10年度)から2002年度(平成14年度)の5年間で修理・修景事業を実施した。その後4年間の中断があったが、2007年度(平成19年度)から補助事業を再開し、2019年度(令和元年度)までに124件の補助事業を実施した。

そうした中、2000年(平成12年)9月27日に保存条例を制定し、2008年(平成20年)3月31日には、伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行った。

保存地区内には史跡「朝鮮通信使遺跡鞆福禅寺境内」が所在し、史跡内の「対潮楼」は、1990年(平成2年)から2年間をかけて、「福禅寺本堂」は1997年(平成9年)から3年間をかけて、保存修理事業が実施された。対潮楼から眺める絶景は、多くの観光客を魅了している。

重要文化財「太田家住宅」の保存修理事業は、1996年(平成8年)から始まり、約6年の歳月をかけて2001年(平成13年)に完了した。「太田家住宅」と「太田家住宅朝宗亭」は、港町鞆を代表する商家の遺構で、保存地区の中核として位置づく重要な建造物群である。ここはボランティア団体「太田家住宅を守る会」の管理運営によって、2002年(平成14年)から、建物の内部公開が行われている。

また、市重要文化財「鞆の津の商家」は、鞆の商家の典型を示す貴重な建物であり、2003年度(平成15年度)から鞆・町並ひな祭の期間に併せて主屋の内部公開を行い、2008年度(平成20年度)からは土、日曜日、祝日にも、資料館活動推進協議会のボランティアにより内部公開が実施されている。

地元住民の保存団体としては、1997年(平成9年)に23町内会長による「鞆まちなみ保存推進委員会」が発足し、定期的に行行政との協議や研修の場をもった。また、保存地区内の9町内会でも随意会合をもち、具体的な内容について協議を重ねた。そして2017年(平成29年)11月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことを契機として、翌2018年(平成30年)8月、鞆町住民を全委員会とする「鞆まちなみ保存会」を設立した。鞆まちなみ保存会は、福山市鞆町伝統的建造物群保存地区を中心とした、歴史的価値の高い港町鞆の浦を次代に継承するため、伝統的な町並みを保存、活用し、もって住民全体の活気あるまちづくりを推進することを目的として活動を始めたところである。課題としては町並み保存についての住民意識を高める必要があり、引き続き住民啓発に努めている状況である。今後は「鞆のまちづくり」という視点を基本に、住民と行政が一体となって町並み保存整備事業に取り組んでいかなければならない。

(5) 伝統的建造物群の特性

町並みの景観をつくる重要な要素としての町家の建築的特色は、敷地の間口が小さい点が第一に挙げられる。二間幅(図1-18参照)が全体の3割を占めて最多である。これに一間半幅(図1-17参照)以下、及び二間半幅(図1-19参照)を含めると全体の5割超が、近世の標準の間口といわれる三間よりも小さく、中世起源の地割りに起因する。

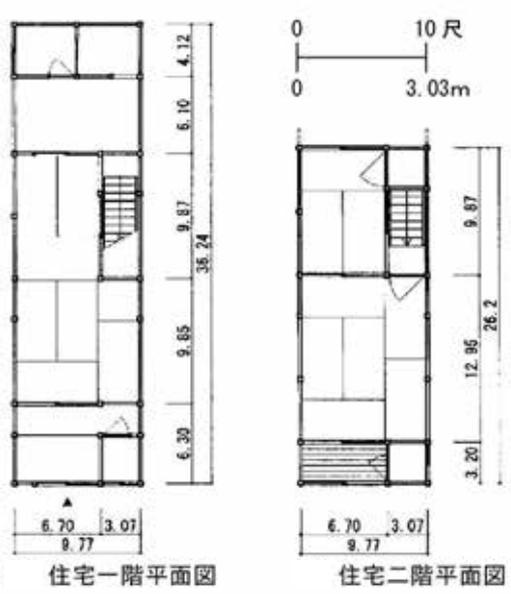


図 1-17 一間半住宅の例

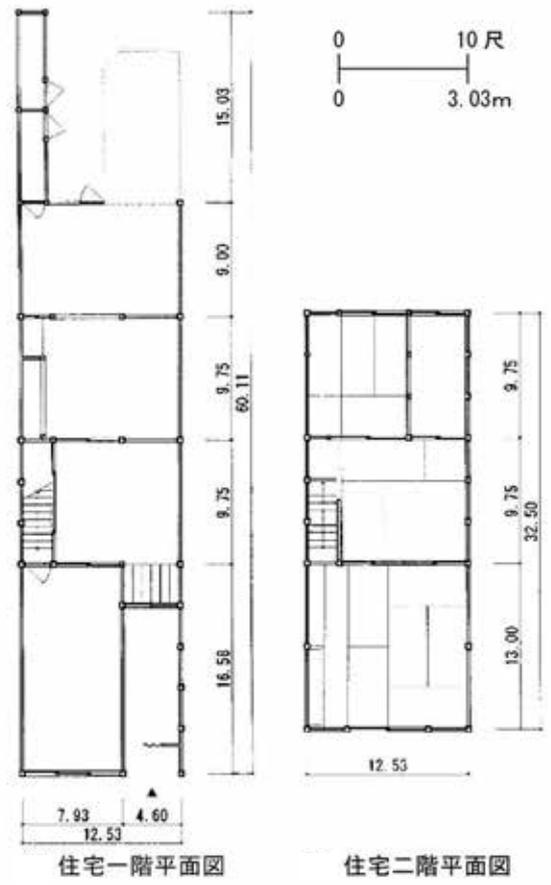


図 1-18 二間住宅の例

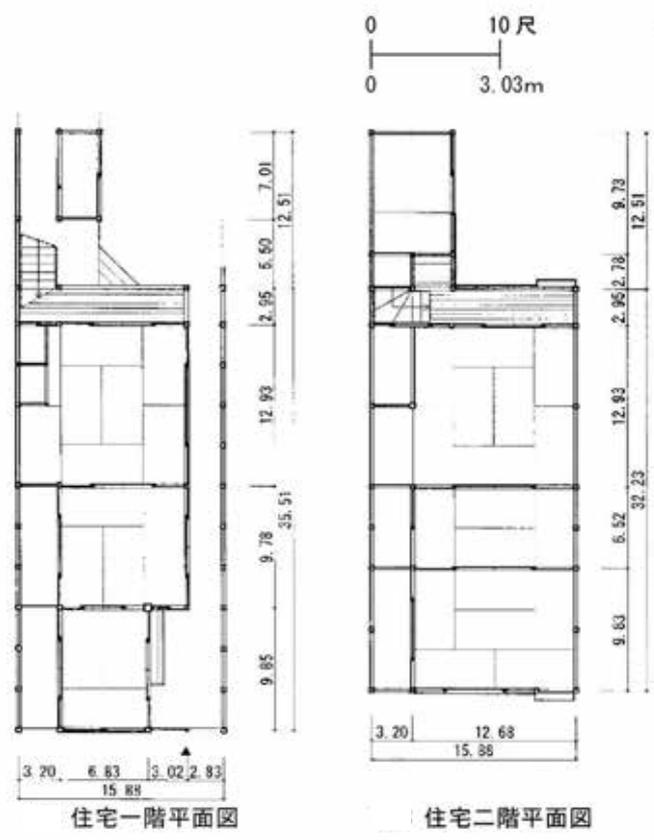


図 1-19 二間半住宅の例

注：平面図記載の寸法は、尺貫法における尺による数値。

このため平面形式も一列型になり、間口が大きくても通り土間を広げて一列型を守るのが町家の特色である。これらは、中世港湾都市の建築的特色が残る点である。

町家の外観は、本瓦葺の切妻造、平入、真壁造が基本で、角地及び庭に面する場合のみ入母屋造となっている。最古の17世紀の町家でも四寸五分の瓦葺勾配であることから、棧瓦葺が普及する18世紀以前から瓦葺であり、本瓦葺は古い屋根形式が継承された結果であろうと考えられる。棧瓦葺は大正期以降になって普及した。

外形は、一階の外壁を二階の外壁よりも半間前を出して、尾垂れと呼ぶ下屋をつくる。しかし、近代になると小規模な町家では一、二階の外壁を同じ位置として通し柱を使い、腕木で庇を支える構造も出現し、その場合は荷重を軽くするために庇のみ棧瓦葺（古くは板葺）とするが、それらも含めて下屋や庇の軒高は揃えられており、景観上の特色となっている。

このように、軀では、本来、大壁造やそれに伴う虫籠窓^{むしこ}、海鼠壁^{なまこ}なども使用されていなかったが、近代以降は徐々に取り入れられ、ベンガラの使用も含めて近代的要素として町に彩りを添えている。

明治期以前の商家は、一階を半蔀^{はじとみ}（この地域では蔀帳^{ぶちょう}と呼ぶ。）とし、昼間は開放していたが、ネコ等の侵入を防ぐために開口部の下方に低い格子を設置していることは港町らしい点である。出入口は大正時代まで大戸であったが、その後、ガラス戸やサッシが使われるようになっていく。そのほかの開口部は、一階、二階とも出格子や平格子を使い、明治末期以降になると二階に肘掛窓も使われている。格子は古いものほど太く、長短を規則的に配置する親子格子とするが、格子の配列が多様である点も軀の町並み景観の特色となっている。

狭い土地に家屋が密集する軀では、早くから二階の居室化が発生しており、17世紀の町家でも背が高い特色がある。そこに後から建てられる建物は、隣家の虻羽^{へらば}（切妻屋根や片流れ屋根で、妻側の外壁から出ている屋根部分）を越えない習慣があったので、新しい建物が古い建物よりも低くなる現象が発生している。

このほか棟の位置を奥に寄せたり、奥行きが狭い所では片流れの屋根にしたりするなど家屋を大きく見せる傾向もある。道越町や西町の路地裏には貴重な江戸時代の裏長屋も現存するが、裏長屋でさえ本瓦葺であるのも軀らしいといえる。

更に、明治期、大正期の建物や昭和初期の洒落た西洋的な近代建物が、近代港町の斬新な文化を象徴するように建てられ、近世の建造物とよく調和している。

浜蔵には、石積の基礎、海鼠壁、漆喰の白壁、本瓦葺の屋根、焼杉板や舟板貼りの壁などが今も残っており、浜蔵が残る様子は、港町であった特徴がよく表れている。

（6）保存地区における伝統的建造物及び環境物件の件数

ア 伝統的建造物

保存地区内に所在する概ね昭和30年代までに建てられた建築物で、当地の伝統的な建造物の特性を良く表し、その維持又は復原が可能と認められる町家、土蔵、社寺建築等を「伝統的建造物（建築物）」として特定する。

また、保存地区内に所在する概ね昭和30年代までに建てられた工作物で、伝統的な工法によりその特性を良く表している門や塀、石造物、港湾施設等を「伝統的建造物（工作物）」として特定する。（表1-7参照）

イ 環境物件

伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する物件で、保存地区の歴史的風致を保存するため、特に必要と認められる自然物や土地を環境物件として特定する。(現時点では対象となる物件はなし。)(表 1-7 参照)

表 1-7 伝統的建造物及び環境物件の件数 (2020年10月現在)

分類	件数	備考
伝統的建造物(建築物)	258件	
伝統的建造物(工作物)	85件	門, 塀, 石造物, 港湾施設等
環境物件	0件	現時点で特定した物件はない



路地を挟んで建ち並ぶ伝統的建造物(建築物)。土蔵造りは防火帯の役割を担う



主要地方道鞆松永線に面する伝統的建造物(建築物)。右手は鞆の津の商家



伝統的建造物(工作物)である雁木など



伝統的建造物(工作物)である福禅寺(対潮楼)の石垣

1-3 保存地区の現況

(1) 用途別建築物の現況

保存地区の建築物を用途別にみると、住宅を中心とした構成となっている。

その中で、主要な通り沿いなどには店舗併用住宅や商業・業務施設、また、主要な通りの背後地などでは土蔵等の倉庫が、数多く立地している。

この他、文教厚生施設（寺院や医療施設など）、宿泊施設、作業所（作業所等併用住宅、工場・工業施設）なども立地している。（図1-20 参照）



つしにかい むしこまど
厨子二階と虫籠窓がある住宅



手前は作業所併用住宅と推定。左手は店舗併用住宅

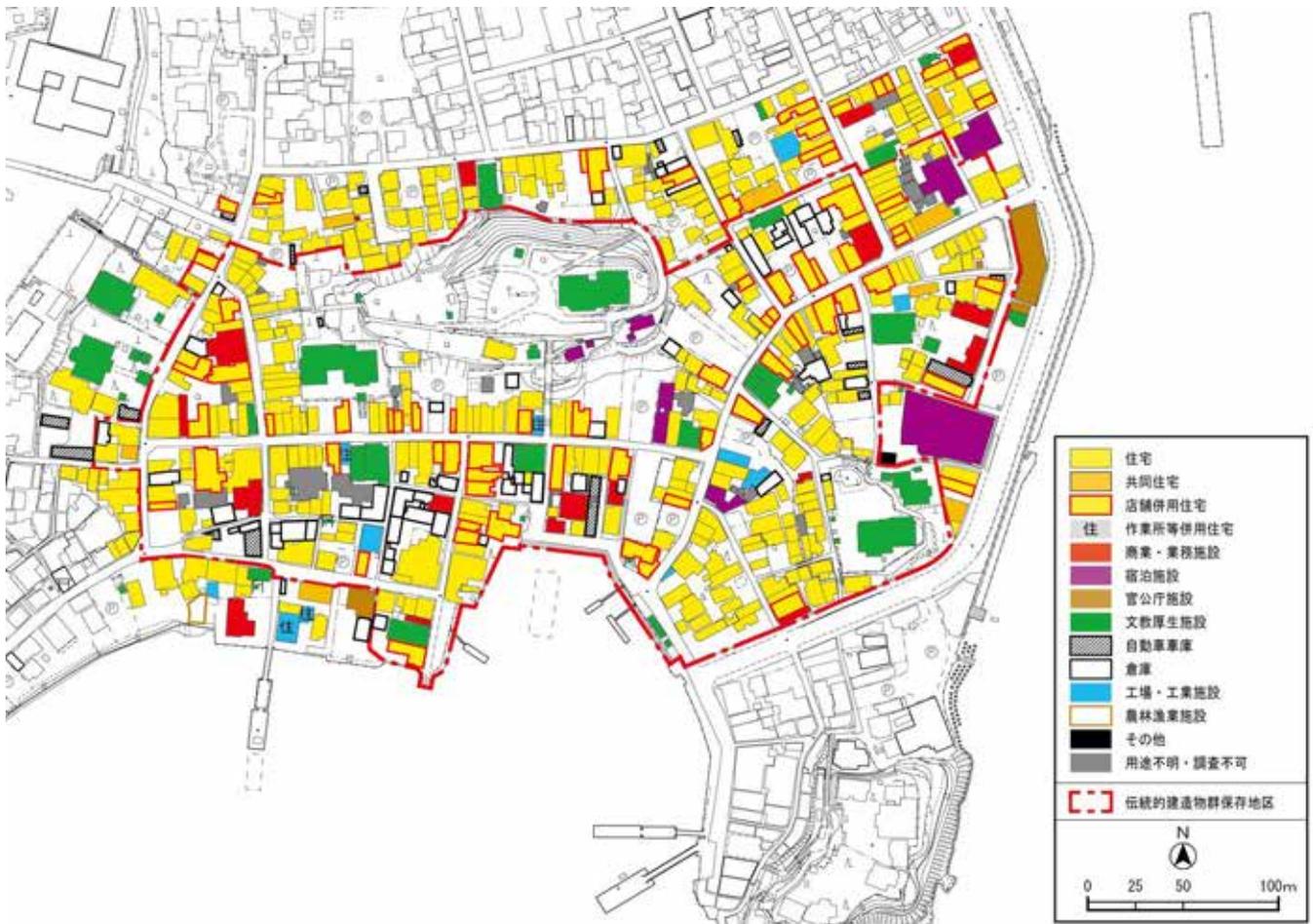


図1-20 建築物の用途

(2) 構造別建築物の現況

保存地区の建築物を構造別にみると、木造及び防火木造（外観の目視から外壁，軒裏等がモルタル，金属板などで覆われていると確認できたもの）を中心とした構成となっており，主要な通りの背後地などでは土蔵も比較的多く立地している。

また，一部では鉄骨造や鉄筋コンクリート造もみられる。（図 1-21 参照）

木造の建築物が連続して立地する区域では，構造的に延焼の危険性が高い。一方で，防火木造や土蔵，鉄骨造，鉄筋コンクリート造の建築物は，延焼の防止又はその抑制の効果があるといえる。



連続的に立ち並ぶ土蔵など



木造建築物の中に非木造建築物が点在する区域

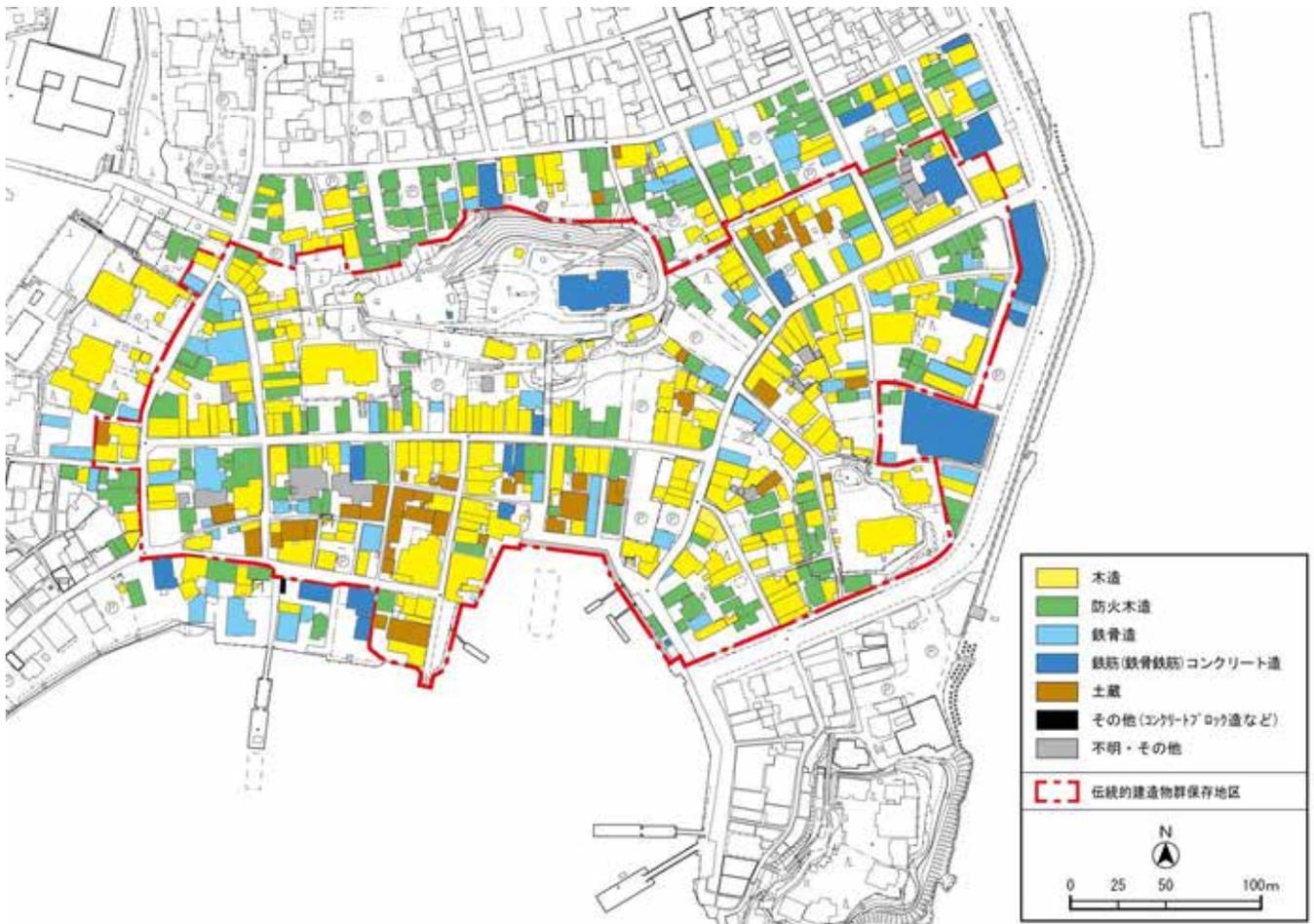


図 1-21 建築物の構造

(3) 階数別建築物の現況

保存地区の建築物を階数別にみると、大半が2階以下の建築物である。

こうした中に、4階建てが5棟、5階建てが1棟あり、約20棟の3階建ても点在している。(図1-22参照)



保存地区の隣接・近接地（東側など）には一部、高層（5階建て以上）の建築物が立地



保存地区内は低層（2階以下）の建築物が大半を占める
木造建築物の中に非木造建築物が点在する区域

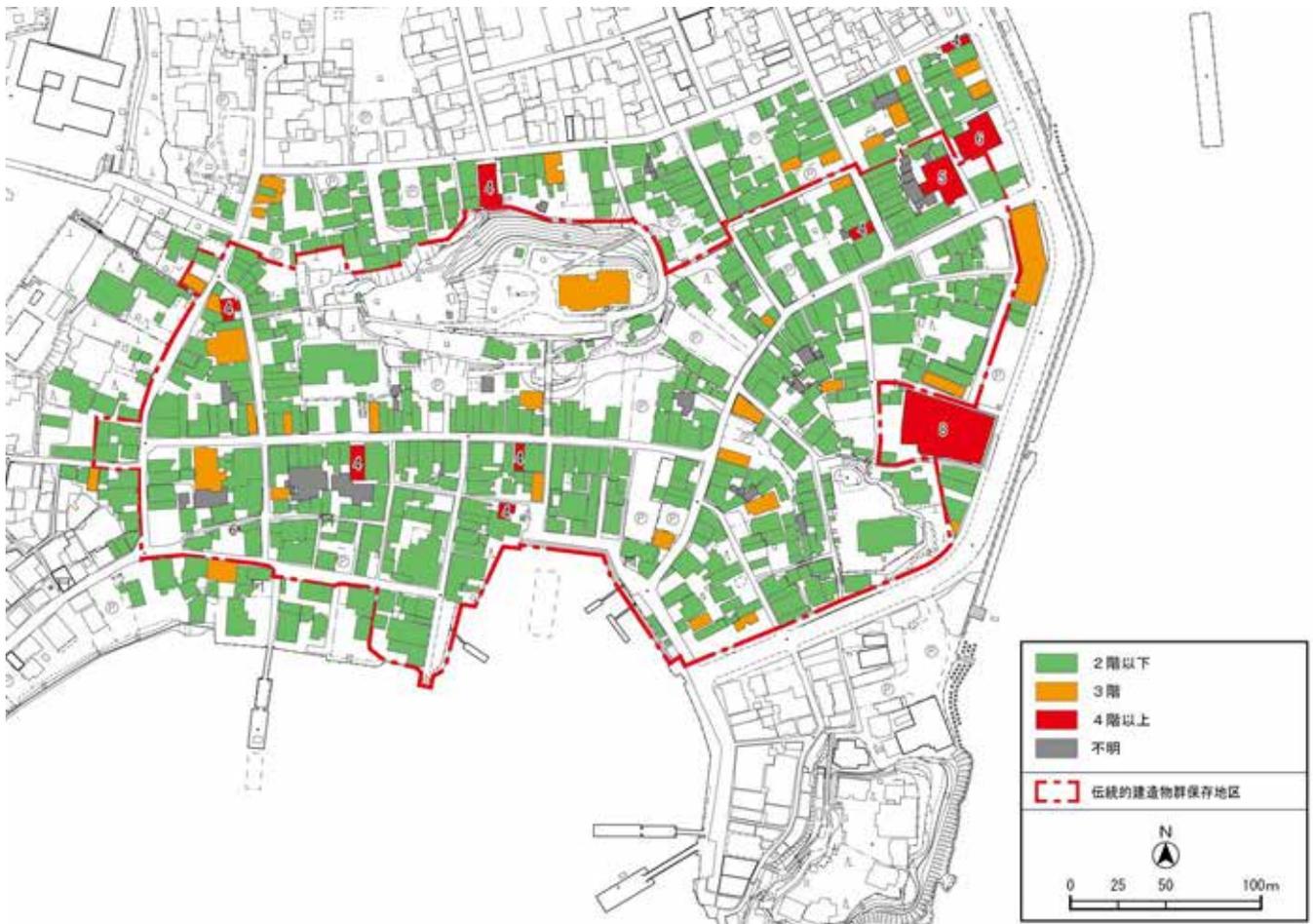


図1-22 建築物の階数

(4) 年代別建築物の現況

保存地区の建築物のうち築50年以上の建築物を江戸、明治、大正～昭和30年代に区分すると、3つの区分の建築物がほぼ同数で分布している。

特に江戸時代の建築物が西町、江之浦町で多く残されている。(図1-23 参照)



江戸、明治期の建築物が建ち並ぶ。(西町・主要地方道鞆松永線沿道)



大正～昭和30年代の建築物。(石井町・主要地方道鞆松永線沿道)

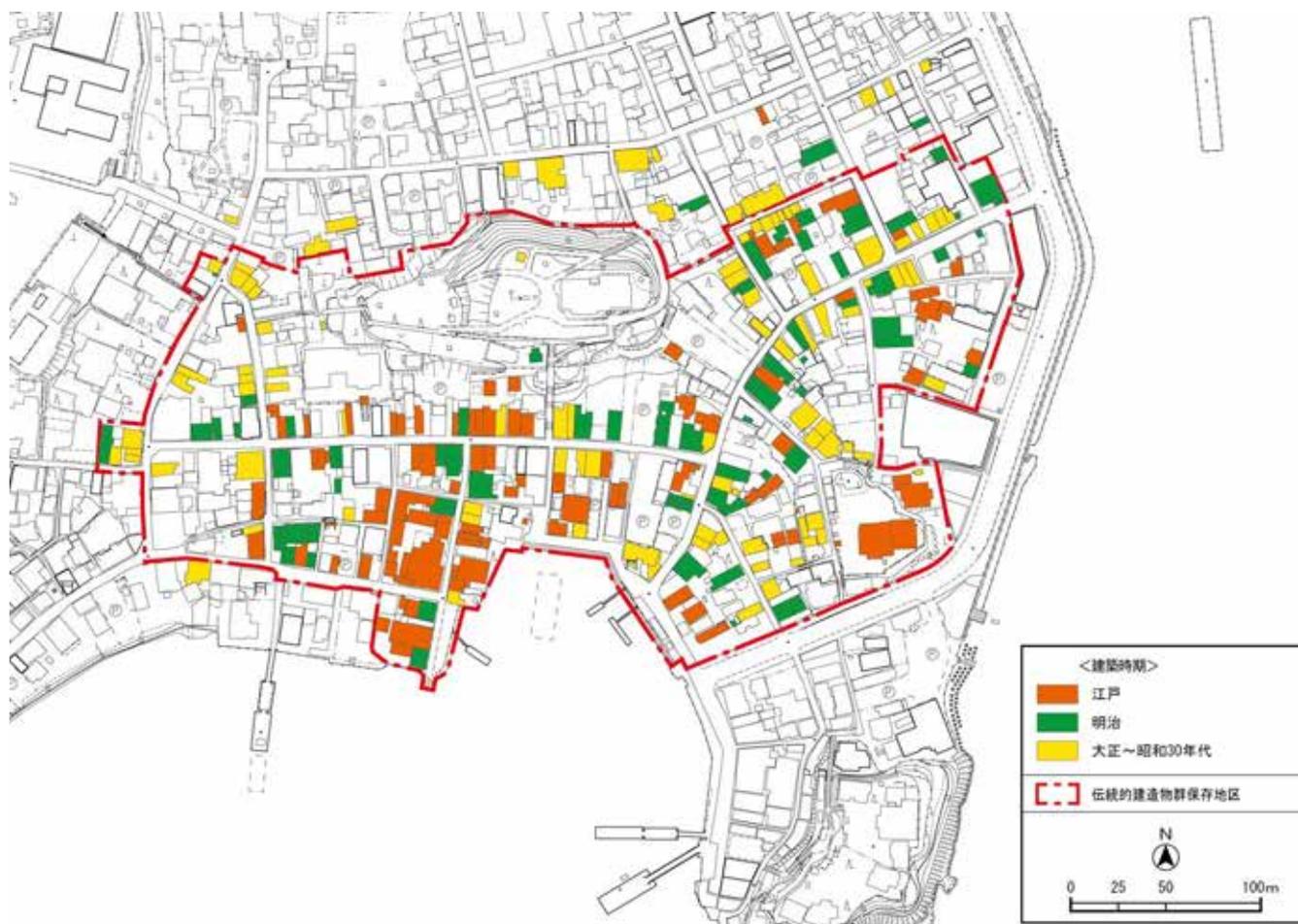


図1-23 年代別建築物の現況

(5) 建築物の隣棟関係（蟻羽、壁の共有）

保存地区においては、隣同士の建築物が接した状態にあり、柱間の隙間がない場合が多くみられる。

さらに、保存地区では建築の時期も関係して、蟻羽^{けらば}が隣の建築物の上に出ている場合が多数みられる。（図 1-24 参照）その多くは、軒裏の垂木、野地板が木材の現しとなっている。

また、一部ではあるが隣同士で壁を共有している場合がある。

こうしたことは、保存地区の特徴の一つである一方で、火災や地震に対する建築物の防災性の弱さが指摘される。



蟻羽がはみ出し、壁を共有している建築物

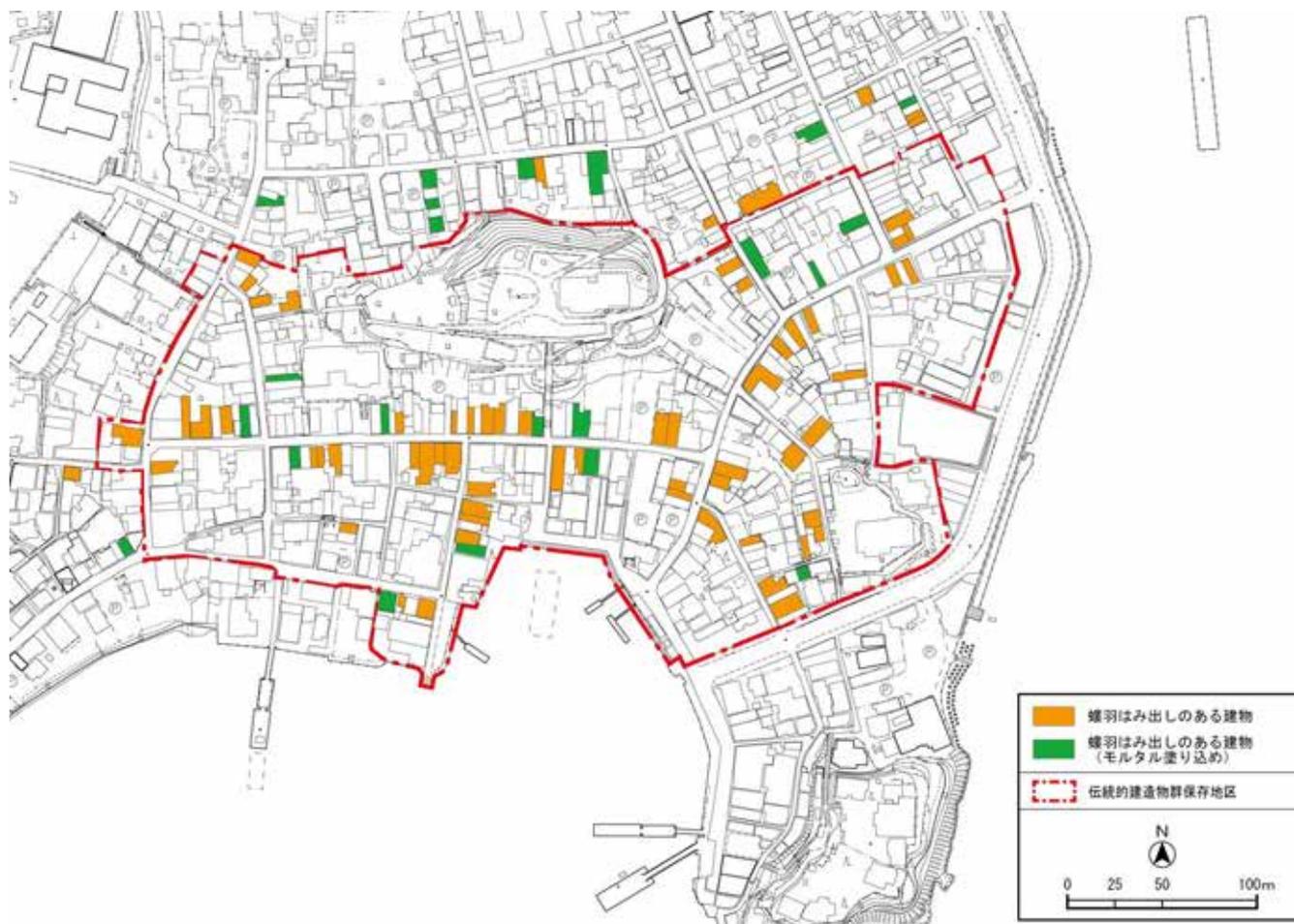


図 1-24 建築物の隣棟関係（蟻羽）

(6) 管理別道路の現況

保存地区の道路を管理別にみると、主要地方道福山鞆線が東側の臨海部を通り、鞆港に突き当たる。また、鞆支所北側を起点に、主要地方道鞆松永線が西へ町中を抜けている。

これらにつながる形で市道が町中を通るとともに、古城跡や江之浦町などでは里道・私道が各敷地をつないだり、通路となったりしている場所もある。(図 1-25 参照)



保存地区内を東西に貫く主要地方道鞆松永線



主要地方道鞆松永線から港側へと続く市道

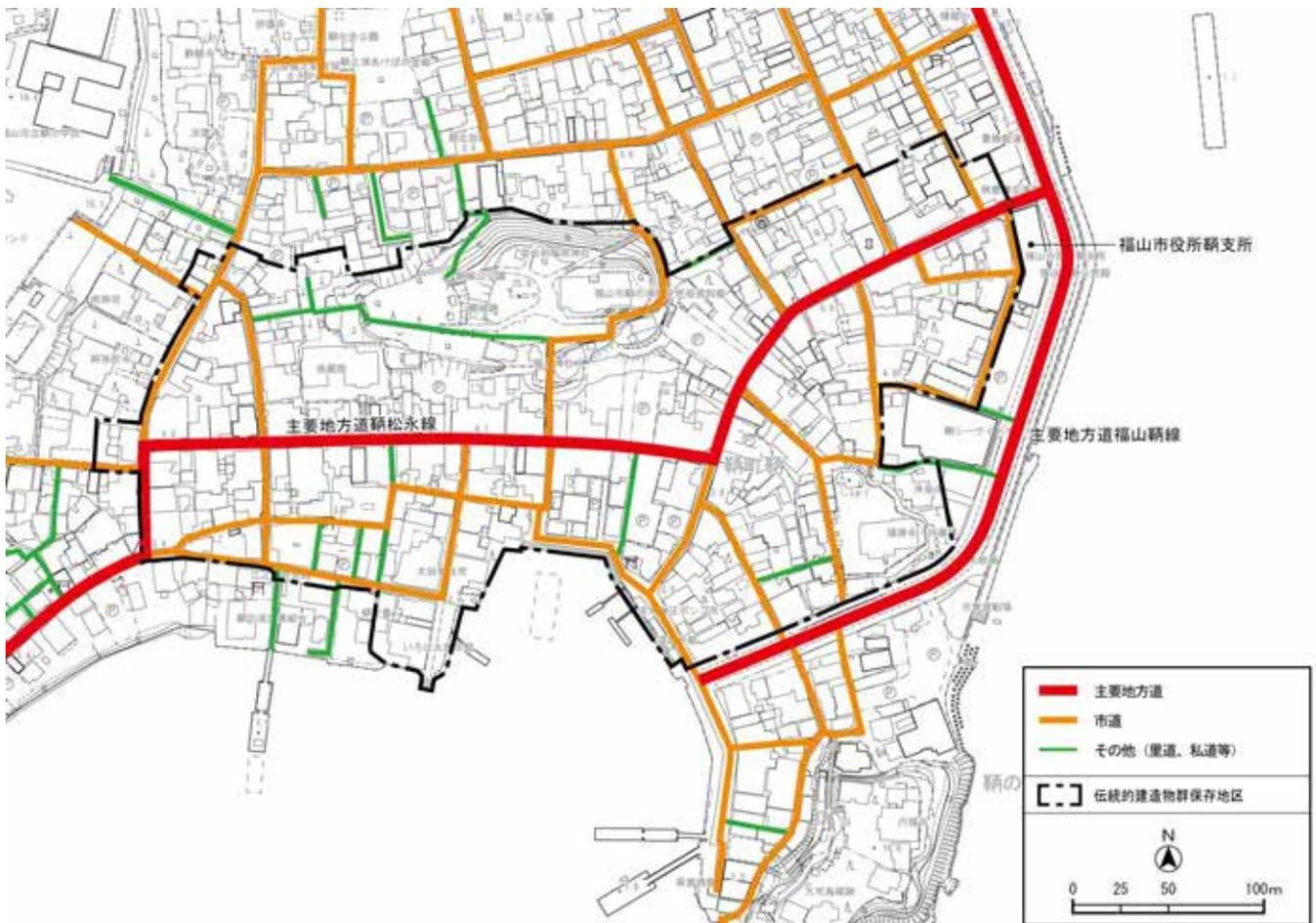


図 1-25 管理者別道路網の現況

(7) 幅員別道路の現況

保存地区の道路網を幅員別にみると、幅員6m以上は東側の海沿いの主要地方道福山線などに限られている。

町中を通る主要地方道鞆松永線は、離合が難しい幅員4m未満の区間もある。

また、市道の多くは幅員4m未満であり、2m未満及び階段状の区間も多く、こうしたところでは車両の通行ができない。

里道・私道については、一部を除き、幅員2m未満となっている。(図1-26 参照)

<保存地区及びその周辺における緊急時の交通状況>

保存地区及びその周辺において火災が発生した場合、主要地方道鞆松永線で交通事故が発生した場合などにおいて、消火・救急活動等により保存地区の東西の交通が不可能となり、周辺では大規模な渋滞が発生すると予想される。なお、2019年(平成31年)に保存地区内で発生した火災では、消防活動のため長時間、一般車両を通行止めをしている。

また、緊急車両が到着する前に一般車両が渋滞した場合には、消火や救急に著しい遅れを来す恐れがある。

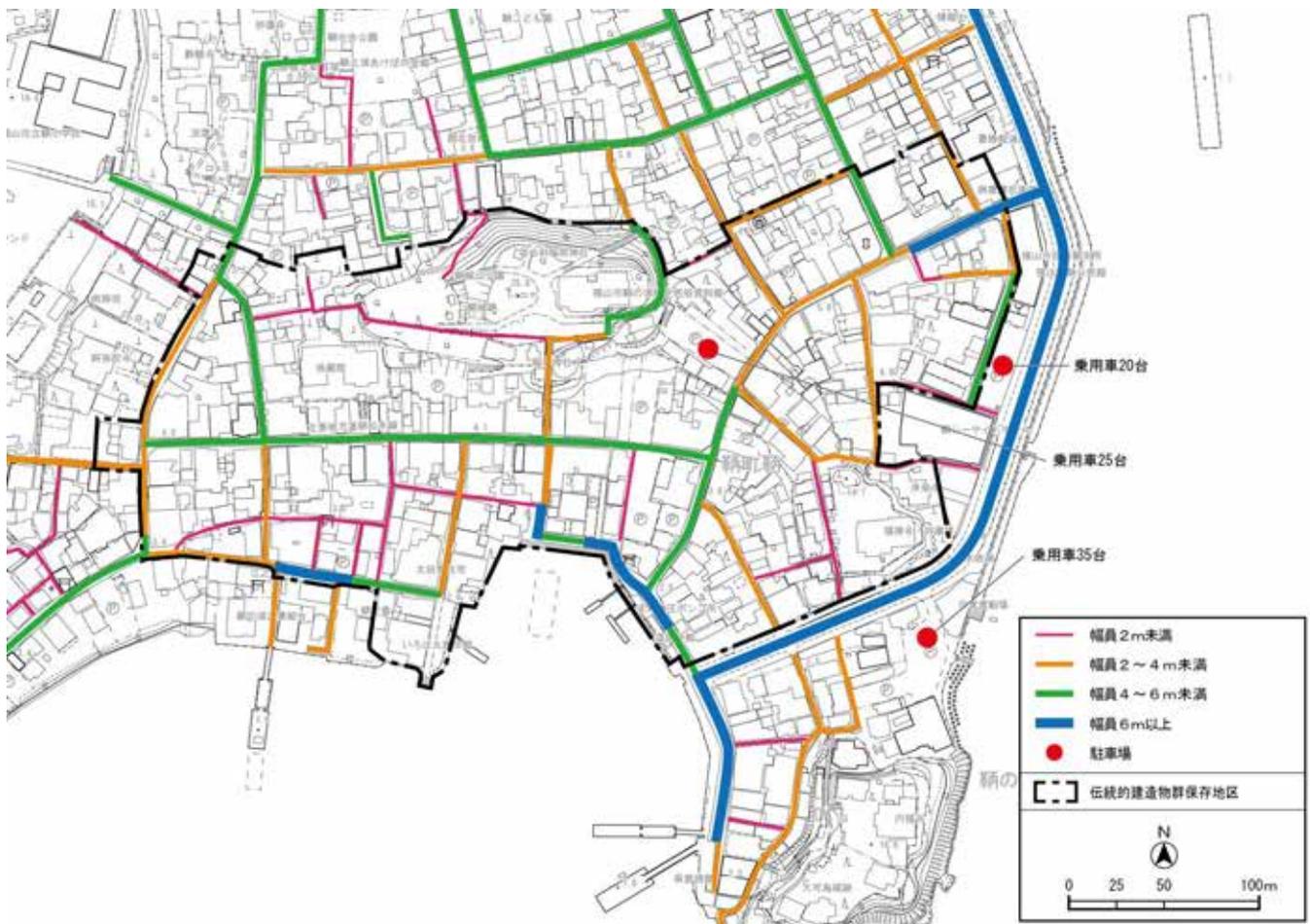


図1-26 幅員別道路の現況

(8) 公共施設及び避難場所・避難所等の現況（立地状況）

保存地区及びその周辺において、公共施設などの立地状況は次頁の図のようになる。(図 1-28 参照)

<本市が指定している避難場所・避難所>

本市が指定している避難場所・避難所は3箇所となる。

- 福山市鞆公民館（避難場所・避難所）
- 鞆の浦学園（避難場所・避難所）
- 福山市鞆コミュニティセンター（避難場所・避難所）
- ※鞆町内にはもう1箇所（鞆の浦学園(旧鞆中学校)）ある。

<一次避難場所>

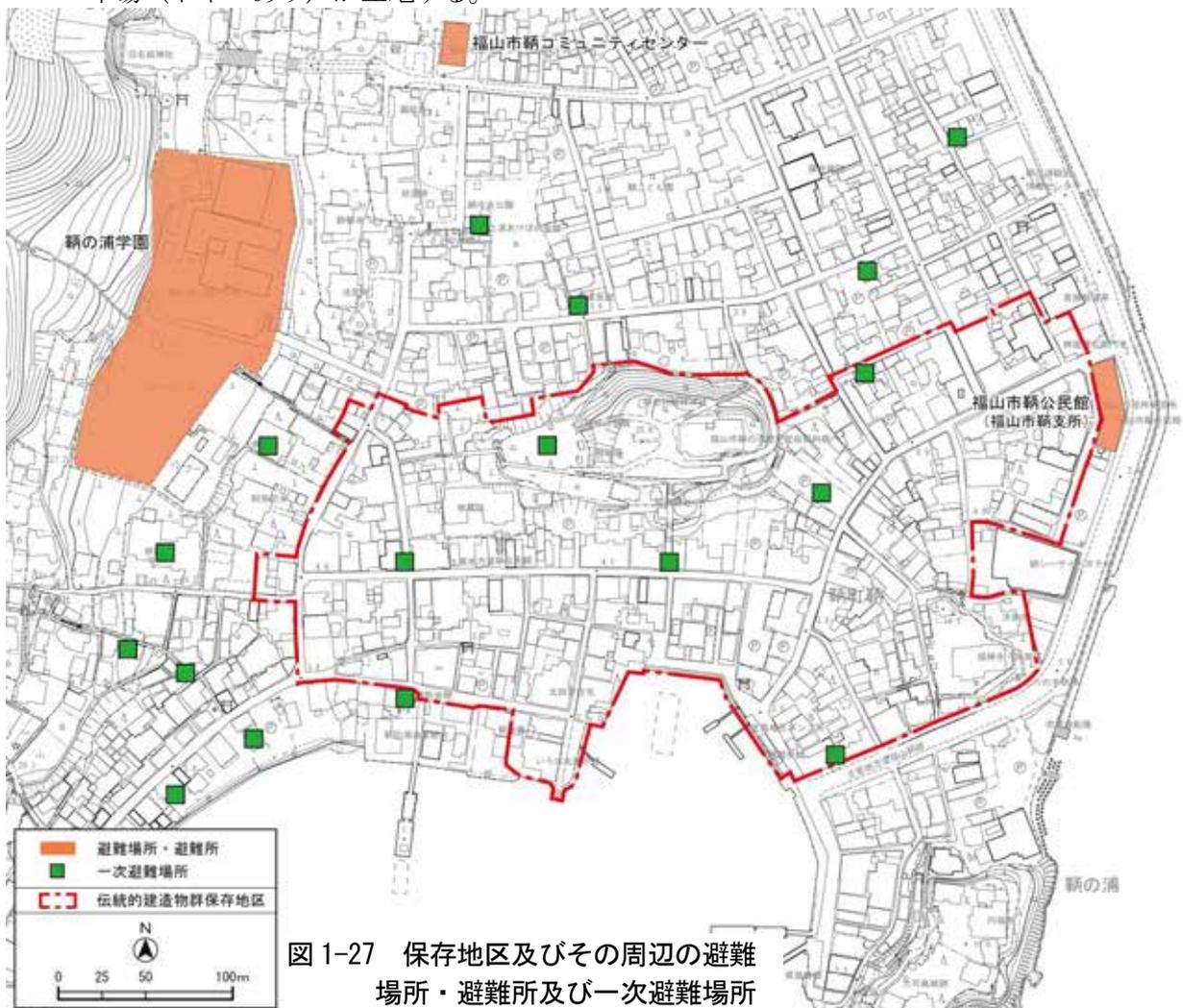
一次避難場所は、鞆学区自主防災協議会において町内会ごとに定めた指定避難場所に避難する際の一次的な集合場所であり、保存地区には6箇所ある。(図 1-27 参照)

<保存地区内の公共施設・公共用地>

保存地区における公共施設・公共用地は、次のようになる。

- 鞆の浦歴史民俗資料館
- 鞆城山公園
- 鞆の津の商家（東側に隣接して駐車場，トイレ）
- 鞆の浦駐車場（鞆の津の商家の西側），支所駐車場
- （仮称）鞆町町並み保存拠点施設（2021年度完成予定）

また、保存地区に隣接して福山市役所鞆支所・鞆公民館，消防団器具庫，鞆の浦第2駐車場（トイレあり）が立地する。



福山市が指定した「避難場所」

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。災害種別に応じて指定

福山市が指定した「避難所」

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所(建物)

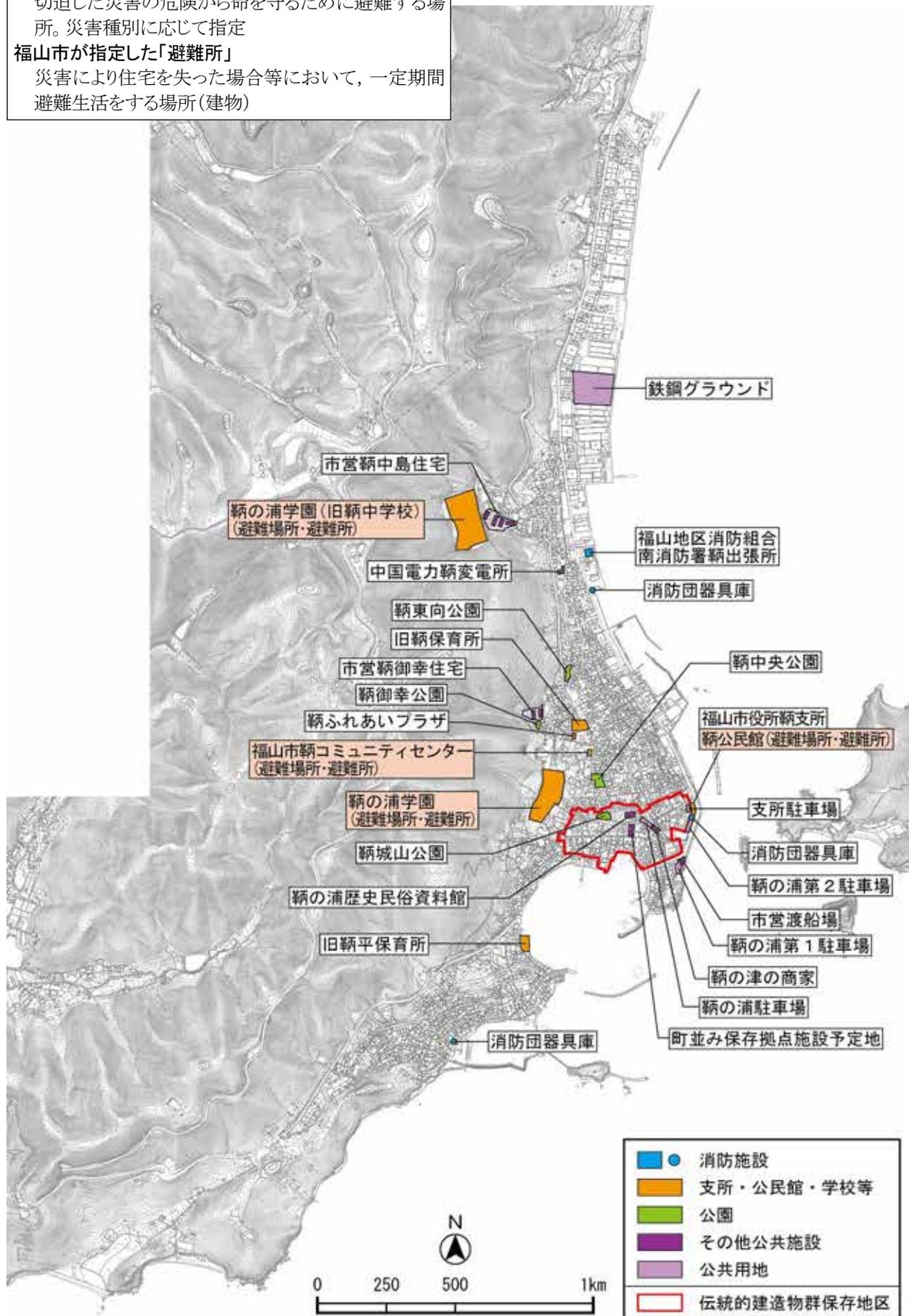


図 1-28 公共施設及び避難場所・避難所の現況 (立地状況)

(9) 消防施設・消防水利等の現況

保存地区及びその周辺における消防施設・消防水利等の現況は、次頁の図のようになり、消防施設としては、保存地区の北側約1kmに南消防署轄出張所、保存地区の東隣接地に消防団器具庫が立地する。(図1-30参照)

また、保存地区内の消防水利等は次のようになり、消防水利の利用は①消火栓、②防火水槽、③自然水利となっているが、自然水利(海水)の利用はまれである。(図1-29参照)

<防火水槽>

保存地区内においては1箇所である。保存地区周辺の近接地では、北と南、西に各1箇所あるが、南については海水利用となる。

なお、防火水槽は、地震発生時などの断水の可能性も考慮し設置している。ポンプ車1台で毎分2tの放水能力があるため、60tの防火水槽は30分程度で使い果たすことから、一般的な住宅1軒の火災でも、防火水槽1箇所では不足する場合が見込まれる。

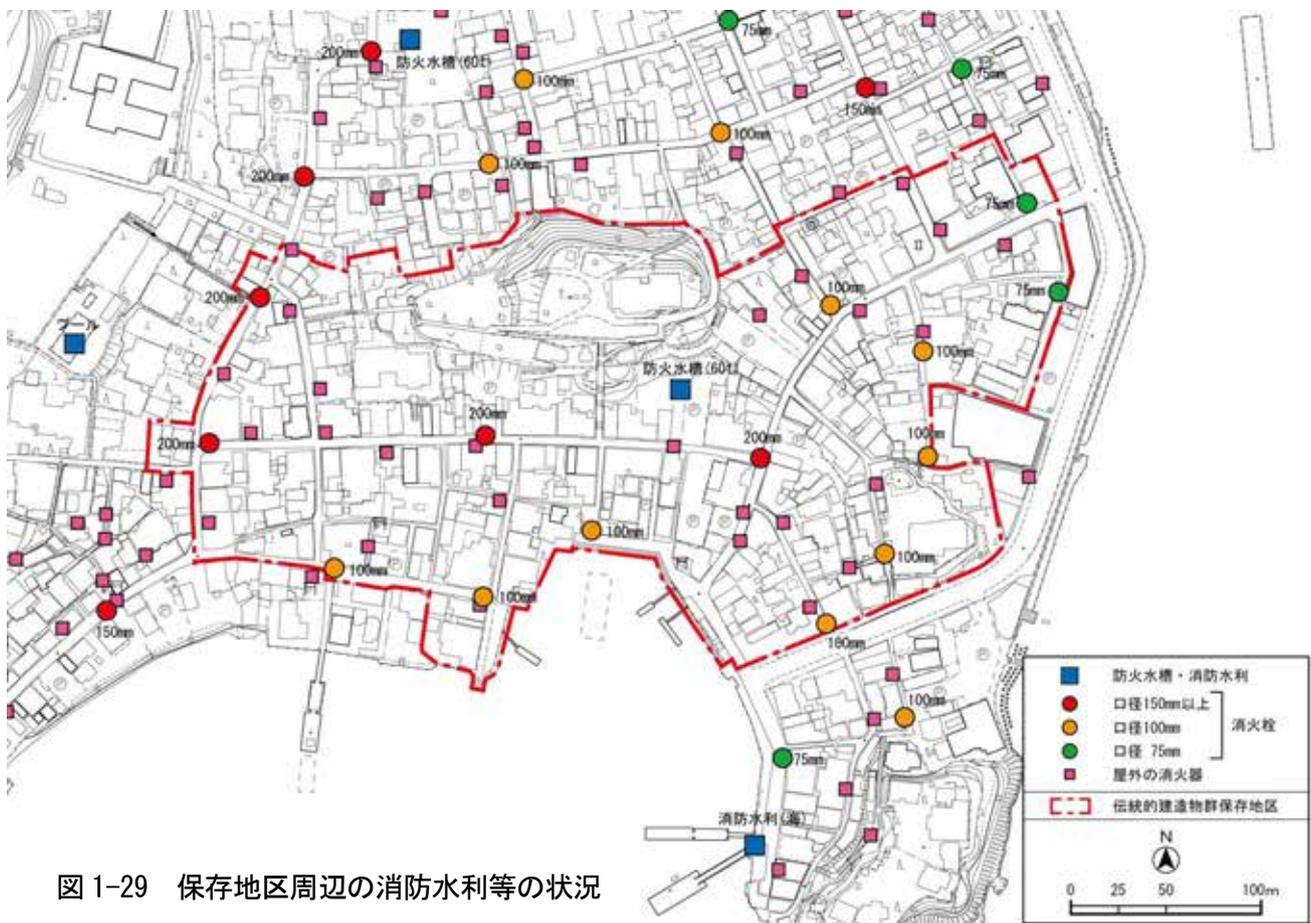
<消火栓>

消火栓からの直線距離100m以内で保存地区のエリアはカバーされているが、道路網の脆弱さ、木造家屋の密集などを考慮すると、路地の入り口付近などへの消火栓又は保存地区及びその周辺への防火水槽の増設が考えられる。(※消防活動困難区域：一般的に幅員6m以上の道路にある又は面している消火栓等から140m超の範囲)

なお、保存地区およびその周辺には2系統(北側からと西側から)の水管があるが、平地区側(西側)からの系統の水量は相対的に少ない。

<屋外の消火器>

町内会等により屋外に消火器が設置(1基/箇所)されているが、さらなる増設や消火器の複数化が期待される。



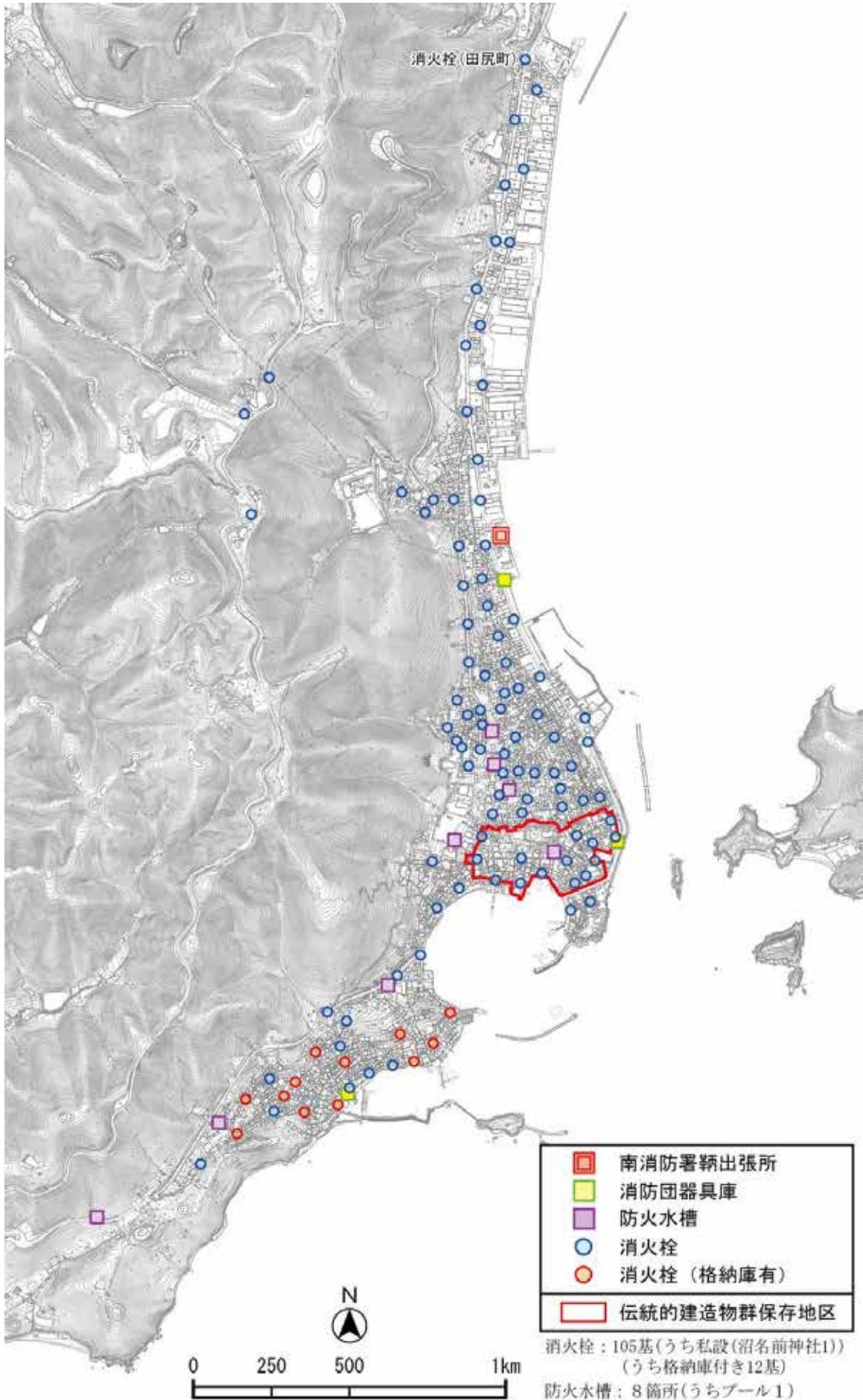


図 1-30 消防施設・消防水利等の現況

(10) 消防・避難行動の制約

ア 道路幅員と消火栓からみた消防活動困難区域

消防活動困難区域とは、「消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた区域をいう。」(国土交通省資料)とされる。市街地においては一般的に、消防ホース(10本を連結の200m)が消火栓からL字型に伸びたとして、概ねその対角線の長さ140mより遠いところを消防活動困難区域という。

この基準によると、保存地区及びその周辺における消防活動困難区域は、西側を中心に広がることになる。(図1-31参照)

ただし、保存地区においては建築物が密集し、かつ、道路が狭いことなどから、より安全側で現状を把握することが重要であり、消防ホース5本(100m)の対角線(約70m)でみると消防活動困難区域は、西側だけでなく、中央部にも広がり、さらに東側にも延びることになる。

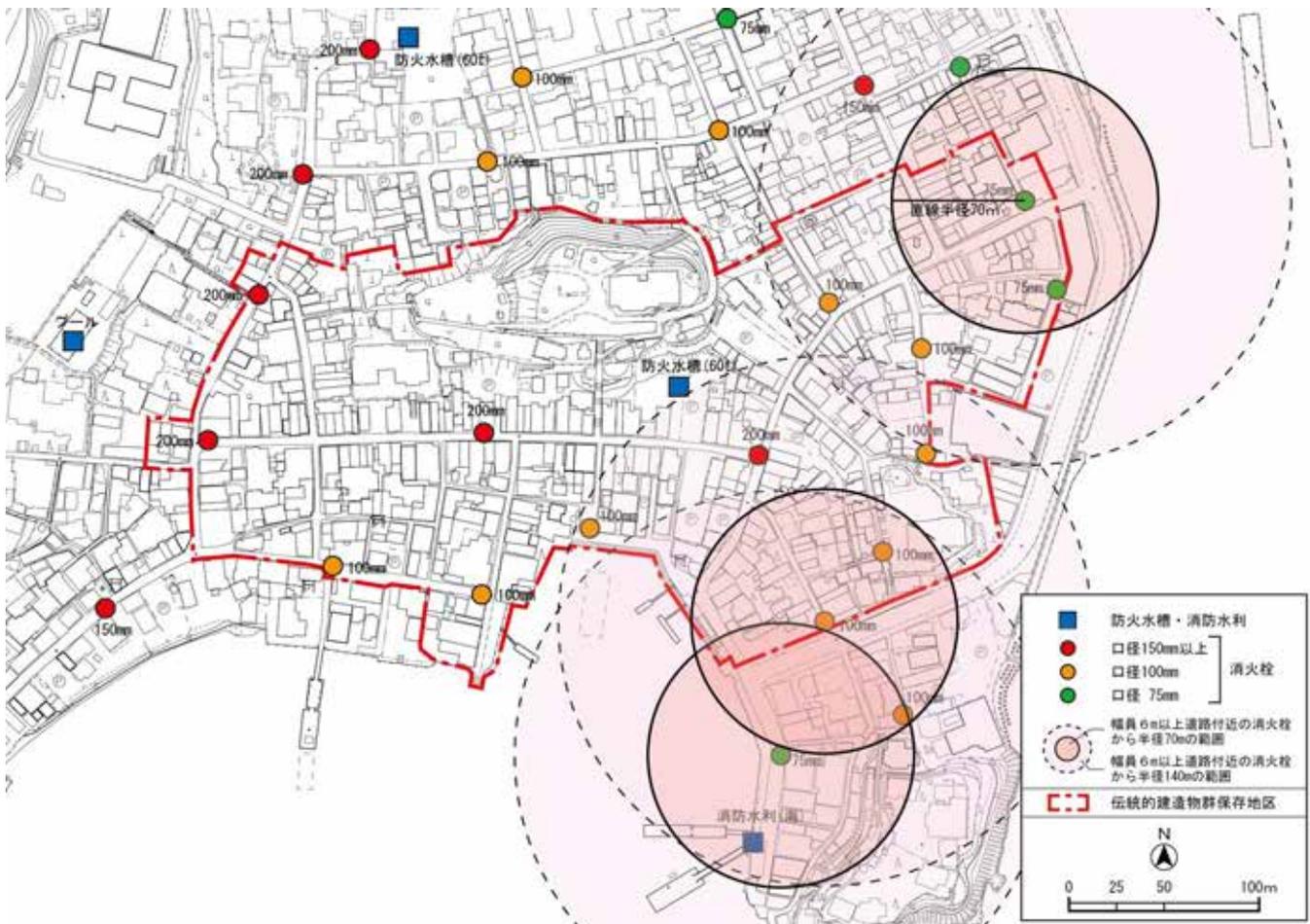


図1-31 消防活動困難区域（幅員6m以上道路付近の消火栓から70m又は140m以遠）

イ 道路等との位置関係からみた消防・避難行動制約区域

保存地区及びその周辺において、消防活動や避難行動が難しいと想定される区域を消防・避難行動制約区域として、次のように定義する。

- ・未接道敷地，幅員 2 m 未満の道路に接道している敷地（建築物）
- ・敷地の奥行きが長く（概ね 15m 以上），道路又は空地からのアクセスが難しい区域

消防・避難行動制約区域は，鞆城跡の山麓部，主要地方道鞆松永線の背後地，福禅寺の西側，及び鞆支所北西側の街区内に広がる。（図 1-32 参照）



幅員 2 m 未満の道路と沿道の建築物



福禅寺西側の小規模な敷地（建築物）が，傾斜地に密集する区域

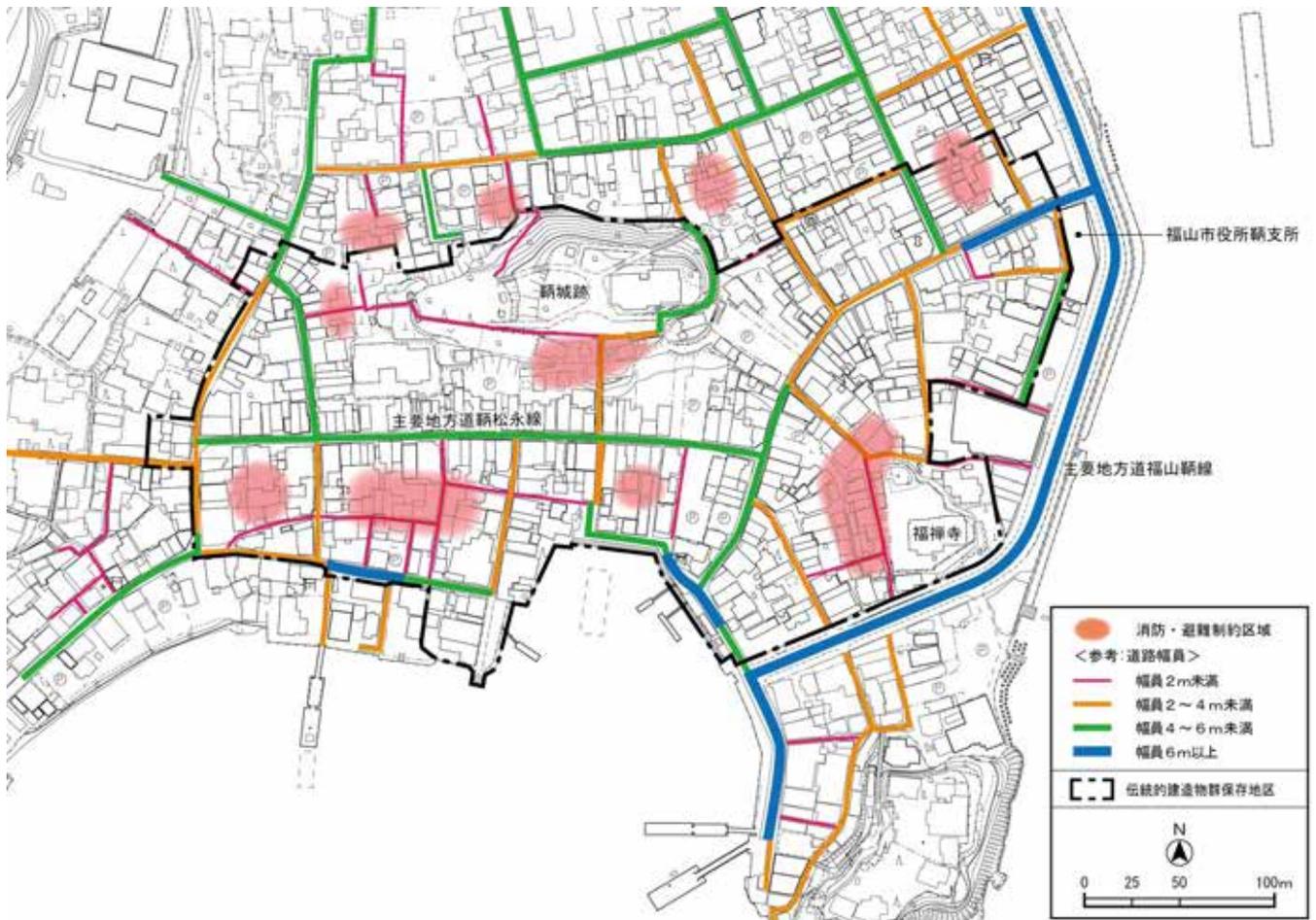


図 1-32 消防・避難行動制約区域

(11) 空地（オープンスペース）の現況

保存地区及びその周辺における空地（オープンスペース）の現況は、下図のようになり、保存地区の中央部でやや少なく、東側で相対的に多く立地している。（図1-33 参照）

このうち公有地6箇所は、すべて保存地区の東側に立地し、（仮称）鞆町並み保存拠点施設の用地以外（5箇所）は駐車場であり、うち3箇所は市営の有料駐車場となっている。

これら空地については、保存地区における修景基準に合致する建築物の新築を促進する一方で、立地や土地条件を勘案し、土地所有者等の理解と協力を得ながら、身近な（一時的な）避難の場、緊急車両の迂回路としての通り抜け空間、消防水利の整備、消火活動の場、車両の離合場所などとして暫定的又は恒久的に活用することが想定できる。

実際に、江之浦町、西町の主要地方道鞆松永線沿道では、空地（江之浦町）、駐車場敷地（西町）の一部が離合場所として利用されている。



主要地方道鞆松永線西側の空地（江之浦町）



市営鞆の浦駐車場

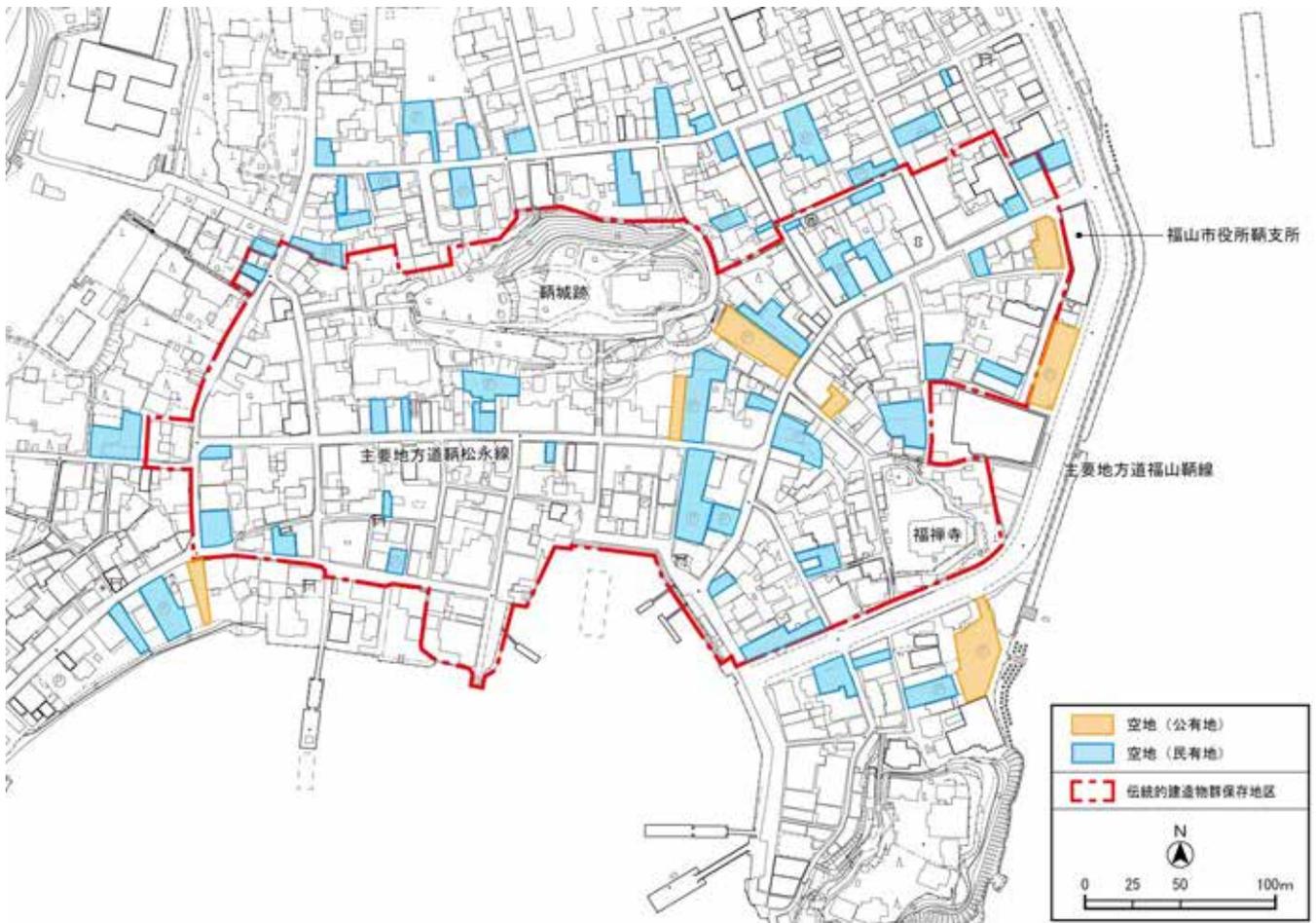


図1-33 空地（オープンスペース）の現況

(12) 計画区域における法規制等の現況

計画区域に係る文化財及び主な土地利用規制・建築規制等は、下表のようになる。
(表 1-8 参照)

このうち、保存地区を規定しているのは、都市計画法と文化財保護法に規定された伝統的建造物群保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）であり、それに基づき福山市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）を定めている。

また、土地利用に関する基本となる法制度は都市計画法に規定された用途地域であり、計画区域は大半が商業地域と近隣商業地域であり、西側の一部が第一種住居地域となっている（図 1-34 参照）。一般的には用途地域と一部連動しながら建築基準法がかかることになるが、保存地区においては、保存条例において定められた現状変更の規制や保存のための措置を確保するため、「福山市鞆町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例」を定めている。詳細は、次の 2-1 (1)「エ 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画」において、条例の内容を記載している。

表 1-8 計画区域に関わる主な土地利用規制や建築規制等

法規等	種別等	関連事項	所管
都市計画法 文化財保護法	伝統的建造物群保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）	福山市鞆町（福山市伝統的建造物群保存地区保存条例）	福山市
都市計画法	都市計画区域	備後圏都市計画区域	福山市
	区域区分	市街化区域	福山市
	用途地域	商業地域，近隣商業地域，第一種住居地域	福山市
	街区公園	鞆城山公園	福山市
	福山港臨港地区	鞆地区	広島県
文化財保護法 ※国指定（県・市指定等は省略）	重要文化財	太田家住宅，太田家住宅朝宗亭	文化庁
	史跡	朝鮮通信使遺跡鞆福禅寺境内	文化庁
景観法	福山市景観計画，福山市景観条例	大規模行為届出対象区域	福山市
建築基準法		福山市鞆町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例	福山市
港湾法	重要港湾	福山港（鞆地区）	広島県
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	保存地区の西側の一部	広島県
高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	不特定多数の人が利用する建築物，道路，公園及び公共交通機関等	広島県福祉のまちづくり条例	広島県
その他	土砂災害警戒区域・特別警戒区域	土砂災害ポータルひろしま ※本計画 1-1 「(8) 災害に関する危険度」を参照	広島県
	急傾斜地崩壊危険箇所及び被害が想定される区域土石流危険溪流及び被害が想定される区域	福山市土砂災害ハザードマップ ※本計画 1-1 「(8) 災害に関する危険度」を参照	福山市

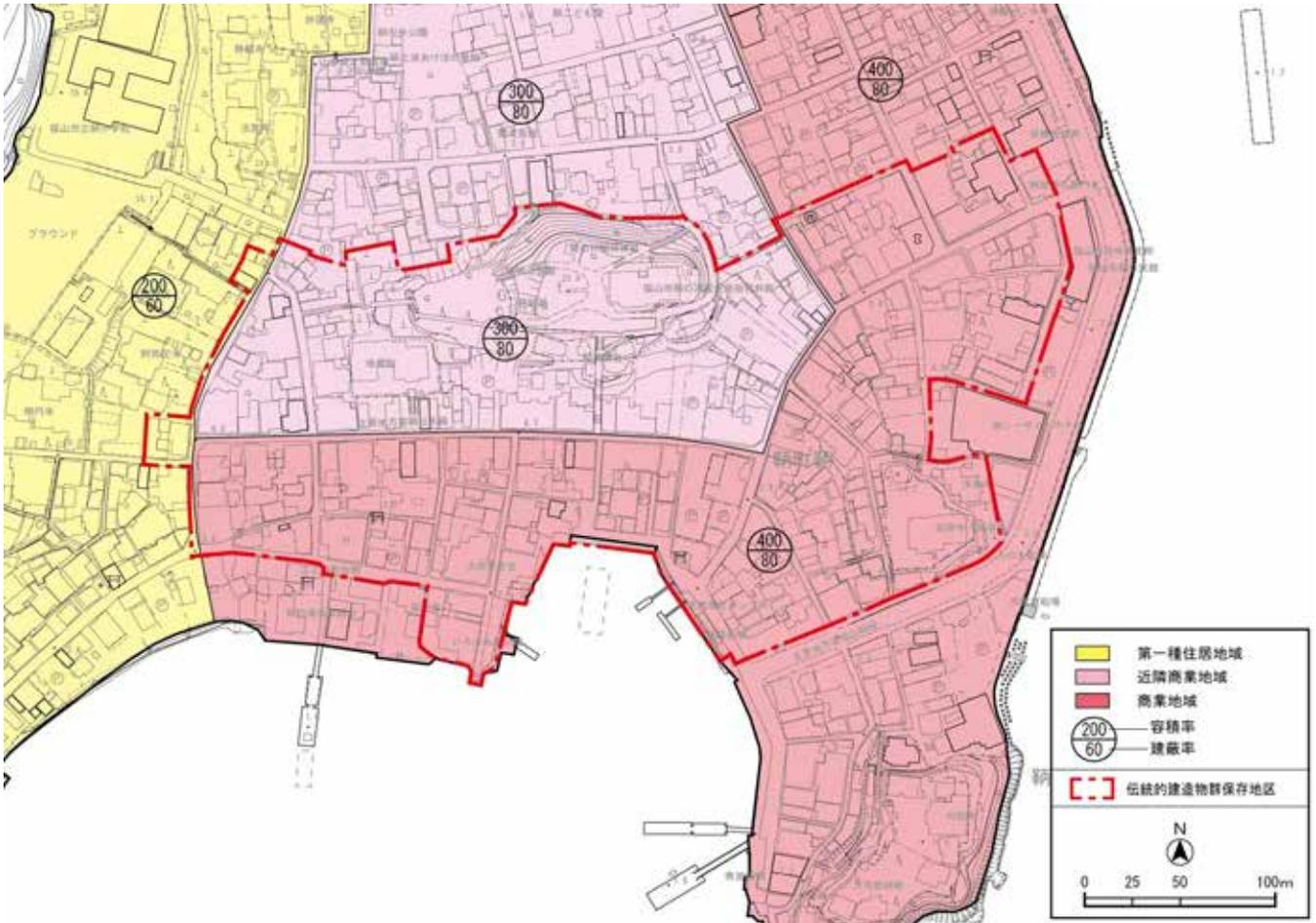


図 1-34 用途地域の指定状況

2 上位計画・関連計画等

2-1 上位計画・関連計画

(1) 上位計画

本計画の策定において、整合を図るべき上位計画は次のとおりである。

ア 第五次福山市総合計画 第1期基本計画

第五次福山市総合計画は、行財政運営の最上位となる計画であり、2017年(平成29年)7月に策定(改訂)している。

防災に関しては第1期基本計画の中の「災害に強いまちづくり」において、次のことを掲げている。

□目標とする姿

大規模災害への備えが強化された災害に強いまち

□取組の方向性(今後の方向性)

- ・近い将来、発生が予測される南海トラフ地震など大規模災害に備え、市民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織との連携など地域防災力を強化します。また、学校施設の耐震化の取組も強化するとともに、広域的な連携・応援体制づくりを進めます。
- ・豪雨や高潮による道路冠水や住宅地の浸水被害を軽減するため、河川、水路の整備や雨水排水設備の整備に取り組みます。
- ・火災・事故を防止するとともに、もしもの時に市民の安全を守る体制を充実します。

□目標達成のための取組

○地域防災力の強化

大規模な災害を想定したまちづくり、人づくり、連携体制づくりを進めます。

<主な取組>

- ・避難行動要支援者の避難支援
- ・地域防災力強化のための人材育成
- ・自主防災組織の育成支援

○災害に強い施設の整備

災害から市民の生命と財産を守るために、災害に強い施設の整備に努めます。

<主な取組>

- ・土砂災害防止対策の推進
- ・公共施設の耐震化の推進
- ・河川・水路の整備
- ・浸水対策の推進

○消防・救急体制の充実

地域住民の安心と安全の確保に向け、複雑多様化する災害に迅速・的確に対応します。

<主な取組>

- ・火災予防の推進
- ・消防力の充実
- ・救急・救助体制の充実

イ 福山市地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき策定する計画であり、現行計画は、2019年(令和元年)12月に修正を行っている。

基本・風水害対策編と地震・津波災害対策編からなり、各編の災害予防計画において、基本方針として次のことを掲げている。

【基本・風水害対策編 第2章災害予防計画】

○基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速、的確かつ実効性を期するため、災害予防責任者(市、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。)の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 防災業務施設・設備の整備に関する事項
- 2 防災施設の新設又は改良に関する事項
- 3 防災活動の促進に関する事項
- 4 教育、訓練に関する事項
- 5 調査、研究に関する事項
- 6 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 7 円滑な避難体制の確保に関する事項
- 8 災害備蓄に関する事項
- 9 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 10 災害危険箇所に関する事項
- 11 林野火災の予防に関する事項

【地震・津波災害対策編 第2章災害予防計画】

○基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者(指定行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。)の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 防災都市づくりに関する事項
- 2 市民の防災活動の促進に関する事項
- 3 調査、研究に関する事項
- 4 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 5 危険物等災害予防に関する事項
- 6 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 7 避難行動要支援者対策に関する事項
- 8 災害救助基金に関する事項

また、地震・津波災害対策編の災害予防計画では、「防災都市づくりに関する計画」として次のことが掲げられている。

1 方針

- (1) 市をはじめ各防災関係機関は、地震・津波発生による被害をできるだけ防止し、市民が安心して生活できるよう災害に強い都市づくりに努めるものとする。
- (2) 公共施設等防災拠点となる施設の耐震性、防災性の向上を図り、また災害を防止、緩和するオープンスペースの整備を行い、防災性の高い都市構造の形成を目指すものとする。
- (3) この防災都市づくりは、長期的視点の下で、計画的に実施するものとする。
- (4) 県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に実施すべき事業を計画的に推進するものとする。

2 防災上重要な公共施設等の整備

- (1) 防災上重要な建築物の整備
- (2) 幹線道路、橋梁の整備
- (3) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策
- (4) 河川、河岸の整備
- (5) 港湾の整備
- (6) 鉄道の整備

3 住宅、建築物等の安全性の確保

- (1) 一般建築物の耐震性の向上
- (2) 居住空間内外における安全確保
- (3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上
- (4) 宅地の安全性の確保
- (5) 公営住宅の耐震化の推進
- (6) 土砂災害の防止対策の推進

4 ライフラインの整備

- (1) 各ライフラインの整備
- (2) ライフライン共同収容施設等の整備

5 防災性の高い都市構造の形成

- (1) 建築物の不燃化
- (2) 防災空間の確保
- (3) 市街地再開発事業等の推進

6 広島県地震防災戦略の策定

7 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

ウ 福山市歴史文化基本構想

福山市歴史文化基本構想は、本市の文化財行政のマスタープラン（最上位計画）となるものであり、2018年(平成30年)3月に策定している。

本市としては、市民・地域が主体となり専門家、民間団体、行政等が連携して文化財とその周辺環境を守り、伝えていき、歴史文化を活かしたまちづくり・人づくりを推進することを目指している。

この中では関連文化財群と歴史文化保存活用区域という新たな考え方を取り入れており、鞆町に関わる主なものは次のようになる。特に関連文化財群に関しては、全市で16のストーリーを設定しているが、鞆町はそのうち10ストーリーが該当する。

■関連文化財群

- 街道ともてなし文化～古代・近世山陽道を軸とした交流の道と文化～（鞆街道）
- 港町と海道の文化～瀬戸内海がもたらした交易・交流の遺産～
- 守り、育んできた自然～地域に息づく自然の造形と貴重な動植物～
- 地域に息づく歴史的な町並みと建築文化
- 海・山・町の文化的景観～暮らしと生業、風土が培ってきた美しい空間～
- 荘園の発達と中世武士の台頭～福山の中世世界社会構造～
- 福山の学問・文芸～学びの文化とその広がり～
- 暮らしに息づく民俗芸能と習俗・伝承～連綿と引き継がれてきた伝統文化～
- 海・山・川の恵みと食文化～今の暮らしに息づく伝統的な食～
- ものづくりの足跡と引き継がれた地場産業

■歴史文化保存活用区域

- 南部臨海地区（鞆町、走島町、沼隈町、内海町ほか）

また、文化財の保存・活用を推進するための体制整備と取組の展開の中では、文化財の危機管理に関して次のように記載している。

■文化財の危機管理（防犯・防災）

文化財は落書きや盗難、災害などによってき損・滅失してしまうことが少なくありません。このため、文化財保護指導員をはじめとした市民、所有者等へ文化財の防犯・防災に関する意識啓発を図るとともに、文化財の防犯については警察、防災については消防局や危機管理担当部局と連携しながら取組を進めます。

また、所有者や地域に対しては、文化財の日常の管理方法や防災対策の現状、災害時の文化財の避難方法、教育委員会などの関係機関との連絡方法などについて確認を行い、文化財に関する防災計画の作成を推進します。

※関連文化財群

地域に存在する有形・無形の文化財を、歴史的関連性や地域的関連性等に基づいて、「相互に関連性のある一定のまとまり」（関連文化財群）としてとらえ、地域の歴史や文化を語る重要な資産として、総合的に保存・活用していくというもの。様々なテーマやストーリーのもとで、関連する複数の文化財をつないで活かす方策。

※歴史文化保存活用区域

不動産である文化財や有形の文化財だけではなく、無形の文化財も含めて文化財が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域として定めることが望ましい区域である。

エ 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画（2019年12月改正）

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画（以下「保存計画」という。）は、福山市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条に基づき、2017年(平成29年)7月に策定し、2017年(平成29年)12月、2018年(平成30年)12月、2019年(令和元年)12月と3度の改正を行っている。

保存計画の中で「防災対策」としては、次のことを掲げている。

① 防災計画

保存地区は数多くの木造建築物で構成され、防火面と耐震面に課題がある。更に、過去には高潮による浸水被害が生じており、高潮対策にも課題がある。火災、地震、高潮を含む災害リスクにハード、ソフトの両面からの的確に対応し、予防や被害軽減を図ることができるよう、保存地区の総合的な防災計画を早期に策定する。

② 防災事業

防災計画に基づき、必要な警報設備、消火設備、貯水槽、防潮施設、排水設備等の施設や設備を、歴史的風致との調和に配慮しつつ、設置又は改修する。また、既存の防災施設や設備の点検整備に努める。

保存地区内の市が所有する建築物等については、火災や地震等に対する脆弱性を検討し、必要かつ適切な補強等の措置を施す。その際、伝統的建造物にあつては、その特性を損なうことがないように注意する。

保存地区内の個人が所有する建築物等については、火災や地震等に対する脆弱性を検討し、必要かつ適切な補強等の措置を施すよう働きかける。

保存地区の住民その他の関係者が自助、共助による防災対策や避難対策の充実や強化を図れるよう、ワークショップの開催やマニュアルの作成等により、防災意識の向上と正しい情報や知識の共有を図る。また、自主防災組織の育成を支援すると共に、防災演習の定期的な実施に努める。

保存地区への来訪者の安全対策や避難対策の充実に努める。

■福山市鞆町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例（2015年7月2日 条例第33号）

条例の内容（一部省略）は、次のとおりである。

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第85条の3の規定に基づき、福山市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成12年条例第58号。以下「保存条例」という。)において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により備後圏都市計画伝統的建造物群保存地区として決定された鞆町伝統的建造物群保存地区の区域内における法の規定の適用の除外及び制限の緩和について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)で使用する用語の例による。

(大規模の建築物の主要構造部に係る制限の緩和)

第3条 保存条例第3条第2項第2号に規定する伝統的建造物(以下「伝統的建造物」という。)について、現状変更(増築, 改築, 移転, 大規模の修繕又は大規模の模様替をいう。以下同じ。)をする場合において、床面積が200平方メートル以下の階又は床面積200平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画されている部分に、スプリンクラー設備, 水噴霧消火設備, 泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもを設けたものであって、次の各号のいずれかに該当するものについては、法第21条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 主要構造部である柱及びはりを不燃材料で造り、又は覆われたもの
- (2) 前号と同等の措置がとられたものとして市長が認めたもの

(居室の採光に係る制限の緩和)

第4条 伝統的建造物について、現状変更又は用途の変更をする場合において、次の各号のいずれにも該当するものについては、法第28条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 現状変更又は用途の変更後における法第28条第1項の規定に適合しない各居室の床面積が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日における当該各居室の床面積以下であるもの
- (2) 現状変更又は用途の変更後における法第28条第1項の規定に適合しない居室であつて、採光のための窓その他の開口部の、その採光に有効な部分の面積が、施行日の前日における当該面積以上であるもの
- (3) 政令第128条の5第7項に規定する建築物の部分を除き、現状変更又は用途の変更後における法第28条第1項の規定に適合しない居室及び当該居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第128条の5第1項第2号に掲げる仕上げとしたもの
(一部改正〔平成28年条例34号〕)

(敷地等と道路との関係における制限の緩和)

第5条 建築物について、現状変更をする場合において、次の各号のいずれにも該当するものについては、法第43条の規定は、適用しない。

- (1) 建築物の敷地に接する部分の道の幅員が、施行日の前日における当該道の幅員を確保されているもの
- (2) 隣地境界線(道に接する隣地境界線は、その道の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。)から、1階にあつては3メートル以下、2階以上にあつては5メートル以下の距離にある建築物の部分(防火上有効な公園, 広場, 川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分を除く。)の外壁及び軒裏を防火構造とするもの
- (3) 現状変更後における建築物の用途が、施行日における当該現状変更を行う敷地に存する建築物の用途と同じであるもの
- (4) 現状変更後における建築物の容積率が、施行日における当該現状変更を行う敷地に存する建築物の容積率を超えないもの
- (5) 現状変更後における建築物の最高の高さが、施行日における当該現状変更を行う敷地に存する建築物の最高の高さを超えないもの

(道路内の建築制限の緩和)

第6条 建築物について、新築又は現状変更をする場合において、次の各号のいずれかに該当するものについては、法第44条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 伝統的建造物の現状変更をする場合における、当該伝統的建造物の壁面(建築物の壁又はこれに代わる柱、軒、ひさしその他これらに類するもの及び当該建築物に附属する門又は塀をいう。以下この条において同じ。)の位置が、施行日の前日における当該伝統的建造物の壁面の位置から当該壁面が面する道路の側に越えないもの
- (2) 伝統的建造物以外の建築物の新築又は現状変更をする場合における、当該建築物の壁面の位置が、当該壁面が面する法第42条第2項の規定により道路とみなされる道の境界線から当該道の側に越えないもの

(建ぺい率の制限の緩和)

第7条 伝統的建造物について、増築又は改築をする場合における当該増築又は改築後の建ぺい率が、施行日の前日における建ぺい率を超えないものについては、法第53条第1項の規定は、適用しない。

- 2 前条各号のいずれかに該当する建築物について、道路の境界線から道路の側に越えてある当該建築物の部分は、建築面積に算入しない。

(建築物の各部分の高さに係る制限の緩和)

第8条 建築物について、次の各号のいずれかに該当するものについては、法第56条第1項第1号の規定は、適用しない。

- (1) 伝統的建造物の増築、改築又は移転をする場合における、当該伝統的建造物の各部分(法第56条第1項第1号の規定に適合しない部分に限る。)の高さが、施行日の前日における当該伝統的建造物の各部分の高さを超えないもの
- (2) 伝統的建造物がある街区において当該伝統的建造物が面する道路と同じ道路に面して伝統的建造物以外の建築物の建築をする場合における、当該建築物の各部分の高さが、当該伝統的建造物の当該道路の当該建築物がある側の境界線からの水平距離が同じ位置にある各部分(法第56条第1項第1号の規定に適合しない部分に限る。)のうち最高の高さを超えないもの

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において建築、修繕又は模様替の工事中の建築物に係る第5条の規定の適用については、同条第3号から第5号までの規定中「に存する建築物」とあるのは、「に存する建築物(施行日において建築、修繕又は模様替の工事中のものを含む。)」とする。

附 則(平成28年3月16日条例第34号)

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

(2) 関連計画

本計画の策定において、整合を図るべき関連計画は次のとおりである。

ア 福山市耐震改修促進計画

福山市耐震改修促進計画は、耐震改修促進法（正式名：建築物の耐震改修の促進に関する法律）に基づく計画であり、第2期計画を2017年(平成29年)3月に策定している。

本計画における耐震化の目標としては、2020年度(令和2年度)の住宅の85%、多くの者が利用する建築物は95%と耐震化率を設定している。

また、耐震化の促進に向けた施策として、次の事項を掲げている。

- 住宅の耐震化の促進
 - ・耐震診断・耐震改修の相談コーナーの設置
 - ・建築士等による耐震相談会や耐震診断・耐震改修に関する講習会等の開催
 - ・自主防災組織、自治会等と連携した出前講座、講習会などの開催 など
- 多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進
 - ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等は、要緊急安全確認大規模建築物として、重点的に耐震化を促進
 - ・地震発生時に通行を確保すべき避難路の沿道建築物に対して重点的に耐震化を促進
 - ・病院、官公署等、大規模地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化を促進 など
- 地震時の建築物等の総合的な安全対策
 - ・次の安全対策や落下物等の点検の必要性について周知・啓発を行い、地震発生による災害に対する安全性の確保を図る。
 - 建築物の窓ガラスや外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策
 - ブロック塀等の倒壊対策
 - 家具の転倒防止対策
 - エレベータ等の地震時の被害内容等
 - 大規模建築物における天井の補強方法や脱落対策
 - 建築物の不燃化
- 補助制度や税制優遇
 - ・木造住宅の耐震診断費の補助事業の周知等、住宅所有者による取組を支援
 - ・耐震改修を行った場合、所得税額の控除と固定資産税の減額を受けることができる「耐震改修促進税制」を周知
 - ・土砂災害特別警戒区域内の住宅・建築物の土砂災害対策改修に対して補助を実施
など
- 相談窓口充実、制度の周知
 - ・耐震診断・耐震改修等に関して随時相談できる窓口の設置や、建築関連技術者による具体的な相談ができる体制を整備
 - ・リフォームに併せて耐震改修を行った場合のメリットやその手法等に関する情報を提供

イ 福山市都市計画マスタープラン

福山市都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）は、都市計画法に基づく計画であり、2008年（平成20年）8月に策定している。

全体構想の都市整備の基本方針の中で「安全・安心な都市づくりの方針」として、次の事項を掲げている。

(1) 整備の方針

風水害や地震などの災害に強い安心・安全な都市づくりをめざし、自助・共助・公助を基本として地域・事業者との協働による「防災まちづくり」を推進します。

また、市民が安心して暮らせるよう犯罪が起こりにくい環境を整備するため、防犯対策を強化した都市づくりを推進します。

(2) 主な取組

① 防災拠点施設やライフラインの整備

災害時の拠点施設や避難所、避難や緊急輸送を確保するために必要な道路・橋りょう・港湾施設などの耐震性の向上を図るとともに、都市公園への耐震性貯水槽の設置など、災害応急対策施設の整備を推進します。また、上水道などのライフラインの耐震化や復旧の迅速化を図るためのシステムの構築を図ります。

② 住宅・宅地の安全性の確保

治山・治水、砂防及び海岸整備などにより、宅地の安全性の向上を図ります。また、建築物が密集し火災の延焼する危険性が高い区域における防火・準防火地域の見直しを検討するとともに、建築物の耐震化を促進します。

③ 地域の防災力の向上

地域の防災力の一層の向上に向けて、自治会や自主防災組織などと緊密な連携を図ります。

④ 防犯対策の強化

街路灯の整備や、周囲からの見通しを確保した公園の整備など、犯罪が起こりにくい安心・安全な環境の整備に努めるとともに、地域における防犯活動の充実に向けて、警察や関係団体などと連携した自主防犯組織の育成や支援を推進します。

また、地域別まちづくりの方針の中で伝統的建造物群保存地区を含む南部地域の「安全・安心な都市づくりの方針」として、次のことが掲げられている。

① 災害時の拠点施設や避難所となる公共施設の耐震改修を計画的に行います。また、避難や緊急輸送のために必要な道路・橋りょう・港湾施設についても、計画的な維持補修により、安全性を確保します。

② 上下水道などのライフラインの耐震化や消防水利等の災害応急対策施設の整備・耐震化を図ります。

③ 住宅・宅地の安全性を確保するため、急傾斜地崩壊対策事業をはじめとする土砂災害や水害防止対策を進めます。

④ 轄地区内の密集市街地については、辻広場や小公園等のオープンスペースを配置するなど、災害に強いまちづくりを促進します。

⑤ 地域の防災・防犯力の一層の向上に向けて、地域や関係団体と緊密な連携・協力体制を整えるとともに、防犯灯や見通しのよい公園整備など、犯罪が起こりにくい安心・安全な環境の整備に努めます。

ウ 福山市景観計画

福山市景観計画は、景観法に基づく計画であり、2011年(平成23年)3月に策定している。

この景観計画は、人々の生活、経済活動等と調和した景観の保全や創出によって潤いある豊かな生活環境を創造していくために目標、方針、取組などを示すものである。

鞆町は南部地域に入っており、地域別の景観づくりの方針及び良好な景観づくりのための行為の制限と基準は次のようになる。

南部地域

<具体的な景観づくりの方針>

○鞆地区では、歴史的なまち並みの保存・修景や周辺の自然の保全、伝統的な文化の継承などにより、市民の誇りとなり、観光客にも愛される魅力的な景観をめざします。

良好な景観づくりのための行為の制限と基準

○届出対象行為

- ・建築物の新築、増築、改築又は移転：高さ13m超、建築面積1,000㎡超
- ・工作物：高さ13m超、築造面積1,000㎡超 など
- ・開発行為：都市計画区域3,000㎡超、都市計画区域外10,000㎡超
- ・水面の埋立又は干拓：面積200㎡超
- ・その他：土砂の採取、再生資源等の堆積 など

○景観づくりの基準

- ・大規模行為に共通する事項：行為地の選定、緑化などの基準
- ・建築物の建築等：形態・意匠、色彩、素材、建築設備等、その他の基準
- ・工作物の建設等、開発行為、水面の埋立などの基準

エ 鞆まちづくりビジョン

鞆まちづくりビジョンは、鞆学区まちづくり推進委員会の協力のもと、ワークショップを通じて住民の意見の把握と反映、合意形成を図りながら、2018年(平成30年)3月に策定している。

ビジョンでは5つの目標を設定し、そのもとに地域の取組を明らかにするとともに、ビジョンの実現を下支えする行政の取組を位置づけている。

まちづくりの目標

- (1) 安心・安全に暮らし続ける環境づくり
- (2) 伝統・文化を受け継ぐ
- (3) 出会い・ふれあい・支えあい
- (4) まちづくりの体制
- (5) 実現を下支えする行政の対応

2-2 関連事業

計画区域及びその周辺において実施中の防災に関連する事業は、次のとおりである。

<高潮対策事業：広島県>

過去の台風などで度重なる高潮による浸水被害を受けてきたことや、地震による津波対策の必要性があることから、高潮対策護岸や起伏式ゲートの整備が進められている。

- ・江之浦～焚場間
- ・西町・道越地区

<無電柱化事業：広島県>

主要地方道福山鞆線，鞆松永線において，道路幅員の確保による歩行空間の確保と，災害時に電柱が倒壊して，交通の障害となることを防ぐために，電線類等の地中化が進められている。

<（仮称）鞆町町並み保存拠点施設の整備：福山市>

保存地区の中心部に位置する市所有の施設について，地域住民が主体的に町並み保存の推進や地域活性化に資する活動を行うための拠点施設として整備中。

<耐震性貯水槽の整備：福山市>

鞆町内において，防災性の向上を図るために，耐震性貯水槽の整備を継続的に進めている。

また，現在，具体化に向けて取り組んでいる，防災に関連する主要な事業は，次のとおりである。

<山側トンネルを含む県道バイパスの整備：広島県>

通過交通の排除と，観光交通の東側交通・交流拠点への誘導により，中心部の交通量が減ることで，現道の安全性の向上が図られる。

また，鞆を経由し沼隈半島を通る新たな広域交通ネットワークが形成されるとともに，災害時の広域的な移動・避難ルートが確保される。

- ・2023年度開通予定

<防災広場の整備：福山市>

木造家屋の密集や狭あいな道路網，さらには近年，保存地区内で発生した火災の現状などから，防災に資する機能を備えた広場の整備を検討している。

3 居住者等の意識・意向

3-1 アンケート調査の実施と結果

(1) アンケート調査の目的

保存地区は狭い道路が多く、木造建築物が密集しているとともに、江戸時代、明治時代、大正時代～昭和 30 年代の建築物や老朽化した建築物及び空き家が多数存在するなど、火災や地震などに対する防災上の課題を抱えている。加えて、人口減少や少子・高齢化が進み、コミュニティの弱体化が懸念されており、ソフト、ハードの両面から防災対策を行う必要がある。

こうした状況の中、本市として進めている保存地区の防災計画策定の取組の一つとして、保存地区の居住者、事業者（会社・商店・団体などを経営する仕事）、及び保存地区外に居住している関係権利者の意見等により現状を把握することを目的に、アンケート調査を行った。

また、火災発生や延焼の防止、避難、消防水利の確保など、保存地区の周辺を含めて対策などを検討する必要があるとともに、鞆町全体としても、保存地区の取組と関連づけながら防災対策を講じることが求められており、保存地区を除く鞆町の住民に対してもアンケート調査を行った。

(2) 調査対象

- 1：保存地区内居住者及び事業者・・・全世帯（130 世帯等）
- 2：保存地区を除く鞆町全域・・・無作為抽出（800 世帯）
- 3：保存地区に建物を所有し、地区外へ居住・・・全世帯（87 世帯）

(3) 調査の実施方法と調査期間

ア 実施方法

前記対象者への無記名アンケート調査方式
郵便等による、調査票の配布・回収

イ 調査期間

郵送配布：2019 年(令和元年)12 月 26 日（木）

投函締切：2020 年(令和 2 年)1 月 20 日（月）

※2020 年(令和 2 年)2 月 4 日（火）到着分まで受付

表 3-1 アンケート調査票配布数及び有効回収率等

区 分	保存地区内居住者及び事業者（全世帯等）	鞆町居住者（無作為抽出）※保存地区を除く	保存地区に建物を所有し、地区外に居住	全数
配布数（世帯数）	130	800	87	1,017
宛名不明による返却分	1	5	0	6
有効配布数（世帯数等）	129	795	87	1,011
有効回収数	47	249 ※	39	335
有効回収率	36.4%	31.3%	44.8%	33.1%

※返却 251 票のうち、2 票は自由記述のみ記載のため、有効回収数から除外した。

(4) アンケート調査の結果 (要点)

3つのアンケート調査の結果 (要点) を、比較しながらまとめると、次のようになる。
(表 3-2 参照)

表 3-2 アンケート調査結果の要点

(1/4)

設問	区分	保存地区内居住者 及び事業者 (保存地区居住者等)	鞆町居住者 ※保存地区を除く (鞆町居住者)	保存地区に建物を所 有し、地区外に居住 (地区外居住者)	比較検討
どのような災害に不安を感じられていますか		<ul style="list-style-type: none"> 「火災」が89.4%で最も高い 「地震」が74.5%、「高潮・津波・風水害」が72.3%など 	<ul style="list-style-type: none"> 「火災」が72.3%で最も高い 「地震」が65.9%、「高潮・津波・風水害」が63.5% 「土砂災害」が4割を超えている 	—	<ul style="list-style-type: none"> 保存地区居住者等では「火災」が9割近くを占め、「地震」「高潮・津波・風水害」も相対的に高い 鞆町居住者も上位3つめまではほぼ同様の傾向。土砂災害が相対的に高い
建物などが、災害による被害を受けたことなどがありますか		<ul style="list-style-type: none"> 「高潮・風水害による被害」が31.9%で最も高い 「被害にはなっていないが、高潮、地震、土砂災害などの危険を感じたことがある」が25.5%など 	<ul style="list-style-type: none"> 「高潮・風水害による被害」が29.7%で最も高い 「被害にはなっていないが、高潮、地震、土砂災害などの危険を感じたことがある」が27.3%など 	—	<ul style="list-style-type: none"> 「高潮・風水害による被害」の経験が3割前後ある 「危険を感じたことがある」はともに3割近くを占める
災害への対策として、どのようなことに取り組まれていますか、また、取り組みたいとお考えですか	火災	<ul style="list-style-type: none"> 火災を出さないよう、火元の点検など気をつけている方が87.2% 火災に強くなるような建物改修は「<u>取り組むのは難しい、必要ない</u>」が61.7% 消火器を設置している方が44.7%、今後取り組みたい方が40.4% 住宅用火災警報器等を設置している方が63.8%。点検・更新をしている方は29.8%に留まる 	<ul style="list-style-type: none"> 火災を出さないよう、火元の点検など気をつけている方が81.9% 火災に強くなるような建物改修は「<u>取り組むのは難しい、必要ない</u>」が56.2% 消火器を設置している方が38.6%、今後取り組みたい方が39.0% 住宅用火災警報器等を設置している方が50.6%。点検・更新をしている方は27.3%に留まる 	<ul style="list-style-type: none"> 火災に強くなるような建物改修は「<u>取り組むのは難しい、必要ない</u>」が56.4% 住宅用火災警報器等を設置している方は17.9% 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の改修は、いずれも「<u>取り組むのは難しい、必要ない</u>」が中心となっているが、保存地区居住者等でのその傾向がやや強い 住宅用火災警報器等を設置は、保存地区居住者等で相対的に高いが6割強にとどまっている。地区外居住者では2割に満たない
	地震(震災)	<ul style="list-style-type: none"> 家具の固定など転倒防止を行っている人は2.1% 建物の耐震診断について、すでに取り組んでいる方はいない。また「<u>取り組むのは難しい、必要ない</u>」は53.2% 耐震補強工事に「<u>取り組むのは難しい、必要ない</u>」が66.0%。一方、「今後、取り組みたい」は23.4% 	<ul style="list-style-type: none"> 家具の固定など転倒防止を行っている人は10.0% 建物の耐震診断について、すでに取り組んでいる方は6.0%。また「<u>取り組むのは難しい、必要ない</u>」は49.4% 耐震補強工事に「<u>取り組むのは難しい、必要ない</u>」が55.0%。一方、「今後、取り組みたい」は22.1% 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震診断について、「すでに取り組んでいる」は7.7%。また「<u>取り組むのは難しい、必要ない</u>」は59.0% 耐震補強工事に「<u>取り組むのは難しい、必要ない</u>」が61.5%。一方、「今後、取り組みたい」は20.5% 	<ul style="list-style-type: none"> 地震対策への意識・意向は、鞆町居住者より保存地区居住者等及び地区外居住者の方がやや低い

※アンダーラインは、特に留意する点

表 3-2 アンケート調査結果の要点

(2/4)

区分		保存地区内居住者 及び事業者 (保存地区居住者等)	鞆町居住者 ※保存地区を除く (鞆町居住者)	保存地区に建物を所有し、地区外に居住 (地区外居住者)	比較検討
(つづき)	津波・高潮・土砂災害等	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等で自宅などの危険度を確認している方は36.2% 避難方法などの対応を確認している方は36.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等で自宅などの危険度を確認している方は33.7% 避難方法などの対応を確認している方は31.7% 	—	<ul style="list-style-type: none"> 保存地区居住者等、鞆町居住者とも、危険度や避難方法などの確認は30%台にとどまっている
災害が起きたときの避難などに対応するため、準備している物		<ul style="list-style-type: none"> 「懐中電灯」が78.7%で最も高い 「乾電池」46.8%、「水」36.2%、「ラジオ」34.0%など 	<ul style="list-style-type: none"> 「懐中電灯」が74.3%で最も高い 「乾電池」45.0%「ラジオ」35.3%、「水」31.3%、など 	—	<ul style="list-style-type: none"> 保存地区居住者等、鞆町居住者とも準備物はほぼ同様
災害が発生したとき、頼れる方がいるか		<ul style="list-style-type: none"> 「近所の人」が57.4%で最も高い 「近くの親戚・縁者」55.3%、「友人・知人」31.9%など 	<ul style="list-style-type: none"> 「近くの親戚・縁者」が53.8%で最も高い 「近所の人」39.4%、「友人・知人」30.1%など 	—	<ul style="list-style-type: none"> 保存地区居住者等では「近所の人」と「近くの親戚・縁者」で1・2位が拮抗、鞆町居住者では「近くの親戚・縁者」が1位
災害が発生したとき、又は災害が発生する前の災害情報の入手方法		<ul style="list-style-type: none"> 「テレビやラジオ」が78.7%で最も高い 「メールによる災害情報等の配信」53.2%、「インターネット・スマートフォンの防災アプリ」46.8%など 	<ul style="list-style-type: none"> 「テレビやラジオ」が82.3%で最も高い 「メールによる災害情報等の配信」47.8%、「インターネット・スマートフォンの防災アプリ」42.2%など 	—	<ul style="list-style-type: none"> 保存地区居住者等、鞆町居住者とも情報入手の方法はほぼ同様 「テレビやラジオ」に次いで、「メール」、「防災アプリ」が50%前後を占める
行政が作成したハザードマップ、防災ガイドブックについて		<ul style="list-style-type: none"> 「手元にある又は見たことはあるが、内容は知らない」が44.7%で最も高い 「内容を知っている」は38.3% 	<ul style="list-style-type: none"> 「手元にある又は見たことはあるが、内容は知らない」は36.9% 「内容を知っている」は41.0% 	—	<ul style="list-style-type: none"> 保存地区居住者等、鞆町居住者とも、ハザードマップ等に対する認知度は高くない
行政が指定した避難場所、避難所、避難経路について		<ul style="list-style-type: none"> 避難場所等を「知っている」が87.2% 避難場所等までの避難経路を「考えている」が74.5% 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所等を「知っている」が76.3% 避難場所等までの避難経路を「考えている」が52.6% 	—	<ul style="list-style-type: none"> 保存地区居住者等が鞆町居住者より、避難場所等の認知度や避難への意識は高い
回答者や家族にとって、避難の際に不安なこと		<ul style="list-style-type: none"> 「避難場所などでの滞在に不安がある」が48.9%で最も高い 「家族又は事業所で一人での避難が難しい人がいる」が23.4% 「特に不安はない」は19.1% 	<ul style="list-style-type: none"> 「避難場所などでの滞在に不安がある」が42.2%で最も高い 「避難場所などが遠い」が35.7% 「特に不安はない」は15.3% 	—	<ul style="list-style-type: none"> 保存地区居住者等、鞆町居住者とも「避難場所等での滞在に不安がある」が最も高い 鞆町居住者では「避難場所などが遠い」が相対的に高い

表 3-2 アンケート調査結果の要点

(3/4)

設 問		区分	保存地区内居住者 及び事業者 (保存地区居住者等)	鞆町居住者 ※保存地区を除く (鞆町居住者)	保存地区に建物を所 有し、地区外に居住 (地区外居住者)	比較検討
住 民 等 が 参 加 す る 防 災 訓 練 に つ い て	認知度		・防災訓練を「知っている」は80.9%	・防災訓練を「知っている」は65.9%	—	・保存地区居住者等が鞆町居住者より、防災訓練の認知度が高い
	内容等(知っているという回答した方への設問)		・年間で行った方がよいと思う防災訓練の回数は、「1回」が44.7%、「2回」が39.5% ・多くの人が参加しやすくするための工夫では、「近所同士で誘い合う」が50.0%、「行事やイベントと併せて防災訓練を行う」が34.2%など ・重要な防災訓練としては、「津波・高潮や地震などの特定の災害を想定した避難訓練」が52.6%、「消火器を用いた消火訓練」が44.7%など	・年間で行った方がよいと思う防災訓練の回数は、「1回」が49.4%、「2回」が37.8% ・多くの人が参加しやすくするための工夫では、「行事やイベントと併せて防災訓練を行う」が48.2%、「近所同士で誘い合う」が40.9%など ・重要な防災訓練としては、「津波・高潮や地震などの特定の災害を想定した避難訓練」が55.5%、「消火器を用いた消火訓練」が52.4%など	—	・防災訓練の回数は保存地区居住者等、鞆町居住者でほぼ同様 ・多くの人が参加しやすくするための工夫は、保存地区居住者等で「近所同士で誘い合う」が相対的に高い ・重要な防災訓練はほぼ同様であるが、「消火器を用いた消火訓練」は鞆町居住者が相対的に高い
地域が中心となって取り組む災害への対策として、必要だと思うこと			・「町内で協力し、連絡方法や安否確認方法などの地域の体制づくり」が46.8%、「避難の際は隣近所に声をかけして、一緒に逃げる」が40.4%など	・「避難の際は隣近所に声をかけして、一緒に逃げる」が52.2%、「町内で協力し、連絡方法や安否確認方法などの地域の体制づくり」が44.6%など	—	・保存地区居住者等、鞆町居住者とも上位2番目までの取組は、順番は違うが共通 ・鞆町居住者では「避難の際は隣近所に声をかけして、一緒に逃げる」が、保存地区居住者等より10ポイント以上高い
屋外に設置してある消火器について			・屋外設置の消火器を「知っている」は57.4% ・屋外設置の消火器を「使用することができる」は46.8%	・屋外設置の消火器を「知っている」は50.2% ・屋外設置の消火器を「使用することができる」は42.2%	—	・保存地区居住者等が鞆町居住者より、消火器の認知度はやや高いが、「使用することができる」はともに40%台にとどまっている
鞆町の伝統的な町並みの保存を考える上で、早急に対策すべき問題点や課題			・「人口減少や高齢化、後継者の不足」が68.1%で最も高い ・「建物の老朽化、その対策」が61.7%、「空き家・空き店舗の増加、その対策」が55.3%など	・「道路の改良・整備」が60.6%で最も高く、それと拮抗して「人口減少や高齢化、後継者の不足」が59.8% ・「空き家・空き店舗の増加、その対策」が55.0%など	・「建物の老朽化、その対策」が82.1%で最も高い ・「建物の修復などにかかる費用の確保」が74.4%、「人口減少や高齢化、後継者の不足」が48.7%など	・保存地区に関しては「建物の老朽化、その対策」が相対的に高い ・鞆町居住者では「道路の改良・整備」が1位 ・保存地区に関しては「建物の老朽化、その対策」が相対的に高い

表 3-2 アンケート調査結果の要点

(4/4)

設問	区分 保存地区内居住者 及び事業者 (保存地区居住者等)	鞆町居住者 ※保存地区を除く (鞆町居住者)	保存地区に建物を所有し、 地区外に居住 (地区外居住者)	比較検討
建物等の修理、修景を行うため、保存地区に係る補助金の利用について	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 「今後、利用したい」と「現時点では判断がつかないが、いずれは利用したい」が 25.6% 「すでに利用している」が 10.3%、「すでに利用しているが、別の建物でも利用したい」が 12.8% 	
防災や避難などに関して、行政が取り組むこと、行政と地域が連携して取り組むこととして、必要と思うこと	<ul style="list-style-type: none"> 「一人では避難できない方のための対策」が 59.6%で最も高い 「防火水槽の設置、消火栓の整備・更新」が 53.2%、「避難所・避難場所の整備・充実」が 46.8%など 	<ul style="list-style-type: none"> 「一人では避難できない方のための対策」が 55.8%で最も高い 「空き家対策」が 47.4%、「道路の改修」が 44.6%など 	—	<ul style="list-style-type: none"> 保存地区居住者等、鞆町居住者とも「一人では避難できない方のための対策」が1位 保存地区居住者等では「防火水槽」「避難所等の整備・充実」が相対的に高い 鞆町居住者では「空き家対策」、「道路の改修」が相対的に高い
保存地区内に所有している建物の利用状況			<ul style="list-style-type: none"> 「すべて空き家等となっている」が 43.6%で最も高く、一部が空き家等となっている方も含めると約6割が空き家等を所有 「すべて住宅等として利用している」は 33.3% 	
空き家等の管理状況			<ul style="list-style-type: none"> 「時々帰って清掃したり、利用したりしている」が 50.0% 「ほとんど管理は行っていない」は 25.0% 	
所有している保存地区内の建物等について、困っていること、不安や心配なこと			<ul style="list-style-type: none"> 「老朽化が進んでいる、き損箇所が目立つ」が 64.1%で最も高い 「管理や修繕に費用がかかる」が 51.3%、「火災や高潮などでの被害の心配がある」が 41.0%など 	
将来、保存地区内に所有する建物を利用するために、鞆町に居住されることがあると思われますか			<ul style="list-style-type: none"> 「鞆町に居住する予定はない」が 38.5%で最も高く、次いで「予定はないが、鞆町に居住する考えや可能性はある」が 20.5% 	
居住地域			<ul style="list-style-type: none"> 「鞆町以外の福山市」が 53.8%で、保存地区外の鞆町内を合わせると 66.6%が福山市内居住 	

3-2 『防災を学び・語る会』の実施と結果

(1) 『防災を学び・語る会』の開催概要

本計画の策定においては、保存地区住民等の防災に対する意見を把握するため、『防災を学び・語る会』を開催した。

なお、新型コロナウイルスの影響により、第2回策定委員会議の後（午後）、地元代表を含めた策定委員によるまち歩きと意見交換とした。

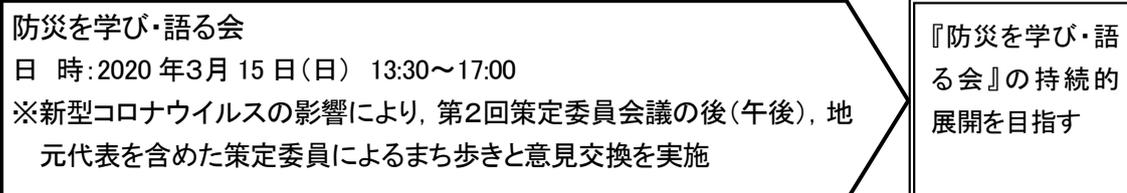


図 3-1 『防災を学び・語る会』の開催と展開

(2) 『防災を学び・語る会』の開催結果（要点）

■防災を学び・語る会～まち歩きと意見交換会～

2020年(令和2年)3月15日(日)に開催した防災を学び・語る会は、新型コロナウイルスの影響により第2回策定委員会議（午前中）の後、午後から地元代表を含めた策定委員によりまち歩きを行い、その後、鞆公民館で地図を利用しながら、防火水槽の必要箇所、避難ルートなどについて意見交換を行った（下記参照）。



策定委員によるまち歩き



鞆公民館での意見交換

<まち歩きと意見交換会における主な意見>

- ・隣地への避難・消火用のため通路扉を設置。防犯・観光客の通り抜け防止対策が必要。
- ・火は下から上にあがる特性がある。一方で、風があると火の粉が上から下に落ちていく。
- ・火災は、建物の内側から外側、外側から内側の延焼も意識する必要がある。
- ・大地震の際は、至る所で火災が発生する状況を想定する必要がある。
- ・消火栓の水圧低下を防ぐため、防火水槽を増設し住民が利用すると良い。
- ・防火水槽の誘致圏を設定し、足りない場所への設置検討が必要。
- ・可搬ポンプの収容場所の確保（可搬ポンプ・40mm口径の利用範囲は20m×3本=60m程度）。
- ・ホースの口径は40mmであれば住民が利用可能。

4 保存地区の防災上の特性と課題

4-1 想定される災害と防災上の特性

(1) 保存地区で想定される災害

保存地区一帯における「1-1 (7) 災害履歴」や「1-3 保存地区の現況」及び「3 居住者等の意識・意向」の内容を踏まえると、本市として重点的に対策を講じる必要のある災害としては、火災、地震をあげることができる。

また、災害発生時の避難についても対策を講じる必要があるとともに、鞆町の道路網の状況からは、災害時の緊急車両の通行確保と一般車両の排除も重点的な取組に位置づけられる。

この他、保存地区の一部は土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域などとなっており、土砂災害防止対策も必要である。また、福山港(鞆を含む)の港湾管理者である広島県が、港湾整備や高潮対策を進めているが、本市としても情報提供(ハザードマップ、災害時の情報)や避難対策など津波・高潮対策に取り組む必要がある。さらに、古い家屋が多いことから、風水害対策についても、火災や地震対策などと併せて検討する必要がある。

(2) 保存地区の防災上の特性と留意点・問題点

鞆町の概況や保存地区の現況、アンケート調査等を踏まえ、想定される災害などの区分ごとに、保存地区における防災上の特性と留意点・問題点を整理する。

表 4-1 保存地区の防災上の特性と留意点・問題点

(1/2)

区 分	災害に対する保存地区の特性と留意点・問題点	
	防災上の特性	留意点・問題点
火災	<ul style="list-style-type: none"> 江戸、明治、大正時代などの建築物が多数存在する。 大半が木造であり、内装に加え小屋裏のあらわしも多い。…建築物そのものが燃えやすい。 蝮羽が隣地にはみ出している建築物がある。 間口は二間が最も多く、二間半幅まで含めると全体の5割以上。三間以下は7割以上。…間口が狭い敷地が集積。 建築物の平面形式が一列型であり、間口が大きくても通り土間を広げて一列型を守っている町家の特色がある。 屋外の消火器が比較的多く設置してある(一方で、設置密度の低い区域もある)。 空地が比較的多くある。 <p><アンケート調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 火災を出さないよう、火元の点検など気をつけている方が87.2% 「防火水槽の設置、消火栓の整備・更新」が53.2%(以上、地区内居住者等) 	<ul style="list-style-type: none"> 河川がなく消防水利は消火栓中心であり、水圧の低下や地震等による水の供給がストップするリスクがある。 建築物の老朽化が進み、火災だけでなく、耐震上などにおいても懸念される。 密集市街地であり、消防車両の配置など消火活動の制約が大きい。 木造家屋が隣り合い、また、壁を共有している場合もあり、延焼の危険性が高い。 町家(商人や職人の住宅)は通りに面した部分を店舗又は作業所、その背後を居住部分としているため、台所は奥に位置する。現状は通り側が空き店舗や収納スペースとなっている場合もあるが、台所の位置は従来どおり奥である。 奥が居住部分といった造りと相まって、人口減少や高齢化により、火災の発見・通報が遅れることが懸念される。 空き家・空き店舗が多い。 <p><アンケート調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 消火器を設置している方が44.7%、今後取り組みたい方が40.4% 住宅用火災警報器等を設置している方が63.8%(以上、地区内居住者等) 住宅用火災警報器等を設置している方は17.9%(地区外居住者)

表 4-1 保存地区の防災上の特性と留意点・問題点

(2/2)

区 分	災害に対する保存地区の特性と留意点・問題点	
	防災上の特性	留意点・問題点
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・奥行きが長い建築物であり、奥行方向は壁量が一定程度あることから、耐震性は一定程度備えている。ただし、部材などが劣化している場合は耐震性は低下する。 ・隣の建築物と壁、柱を共有している場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・奥行きが長い建築物であり、間口方向の壁が少ないことから、この方向の耐震性は低い。 ・地震による隣側への倒壊、傾きが懸念される。 ・改修時などで柱などを継ぎ足したもの、古材を再利用したものが各所でみられ、耐震性が低くなっている。 ・傾いた建築物がある。 ・雨漏り（屋根のき損など）や地面に近い部分の雨掛かり、排水の悪さなどにより、部材が腐朽・劣化し、耐震性能の低下にもつながっている。 ・一部で、やや高いブロック塀がある。 <p><アンケート調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具の固定など転倒防止を行っている人は2.1% ・建物の耐震診断について、すでに取り組んでいる方はいない。また「取り組むのは難しい、必要ない」は53.2% ・耐震補強工事に「取り組むのは難しい、必要ない」が66.0%。一方、「今後、取り組みたい」は23.4%（以上、地区内居住者等） ・建物の耐震診断について、「すでに取り組んでいる」は7.7%。また「取り組むのは難しい、必要ない」は59.0% ・耐震補強工事に「取り組むのは難しい、必要ない」が61.5%。一方、「今後、取り組みたい」は20.5%（地区外居住者）
災害時の交通	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あいな道路が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路網が脆弱であり、災害時の緊急車両等により、東西の交通がストップしたり、交通渋滞が生じたりする。 ・交通渋滞や災害時の瓦礫により、緊急車両の到着の遅れや到着できないことが懸念される。
避難・連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・空地が多数立地する。 ・新規住民等（地区外から）による空き家・空き店舗の再生・活用がみられる。→災害時などの連絡・連携の円滑化 ・鞆町には外国人を含め、多くの観光客が訪れる。 <p><アンケート調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難所・避難場所の整備・充実」が46.8% ・「町内で協力し、連絡方法や安否確認方法などの地域の体制づくり」が46.8%、「避難の際は隣近所に声かけして、一緒に逃げる」が40.4%（以上、地区内居住者等） ・防災訓練を知らない人が2割近くとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・間口の狭い敷地が連続しており、一方向避難しにくい場合が多く、通りへの避難ではなく、隣地への避難が効果的な場合が想定できる。 ・細長い建築物の奥が居住部分であり、また、そこに台所があることから、火災が起きた場合、通り方向に逃げられない場合が想定される。 ・狭あいな道路、私道等では、火災や建物の倒壊などで避難できない場合が想定される。 ・人口減少や高齢化により、災害時等における要配慮者への対策が懸念される。 ・高齢化で長い距離の避難が難しくなっている。
その他（土石流・急傾斜地、津波・高潮）	<ul style="list-style-type: none"> ・保存地区の中央部に小高い山がある。 ・保存地区の南側は海に面している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等が一部で指定されている。 ・津波や高潮の浸水想定がなされている。 <p><アンケート調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等で自宅などの危険度を確認している方は36.2%（地区内居住者等）

4-2 保存地区の防災上の課題

前記の保存地区の防災上の特性と留意点・問題点を踏まえながら、防災上の課題を火災、地震、交通課題及びその他の災害に分けて検討する。なお、避難等（防災体制・訓練等を含む）については、各災害に共通する課題として整理する。

また、取組の主体としての「自助・共助・公助及び連携・協働」の視点を持ちながら、次の切り口から防災上の課題を検討する。

○地区の建築物等の課題

○地区の防災環境の課題

○地区の防災体制の課題

※地区の社会環境に関する防災上の課題：本計画では対応できない課題が中心であるが、防災対策を検討する留意点又はその背景として整理する。

表 4-2 災害別の防災上の課題の設定（一覧）

災害等	課題の区分	地区の建築物等の課題 (主として自助・公助)	地区の防災環境の課題 (主として共助・公助)	地区の防災体制の課題 (自助・共助・公助)	
火災	(1) 火災に対する 防災上の課題	○建築物の防火・耐震性能の向上 ○住宅・店舗等における消防設備等の整備 ◇建築物の防火性能の向上などに向けた支援：情報提供, 相談, 補助金	□屋外消火器の設置と維持管理の徹底 ◇消火栓の機能の維持・強化 ◎住民が利用できる消火栓の整備：スタンドパイプなど ◇防火水槽の整備 ◇消防活動の場（拠点）の確保・整備と消防活動困難区域の解消	共通 ↓ 避難等で整理	
地震	(2) 地震に対する 防災上の課題	○◇既存建築物の劣化対策（◇は支援：以下同様） ○◇建築物の防火・耐震性能の向上 ○◇ブロック等の塀の対策			
交通	(3) 災害時の交通 課題		◇緊急車両の災害現場への迅速な到着 ◎緊急時の一般車両の円滑な退避		
避難等	(4) 避難等に関する課題 ※各災害に共通する課題		□空地等の身近な避難の場などとしての活用（整備に関しては◇） ◇避難場所・避難所の整備・充実	◎防災訓練の実施…○住民一人ひとりが防災訓練等に参加 □轄学区自主防災協議会や防火協会等の充実・強化	
		○建築物の防火・耐震性能の向上（再掲）→避難路の安全確保	◎避難路の安全確保		
		○敷地の奥における隣地との出入口の確保（迅速な避難とその支援：敷地間で移動可能な環境整備）	□敷地間で移動可能な環境整備：非常時における出入口の確保…消防の利用も周知	□迅速な避難とその支援，住民協定等の締結又は取り決め（敷地間での移動）…消防の利用も周知	
				◎災害時・緊急時の要配慮者や観光客への対応及び連絡・協力体制の強化 ◎災害後の復旧などへの対応	
その他災害	(5) その他の災害に対する防災上の課題	土石流・急傾斜地	◇土砂災害防止対策（主として広島県）	○ハザードマップの理解と避難等への対応 ◇ハザードマップの周知	共通 ↓ 避難等で整理
		津波・高潮	◇津波・高潮対策（主として広島県）	(同上)	

○：主として自助 □：主として共助 ◇：主として公助 ◎：各主体の連携・協働

(1) 火災に対する防災上の課題

■建築物の防火・耐震性能の向上（「建築物の防火性能の向上などに向けた支援」を含む）

<特性及び留意点・問題点>

保存地区内には、江戸、明治、大正から昭和30年代の建築物が多数存在し、その中には老朽化が進み、屋根や外壁などにき損が目立つものが多く、火災だけでなく、耐震上などにおいても懸念される。

木造家屋が隣り合い、壁を共有している場合もあり、延焼の危険性が高い。

また、空き家も多数あり、放火等の犯罪防止においても不安要因となっている。

<課題>

○伝統的建造物（建築物）の修理においては、防火性能・耐震性能の向上も意図した取組を促進する必要がある。

○それ以外の建造物（建築物）においても、歴史的景観との調和を図る中で、防火性能の向上及び耐震診断や耐震補強などを促進する必要がある。

アンケート調査より

○空き家を含め、住宅用火災報知器等の設置を促進する必要がある。

○建築物の防火性能・耐震性能の向上のための改修等が難しいとする割合が高いことを踏まえ、情報提供や啓発、支援制度の充実を検討する必要がある。

■住宅・店舗等における消防設備等の整備・更新（「建築物の防火性能の向上などに向けた支援」を含む）

<特性及び留意点・問題点>

保存地区の建築物の敷地（地割り）は、間口二間半までが全体の約半数を占め、敷地の奥行きは長く、多くの場合、台所は奥に位置する。

また、住宅・店舗等における防災の備えとしては、ガス漏れ警報器と住宅用火災警報器の設置がそれぞれ全体の約2/3となっているものの、消火器を設置している割合は約45%、古い電線を更新している割合は20%強など、消防設備等の整備・更新が進んでいるとはいえない。

<課題>

○住宅火災警報器等については、通りでも警報音が聞こえるタイプや近隣と連動させるタイプの検討が求められる。

○火災発生時に当該建築物だけでなく、地域として火災を検知できることが重要である。

アンケート調査より

○住宅火災警報器等の設置状況を踏まえ、空き家・空き店舗を含め、各住宅・店舗等における消火器や住宅火災警報器等の設置を促進するなど防災の備えを高める必要がある。

■屋外消火器の設置と維持管理の徹底

<特性及び留意点・問題点>

屋外の消火器は、保存地区一帯において一定程度設置されているが、配置の密度が低い区域があるとともに、各所において初期消火の機能を高めるためには限定的といえる。

<課題>

○町内会等と連携しながら、屋外の消火器の設置を促進する必要がある。

例:20mピッチなど…向こう三軒両隣のイメージ

○屋外の消火器用ボックスは、周囲から分かりやすく確認できる位置や色・形状とする必要があるが、歴史的景観にも配慮したデザインづくりが求められる。

アンケート調査より

- 屋外消火器の設置場所などの認知度を高める必要がある。
- だれもが消火器が利用できるよう、訓練などを行う必要がある。

■消火栓の機能の維持・強化

<特性及び留意点・問題点>

消火栓は、保存地区一帯において各所に配置できているといえるが、消防車両が入ることができない狭い道路の入口付近などへの設置が望まれる箇所もある。

また、水の供給が2系統（北側，西側）あるが、消火栓を同一系統から2箇所以上使用した場合は、水圧が下がり、消火活動に支障を来す場合がある。また、上水道と同じ系統であり、住宅等での使用水が多くなる時間帯（夕方など）は、前記同様の状態となる。

<課題>

- 消火活動を行うためのスペースを確保するとともに、消火栓等の消防水利を確保する必要がある。
- 耐震性貯水槽（防火水槽）の整備などと併せて、消防水利の複合的・効果的な確保を検討する必要がある。
- 消火活動を行っている時間帯において、家庭や事業所における水道使用を少なくするよう、住民等の理解と協力を得る必要がある。

■住民が利用できる消火栓の整備：スタンドパイプなど

<特性及び留意点・問題点>

保存地区の場合、福山地区消防組合南消防署出張所は近接地に立地していることから、出動から3分以内で到着することができるが、通報までを含め常備消防が消火活動に入る間の初期消火の大切さが指摘されている。

また、交通渋滞や災害時の瓦礫などで緊急車両が到着できない可能性もある。

<課題>

- 消火器の設置促進などと併せて、住民が消火栓を利用した消火活動を行えるような、備品等の確保、消火訓練の実施を検討する必要がある。
- 住民による消火栓の利用においては、安全対策に留意する必要がある。

■耐震性貯水槽（防火水槽）の整備

<特性及び留意点・問題点>

河川がないこともあり、消防水利は消火栓が中心で限定されている。

消火活動においては消火栓の利用が基本となるが、水圧の低下や大災害時において給水ができなくなる事態も想定される。

その際、防火水槽が効果を発揮することになるが、ポンプ車1台で毎分2 tの放水能力があるため、60 tの水槽でも30分足らずで使い果たすことから、一般的な住宅1軒の火災でも防火水槽1か所では不足が見込まれる。

<課題>

- 公共施設内や空地の活用による耐震性貯水槽（防火水槽）の整備など、可能な限り保存地区一帯の各所に防火水槽を整備する必要がある（要埋蔵文化財の保護との調整）。

アンケート調査より

- 保存地区居住者等において防火水槽は上位の要望事項となっており、候補地を選定し、重点的に整備する必要がある。

■消防活動の場（拠点）の確保・整備と消防活動困難区域の解消

<特性及び留意点・問題点>

家屋が密集し、狭い道路が中心であることから、消防車両が火災現場やその近くに到着しても、消火活動開始まで時間を要し、実際の消火活動が制約されることになる。

また、緊急車両と一般車両の動線が重なり、一般車両の退避が円滑に進まないことによる消防活動の制約も、これまでの状況から指摘される。

さらに、消防活動困難区域（P 49 を参照）が保存地区の中央部及び西側に広がっている。

<課題>

- 消防活動困難区域の解消のため、消防活動の場（拠点）を確保・整備する必要がある。
- 道路や空き地等を活用し、消防活動の場（拠点）及び消防水利等を確保・整備する必要がある。
- 消防活動を迅速に行うため、災害時における一般車両の円滑な退避を図る必要がある。

参考：防火水槽と耐震性貯水槽

消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）に基づき、防火水槽は、消防水利として消火活動にのみ使用するものである。一方、耐震性貯水槽は消火活動で使用するほか、飲料水兼用としての機能を持たせる場合もある。

また、市街地に設置する場合、補助金が受けられるのは耐震性貯水槽であり、防火水槽は林野への設置に限られる。

（2）地震に対する防災上の課題

■既存建築物の劣化対策

<特性及び留意点・問題点>

保存地区においては、屋根のき損などによる雨漏り、地面に近い部分の雨掛かり、排水の悪さなどにより、部材が腐朽・劣化している建築物が多数みられ、耐震性能の低下にもつながっている。

<課題>

- 建築物の腐朽・劣化が耐震性能の低下にもつながっていることに鑑み、雨漏りの修理、外壁や基礎部分などにおける雨水などによる腐食・劣化対策、排水の改善など、既存建築物の劣化対策に取り組む必要がある。

アンケート調査より

- 「建物の老朽化、その対策」が上位となっており、建築物の劣化対策は住民意向からも進めていく必要がある。

■建築物の防火・耐震性能の向上（「建築物の耐震性能の向上などに向けた支援」を含む）

<特性及び留意点・問題点>

保存地区の建築物は、奥行きが長い建築物が中心であり、間口方向の壁が少ないことから、この方向の耐震性は低い。また、隣の建築物と壁、柱を共有している場合があるとともに、改修時などで柱などを継ぎ足したもの、古材を再利用したものが各所でみられ、耐震性が低くなっている。

また、保存地区の建築物の特性（隣との壁の共有、間口が狭く奥行きが長い形態など）及び改修等における費用面から、建築基準法に規定されている耐震基準等の達成が困難な場合が多いといえる。さらに、増築や用途の変更を行おうとする場合、現行の建築基準法の規定に適合することが求められることから、景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を保存しながら、使い続けることが困難となることが想定される。

<課題>

- 建築物の防火・耐震性能の向上については、前記の「建築物の防火・耐震性能の向上」

で示しているが、耐震性能の観点からは、福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画（修理：耐震補強等の防災性能の向上に関する記述）及び福山市耐震改修促進計画を踏まえ、さらに次の点に留意する必要がある。

- ・住宅の耐震化の促進：耐震診断・耐震改修の相談コーナーの設置など
- ・地震時の建築物等の総合的な安全対策：家具の転倒防止対策など
- ・補助制度や税制優遇の周知
- ・相談窓口充実、制度の周知

○保存地区の建築物の特性を考慮し、改修などにおける建築基準法の適用除外について検討する必要がある。

○建築物のタイプ別に耐震化の具体的なモデルを作成し、前記の情報と併せて周知を図り、保存地区の建築物の耐震診断や耐震性能の向上を促進する必要がある。

アンケート調査より

○建築物の防火性能・耐震性能の向上のための改修等が難しいとする割合が高いことを踏まえ、情報提供や啓発、支援制度の充実を検討する必要がある。（再掲）

■ブロック等の塀の対策

＜特性及び留意点・問題点＞

保存地区においてブロック塀の設置は限定的であるが、一部では傾斜地などにおいて設置がみられる。

＜課題＞

○保存地区における助成措置や、通学路については福山市ブロック塀等の安全確保事業補助金の周知を図りながら、倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却及び建替（除却後、板塀や軽量フェンス等で新設を行うこと）を景観に配慮した形で促進する必要がある。

（3）災害時の交通課題

■緊急車両の災害現場への迅速な到着

＜特性及び留意点・問題点＞

鞆町の道路網の状況から、保存地区で火災等が生じた場合は、東西の交通がストップする可能性が高いとともに、交通渋滞が生じる。

また、交通渋滞が緊急車両の到着・通行及び消火活動に支障を来し、人的・物的被害が大きくなることも予測される。

さらに、保存地区においては、災害時に有効とされる幅員6m以上の連続する道路は、主要地方道福山鞆線など東側に限定されており、消防活動困難区域が保存地区の中央部及び西側に広がっている。

＜課題＞

○保存地区一帯における緊急時の交通対策の必要性を周知する必要がある。

○消防活動困難区域の解消など保存地区の防災性を高めるため、保存地区の東側の幅員6m以上道路から消防車両等が保存地区中央部に、円滑かつ迅速に到着できる方策を検討する必要がある。

■緊急時の一般車両の円滑な退避及び誘導體制の確保

＜特性及び留意点・問題点＞

保存地区一帯において災害が起きたとき、多くの場合において緊急車両と一般車両の輻輳などで交通渋滞が発生し、消火活動等が遅れる恐れがある。

<課題>

- 消防団や轄学区自主防災協議会、防火協会等の協力・連携を図りながら、災害時において一般車両を安全・円滑に誘導する体制を確立する必要がある。
- 緊急時における緊急車両と一般車両の輻輳の解消に向けた対策を検討する必要がある。

■緊急時の交通対策に関する周知と理解の促進

<特性及び留意点・問題点>

道路網が脆弱な轄町において災害が発生した場合などには、前述のように交通渋滞が生じる恐れが高い。

<課題>

- 住民等に緊急時の交通対策に関する情報を提供し理解と協力を得るとともに、適切な対応を行ってもらうこと（外出していた場合には市営駐車場などへの駐車など）が必要である。

(4) 避難等に関する課題

■空地等の身近な避難の場などとしての活用

<特性及び留意点・問題点>

保存地区における空地の立地状況をみると東側に集中し、中央部から西側にかけては少なく、かつ、小規模なものとなっている。

こうした空地の状況や道路等との関係を考慮し、関係権利者の理解と協力のもとに、災害時における一次避難場所としての活用、防火帯としての空地の確保（維持）などにより、保存地区やその周辺の防災性の強化に寄与することが考えられる。

また、高齢化が進む中で、要配慮者などにおいては、長い距離の避難が難しくなっており、身近な避難の場として空地の活用が期待される。

<課題>

- 空地については、重要伝統的建造物群保存地区としての建築や修景を促進するとともに、駐車場を含め一定期間以上空地となっている場所の幾つかについては、一次避難場所、消火活動の場、車の離合場所としての利活用を検討する必要がある。特に、高齢者・要配慮者に対しては、移動距離の軽減を図るため、避難の場などの密度を高めることが必要である。
- 保存地区の防災・安全性を高めるため、空地を利用した耐震性貯水槽（防火水槽）などの整備を検討する必要がある。

アンケート調査より

- 「避難場所などが遠い」や「一人での避難が難しい人がいる」とする割合が一定程度あることから、身近な避難の場や避難のときの安全な一次避難場所を確保する必要がある。

■避難路の安全確保

<特性及び留意点・問題点>

避難路となる道路は狭い場合が多く、その多くが両側に木造家屋が建ち並んでいる。狭い道路、私道等では、火災や建物の倒壊などで避難できない場合が想定される。

<課題>

- 建築物の防火性能・耐震性能の向上などを促進し、併せて避難路の安全確保を図る必要がある。

アンケート調査より

○「避難経路を考えている」以外の割合が一定程度あることから、各自又は隣近所で避難する経路の確認を促す必要がある。

■迅速な避難とその支援、及び住民協定等の締結又は取り決め（二方向避難、敷地間で移動可能な環境整備）

<特性及び留意点・問題点>

保存地区の建築物の敷地（地割り）は、前述のように間口が狭く奥行きが長い場合が多く、こうした敷地が連続している。

また、敷地をみると、一方向避難（通り側への避難）しかできない場合が多い。特に、細長い敷地の多くは、建築物の奥に台所があることから、火災が起きた場合、通り方向に逃げられない場合が想定される。

さらに、保存地区では階高が比較的低い2階建ての建築物が多く、仮に火災が発生し2階に取り残された場合には、通りなどからはしごをかけることで救出できる可能性がある。

<課題>

○災害が発生した場合などの避難経路として、表（道路側）だけでなく、隣地間での避難ができる住民協定等の締結又は取り決めを検討する必要がある。

○緊急時の場合に隣地間の移動が可能な開口部を、必要に応じて確保することも必要である（消防の利用も周知）。

○こうした隣地間の開口部については、消防活動においても有効となることから、その周知を図る必要がある。

○火災などにより2階に取り残された人がいる場合を想定し、はしご等の準備と安全な避難や避難支援の訓練などに取り組む必要がある。

アンケート調査より

○「一人での避難が難しい人がいる」とする割合が一定程度あり、災害が発生したときの頼れる人として「近所の人」が最も多いことから（保存地区居住者等）、隣近所や町内会などでの支援体制をより一層充実させる必要がある。

○「避難の際は隣近所に声かけして、一緒に逃げる」や「連絡・安否確認方法など地域の体制づくり」が上位となっており、避難体制の充実が必要である。

■避難場所・避難所の整備・充実

<特性及び留意点・問題点>

鞆町においては、鞆の浦学園、鞆公民館、鞆コミュニティセンター、鞆の浦学園（旧鞆中学校）が、本市が指定した避難場所、避難所となっている。

こうした施設に対する住民の意識・意向をアンケート調査からみると、「避難場所、避難所の整備（トイレ、その他施設、プライバシーへの配慮、備品など）」の回答割合が46.8%、「避難場所などでの滞在に不安」は48.9%となっている。

また、高齢化が進む中で、前記の避難場所・避難所への移動が難しくなっている住民が増加していると考えられるとともに、狭あいな道路が多い中で、火災や地震などにより避難路が利用できなくなることも想定される。

<課題>

○災害時・緊急時の要配慮者への適切な対応などを考慮しながら、避難場所、避難所の現状を点検し、避難場所、避難所の整備・充実を図る必要がある。

○避難場所、避難所の整備・充実と併せて、地域における一次避難場所の確保・充実、身近な避難の場としての空地の活用及び避難路の安全確保を連携させ、様々な災害を想定

した避難対策を検討する必要がある。

アンケート調査より

○避難場所、避難所においては、トイレ、その他施設の整備、プライバシーへの配慮、備品の充実などに取り組む必要がある。

■轄学区自主防災協議会や防火協会等の充実・強化

<特性及び留意点・問題点>

保存地区を含む轄学区においては、轄学区自主防災協議会が組織されているとともに、防災訓練などは轄町全体で組織されている防火協会が行っている。これらは住民に最も身近な組織であり、災害時など緊急時においては、住民の安全を守る大きな力となる。

一方で、人口の減少や少子高齢化が進む中で、将来的に現在のコミュニティ（防災など）の機能を発揮し続けられるか不安な面もある。

<課題>

○轄学区自主防災協議会や防火協会などの担い手の確保・育成など、地域の防災力の強化に向けた取組を支援する必要がある。

■防災訓練の実施

<特性及び留意点・問題点>

防災訓練に関する住民の意識・意向をアンケート調査からみると、年1回又は2回の防災訓練を実施した方が良いとする割合が84.2%を占めている。

その内容としては、避難訓練、消火器を用いた消火訓練、応急手当の講習会、消火栓を使用した消火訓練が上位となっている。

<課題>

○住民の意識・意向を踏まえながら、轄学区自主防災協議会や防火協会、消防署などと連携し、防災訓練の定期的な実施を促進する必要がある。

アンケート調査より

○多くの住民等が参加するよう、防災訓練の周知や住民ニーズを考慮した内容の設定などに取り組む必要がある。

■災害時・緊急時の要配慮者や観光客等への対応及び連絡・協力体制の強化

<特性及び留意点・問題点>

轄町は人口減少や少子高齢化が進んでおり、そうした中、一人暮らし高齢者や要介護者、障害者など災害時に配慮が必要な人々も居住している。

また、人口減少や高齢化の一方で、空き家・空き店舗の再生・活用に関わる新規住民等（地区外から）も増えつつある。

さらに、轄町（保存地区など）には多くの観光客が訪れている。

<課題>

○住民や町内会、自主防災組織、ボランティア団体、民間事業者など様々な人々・主体が、共通の目標を持って協力・連携し、支え合いながら、災害時・緊急時において要配慮者の安全を守る取組を進める必要がある。

○新規住民等（UIターン、経営・従事者など）を含めた交流や連絡・協力体制を、防災面を含め強化していく必要がある。

○保存地区及び轄町において災害が発生した場合には、住民に加え、外国人を含めた観光客も考慮した避難などの対策（情報提供や誘導など）が必要である。

アンケート調査より

○「一人での避難が難しい人がいる」とする割合が一定程度あることから、災害時等にお

ける要配慮者の支援に取り組む必要がある。

■災害後の復旧などへの対応

<特性及び留意点・問題点>

もしも災害による被害を受けたときには、生活再建や事業再開に早期に対応することとともに、重要伝統的建造物群保存地区の価値の保存・回復も求められる。

<課題>

○災害で建築物等に被害を受けた場合においては、被害の実態の調査や応急修理、復旧など的確に対応できるよう、大学や関係団体（関係する学会、建築士会等）、関係権利者、設計士、施工者、行政などの体制を確保する必要がある。

(5) その他の災害に対する防災上の課題

■土砂災害防止対策

<特性及び留意点・問題点>

保存地区の一部は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている。

ハザードマップ等で自宅などの危険度を確認している方は 36.2%（地区内居住者等）

<課題>

○福山市防災ガイドブック（洪水・土砂災害ハザードマップ）の周知に努める必要がある。

○急傾斜地等の防災対策を行う場合には、景観に配慮した整備を働きかける必要がある。

■津波・高潮対策

<特性及び留意点・問題点>

鞆港に面した区域などは、津波や高潮の浸水想定がなされている。

<課題>

○福山市防災ガイドブック（洪水ハザードマップ）や高潮浸水想定周知に努める必要がある。

○防潮堤などの整備においては、景観に配慮した整備を働きかける必要がある。

【防災対策を検討する留意点又はその背景】

■一人暮らし・高齢世帯の増加への対応

鞆町の高齢化率（65歳以上人口の割合）は増加を続け、2015年（平成27年：国勢調査）において46.1%となり、65歳以上の一人暮らし世帯数も増加している。

このため、高齢化、一人暮らし高齢世帯の増加などを踏まえ、日頃からの声かけやコミュニケーションを含め、防災・避難対策を進めていく必要がある。

■空き家の増加及び活用への対応

鞆町、特に保存地区一帯では、空き家が各所にみられ増加傾向にある。また、空き家の老朽化も進んでおり、防災、防犯、美観上の問題が顕在化することが懸念される。加えて、アンケート調査では、「空き家対策」が上位となっている。

このため、こうした状況を踏まえながら、所有者の意向を把握し、空き家対策を進める必要がある。

■船舶を利用した避難や支援への対応

鞆町は臨海部の道路のみで地域外とつながっており、災害によって道路が寸断された場合は、福山地区消防組合の消防艇の出動に加え、民間の船舶の活用も可能な体制整備を検討する必要がある。

5 防災計画

5-1 防災計画の考え方と方針

(1) 防災計画の基本的な考え方

国内随一の近世港町に形づくられた伝統的建造物群が維持できるのは、その価値を尊重して、そこで暮らしたり、事業を行ったりする人々がいることが基盤となる。したがって、災害から当該地区を守るということは、第一義的に当該地区における住民等の生命と財産を守ることであり、その結果として文化財としての価値が継承されることにつながる。

加えて、保存地区においては、空き家等となっている伝統的建造物が多数みられ、それらが適正に管理されるように対策を講じることも重要となる。また、保存地区には、多くの観光客が訪れ、その中には外国人観光客も含まれることになり、住民等はもとより、来訪者の安全確保の視点も不可欠である。

こうした状況や前記の課題に対処するには、次のような保存地区の防災に関わる前提条件を認識しておく必要がある。

- 多くの建築物（伝統的建造物）は保存・継承することが基本であり、建て替えて防災性を高めることはできない。そうした中で、建築物の特性・制約（細長い形状、老朽化、密集など）から、建築基準法の規定を満たすレベルまでの改修は大半が困難であり、可能な改善を図ったり、積み重ねたりすること（セカンドベスト：次善の策）が重要となる。
- 多くの建築物などは民間の所有であり、それらの防災性を高めるためには、関係権利者の理解と協力、かつ、各自の建築物の改善を促す行政の分かりやすい情報提供と説明、支援が不可欠である。
- 広幅員の道路や広い防火帯、高い防潮堤の建設などの大規模な防災工事は不可能であり、道路を広げることも難しい。したがって、貯水槽や小規模な防災広場の確保・整備など、公共工事においても小さなことを相互に関連づけて積み重ねることが重要となる。

そして、保存地区において想定される災害としては、火災、地震、高潮、津波、土砂崩れ及び災害時の交通網の麻痺が考えられる。

本計画においては、上記に示した防災上の前提条件を認識し、特に本市として対策を講じなければならない火災、地震及び災害時の交通対策及び各災害における避難を中心に防災計画の策定を図る。また、鞆町は住民相互のつながりが強く、その強みを活かし、住民各自及び地区の防災力をより一層高めるため、自助・共助を促し、さらに公助との連携・協働（みんなで取り組む）につなぐことも意図する。公助に関しては、保存地区の特性を踏まえた防災に資する効果的なハード事業を積み重ねるとともに、自助・共助を促す支援にも取り組み、地域と一体となって防災まちづくりを進める。

こうしたことを踏まえ、防災計画の基本的な考え方（基本テーマ）を次のように設定する。基本テーマは住民等で共有することが大切であり、できるだけ簡潔にすることに努めた。

【防災計画の基本的な考え方（基本テーマ）】

国内随一の近世港町に息づく暮らしと活力を、

みんなで守り、育む防災まちづくり

～火災、地震、交通対策及び避難を柱にした防災計画～

(2) 防災まちづくり（防災計画）の基本方針

防災計画の基本的な考え方及び防災上の課題を踏まえ、防災まちづくりの基本方針を想定される災害等への対応と取組の主体の切り口から次のように設定する。

ア 想定される災害等に対する基本方針

■火災から人とまちを守る～火災を起こさない、拡げない、延焼させない～

火災から人命・財産を守り、そして伝統的建造物群を継承するため、火災に対する防災力の強化を目指す。

<主要な視点（事項）>

- 出火防止（啓発，訓練，火災防止の設備）
- 早期発見・早期通報（啓発，訓練，警報設備）
- 初期消火（訓練，消火器など）
- 消防活動困難区域の解消
- 消防活動の迅速化・円滑化（消防水利の拡充，緊急車両の災害現場への迅速な到着，災害時の一般車両の円滑な退避，消防活動拠点の確保）
- 延焼の防止についての対策（建築物の防火性能の向上，土蔵の保存・修繕など）
- 地域における救助への対応（消防が到着するまで）

■地震から人とまちを守る～地震による建造物の倒壊等及び地震後の二次的な被害を防ぐ～

地震から人命・財産を守り、そして伝統的建造物群を継承するため、地震に対する防災力の強化を目指す。

<主要な視点（事項）>

- 建築物の維持管理，劣化対策
- 建築物の防火・耐震性の向上
- ブロック塀等の対策
- 二次災害防止（火災など）

■災害時の緊急車両等の交通を確保する～消防・救急活動等の複数ルートを確保する～

狭い道路を中心とした道路網の中で、木造建物が密集している保存地区の現況を踏まえ、災害時において緊急車両等が迅速・円滑に目的地又はその近くに到着できる交通環境を確保する。その中では、保存地区中央部に消防車両が円滑に到着できる条件の確保及び消防活動困難区域の解消（大幅な軽減）を目指す。

<主要な視点（事項）>

- 緊急車両の災害現場への迅速な到着
- 緊急時の一般車両の円滑な退避（消防活動等の迅速な開始）
- 緊急時の交通対策に対する理解・周知
- 緊急時の一般車両の誘導體制の確保

■安全な避難のルートや場所及び支援体制を確保する～だれもが安全に避難できる環境・条件を整える～

狭い道路を中心とした道路網の中で木造建物が密集し、高齢化が進んでいる保存地区において、安全・安心して避難できる場所やルート及び要配慮者の支援体制を確保する。また、観光地であることを踏まえ、観光客等の安全・安心の確保を図る。

<主要な視点（事項）>

- 空地などの活用による身近な避難・集合の場の確保
- 避難路の安全確保（通路としての確保，建築物の防火・耐震性の向上）
- 避難路，避難場所等の周知・確認
- 避難場所等の整備・充実
- 敷地間での移動可能な環境整備（住民協定など）
- 迅速な避難の支援（要配慮者，観光客等）

■**地区の防災体制（態勢）※を強化する～支え合い・助け合いの防災まちづくり～**

保存地区の住民等が防災に関する意識・知識をより一層高め，出火防止から災害が発生した場合の応急修理・復旧まで，支え合い・助け合いの防災まちづくりを進める。

<主要な視点(事項)>

- 防災情報の提供・周知と啓発
- 防災訓練の実施と参加促進
- 轄学区自主防災協議会や防火協会等の充実・強化
- 災害で建造物に被害が生じた場合の応急修理・復旧の体制づくり（生活再建，事業の早期再開，重伝建としての価値の保存・回復）

■**その他の災害から人とまちを守る～水害・土砂災害，津波・高潮への対策を講じる～**

水害・土砂災害（土石流，急傾斜地），津波・高潮から，人とまちを守るため，広島県と連携して防災対策を進める。

<主要な視点(事項)>

- 土砂災害防止対策（主として広島県）
- 津波・高潮対策（主として広島県）
- ハザードマップの周知や関連する情報の提供・相談

イ 取組の主体に関する基本方針

■**自助・共助・公助と連携・協働で防災対策に取り組む**

防災対策については，住民等の個々の努力（自助），住民等の支え合い・助け合い（共助），及び公的な事業・制度（公助）があり，各主体がその役割や内容を認識し，具体的に取り組む必要がある。

また，自助・共助・公助の連携，さらには協働（各主体が共通の目的に向かい，それぞれができること，得意なことを一緒に行うこと）の取組も重要となる。

5-2 防災に関する具体的取組

(1) 具体的取組の全体フレーム

防災（減災を含む）のための具体的取組について，保存地区の防災上の課題や防災計画の基本的な考え方及び基本方針を踏まえ，取組メニューやその内容などを明らかにする。ここでは，前記に関する全体フレームを示す。

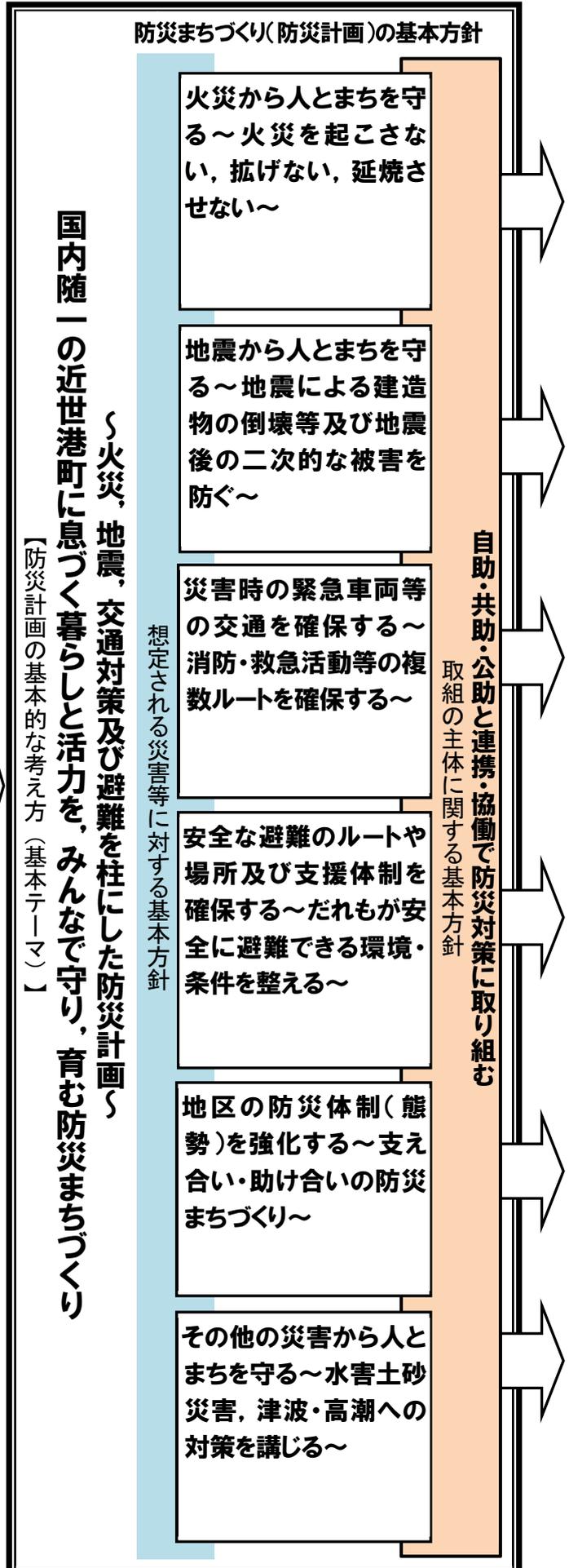
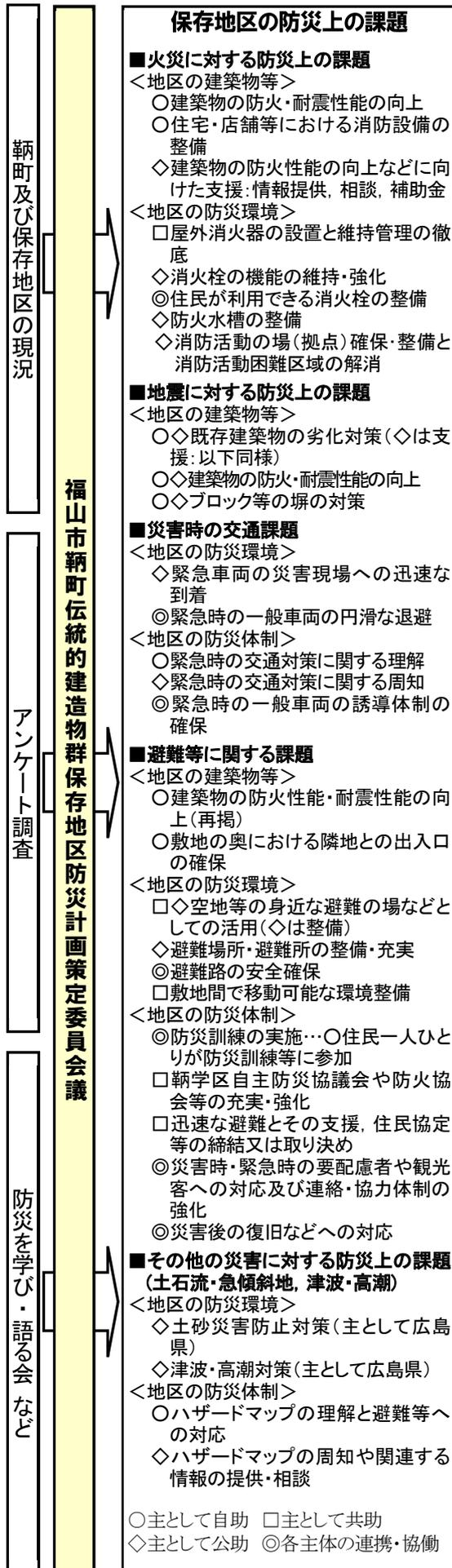
※体制：一般的には，「システム」「組織」を指す。また，恒常的な組織や制度を言うときは，「体制」が使われる。

態勢：その時々状況に対する身構えのことを言い，「受け入れ態勢」「即応態勢」「出動態勢」のように用いられる。ただし，「いかなることにしても即応できる体制をつくる」「いつでも出動できる体制をつくる」などの場合は「体制」のほうが適切と考えられる。

⇒「組織」と「身構え」のどちらに重点を置くか，また，その組織が「恒久的」なものか「一時的」なものかで使い分けをすることになる。

参考資料：NHK放送文化研究所「最近気になる放送用語」

【防災計画の体系と具体的取組】



基本方針 (キーワード)	取組メニュー ■:主としてハード □:主としてソフト ◇:ハード+ソフト	基本方針(取組主体)		
		◎:取組主体 ○:協力・支援など		
		各自(自助)	地域(共助)	行政(公助)
火災	◇住宅用火災警報器の設置と維持管理	◎	○	○
	◇住宅用火災警報器の連動型設置, グループ設置	◎	◎	○
	◇感震ブレーカーの周知と設置	◎	○	○
	◇屋外への消火器の設置と周知	○	◎	○
	◇消火栓の利用体制(態勢)づくり	○	◎	○
	◇可搬式ポンプの配備と利用体制(態勢)づくり	○	◎	◎
	■消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備	○	○	◎
	■耐震性貯水槽の整備	○	○	◎
	■防災倉庫の確保・整備	○	◎	◎
	◇防火帯の確保	◎	○	○
地震	□建築物の耐震診断の実施	◎	○	○
	■建築物の耐震性能の向上	◎	○	◎
	◇感震ブレーカーの周知と設置・・・再掲	◎	○	○
	◇建造物の点検・維持管理(修繕等)	◎	○	○
	◇ブロック塀等の安全対策	◎	○	○
交通	■緊急車両の災害現場への到着時間の短縮	○	○	◎
	■緊急時の一般車両の円滑な退避	○	○	◎
	□緊急時の交通誘導體制の確保	○	◎	◎
避難	◇避難のための一次避難場所の確保・充実	○	◎	◎
	◇避難場所・避難所の充実(鞆公民館, 鞆コミュニティセンター, 鞆の浦学園)	○	○	◎
	◇避難路の安全確保	◎	◎	◎
	□建築物・敷地内の避難経路の確保・確認	◎	○	○
	◇敷地間で移動可能な環境整備	◎	◎	○
	◇来訪者への情報提供	○	◎	◎
体制(態勢)	□地域の防災組織との連携(防災体制の強化)	◎	◎	◎
	□隣近所の災害時要配慮者等の把握と見守り・支援	○	◎	○
	□建造物の点検の体制(態勢)づくり	◎	◎	◎
	□災害後の建築物等の応急修理・復旧の体制(態勢)づくり	○	◎	◎
	□助成措置等の見直し・充実・創設	○	○	◎
	□庁内体制の充実・強化と関係機関との連携	○	○	◎
その他の災害	□ハザードマップの周知	○	○	◎
	■土砂災害防止対策(主として広島県)	○	○	◎
	■津波・高潮対策(主として広島県)	○	○	◎

本計画における「地区」と「地域」について

- ・地区: 保存地区及び計画対象区域(保存地区と隣接する街区), 他都市の重要伝統的建造物群保存地区を指す。
- ・地域: 計画対象区域を越える鞆町, 福山市の他の町などのまとまりのある範囲及び一般的な市町村などの範囲を指す。また, 区域の大小にかかわらずコミュニティ(町内会, 防災組織など)を「地域」と表現(省略)する場合がある。

(2) 具体的取組の内容

想定される災害等に対する6つの基本方針ごとに、具体的取組（施策・事業[※]）とその内容（概要）を示すとともに、自助・共助・公助の視点から取組の主体等を関連づけて整理する。

このうち取組の主体等における自助は住民等それぞれ（各自）の取組、共助は地域（近隣～町内会等）の取組であり、自助・共助は本計画では本市として期待する事項である。いずれの場合も住民・地域・行政の連携が大切であり、さらに住民・地域・行政又は地域と行政がそれぞれに主体となる取組については、協働して取り組むことを目指す。

ここにあげている取組は、いずれも防災性の向上に資するものであり、すでに行っており継続するもの、新たに取り組むものなど、多岐にわたって数多くの取組を設定している。

したがって、本計画において新たに取り組むこと、拡充すること、特徴的なこと、特に効果が高いと考えられることを重点的取組として明確にし、そのねらい、目指す効果、内容、手順などをより詳しくまとめ、具体化に向けた道筋（推進力）をつけることとする。

また、重点的取組は優先度（実施時期）とイコールではなく、重点的取組以外においても継続事業や早期に取り組む事業がある。また、重点的取組も、行政（本市）が取組主体となるものだけでなく、各自、地域が取組主体となることを期待するものがある。

なお、事業の実施時期は「5-3 防災対策事業計画」で示す。

※施策・事業

施策は、目指す姿・目標（政策）を実現するための方策である。

事業（事務事業）は、施策を実現させるための具体的な手段で、福山市が直接実施するもの、補助金などを交付して実践するものがある。

なお、政策とは、福山市が目指すべき姿、目標・方向、目的に関わることである。

<例：政策・施策・事業>

政策：災害に強い鞆町にしよう

施策：建築物・敷地の防災性の強化

事業：住宅用火災警報器の設置促進（促進＝支援・誘導：補助金、技術・情報提供など）

市所有建築物（鞆の津の商家）の防災設備の更新

ア 防災対策1：火災

火災に対する取組方針に基づき、具体的取組の内容（概要）とそのねらい、主体等を設定する。

基本方針

火災から人とまちを守る～火災を起こさない、拡げない、延焼させない～



表 5-1 「火災」に関する防災対策（取組）

(1/2)

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		行政 (公助)
		各自 (自助)	地域 (共助)	
◇住宅用火災警報器の設置と維持管理 ・住宅用火災警報器の設置の周知 ・未設置住宅における設置促進 ・維持管理の徹底（電池交換など）	火災の早期 発見、連 絡・通報	◎	○ 周知へ の協力	○
◇住宅用火災警報器の連動型設置、グループ設置 ・住民等の理解と協力 ・保存地区内におけるグループ化、保存地区周辺とのグループ化の検討（連動型設置、グループ設置に係る地元調整など） ・外部（道路）への警報音伝達の工夫（留守が多い住宅など）：連動型の設置 ・空き家への設置 ・支援制度の検討	火災の早期 発見、連 絡・通報	◎	◎	○
◇感震ブレーカーの周知と設置 ・感震ブレーカー（地震を感知して電気を自動遮断）の設置 ・感震ブレーカーなどに関する情報提供 ・支援制度の検討	火災予防	◎	○	○
◇屋外への消火器の設置と周知 ・使用方法の訓練、周知 ・目標：原則 20m 程度の間隔（向こう三軒両隣）で道路側などに設置 ・各所に 1～2 本の消火器の設置（できれば 2 本） ・保存地区に馴染むボックス	初期消火	○ 民地の 場合	◎	○
◇消火栓の利用体制（態勢）づくり ・スタンドパイプ、ホース格納箱等の配置による消火栓の住民利用（初期消火）の検討 ・住民等への情報提供（配備場所、利用方法の周知など） ・消火栓利用の訓練	初期消火	○ 民地の 場合	◎	○

表 5-1 「火災」に関する防災計画（取組）

(2/2)

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		
		各自 (自助)	地域 (共助)	行政 (公助)
◇可搬式ポンプの配備と利用体制(態勢)づくり ・可搬式ポンプの配備の検討・利用できる消防水利の確保・整備 ・住民等への情報提供（配備場所，利用方法の周知など） ・利用方法等の訓練	初期消火	○	◎	◎
■消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備 ・保存地区中央部などにおいて，災害時の消火活動に必要なスペースの確保 ・緊急時の消火活動の円滑化 ・保存地区内の消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備	火災予防，消火，救助，避難支援	○	○	◎
■耐震性貯水槽の整備 ・空地や防災広場などを活用して耐震性貯水槽を整備 ・可搬式ポンプによる利用を検討	消火(初期消火を含む)	○ 民地の場合	○	◎
■防災倉庫の確保・整備 ・空き家や空地等の活用などによる備品・備蓄品を収納する倉庫の確保・整備 ・可搬式ポンプ，消火器，スタンドパイプ，ホース，はしご，脚立，備蓄品（飲料水等）など ・場所によって倉庫の大きさ，収納機器，備品を検討 ・保存地区に相応しいデザインの検討	初期消火，救助，避難・生活支援	○ 民地の場合	◎	◎
◇防火帯の確保 ・土蔵，塗籠等の建築物の保存・修理及び管理（防火性能の維持） ・空地の活用	延焼防止	◎	○	○

イ 防災対策2：地震

地震に対する取組方針に基づき、具体的取組の内容（概要）とそのねらい、主体等を設定する。

基本方針

地震から人とまちを守る～地震による建造物の倒壊等及び地震後の二次的な被害を防ぐ～



表 5-2 「地震」に関する防災計画（取組）

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		行政 (公助)
		各自 (自助)	地域 (共助)	
□建築物の耐震診断の実施 ・耐震診断の必要性や内容，費用（助成措置）などの情報提供 ・耐震診断の実施	建築物の耐震性能の向上	◎	○	○
■建築物の耐震性能の向上 ・鞆町の建築物の特徴を考慮した耐震改修のモデル，方法の提示 ・助成措置（福山市鞆地区町並み保存整備推進事業）の充実の検討 ・耐震性能の向上などの工法（筋かい，火打梁，構造合板，耐震リング，土壁等），費用，助成制度などの情報提供，学習機会の確保 ・耐震改修の実施 ・建築基準法の除外規定（条例）の検討	同上	◎	○ 周知・学習機会の確保への協力	◎
◇感震ブレーカーの周知と設置…再掲	火災予防	◎	○	○
◇建造物の点検・維持管理（修繕等） ・空き家を含めた建築物や塀等の維持管理や点検，修繕等の必要性などの周知 ・長期間居住しない際の管理方法の周知（漏電ブレーカーを落としておく，隣近所に管理をお願いするなど） ・老朽化や腐食等（接地面近くなど），耐震面からの点検 ・樋の状況，雨漏りの点検 ・修繕方法や助成措置などの情報提供	老朽化の抑制，耐震性の維持	◎	○	○
◇ブロック塀等の安全対策 ・ブロック塀等の点検 ・福山市ブロック塀等の安全確保事業の周知と利用促進 ・保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等（福山市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱）の利用促進 ・ブロック塀等の安全対策の実施	倒壊防止	◎	○ 知人等が気づいた点を助言	○

ウ 防災対策3：交通

交通に対する取組方針に基づき、具体的取組の内容（概要）とそのねらい、主体等を設定する。

基本方針

災害時の緊急車両等の交通を確保する～消防・救急活動等の複数ルートを確保する～



表 5-3 「交通」に関する防災計画（取組）

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		行政 (公助)
		各自 (自助)	地域 (共助)	
■緊急車両の災害現場への到着時間の短縮 ・概ね幅員6m以上の道路等による保存地区外との連絡動線（緊急車両が通行可能な空地など）の確保の検討	消防・救急活動, 避難, その他	○ 関係権利者	○	◎
■緊急時の一般車両の円滑な退避 ・消防・救急活動の支障となる緊急時の県道の一般車両の円滑な退避のため、そのルート（車両が通行可能な空き地など）の確保の検討	消防・救急活動	○ 関係権利者	○	◎
□緊急時の交通誘導体制の確保 ・災害時・緊急時に消防・救急活動などが的確に行えるための交通誘導体制の確保（消防団など）	消防・救急活動	○ 渋滞の防止・緩和への協力	◎	◎

エ 防災対策4：避難

避難に対する取組方針に基づき、具体的取組の内容（概要）とそのねらい、主体等を設定する。

基本方針

安全な避難のルートや場所及び支援体制を確保する～だれもが安全に避難できる環境・条件を整える～



表 5-4 「避難」に関する防災計画（取組）

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		行政 (公助)
		各自 (自助)	地域 (共助)	
◇避難のための一次避難場所の確保・充実 ・安全な一次避難場所の確保の検討 ・利用できる空地の把握・確認 ・関係権利者の意向の把握 ・必要な整備や管理の検討	身近な避難の場の確保	○ 関係権利者	◎	◎
◇避難場所・避難所の充実（鞆公民館，鞆コミュニティセンター，鞆の浦学園） ・障がい者等の利用に配慮した環境整備 ・装備品・備蓄品などの確認と周知	避難の拠点の充実	○ 意見要望	○	◎
◇避難路の安全確保 ・避難路の周知と点検 ・避難路沿いの塀（ブロック塀等）の点検・安全確認⇒改修等 ・陸路（道路）が遮断された場合の傷病者の搬送⇒防災ヘリコプター，ドクターヘリ，船舶（消防の救助艇，漁船など）の活用 ・陸路（道路）が遮断された場合の避難など⇒防災ヘリコプター，船舶（消防の救助艇，漁船など）の活用など	安全な避難のルートの確保	◎ 関係権利者	◎	◎ 陸路が遮断された場合
□建築物・敷地内の避難経路の確保・確認 ・避難などについての情報提供，啓発 ・建築物等の所有者，利用者による建築物・敷地内の避難経路の確保・確認（避難の妨げとなるモノを置かないなど）	敷地内における安全な避難	◎	○	○
◇敷地間で移動可能な環境整備 ・奥行きのある敷地（建築物）が連続する街区において，緊急時に隣地への避難口の整備 ・整備に関する助成制度の検討	同上	◎	◎	○
◇来訪者への情報提供 ・マップや QR コードを利用した避難場所や避難所の周知	来訪者の安全の確保	○ 周知への協力	◎	◎

オ 防災対策5：体制（態勢）

体制（態勢）に対する取組方針に基づき、具体的取組の内容（概要）とそのねらい、主体等を設定する。

基本方針
地区の防災体制(態勢)を強化する～支え合い・助け合いの防災まちづくり～



表 5-5 「体制（態勢）」に関する防災計画（取組） (1/2)

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		行政 （公助）
		各自 （自助）	地域 （共助）	
□地域の防災組織との連携（防災体制の強化） ・ 轄学区自主防災協議会，防火協会等の活動の展開 ・ 轄学区自主防災協議会，防火協会等（地域）と市，消防，警察などの連携 ・ 防災士による地域への指導 ・ 防災訓練 [<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練：気候変動や感染症対策を考慮 ・ 初期消火訓練：消火器，スタンドパイプ等による消火栓の利用 ・ 応急救護：救急車が到着するまでの救命措置 ・ 搬送訓練：簡易担架の作製，搬送 ・ 情報収集・伝達訓練 ・ 炊き出し訓練など]	訓練・体験学習の充実と体制(態勢)の強化	◎	◎	◎
□隣近所の災害時要配慮者等の把握と見守り・支援 ・ 災害時要配慮者等の支援の体制づくり ・ 災害時要配慮者等の把握 ・ 災害時要配慮者等の見守り・支援の学習・訓練 ・ 介護・福祉部門と防災との連携 ・ 個人情報保護との調整	災害時要配慮者等の安全確保	○ 情報提供，見守り・支援への協力	◎	○
□建造物の点検の体制（態勢）づくり ・ 建築物・敷地の点検項目や方法などのチェックリストの作成（市による作成）⇒所有者，利用者による点検	災害予防体制の強化	◎	◎	◎
□災害後の建築物等の応急修理・復旧の体制(態勢)づくり ・ 被害調査に対応できる既存の建物等のデータの把握・整理⇒データベース化 ・ 被害調査の体制づくり（市，建築士会，大学・学会など） ・ ヘリテージマネージャーとの連携 ・ 職人，建築士の確保，育成	復旧体制の強化	○	◎	◎

表 5-5 「体制（態勢）」に関する防災計画（取組）

(2/2)

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		行政 (公助)
		各自 (自助)	地域 (共助)	
□助成措置等の見直し・充実・創設 ・建築物の防火性能・耐震性能の向上 ・住宅用火災警報器等の連動型・グループ設置 ・感震ブレーカーの設置 ・可搬式ポンプの配置 ・防災倉庫の整備 など	支援の充実	○ 意見 要望	○ 意見 要望	◎
□庁内体制の充実・強化と関係機関との連携 ・庁内体制，関係機関との連携の充実，強化	支援体制 (防災体制) の強化	○ 意見 要望	○ 意見 要望	◎

カ 防災対策6：その他の災害

その他の災害（水害・土砂災害，津波・高潮）に対する取組方針に基づき，具体的取組の内容（概要）とそのねらい，主体等を設定する。

基本方針

その他の災害から人とまちを守る～水害・土砂災害，津波・高潮への対策を講じる～



表 5-6 「その他の災害」に関する防災計画（取組）

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		行政 (公助)
		各自 (自助)	地域 (共助)	
□ハザードマップの周知 ・地震，津波，高潮，土砂災害に関するハザードマップの周知	情報提供・啓発・相談の充実	○	○	◎
■土砂災害防止対策（主として広島県） ・保存地区を含む鞆町における土砂災害防止対策	土砂災害防止対策	○ 情報提供，意見・要望	○ 情報提供，意見・要望	◎
■津波・高潮対策（主として広島県） ・保存地区を含む鞆町における津波・高潮対策 ・広島県が実施する津波・高潮対策に合わせた防災対策の検討 ・土嚢置き場の検討	津波・高潮対策	○ 情報提供，意見・要望	○ 情報提供，意見・要望	◎

(3) 重点的取組

設定した重点的取組ごとに、取組のねらい、目指す（期待する）効果、取組のメニュー・内容（より詳細な内容）、主体・担い手、具体化の手順、必要なもの・こと（具体化の課題）を整理する。また、必要に応じて取組の背景・理由を追記する。

特に、保存地区において、新たに取り組むこと、拡充すること、特徴的なこと、特に効果が高いと考えられることとして、消防活動拠点の整備と緊急車両の災害現場への到着時間の短縮、そして消防水利の確保（耐震性貯水槽の整備）があり、それに関連して緊急時の一般車両の円滑な退避、避難のための一次避難場所の確保・充実及び防災倉庫の確保・整備をあげることができる。これらに関連させて整理し、一体的に取り組むことにより実行性等を高めることとする。

このように一部集約し12の重点的取組を設定し番号（1～12）を付しているが、この番号は優先順位を示すものではなく、整理上のものである。

表 5-7 重点的取組の一覧（設定理由の整理）

(1/2)

基本方針	重点的取組（内容説明の頁）	重点的取組への設定理由
火災から人とま ちを守る ～火災を起こさ ない、拡げな い、延焼させ ない～	重点的取組 1 ◇住宅用火災警報器の連動型設置、 グループ設置（P98～100）	<ul style="list-style-type: none"> ・奥行きの高い敷地、高齢化、一人暮らし高齢者など保存地区の現状から設置の必要がある。 ・火災の早期発見・早期通報、隣近所の協力による初期消火につながる。
	重点的取組 2 ◇感震ブレーカーの周知と設置 （P101）	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では普及率は低いと想定されるが、地震の発生の可能性のある限り設置の必要がある。 ・地震による電気火災の防止につながる。
	重点的取組 3 ◇屋外への消火器の設置と周知 （P102・103）	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組を踏まえ、屋外への消火器設置の密度を高める必要がある。 ・隣近所の協力による初期消火につながる。
	重点的取組 4 ◇可搬式ポンプの配備と利用体制 （態勢）づくり （P104・105）	<ul style="list-style-type: none"> ・保存地区の道路網等の現状から、消防車両の到着及び実際の消火活動が遅れる場合が想定されることから、初期消火に迅速かつ効果的に対応する必要がある。 ・消防が到着するまでの初期消火の機能が強化される。
	重点的取組 5（複合的な取組） ■消防活動困難区域の解消に資する 消防活動拠点の整備 （P106～110）	<ul style="list-style-type: none"> ・保存地区は密集市街地で狭い道路が多いことなどから、消防活動拠点は限定されている。 ・空地等を活用し、消防活動拠点の密度を高める必要がある。 ・消防活動の機能の強化と消防活動困難区域の解消につながる。
	重点的取組 6（重点的取組 5） ■耐震性貯水槽の整備（P111・112） ※消防活動拠点で耐震性貯水槽の 整備が可能な場所を考慮し、重 点的取組 5 にも含める。	<ul style="list-style-type: none"> ・鞆町においては水量のある河川がないことから、現状では消防水利は消火栓に限定される。 ・消火栓は水圧の低下、大地震による水道管の損傷の恐れがあることから、それとセットで耐震性貯水槽を確保する必要がある。 ・初期消火、消防活動の機能が強化される。
	重点的取組 5（複合的な取組） ■防災倉庫の確保・整備 （P106～110）	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬式ポンプやその他消火・防災機具等を拡充していくためには、それらの収納場所が必要である。 ・初期消火の機能が強化される。

注：取組メニューの文頭（取組のハード・ソフトの区分）

■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト

表 5-7 重点的取組の一覧（設定理由の整理）

(2/2)

基本方針	重点的取組（取組名）	重点的取組への設定理由
地震から人とま ちを守る ～地震による建 造物の倒壊等 及び地震後の 二次的な被害 を防ぐ～	重点的取組 7 ■建築物の耐震性能の向上 (P113～119)	<ul style="list-style-type: none"> ・木造家屋が中心で築年数が長く、老朽化している建築物もあり、耐震性能の低い建築物が多数存在する。 ・個々の建築物の状況に応じて、一定程度以上の耐震性能を確保する必要がある。 ・保存地区の実情に応じた建築物の耐震性能の向上につながる。
	◇感震ブレーカーの周知と設置 …再掲	※前記
災害時の緊急車 両等の交通を確 保する ～消防・救急活 動等の複数ル ートを確認す る～	重点的取組 5（複合的な取組） ■緊急車両の災害現場への到着 時間の短縮（P106～110）	<ul style="list-style-type: none"> ・保存地区は東側の一部を除き、防災上有効とされる幅員 6 m以上の道路は限定されている。 ・現状を踏まえ、緊急車両が災害現場に迅速に到着できる方策を講じる必要がある。 ・取組内容によっては、消防活動困難区域の解消にもつながる。
	重点的取組 5（複合的な取組） □緊急時の一般車両の円滑な退 避（P106～110）	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの状況（経験）から、災害時には一般車両が渋滞し、消防活動を制約することになる。 ・災害時に一般車両を迅速に退避させる必要がある。 ・消防活動が迅速・円滑に実施できる。
安全な避難のル ートや場所及び 支援体制を確保 する ～だれもが安全 に避難できる 環境・条件を 整える～	重点的取組 5（複合的な取組） ◇避難のための一次避難場所の 確保・充実（P106～110）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進む中、災害時には隣近所などで助け合うことが生命を守る重要なこととなる。 ・安否確認と避難が迅速に行えるよう、身近な場所に集合場所を確保する必要がある。 ・要配慮者等の迅速な避難につながる。
	重点的取組 8 ◇敷地間で移動可能な環境整備 (P120)	<ul style="list-style-type: none"> ・保存地区の特徴の一つとして奥行き長い敷地が連続している区域が多数あり、火災が発生した場合、道路側に避難できないことが想定される。 ・隣地側に避難のための動線を確保することが、避難や消火活動において効果的である。
	重点的取組 9 ◇来訪者への情報提供（P121）	<ul style="list-style-type: none"> ・鞆町は観光地でもあり、災害時には、住民はもとより、地域に不案内な観光客等の来訪者へ避難場所や避難ルートなどの情報を提供する必要がある。 ・来訪者に対しても迅速な避難の支援などがよりの確に行える。
地区の防災体制 (態勢)を強化す る ～支え合い・助 け合いの防災 まちづくり～	重点的取組 10 □隣近所の災害時要配慮者等の 把握と見守り・支援（P122）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進む中、一人での避難が困難な人などが多数居住していると想定される。 ・災害時要配慮者等の安全を確保する必要がある。 ・地域ぐるみで災害時要配慮者等の避難の支援などがよりの確に行える。
	重点的取組 11 □災害後の建築物等の応急修 理・復旧の体制（態勢）づくり (P123)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により建築物等が被災した場合、暮らしや事業の維持・継続と併せて、保存地区として価値を継承できるよう、応急修理・復旧に対応する必要がある。 ・生活再建や事業の早期再開、重伝建としての価値の保存・回復につながる。
	重点的取組 12 □助成措置等の見直し・充実・創 設（P124）	<ul style="list-style-type: none"> ・保存地区における建築物等の防災対策、地域における体制づくりや防災機具等の確保などには財政面を含め行政の支援、制度の創設等が必要である。

重点的取組1 住宅用火災警報器の連動型設置, グループ設置 (1/3)

基本方針	火災から人とまちを守る～火災を起こさない, 拡げない, 延焼させない～
重点的取組1を構成する取組	住宅用火災警報器の連動型設置, グループ設置
取組のねらい	奥行き長い敷地構成など、町並みの特性及び人口減少・高齢化、不在時間帯など、防災を取り巻く現状を踏まえ、それぞれの住戸等において、火災発生場所以外の部屋や通りなどへ警報が伝わることにより、火災の早期発見及び迅速な連絡・通報・避難を行うため、連動型住宅用火災警報器の設置を促進する。 また、近隣で連携して火災の早期発見及び迅速な連絡・通報、初期消火や避難支援などに取り組みやすいようにするため、住宅用火災警報器等（無線式）のグループ設置に取り組む。
目指す（期待する）効果	<ul style="list-style-type: none"> ○火災の早期発見及び迅速な連絡・通報・避難・初期消火 ○近隣で連携した的確な初期消火や避難支援・救助 ○コミュニティの活性化（近隣などにおける連絡・通報や初期消火などの態勢づくり）
取組の内容 …取組主体・担い手	<p><連動型住宅用火災警報器の設置>（図5-1, 表5-8参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・啓発…市・消防 ○助成措置の検討…市 ○設置や維持管理…住民等 <p><住宅用火災警報器等（無線式）のグループ設置>（表5-8参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・啓発・勉強会等の開催…市, 参加…住民等 ○助成措置の検討…市 ○合意形成・グループづくり…住民・地域 ○グループ型の住宅用火災警報器等の設置や維持管理…グループ参加者
具体化の手順	<pre> graph TD subgraph Admin [行政 (市など)] A1[連動型住宅用火災警報器に関する情報提供・啓発 (市, 消防)] A2[住宅用火災警報器のグループ設置に関する情報提供・啓発, 勉強会の開催 (市)] A3[助成措置の検討] end subgraph Residents [住民・地域] R1[勉強会等への参加] R2[連動型住宅用火災警報器の設置→維持管理 (各自)] end A1 --> R1 A2 --> R1 A3 --> R1 R1 --> A3 R1 --> R2 R2 --> A3 R2 --> R3[次のグループでの整備 (原則, 合意形成のできた順)] R3 --> R2 </pre> <p>行政 (市など)</p> <ul style="list-style-type: none"> 連動型住宅用火災警報器に関する情報提供・啓発 (市, 消防) <ul style="list-style-type: none"> ・機器の性能や効果, 設置場所や住宅・建物防災のポイント ・維持管理, 費用 など 住宅用火災警報器のグループ設置に関する情報提供・啓発, 勉強会の開催 (市) <ul style="list-style-type: none"> ・整備方針等作成・決定 ・設置事例や設置方法 (グループづくり, 工事など) ・効果, 留意点 (維持管理, 点検, 誤作動対応など) ・費用, 負担 ・住民等の意向の把握 など 助成措置の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・事例の調査 ・法制度の確認・調整 ・整備方法, 運用の仕組み・体制づくり ・財政との調整, 予算の確保 など <p>住民・地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 勉強会等への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・仕組み, 設備等への理解 (留意点を含む) ・効果, 留意点, 維持管理への理解 ・グループづくり (連携, いざというときの対応など) への理解 ・費用, 負担の確認 など 連動型住宅用火災警報器の設置→維持管理 (各自) 合意形成・グループづくり→整備→維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・合意形成・グループづくり ・負担の合意 ・グループのできた範囲で整備・運用 次のグループでの整備 (原則, 合意形成のできた順)

重点的取組1 住宅用火災警報器の連動型設置、グループ設置 (2/3)

必要なもの・こと (具体化の課題)	<ul style="list-style-type: none"> ○各自の理解, 近隣での話し合いとグループづくり ○国の支援制度の検討 ○住民等の必要性, 仕組み, 設備に関する理解 ○個人負担への理解, 個人負担の軽減 ○保存地区及びその周辺におけるグループ設置の情報提供・周知, 隣近所における設置への機運の醸成 ○誤作動に関する理解と対応 ○国の支援制度の検討及び助成措置の創設, 事業費の確保
----------------------	--

■連動型住宅用火災警報器

警報器の一つが火災を感知すると、有線又は無線により、連動設定を行っているすべての警報器に火災信号を送る。

※連動型住宅用火災警報器は、取り付ける前に連動させるための登録作業が必要

【連動型住宅用火災警報器のメリット】

- 連動型の住宅用火災警報器が火事を感知すると、他の場所に設置されている警報器も連動して警報音を発するので、無人の部屋などで出火した場合の早期覚知に効果的である。
- 設置された場所のすべての警報器で警報音が鳴るため、近所の人や道路上の通行人等が火事に気付く機会が増え、消防署への早期通報につながりやすい。⇒道路などに警報音が届く場所にも設置することが重要

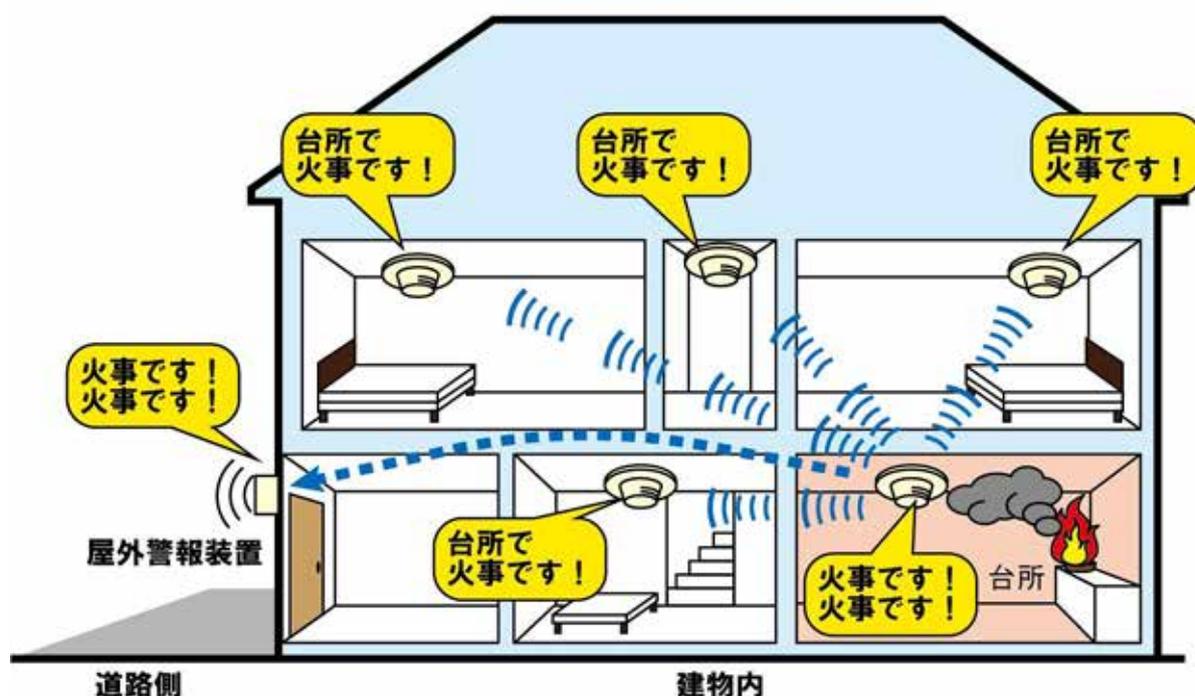
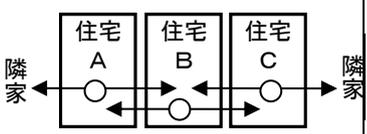
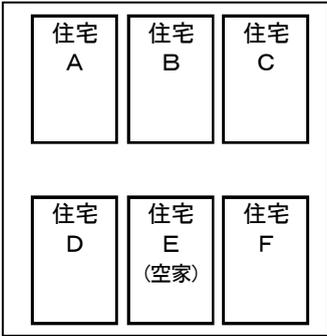
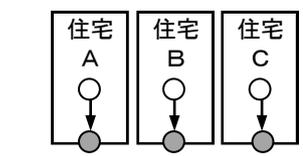


図 5-1 連動型住宅用火災警報器の設置イメージ

重点的取組1 住宅用火災警報器の連動型設置, グループ設置 (3/3)

表 5-8 連動型住宅用火災警報器（無線式）等の比較検討

区分	グループ式 (両隣連動式)	グループ式 (向こう三軒両隣+α)	個別式(連動型…外部(道路)への警報音・光伝達)
通報の範囲 (対象)	両隣又は向かいの住戸等と連動(自宅を含め, 原則3軒)	近隣(向こう三軒両隣など)又はそれより広い範囲でグループを組み, 相互に火災を監視(グループ間の連携も可能)	建物内で火災が発生した場合, 外部(道路)に向けて警報音が鳴り, 周知する。光とのセットもある。
模式図	 <p>下記の事例の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家にも設置 ・隣が空き家の場合は, 向かいの家に設置(連動) ・無線式の連動型火災警報器 	 <p>有線式又は無線式の連動型火災警報器によりグループを構成</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面して音(サイレン)と光(フラッシャー)の設備を設置 ・左記の2つのタイプでの設置も可能
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・隣の人が気づいて助けにきたり, 通報してくれたりすることが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成世帯等が多いので, 誰かが気づく可能性が高い。 ・どの建物で火災が発生しているか確認できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしや留守にしている場合でも, 通りを歩いている人, 近所の人々が異変に気づいてくれる可能性が高い。 ・費用が比較的安価。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・連動している住戸が留守の場合の可能性が, 右記の場合より高い。 ・隣が空き家の場合は, そこからは通報されない。 ・一般的に空き家は所有者の同意を得るのに, 空き家以外と比べて制約が多い。 ・整備費がやや高い。…設置事例は補助あり(下記の若桜町) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一連の住戸等の範囲でグループをつくるのが望まれる(できるだけ連続的に構成する)。 ・空き家については左記同様。 ・誤作動の場合の影響が大きい。 ・整備費がやや高い。…設置事例は補助あり(下記の高山市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人通りが少ない場合は, 効果が期待しにくい。 ・道路側への音と光の設備の設置に関する住民等への周知。 ・警報音を聞いた場合などの確認・連絡に関する周知・訓練が必要。 ・騒音(車など)で警報音が聞きづらい場合がある。 ・光は日中は見えにくい。
事例	<p>地区(地域) 福井県若桜町(熊川宿) 平成8年7月重伝建に選定</p> <p>グループ・ネットワーク 両隣又は隣が空き家の場合は向かいの建物(住戸)と連動 ※無線式</p> <p>設置状況 主屋の寝室, 火気のある部屋, 階段 ほぼ全戸に設置(空き家を含む)</p>	<p>地区(地域) 岐阜県高山市(三町, 下二之町大新町) 平成16年7月重伝建に選定</p> <p>グループ・ネットワーク 1グループ最大8件のネットワーク※三町:有線式, 下二之町大新町:無線式</p> <p>設置状況 主屋の寝室, 火気のある部屋, 階段 ほぼ全戸に設置 空き家は所有者の同意が得られた場合に設置</p>	各地

※この他, 携帯電話等を介して通報する「地域防災情報ネットワークシステム」(相互監視は近隣に限定されない)などがある。

「地域防災情報ネットワークシステム」の留意点

- ・施設・設備(中継基地, インターネット対応), 通信事業者との契約などの検討。
- ・携帯電話を利用しない人(世帯)への対応の検討。

重点的取組2 感震ブレーカーの周知と設置

基本方針	火災から人とまちを守る～火災を起こさない，拡げない，延焼させない～ 地震から人とまちを守る～地震による建造物の倒壊等及び地震後の二次的な被害を防ぐ～
重点的取組2を構成する取組	感震ブレーカーの周知と設置
取組のねらい	阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災のうち，原因が特定されたものの約6割は電気器具や電気配線などの電気関係によるものとされている。 こうした状況を踏まえ，一定規模以上の揺れを感知すると，ブレーカーを自動的に落として電気の供給を遮断し，電気火災を防ぐ機能を有する感震ブレーカーの周知と設置を促進する。
目指す（期待する）効果	○地震時における二次被害（電気火災）の防止 ○漏電による火災の防止
取組の内容 …取組主体・担い手	○情報提供・周知…市 ・広報，説明会・勉強会（他の勉強会等とセット） ○設置に対する助成措置の検討…市 ・事例（実施自治体：個人，団体）の把握，実情に応じた助成措置の検討 ○設置・維持管理…住民等，支援…市
具体化の手順	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); border: 1px solid black; padding: 5px;">行政 (市など)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">感震ブレーカーに関する情報提供・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報 ・説明会・勉強会 など </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">助成措置の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：建築物を所有し又は居住・利用し，当該建築物に感震ブレーカー，漏電遮断器を設置しようとする個人，事業者 ・補助額の例 個人：総額の○分の○以内(上限：○○円)又は定額(○○円)など 町内会等：共同購入・設置…総額の○分の○以内(上限：○○円)など </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px;">住民・地域</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">町内会等での共同購入・設置の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成措置(共同購入・設置)が創設された場合は，それを利用 各自による購入・設置 ・助成措置(個人)が創設された場合は，それを利用 </div> </div> </div>
必要なもの・こと（具体化の課題）	○住民等への周知 ○住民等の必要性への理解 ○個人負担への理解 ○助成措置（自己負担の軽減）：感震ブレーカー支援制度の事例を参考に検討 京都市：補助率…補助対象費用額の10分の8補助額：最大5万円。支援対象者…密集市街地に存する昭和56年以前に着工された旧耐震の木造住宅 広島市：補助額…設置経費の1/2かつ上限4万円。ただし，耐震シェルター等を設置しようとする者で，当該住宅（木造）に居住している高齢者等又は高齢者等と同一の世帯に属する者など条件あり 米子市：自主防災組織として，共同購入する場合に総額の1/2（上限50,000円）を補助

重点的取組3 屋外への消火器の設置と周知 (1/2)

基本方針	火災から人とまちを守る～火災を起こさない、拡げない、延焼させない～
重点的取組3を構成する取組	屋外への消火器の設置と周知
取組のねらい	高齢化や世帯人員の減少，不在時間帯の状況，空き家の増加など保存地区の現状を踏まえ，火災が発生したときに近隣の人や通りかかった人が迅速に初期消火を行えるよう，屋外への消火器の設置を進める。なお，消火器ボックスは，保存地区の景観との調和を図る。
目指す（期待する）効果	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火への迅速な対応 ○防災を通じた近隣の連携強化，コミュニティの活性化
取組の内容 …取組主体・担い手	<ul style="list-style-type: none"> ○設置に関する助成措置の充実の検討…市 ○設置に関する基準・指針等（設置間隔，仕様，本数）の作成…市 ○勉強会・訓練等の実施…地域（市として支援） <ul style="list-style-type: none"> 参加及び住民・地域の合意形成…住民等，地域（町内会等） ・必要性や効果，使用方法などの勉強会等 ・使用に関する訓練（防災訓練などと合わせた実施など） ○屋外への消火器（ボックス）の設置，周知及び維持管理・更新…地域（町内会等） <ul style="list-style-type: none"> ・具体の設置場所，消火器ボックスのデザインの話し合い・決定 ・消火器の確保（購入），消火器ボックスの製作・設置 ・消火器の維持管理・更新
具体化の手順	<pre> graph TD A["行政（市など） 屋外への消火器の設置に関する助成措置の検討 屋外の消火器に関する基準・指針等の作成 勉強会・訓練等の支援"] --> B["勉強会・訓練等の実施 ・屋外の消火器の必要性や効果，使用方法などの勉強会等 ・屋外消火器の使用に関する訓練"] B --> C["住民・地域の合意形成 ・合意が得られた区域から段階的に設置 屋外への消火器の設置，周知→訓練 ・具体の設置場所，消火器ボックスのデザインの話し合い・決定 ・消火器ボックスの製作・設置 ・消火器の確保（購入），設置"] C --> D["屋外の消火器（ボックス）の維持管理・更新"] A -.-> E["必要に応じて制度等の見直し"] C -.-> F["通りなどのまとまりで， 順次，合意形成"] </pre>
必要なもの・こと（具体化の課題）	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣・地域での話し合い ○住民等の屋外消火器に関する理解 ○地域の負担の軽減 ○国の支援制度の検討 ○助成措置の充実又は新たな助成措置の検討

重点的取組3 屋外への消火器の設置と周知（2 / 2）



保存地区における屋外の消火器（1本）



2本設置している事例（島根県津和野町）



消火器使用の訓練（島根県津和野町）

重点的取組4 可搬式ポンプの配備と利用体制(態勢)づくり (1/2)

基本方針	火災から人とまちを守る～火災を起こさない, 拡げない, 延焼させない～
重点的取組4を構成する取組	可搬式ポンプの配備と利用体制(態勢)づくり
取組のねらい	<p>保存地区においては, 福山地区消防組合南消防署輦出張所が近くにあることから, 通報から短時間で被災箇所又はその近くに到着できる。しかし, 道路網が脆弱であることから, 交通渋滞や地震による建造物の道路への倒壊などにより消防車両等の到着が遅れることが想定される。</p> <p>このため, 住民等による初期消火がより効果的に行えるよう, 消火器の設置などと併せて, 住民等による可搬式ポンプや消火栓(スタンドパイプの設置)の利用を検討する。</p>
目指す(期待する)効果	<ul style="list-style-type: none"> ○消防が到着するまでの初期消火の体制(態勢)強化 ○火災による被害(人的・物的)の防止, 軽減
取組の内容 …取組主体・担い手	<ul style="list-style-type: none"> ○可搬式ポンプ, スタンドパイプの配備…市, 地域(町内会等) <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式ポンプの配備と利用可能な貯水槽等の確保 ・消火栓利用のためのスタンドパイプの配備 ○可搬式ポンプ, 消火栓の利用体制(態勢)づくり…市, 地域(町内会等) <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供・啓発, 訓練 ・利用できる人材の確保・養成(訓練), チームづくり ○必要に応じて防災倉庫(格納庫)の整備, 維持管理…市, 地域(町内会等) <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所の確保(民地の場合は地権者の同意, 公共用地の検討) ・デザインの検討 ・場所に応じた規模, 内容の検討…可搬式ポンプ, スタンドパイプ, 消火器, バケツ, はしご, 脚立など
具体化の手順	<pre> graph TD subgraph Admin [行政(市など)] A1[住民等による消火栓・貯水槽等の利用についての検討] A2[住民等が利用可能な消火栓・貯水槽等の指定・確保 可搬式ポンプ, スタンドパイプなどの配備(地域と連携) 利用体制(態勢)づくりの支援 ・必要性や効果, 利用方法などの情報提供 ・訓練・学習機会の確保] end subgraph Residents [住民・地域] R1[必要に応じて防災倉庫(格納庫)を整備 ・設置場所の確保, デザインの検討 ・場所に応じた規模, 内容の検討] R2[可搬式ポンプ等の利用体制(態勢)づくり ・担い手の確保 ・訓練・学習機会の確保(市と連携), 参加] end A1 --> A2 A2 --> R1 R1 --> A2 A2 --> R2 R2 --> A2 A2 --> AM[維持管理, 更新など] R1 --> RM[維持管理, 更新など] R2 --> RA[担い手の確保・養成] </pre>
必要なもの・こと(具体化の課題)	<ul style="list-style-type: none"> ○消防水利として利用可能な水量, 取水箇所の確保・整備 ○国の支援制度の検討(文化庁, 国土交通省など) ○地域における水路利用及び維持管理の体制(態勢)づくり ○事業費の確保

重点的取組4 可搬式ポンプの配備と利用体制(態勢)づくり (2/2)

可搬式ポンプの設置事例(東京消防庁HP)

D級可搬消防ポンプとは

初期消火を行う場合、最初に思いつくのは消火器です。

しかし、消火器は、発生して間もない初期の火災に対しては非常に有効なものですが、消火限界を超えた火災には対応することが困難です。

地域住民の方々が使用できるものの中で、高い消火能力を持つのがD級可搬消防ポンプです。ポンプとしては小型ですが、1分間に130リットル以上の放水ができ、操作方法もやさしく、取扱いを覚えれば少人数での操作が可能です。

D級可搬消防ポンプは通常、搬送用の台車に吸管やホース、管そうなどと一緒に収納されています。

D級可搬消防ポンプの設置場所

東京都内には23区内だけでも約3,000台のD級可搬消防ポンプが配置されています。主な配置場所は、地域の町会・自治会や消防団の倉庫、学校などです。

追記

D級は一番小型のポンプで、女性の利用も想定。ポンプの重量は23kg程度(台車は除く)



消火栓の利用…スタンドパイプの設置(東京消防庁HP)

スタンドパイプは、消火栓に差込み、ホースと管そうを結合することで、毎分100リットル以上の放水ができる消火用資器材です。

消火用資器材としては軽量で操作も簡単で、消防車両が進入できない狭い道路の多い地域や木造住宅密集地域では、火元直近の消火栓・排水栓を活用した有効な消火活動ができます。

スタンドパイプ本体のほか、消火栓鍵、スピンドルドライバー、媒介金具、ホース、管そう(筒先)で構成されています。

スタンドパイプの主な配置場所は、町会・自治会の会館や防災倉庫などです。身近な場所で、どこにあるか知っておくと、いざという時に非常に有効です。



左：消火栓へのスタンドパイプの設置
(島根県津和野町)

右：スタンドパイプを利用した消火訓練
(同上)



重点的取組5 消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備ほか (1/5)

<p>基本方針</p>	<p>火災から人とまちを守る～火災を起こさない、拡げない、延焼させない～ 災害時の緊急車両等の交通を確保する～消防・救急活動等の複数ルートを確認する～ 安全な避難のルートや場所及び支援体制を確保する～だれもが安全に避難できる環境・ 条件を整える～</p>
<p>重点的取組5を 構成する取組</p>	<p>消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備 緊急車両の災害現場への到着時間の短縮 緊急時の一般車両の円滑な退避 避難のための一次避難場所の確保・充実 耐震性貯水槽の整備 防災倉庫の確保・整備</p>
<p>取組のねらい</p>	<p>■保存地区における消防活動や避難に関する現状認識</p> <p>保存地区及びその周辺においては、防災上有効とされる幅員6m以上の連続した道路(図5-2)は、当該地区の南東部にあるのみで、災害時における交通渋滞、地震による倒壊・落下物の道路への堆積などにより、消防ポンプ車や救急車等の緊急車両が迅速に目的地に到着できないことが想定される。また、消防活動困難区域(幅員6m以上の道路にある又は面した消火栓等から半径140m超の範囲)が広がる。</p> <p>災害時においては、これまでの状況から当該地区を通る主要地方道松永線などが渋滞することになり、消防活動が制約されることが予測される。</p> <p>さらに、高齢化が進む中、身近な場所において(特に保存地区の中央部や西側)、避難時の一次避難場所を確保する必要がある(東側は、近くに指定避難場所・避難所である鞆公民館が立地)。</p> <div data-bbox="518 1075 1284 1736" data-label="Diagram"> <p>The diagram illustrates a road with a total width of 6 meters. On the left, a wall has collapsed, and on the right, roof tiles are falling. These obstructions reduce the usable width for a fire truck to 4 meters. A fire truck is shown in the 4m effective width, and a firefighter is standing next to it. Labels indicate '壁などの倒壊による閉塞' (Obstruction due to wall collapse) and '瓦などの部材の落下等による閉塞' (Obstruction due to falling components like tiles). Dimensions are given as '有効幅員 4m' (Effective width 4m) and '道路幅員 6m' (Road width 6m).</p> </div> <p>図5-2 防災上の有効幅員(6m以上)</p> <p>■消防活動困難区域の解消</p> <p>保存地区及びその周辺は東側を除き、大半が消防活動困難区域となっており、保存地区の中央部付近に消防車両が円滑に到着できるルート及び消防水利を確保することで、その大幅な解消を図る。</p> <p>その場所として、次の図の候補地Cをあげることができる。 (図5-3, 5-4参照)</p>

重点的取組5 消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備ほか（2／5）

取組のねらい

- 保存地区及びその周辺における消防活動拠点の整備（3箇所：中央及び東西）
 前項で示した消防活動困難区域においては、現状では消防車両は道路に配置し、消火活動等を行うことになる。しかし、大半が幅員6m未満の道路であり、一般車両との輻輳が生じ、迅速・円滑な消防活動に制約が生じることとなる。
 このため、空地等を活用して、消防活動拠点を確保・整備する。候補場所としては、次の3箇所とする。（図5-3、5-4及び表5-9参照）⇒消防活動拠点に想定される機能及び施設・設備については資料編（資料2）を参照
- <候補地A：西町東側（鞆の浦駐車場…市有地）>
- ・西町東側の鞆の浦駐車場で、主要地方道鞆松永線に面しているが、この部分の付近は4m未満である。
 - ・候補地Cで示した機能等のうち、幅員6m以上のルート確保以外の具体化を目指す場所である。
- <候補地B：保存地区西側（県有地）>
- ・江之浦町の港及び主要地方道鞆松永線に面した場所にある県有地である。
 - ・候補地Bは道路用地であるため、地上への工作物などは原則として整備できない。
- <候補地C：西町中央（民有地）>
- 保存地区中央への緊急車両の迅速な到着と消防活動拠点の確保→消防活動困難区域の大幅な解消
- ・主要地方道福山鞆線及びそれにつながる港に面した幅員6m程度の既存の道路の先にある場所であり、ここに一定程度の空地を確保することにより、保存地区中央部（主要地方道鞆松永線）に車両が到着できる。
 - ・候補地C（西町の中央、主要地方道鞆松永線に面している敷地）を緊急車両の進入・通行が可能な場所として整備する。それにより、この場所が消防活動拠点となり、併せて消防活動時以外においては避難の一次的な集合場所、その他多様な活用が可能となる。
 - ・候補地Cから消防ホース（10本連結：200m）を具体のルートを通じて延長すると、鞆城跡の北側や保存地区の西側の一部を除き、消防活動困難区域が解消できることになる。
 - ・保存地区中央部の主要地方道鞆松永線に到着することで、一般車両を退避させた後には、消防活動拠点（候補地C）が主要地方道鞆松永線（幅員4～6m）と一体となって有効に機能する。
- 緊急時における一般車両の円滑な退避（安全確保と消防活動の円滑化）…緊急車両と一般車両のルートの輻輳を解消
- ・保存地区中央で東西に延びる主要地方道鞆松永線に、南側から幅員概ね6m以上のルート（迂回路）を接続することで、保存地区中央部に複数ルートが確保でき、災害時における一般車両の退避が円滑になる。



候補地A
 現状は鞆の浦駐車場（市有地）で、主要地方道鞆松永線に面している。西側（写真の手前）は鞆城跡の小高い山で、鞆の浦歴史民俗資料館が位置する。



候補地B
 想定する場所として県有地をあげると、この場所は、北は主要地方道鞆松永線、南は港に面している。



候補地C
 主要地方道鞆松永線に面している（写真手前）。近くには港側につながる路地もある。

重点的取組5 消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備ほか（3/5）

<p>目指す（期待する）効果 ※詳細は前頁の「取組のねらい」を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保存地区中央部に消防ポンプ車が円滑に到着でき、一部を除き消防活動困難区域（幅員6m以上の連続した道路から消防ホースの有効距離の長さである半径140m以遠の区域）が解消…候補地C ○保存地区中央部で消防活動拠点と主要地方道鞆松永線が一体となって防災機能（消火活動の場など）を發揮…候補地C ○消火活動の場（拠点）などとして利用…候補地A・B・C ○防災倉庫（格納庫）などを設置……候補地A・C ○救急車等が円滑に保存地区中央部に到着（緊急時の安全・安心の確保）…C案 ○災害時の一次的な集合場所の確保（身近な避難の場の確保） ○地域における防災活動の場として利用 ○防火帯の確保 ○観光案内や休憩などの場として利用（可能性）など
<p>取組の内容 …取組主体・担い手</p>	<p>地域住民の要望もある中で、次の候補地において本市として消防活動拠点（防災広場）の整備を目指す。</p> <p><候補地A（市有地）> ○駐車場の災害時における防災活動拠点化への地域の合意形成…市</p> <p><候補地B（県有地）> ○広島県（土地所有者）と協議・調整…市</p> <p><候補地C（民有地）> ○土地等の確保（所有者の同意，購入）…市</p> <p><共通> ○地域の合意形成，意向把握・反映 ○掘削を伴う場合（水槽の設置など）は埋蔵文化財の調査，その他調査（車両通路確保に伴う既存建築物への影響）…市 ○設計，整備（工事），周辺との調整…市 ○整備後の利活用…市・消防，住民・町内会等，来訪者 ○維持管理…市，維持管理への協力…地域（近隣住民など）</p>
<p>具体化の手順</p>	<pre> graph TD A["A案(候補地A…市有地) ・駐車場の消防活動拠点化への地域の合意形成 ・整備への意向把握・反映"] B["B案(候補地B…県有地:当該地区の西側) ・関係権利者と協議・調整"] C["C案(候補地C…民有地) ・土地等の確保(購入) ・関係権利者の同意 ・地域の合意形成, 意向把握・反映"] D["埋蔵文化財の調査(必要に応じて)"] E["消防活動拠点(防災広場)の設計, 整備(工事)"] F["利用(災害時など) 維持管理"] G["防災訓練, その他行事 交流・憩い 維持管理への協力"] A --> E B --> E C --> E D --> E E --> F F <--> G subgraph Admin ["行政(市など)"] A B C end subgraph Resident ["住民・地域"] H["関係権利者の同意 近隣・町内会等の合意及び意見・要望"] end H --> E </pre>
<p>必要なもの・こと（具体化の課題）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○土地等の確保（C案） ○地域の合意形成・意向把握 ○国の支援制度の活用→事業費の確保

重点的取組5 消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備ほか（4 / 5）



※消防活動困難区域(P49を参照)の解消は候補地Cの整備により可能。候補地A・Bは防災性の向上に資するが、消防活動困難区域の解消には該当しない(幅員6m以上道路が必要)

図5-3 整備の検討

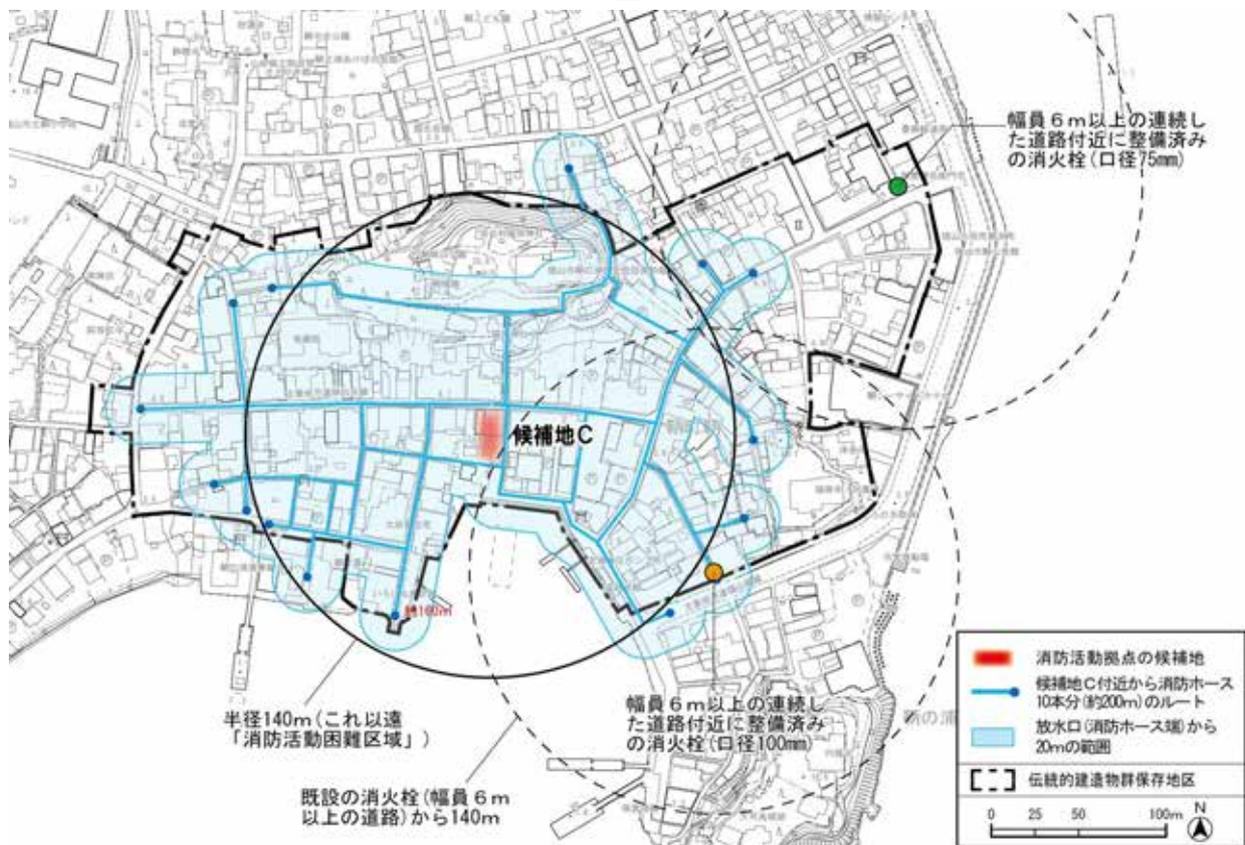


図5-4 候補地Cから消防ホース200m・放水20mの範囲(それ以遠が実質的な消防活動困難区域)

重点的取組5 消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備ほか (5/5)

表 5-9 消防活動拠点等の3つの候補地における機能及び施設・設備

基本方針 ～大分類と主要な視点(事項)～		効果 ○:効果あり -:該当しない		
		候補地A(市有地)	候補地B(県有地)	候補地C(民有地)
火災から 人とまちを 守る	出火防止(看板等による啓発, 訓練の場等)	○	○	○
	初期消火(水利の拡充, 防災倉 庫の設置等)	○	○	○
	消防活動困難区域の解消(防 災上有効な幅員6m以上の道 路, 水利の拡充等)	-	-	○
	消防活動の迅速化・円滑化(緊 急車両の迅速な到着, 一般車 両の退避, 消防活動拠点の確 保等)	○	○	○ (ルート確保)
	延焼防止(空地による防火帯 等)	○	○	○
	地域における救助への対応(消 防が到着するまでの救助等)	○	○	○
地震から 人とまちを 守る	二次被害防止(空地による防火 帯, 消火活動場所等)	○	○	○
災害時の 緊急車両 等の交通 を確保す る	緊急車両の災害現場への迅速 な到着(防火上有効な幅員6m 以上の道路等)	-	-	○
	緊急時の一般車両の円滑な退 避(緊急車両との輻輳の解消・ 軽減等)	○	-	○
安全な避 難のルー トや場所 及び支援 体制を確 保する	空地などの活用による身近な 避難・集合の場の確保(一次避 難場所, 防災用ベンチ等)	○	○	○
	避難路の安全確保(安全な避 難ルート)	○	○	○
	避難路・避難場所等の周知・確 認(情報提供や防災訓練, 学習 機会等)	-	-	-
地区の防 災体制を 強化する	迅速な避難の支援(一次避難 場所, 防災説明板の設置等)	○	○	○
	防災情報の提供・周知と啓発 (防災訓練の場, 防災説明板の 設置等)	○	-	○
その他の 災害から 人とまちを 守る	防災訓練の実施と参加促進(防 災訓練の場等)	○	○	○
	津波・高潮対策(土嚢置き場, 防災倉庫の設置等)	○	-	○
その他の 災害から 人とまちを 守る	ハザードマップの周知や関連す る情報の提供・相談(防災説明 板の設置等)	○	○	○
	総合評価	○(効果あり):14 事項 保存地区の東側にお ける防災性の向上に 寄与する。 整備の優先度 2	○(効果あり):11 事項 保存地区の西側にお ける防災性の向上に 寄与する。 土地の利用方針等の 検討過程で, 広島県 との協議が必要。協 議については, 本市 の意向が反映でき るよう, 優先度とは 別に対応する。 整備の優先度 3	○(効果あり):16 事項 保存地区中央部ま でのほとんどの区 間において防災上 有効な道路・通路 により接続され, 消防活動困難区 域の大幅な解消及 び緊急車両の災害 現場への迅速な到 着と一般車両の円 滑な退避などに寄 与する。 整備の優先度 1

重点的取組6 耐震性貯水槽の整備（1／2）

基本方針	火災から人とまちを守る～火災を起こさない、拡げない、延焼させない～
重点的取組6を構成する取組	耐震性貯水槽の整備
取組のねらい	消火栓が使用できなくなった、又は機能が低下した場合でも、消防水利が確保できるように、耐震性貯水槽を計画的に整備し、保存地区一帯の防災性の強化を図る。 耐震性貯水槽の整備においては、空地等の活用を図るとともに、土地条件に応じて防災広場などとしての整備を検討する。
目指す（期待する）効果	<ul style="list-style-type: none"> ○消防水利の確保（防災性の強化） ○災害時の生活用水の確保 ○保存地区の安全性の向上と合わせた魅力づくり（広場等の整備の場合）
取組の内容 …取組主体・担い手	<ul style="list-style-type: none"> ○候補地の選定（町内会等の意向把握）…市（地域・関係権利者との協議・連携） ⇒土地の確保…民有地の場合は関係権利者との調整、土地の購入など（図 5-5 参照） ○埋蔵文化財の調査・確認、その他調査…市 ○耐震性貯水槽の設計…市 <ul style="list-style-type: none"> ・貯水量 40 立米以上：60 立米以上を目標 ・住民等が初期消火で使用する箇所については、それに対応する設備等も配備 ＜広場等と一体的に整備する場合の検討事項＞ <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の通行、消防活動場所 ・かまどベンチ（炊き出し対応） ・町並み形成に資する修景 ・案内板（来訪者への防災情報の提供）、照明など ○工事…市 ○耐震性貯水槽などを利用した訓練（住民等による消火活動としての利用）…市、地域（町内会等） ○維持管理…市（地域の協力）
具体化の手順	<p style="text-align: center;">行政（市など）</p> <p style="text-align: center;">住民・地域</p> <p style="text-align: right;">段階的・計画的に整備 ・土地の確保 ・調査・確認 ・設計 維持管理</p>
必要なもの・こと（具体化の課題）	<ul style="list-style-type: none"> ○適地における土地の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・原則、消防活動困難区域から選定 ・関係権利者等の協力 ○住民等が初期消火で利用する場合の体制（態勢）づくり ○国の支援制度の活用→事業費の確保

重点的取組6 耐震性貯水槽の整備 (2/2)

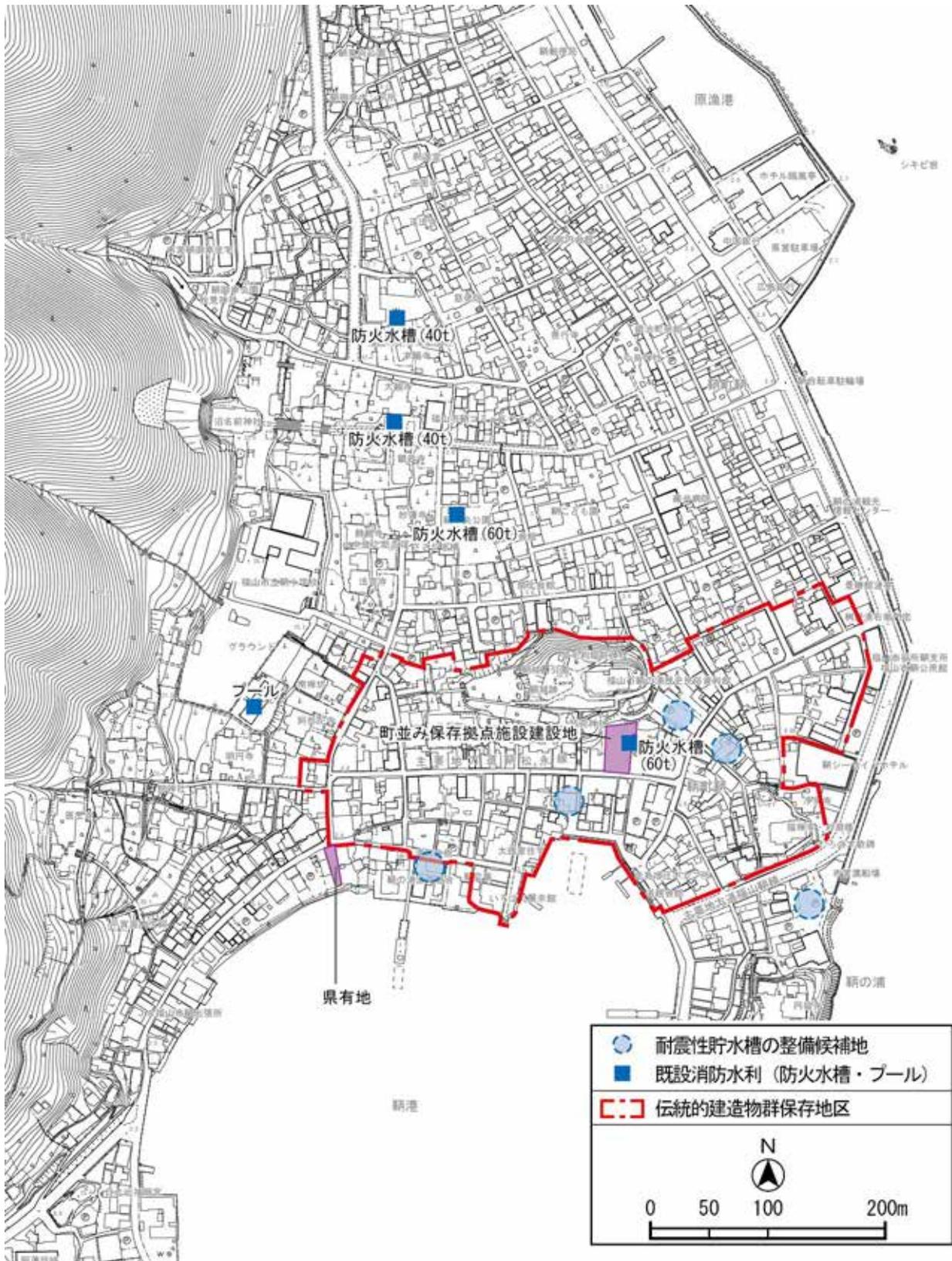


図 5-5 耐震性貯水槽の整備候補地

重点的取組7 建築物の耐震性能の向上（1／7）

基本方針	地震から人とまちを守る～地震による建造物の倒壊等及び地震後の二次的な被害を防ぐ～
重点的取組7を構成する取組	建築物の耐震性能の向上
取組のねらい	建築物や町割の特性を踏まえながら、実状に即した建築物の耐震性能の向上のための取組（修繕・耐震補強など）及び維持管理と必要に応じた修繕等を促進する。
目指す（期待する）効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鞆町の特性に即した建築物の耐震性能の向上（修繕などの促進） <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的建造物（建築物：特定物件）＋それ以外の建築物 ○ 耐震性能の向上と併せて、防火性能の向上も促進
取組の内容 …取組主体・担い手	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「建築物と町の防火・耐震性能向上の手引き」（仮称）の作成…市 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強モデルについても掲載（P114～117 参照） ○ 効果的な方法などの検討・設定…市（P118 参照） <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火：面戸板，防火ガラス ・ 耐震（基礎，接合部，壁，屋根，その他）：筋かい，火打梁，構造合板，耐震リング，土壁の設置 など ○ 助成措置（福山市鞆地区町並み保存整備推進事業）の充実の検討（P124 を参照）…市 <ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕・耐震補強（構造補強） ・ 防蟻・防蟻・腐食対策 など ○ 建築基準法の除外規定（条例）の検討（P119 参照）…市 <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ活動等に資する用途に利用する大規模な伝統的建造物を対象に検討 など ○ 学習機会の確保・充実…市，参加…住民等 ○ 建築物，敷地の点検…住民等，地域（町内会等），専門事業者等 ○ 耐震診断実施…住民等，支援…市 ○ 建築物の防火・耐震性能の向上（修繕，腐食対策など）…住民等
具体化の手順	<p>The flowchart illustrates the implementation process, divided into administrative (市など) and resident/region (住民・地域) levels. At the administrative level, it starts with 'Review of fire/seismic construction methods and effectiveness' and 'Review of support measures'. This leads to the 'Creation of handbooks' (covering methods, costs, and schedules) and 'Review of building code exemptions'. These steps lead to 'Ensuring learning opportunities' through study circles. At the resident level, the focus is on 'Fire/seismic performance improvement for traditional buildings and others', which involves 'Seismic diagnosis and reinforcement', 'Maintenance of traditional buildings', and 'Participation in study circles for diagnosis, inspection, and maintenance'.</p>
必要なもの・こと（具体化の課題）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣での話し合い ○ 住民等の耐震性能の向上の方策・仕組みに関する理解促進 ○ 個人負担への理解 ○ 個人負担の軽減→助成措置の創設

重点的取組7 建築物の耐震性能の向上（2／7）

■耐震補強モデル

～建築物群の個別建物の耐震性能とその対策（仮）～

広島大学大学院先進理工系科学研究科
建築学プログラム 建築構造力学研究室
准教授 森 拓郎

保存地区において、伝統的建造物（建築物）の耐震性能の現状評価とそれを踏まえた対策を検討するため、下記の5棟の建物について耐震診断（一般診断¹⁾）を実施した。

このうち、鞆の津の商家と（仮称）鞆町町並み保存拠点施設は本市の所有であり、町家3棟は民間の所有である。

- 鞆の津の商家：市指定文化財
- （仮称）鞆町町並み保存拠点施設
- 町家A
- 町家B
- 町家C

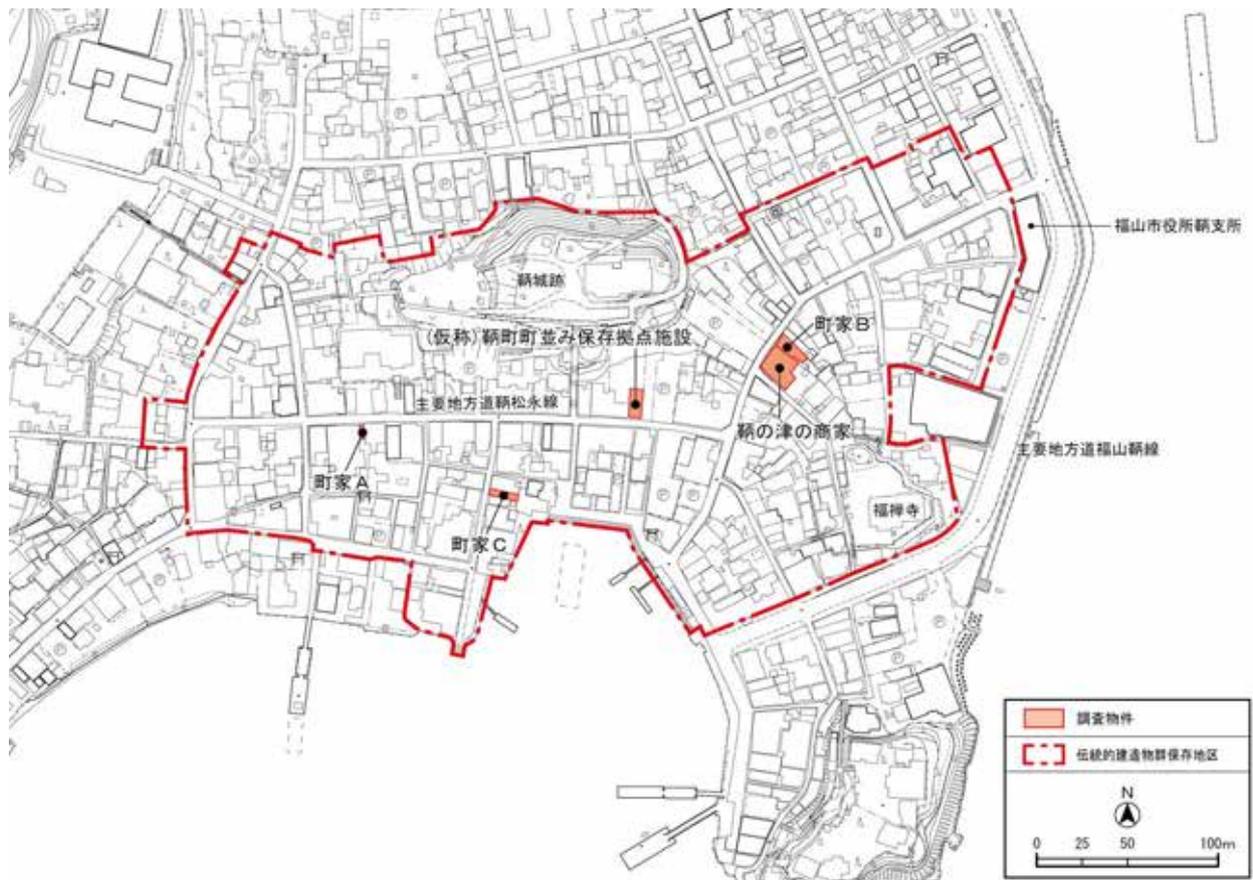


図 5-6 耐震補強モデルの調査物件

重点的取組7 建築物の耐震性能の向上（3／7）

ア 建物の耐震性能及び現状評価

5棟の建物について現状の劣化している状態にある程度即して耐震診断を実施した結果、すべての建物において保有する耐力が必要な耐力に対して満足していない結果となった。必要な耐力に対する保有している耐力の比率は建物によって異なっているが、すべてにおいて表5-10に示す「倒壊する可能性が高い」との判断となった。なお、上部構造評点とは、木造住宅が地震や風などの水平方向の力において必要な耐力に対する保有している耐力の比率である。保有する耐力が必要な耐力を上回ると1.0を超えることとなる。

※耐力の算出における地震地域係数（Z）＝0.9

表5-10 上部構造評点と判定

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

建物は方向によって地震などの水平力に抵抗する壁である耐力壁の配置や量が異なるため、その地震に対する耐震性能には差が生じる。今回の調査結果を方向別（図5-7）にみると、道路に面した間口方向と、道路から建物奥へ向かう奥行方向で異なり、奥行き方向については「倒壊する可能性が高い」に分類わけされたものの、境界に近い値を示したものがみられたが、間口方向については「倒壊する可能性が高い」のみであり、保有する耐力が必要な耐力に大きく足りていないことが確認された。保有する耐力の加算に用いることが出来る柱と梁の接合している

部分の性能について調べたところ、比較的間口の長い建物では梁と柱に使われている部材が大きく耐力の加算が見積もれるものの、間口の短い建物では梁に使われている部材が小さく耐力の加算も小さくなった。今回の建物の接合部がわからないため、確実な耐力性能を加算することは出来ないが、過去の研究を下に検討した結果を加えて計算しても、上記の結果が変わることはなかった。

また、部材についても腐朽による害やシロアリによる食害を受けて劣化しているもの、土壁の耐力壁については土が落ちてしまっているもの、土壁内部の木舞竹が見えてしまっているものなどもみられ、維持管理についても検討が必要であることが確認された。特に、雨に対する屋根や壁などの対策、雨漏りや雨水の浸入に対する対策が重要であることを改めて記載しておく。

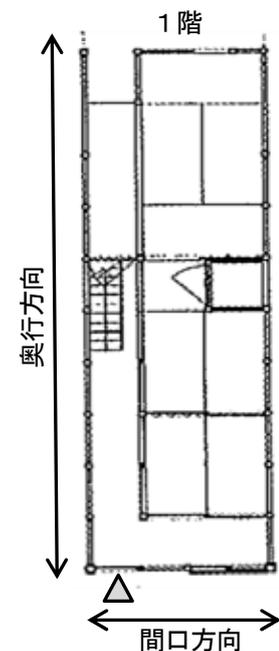


図5-7 建物の方向

重点的取組7 建築物の耐震性能の向上（4／7）

イ 耐震性能向上の対策

調査を実施した建物について、現状できる手段として、いくつかの耐震性能向上対策を試みた場合の性能を検討した。

- ・葺き土をなくし、屋根重量を非常に重い状態から、重い屋根へと変更する。
- ・土壁の壁厚を70mm、接合部を健全な状態または補強金物を利用する。

これら2つの補強・補修の検討をおこなった結果、上部構造評点は、奥行き方向については0.7である「倒壊する可能性がある」を超えるものもみられ、0.7にかなり近い値を示すようになった。しかし、間口方向においては、元々壁の量が少なく、元々の壁を少し強くすることでは、改善がほとんどみられない結果となった。加えて、前述のように接合部の耐力加算も実施したが、土壁数枚程度の加算としかならなかった。

そこで、3つめの提案として、次の項目を追加し、検討した。

間口方向と平行な部屋の境界に新たな耐力壁を設置する。加えて、奥行き方向に平行で耐力壁が配置可能な箇所にも配置する。

3つめの検討を施した結果、奥行き方向については0.7である「倒壊する可能性がある」を満足することができ、加えて間口方向の広い建物においては同様に0.7である「倒壊する可能性がある」を満足することができた。ただし、現在と同じ間取りで部屋を使用することは少し難しい結果となった。これらの結果を踏まえて、新たな耐震要素として、耐力壁を付与すること、それに見合う柱梁の補強を実施することにより、「倒壊する可能性がある」までの耐震性能の引き上げが可能であることが確認できた。しかし、性能の高い耐力壁を導入できない限り「一応倒壊しない」に引き上げることはかなり難しい結果となった。これらについては、今回調査をした建物の性能を元に、間口方向の長さを1.5間から2.5間ほどまでを想定して検討したが、同様の結果となり、間口方向が厳しい結果となった。

つぎの中期的な補強に示す基礎の導入が進むと比較的耐力が大きい耐力壁の導入が可能となるが、現状では難しいため性能の引き上げに限界があることをここに記す。

ウ より安全を付与するために

短期的な対応として、それぞれの建物の耐震性能を高める必要があると考える。この場合、上記で示したような建物重量の低減、壁や部材の健全化、簡易な補強というものが挙げられる。具体的には、内部で用いられている土壁の量を減らすこと、瓦自体を軽い瓦とすること、隣り合って設置しており外観として見えなくなっている壁の軽量化などがある。

つぎに、中期的な対応として、上記に加えて、基礎を伴う補強が必要と考える。基礎を伴う補強とは、基礎梁となる鉄筋コンクリートの埋設、または鉄骨による基礎の埋設による反力の確保を前提とした高耐力壁の導入や、鉄骨などの基礎を用いた木質系・鉄骨系のラーメンフレームによる補強などが挙げられ、少し規模の大きな改修とはなるが、外観などを損なわない形による補強も挙げられる。高耐力壁による補強の場合は、耐力壁の量（壁を入れている長さ）が耐力の低い壁に比べて少なくなるため、間取りに対する自由度が上がりやすい。同様に、ラーメンフレームによる補強においても補強面における柱及び梁の断面の寸法の増加はみられるものの間取りに対する自由度は高くなる。耐震補強の際に、床のたわみの改修もかねて、添え柱や梁の部材寸法を大きくすることなどにより接合部耐力を加算することも方法としてあげられる。

重点的取組7 建築物の耐震性能の向上（5／7）

また、法律的な制限はあるものの間口方向に高さや間口長さが異なる建物が連なっていることで、地震時に一定に揺れないためにそれぞれの建物が接触することによる地震の揺れの吸収の可能性についても検討がなされており、これらを取り入れられる可能性もある。ただし、角地の建物の耐震性能をより高くする必要や手前の道路側に倒れないようにする工夫が必要となる。

上記の様々な耐震改修に当たり、福山市が認める鞆町に適した耐震補強方法を認めていくことも耐震補強が進む一助になると考えるため、検討が必要と考える。わずかな補強でも進めていくことで、より安全な建物に近づくため、一度の補強で必要な耐力となくなるとも計画を立てて進めていくことが重要と考える。

- 1) 2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法：日本建築防災協会，国土交通大臣指定耐震改修支援センター，2013

<調査物件：江之浦町の民家（空き家）>



中央の間口一間半の建築物が調査物件



幅半間の通り土間。右手に3部屋が並ぶ

<調査物件：鞆の津の商家（市指定重要文化財）>



右手の建築物が調査物件（鞆の津の商家）



床下・基礎の調査

重点的取組7 建築物の耐震性能の向上（6／7）

■福山市鞆地区町並み保存整備推進事業の充実の検討

- 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画における防災事業、修理基準、修景基準への耐震に関わる記述の追加の検討
- 福山市鞆地区町並み保存整備推進事業補助金交付要綱又は別資料（別表、手引き等）における耐震補強に関する内容の記載の検討

<耐震補強の手法の視点（例示）>

基礎

- ・基礎補強：布基礎整備、無筋基礎の補強ほか

接合部

- ・火打梁、耐震リング、柱の引き抜き防止接合（特殊繊維、専用接着剤）ほか

壁・床

- ・筋違、垂れ壁、特殊パネル、壁柱（間柱充填）、水平ブレース（床）ほか

屋根

- ・葺き土の除去による屋根の軽量化ほか

その他

- ・耐震シェルターほか



耐震リング

出典：j.Pod & 耐震工法協会HP

<京都市の例>

- 耐震診断に関して、耐震診断士を派遣して、無料で耐震診断を実施している〔木造住宅耐震診断士派遣事業、京町家耐震診断士派遣事業〕。
- 耐震改修に関しては、補助率80%で、耐震基準を満たす工事（上部構造評点1.0以上）については、上限木造住宅100万円、京町家120～300万円の補助。一定以上（上部構造評点0.7以上1.0未満）の耐震性能を満たす工事については、木造住宅50万円、京町家60万円の補助がある〔木造住宅耐震改修助成事業、京町家等耐震改修助成事業〕。
- リフォームに併せて耐震改修を進めるため、耐震性が確実に向上する工事をあらかじめメニュー化し、費用の一部を補助している（90%、京町家上限60万円）〔まちの匠の知恵を生かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業（まちの匠事業）〕。
 - （ア）壁の設置や屋根の軽量化により耐震性能が従前よりも向上する工事
（ただし壁の設置には耐震診断及び耐震改修設計が必要） 補助限度額 30万円
 - （イ）屋根構面等の水平構面の強化 同 10万円
 - （ウ）根継ぎ等による土台又は柱等の劣化修繕 同 20万円
 - （エ）礎石等への基礎の補修 同 20万円
 - （オ）土壁の修繕 同 40万円
 - （カ）柱脚部への足固め、根がらみの設置 同 10万円
 - （キ）耐震シェルターの設置 同 30万円

重点的取組7 建築物の耐震性能の向上（7／7）

■建築基準法の除外規定（条例）について

コミュニティ活動等に資する用途に利用する大規模な伝統的建造物を対象に、次の内容を検討する。

<建築基準法の適用，適用除外について>

出典：伝統的建造物群の耐震対策の手引（令和2年1月 文化庁文化資源活用課文化財第二課）

伝建地区内の伝統的建造物は、基本的に建築基準法の適用を受ける。条例等により規制の一部緩和は可能ではあるものの、耐震対策については建築基準法に沿って実施する必要がある^注。

さらに、伝建地区内の伝統的建造物は、建築基準法制定以前に建築された既存不適格建築物が多い。これらの伝統的建造物を修理する際、建築基準法の遡及適用がなされるかどうかを確認する必要がある。しかし、遡及適用されない場合であっても、建築基準法の趣旨に鑑み耐震補強を施すことが望ましい。重要なことは、遡及適用の有無に関わらず、文化財建造物の価値を見極め、耐震補強の原則に従い伝統的建造物の耐震化を進めていくことである。

適用除外については、国宝・重要文化財等に指定及び重要美術品等に認定された建築物は、建築基準法第三条第1項第一号により適用が除外される。また、これ以外の建築物でも、条例で定めた現状変更の規制及び保存のための措置が講じられた建築物であれば、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定することにより、適用を除外することができる。ただし適用が除外されても、条例等で定める代替措置により、安全上、防火上、衛生上等の観点から建築基準法が求める性能を担保する必要がある。適用除外のためには建築審査会の同意を得るため建築主事等との協議など様々な手続きが必要となるが、文化財としての特異性を考慮した改修が可能となる。

国土交通省から建築基準法の適用を除外し、建築物を文化財としての価値を損なわずに活用することの推進を目的とした「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」（平成30年3月 国土交通省住宅局建築指導課）が示されている。

注 建築基準法第85条の3では、伝建地区において現状変更の規制及び保存の措置を確保するために必要と認められる場合に、市町村は国土交通大臣の承認を得て、条例で建築基準法の一部条項の規制緩和ができるとしているが、その内容は建築制限や高さ制限、防火・耐火に係るもの、採光・換気に係るものなどにとどまる。

※アンダーラインは本計画で追記

【歴史的建築物の保存・活用に係る建築基準法の適用除外の事例】

■京都市：京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

※建築基準法の施行日（昭和25年11月23日）前に建築された建築物に限る。

<適用事例（一部）>

○用途変更：住宅→大学サテライト，住宅・飲食店→旅館，学校→老人福祉施設 等々

○歴史的建築物の保存・活用に当たり適合が困難だった規定に対する代替措置

・法第20条（政令で定める技術的基準に適合）→劣化部分の健全化，耐震改修工事

・法第27条（準耐火建築物）→自動火災報知設備，非常用照明及び誘導灯の設置 等々

■金沢市：金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例（他に「金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区」にも同様の条例）

■津山市：津山市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

重点的取組8 敷地間で移動可能な環境整備

基本方針	安全な避難のルートや場所及び支援体制を確保する～だれもが安全に避難できる環境・条件を整える～
重点的取組8を構成する取組	敷地間で移動可能な環境整備
取組のねらい	保存地区及びその周辺においては、間口が狭く奥行きが長い敷地が連続しているところが各所でみられ、居室などから道路側に避難するには距離があり、また、火災や地震によってその方向に避難できなくなる恐れがある。さらに、密集した市街地であることも重なり、一方向にしか避難できない場合も多い。 このため、特に奥行きが長い敷地において二方向避難を確保するため、隣地間等で了承又は協定の締結などにより、いざというときには隣地に避難できる環境・条件を確保・整備する。
目指す（期待する）効果	○災害時における二方向避難の確保（災害時における安全・安心の確保） ○背後地からの消火・救助活動の円滑化（消防の利用：取り壊さなくても消防活動が行える可能性の拡大）
取組の内容 …取組主体・担い手	○支援制度の検討…市 ○情報提供・学習機会の確保…市、参加…住民等 ・敷地間で移動可能な環境整備の効果、整備の方法・内容、支援制度など ○近隣での話し合い、了承又は協定の締結（利用条件など）など…関係する住民等、地域（町内会等） ○消防利用の周知…市・消防、了承…関係する住民等 ○開口部などの整備、維持管理…関係する住民等 ○支援制度の効果等の確認⇒支援制度の充実の検討…市
具体化の手順	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">行政 (市など)</div> <div style="margin-right: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">支援制度の検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">情報提供・学習機会の確保など</div> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">近隣・町内会等における話し合い合意形成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">開口部などの整備維持管理</div> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">支援制度の効果等の確認 支援制度の充実の検討 継続的な情報提供・学習機会の確保</div> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">住民・地域</div> <div style="margin-right: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">他の区域での取組</div> </div> </div>
必要なもの・こと（具体化の課題）	○近隣での合意形成 ○支援制度の創設など ○防犯への留意 ○近隣関係（プライバシー等）への配慮 ○支援制度の創設等（どのようにするか、難しい点はあるか・どう解決するか） ○関係権利者による工事費の確保（支援制度がある場合は自己負担分）

隣地側への出入口を設置している事例



重点的取組9 来訪者への情報提供

基本方針	安全な避難のルートや場所及び支援体制を確保する～だれもが安全に避難できる環境・条件を整える～
重点的取組9を構成する取組	来訪者への情報提供
取組のねらい	<p>鞆町は観光のまちでもあり、町中には老若男女の観光客が訪れている。こうした状況を踏まえ、住民はもとより、鞆町の道路網や避難場所等に不案内な場合が多い来訪者にも、平時から避難等の的確な情報を提供していくとともに、災害時における避難誘導に対応する。</p>
目指す（期待する）効果	<ul style="list-style-type: none"> ○防災等に関わる情報提供による来訪者の安全・安心の確保 ○安全・安心を含めた観光客の受け入れ体制（態勢）の充実 ○来訪者への情報提供などを通じた住民等の防災意識やもてなしの心の醸成
取組の内容 …取組主体・担い手	<ul style="list-style-type: none"> ○来訪者への情報提供に関するマニュアル等の作成…市 <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者への情報提供の内容：避難場所・避難所、避難ルート、留意点など ・来訪者への情報提供の方法：パンフレット・マップや案内板活用，ICTの活用（QRコード等），避難誘導など ・情報の提供体制（担い手，役割分担と連携）など ○情報提供手段の整備…市 <ul style="list-style-type: none"> ・案内板等への防災情報の表示と案内板等の整備・更新 ・ICTを活用した防災情報・観光情報等の提供 ・観光パンフレット等における防災情報の提供…福山市観光コンベンション協会などとの連携 ○来訪者への情報提供や避難誘導の体制（態勢）づくり…市，地域（町内会等），住民 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における観光客の誘導（防災訓練などでの体験的な習得） ・ボランティアガイド等の防災に関するスキルの向上 ・住民のもてなしの心（ホスピタリティ）の醸成⇒親切な情報提供など ○観光・防災 Wi-fi ステーション整備（観光客，住民等）の検討…市 <ul style="list-style-type: none"> ・観光・防災 Wi-fi ステーション整備事業（総務省）などの検討
具体化の手順	<pre> graph TD A[来訪者への情報提供に関するマニュアル等の作成 ・内容, 方法 ・情報提供体制など] --> B[観光・防災 Wi-fi ステーション整備(観光客, 住民等)の検討] B --> C[情報提供手段の整備 ・案内板等への標示, 整備・更新 ・ICTの活用 ・観光パンフレット等の活用] C --> D[来訪者への情報提供や避難誘導の体制(態勢)づくり ・災害時における観光客の誘導(防災訓練などでの体験的な習得) ・ボランティアガイド等の防災に関するスキルの向上 ・住民のもてなしの心(ホスピタリティ)の醸成⇒親切な情報提供など] C --> E[情報の更新 案内板等の維持管理, 更新など] E --> A </pre> <p>行政（市など）</p> <p>地域 住民</p>
必要なもの・こと（具体化の課題）	<ul style="list-style-type: none"> ○関係部署，関係団体，地域との連携 ○国の支援制度の活用 ○ICT活用のスキーム（具体的な方法や枠組み）の構築や態勢の確保 ○情報提供や避難誘導の体制（態勢）づくり

重点的取組 10 隣近所の災害時要配慮者等の把握と見守り・支援

基本方針	地区の防災体制(態勢)を強化する～支え合い・助け合いの防災まちづくり～
重点的取組 10 を構成する取組	隣近所の災害時要配慮者等の把握と見守り・支援
取組のねらい	災害時要配慮者等が安心して暮らせ、災害時においては安全に避難できるよう、プライバシーに配慮して地域で対象となる人を把握し、隣近所や町内会等で見守り・支援の態勢を整える。
目指す(期待する)効果	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要配慮者等の安全・安心の確保 ○支え合いのまちづくりの醸成(コミュニティの充実)
取組の内容 …取組主体・担い手	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要配慮者等の把握…市, 地域(町内会等) <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護への留意 ・市, 地域(住民, 町内会等)が連携した災害時要配慮者等の把握 ○地域における見守り・支援の体制(態勢)づくり…市(支援), 地域(町内会等) <ul style="list-style-type: none"> ・見守り・支援の学習及び体験・訓練機会の確保 ・介護・福祉との連携 ・町内会等における見守り・支援の体制づくり(担当する災害時要配慮者等又は区域とそのグループ, 役割分担, グループ間の応援など) ○見守り・支援の備品等の確保(緊急時)…市(支援), 地域(町内会等) <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子, 担架, 消火器, その他 ・備品等の収納場所の確保・整備 ・備品等や収納場所の点検・維持管理及び周知 ・支援制度の検討(市)
具体化の手順	<pre> graph TD A["災害時要配慮者等の把握 ・個人情報保護への留意 ・市, 地域(住民, 町内会等)が連携した災害時要配慮者等の把握"] --> B["地域における見守り・支援の体制(態勢)づくり…市(支援) ・見守り・支援の学習会の開催, 訓練の実施 ・町内会等における見守り・支援の体制づくり"] B --> C["見守り・支援の備品等の確保(緊急時)…市(支援) ・車椅子, 担架, 消火器, その他 ・備品等の収納場所の確保・整備 ・備品等や収納場所の点検・維持管理及び周知"] </pre> <p style="text-align: center;">行政(市など) 住民・地域</p>
必要なもの・こと(具体化の課題)	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護との調整 ○地域における見守り・支援の担い手の確保・育成 ○介護・福祉との連携 ○災害時要配慮者等の見守り・支援の専門的な知識・技術の習得, そのための学習及び体験・訓練機会の確保

重点的取組 11 災害後の建築物等の応急修理・復旧の体制(態勢)づくり

基本方針	地区の防災体制(態勢)を強化する～支え合い・助け合いの防災まちづくり～
重点的取組 11 を構成する取組	災害後の建築物等の応急修理・復旧の体制(態勢)づくり
取組のねらい	災害が発生した後、被災した建築物等を応急修理したり、従前又は往時の外観に復旧したりする体制(態勢)を確立する。
目指す(期待する)効果	<ul style="list-style-type: none"> ○災害により建築物等が被災した場合、迅速な応急修理により、被害の拡大を抑え、居住や事業継続に資する。 ○災害により建築物等が被災した場合、従前又は往時の外観に復旧できる。 ○応急修理・復旧の体制を構築することで、災害時のみならず、持続的に町並みの保存・修復に資する体制が確保されることになる。
取組の内容 …取組主体・担い手	<ul style="list-style-type: none"> ○応急修理・復旧の支援策の提示・周知…市 <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況に応じた支援策の整理・提示 ・支援策の情報提供・周知 ○関係する主体が連携する応急修理・復旧の体制の構築…市、大学・関係団体・専門家等、地域 <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、大学、建築士会、建築士・ヘリテージマネージャー、大工・左官等の技能者、地域・所有者等及び行政が連携した体制の構築 ○災害調査に対応できる建築物等のデータの把握・整理…市、関係団体・専門家等 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の調査⇒データベース化、図面(平面図、立面図等)のデータ化 ○災害直後の調査・点検、対応策の提示…市、関係団体・専門家 <ul style="list-style-type: none"> ・所有者等の同意のもとに(同意が必要な場合)、迅速・的確な調査・点検の実施 ・応急修理、復旧の方策の提示 ○建築物等(民間)の応急修理・復旧…住民等(関係権利者)
具体化の手順	<pre> graph TD A[関係する主体が連携する応急修理・復旧の体制の構築 ・学識経験者、大学、建築士会、建築士・ヘリテージマネージャー、大工・左官等の技能者、地域・所有者等及び行政が連携した体制の構築] --> B[災害調査に対応できる建築物等のデータの把握・整理 ・建築物等の調査 ・データベース化、図面(平面図、立面図等)のデータ化] B --> C[実際の点検と点検結果の整理及び対応策の検討] C --> D[応急修理・復旧の支援策の提示・周知 ・被災状況に応じた支援策の整理・提示 ・支援策の情報提供・周知] D --> E[建造物(民間)の改善…住民等(関係権利者)] subgraph Stakeholders F[行政(市など)] G[関係団体・専門家等] H[住民・地域] end F --> A G --> A H --> A A -.-> E </pre>
必要なもの・こと(具体化の課題)	<ul style="list-style-type: none"> ○学識経験者、大学、建築士会、建築士・ヘリテージマネージャー、大工・左官等の技能者の協力・参加 ○支援策の明確化 ○調査・データベース化等の態勢確保 ○所有者等が具体化できる応急修理・復旧策の提示

重点的取組 12 助成措置等の見直し・充実・創設

基本方針	地区の防災体制(態勢)を強化する～支え合い・助け合いの防災まちづくり～
重点的取組 12 を構成する取組	助成措置等の見直し・充実・創設
取組のねらい	建造物の修理基準・修景基準，市の支援制度の見直し・充実及び創設を検討し，住民・地域における防災まちづくりを促進する。
目指す（期待する）効果	<ul style="list-style-type: none"> ○建造物や町の防災性の強化につながる修理・修景の促進（保存地区） ○保存地区の周辺における建造物や町の防災性の強化につながる修繕等の促進
取組の内容 …取組主体・担い手⇒市	<p><助成措置（保存地区等）の充実及び新たな制度の検討（方向性）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在ある助成措置（補助金交付要綱，保存計画…修理基準・修景基準等）の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建造物の修理事業の補助対象（修理基準），補助限度額（900万円，地区外500万円）などの充実 ・伝統的建造物以外の建造物の修景事業の補助対象（修景基準），補助限度額（800万円，地区外400万円）の充実 ※次の内容を含めて検討 ○建築物の防災力の強化に関する助成 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の防火性能・耐震性能の向上 ・連動型住宅用火災警報器の設置：道路側（外部）への警報音の伝達（サイレン設備など） ・住宅用火災警報器等（無線式）のグループ設置 ・感震ブレーカーの設置 ○建築基準法の除外規定（条例）の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・事例の調査と内容の検討 など ○町の防災力の強化に関する助成 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外への消火器の設置 ・可搬式ポンプの配置 ○住民・関係権利者，地域のニーズ等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・上記の助成などに関する住民・関係権利者，地域（町内会等）のニーズや意見の把握
必要なもの・こと（具体化の課題）	<ul style="list-style-type: none"> ○制度の充実及び創設に関わる関係部署，関係機関との調整（役割分担，制度の整合，相乗効果の発揮など） ○優先順位・効果等の検討 ○国等の支援制度の把握・検討 ○事業費の確保（国等の支援制度の活用）

5-3 防災対策事業計画

(1) 事業実施時期の設定

本計画に掲げている具体的取組（施策・事業）の実施については、限られた財源を有効に活用する観点のもとに、効果や難易度・実現可能性などを考慮し、優先順位を設定し計画的に実施していくことが求められる。

施策・事業の実施の時期については、次のように3段階（短期・中期・長期）を設定する。

なお、施策・事業の中には本市が取組主体となるものだけでなく、協力・支援（啓発、情報提供、助成など）を行うものもある。

○短期（概ね今後5年まで）

- ・緊急度・優先度の高い施策・事業
- ・実現可能性の高い施策・事業
- ・継続事業

○中期（概ね今後5年後～10年まで）

- ・短期に準じた施策・事業

○長期（概ね今後10年以上先）

- ・調査・研究を重ねたうえで実施すべき施策・事業
- ・短・中期的には実現が難しい施策・事業

なお、今後の状況によっては、施策・事業の前倒しなど、実施時期には柔軟に対応する。

(2) 事業実施計画（各事業の実施時期等）

取組メニューごとに実施時期を設定するとともに、取組の主体等（協力・支援等を含む）を併記する。このうち、各自（自助）、地域（共助）は、期待する事項である。

表 5-11 防災対策事業計画

(1/3)

基本方針	取組メニュー ■:主としてハード □:主としてソフト ◇:ハード・ソフト 太字:重点的取組	事業実施時期 アミ掛け:着手・実施時期			取組主体・支援など ◎:取組主体 ○:協力・支援など		
		短期	中期	長期	期待する事項		行政 (公助)
					各自 (自助)	地域 (共助)	
火災から人とまちを守る	◇住宅用火災警報器の設置と維持管理	設置 維持管理	同左	維持管理 (施設・設備 関係は以下 共通)	◎	○	○
	◇住宅用火災警報器の連動型設置, グループ設置		設置		◎	◎	○
	◇感震ブレーカーの周知と設置	周知・設置	設置 維持管理		◎	○	○
	◇屋外への消火器の設置と周知	設置 周知			○	◎	○
	◇消火栓の利用体制(態勢)づくり		体制づくり (下記と連動)		○	◎	◎
	◇可搬式ポンプの配備と利用体制(態勢)づくり		配備 訓練等		○	◎	◎

※事業実施時期の欄（短・中・長期）には主要な事項を（要約）記載…詳しくは「5-2 防災に関する具体的取組（2）具体的取組の内容（3）重点的取組」を参照

表 5-11 防災対策事業計画

(2/3)

基本方針	取組メニュー ■:主としてハード □:主としてソフト ◇:ハード・ソフト 太字:重点的取組	事業実施時期 アミ掛け:着手・実施時期			取組主体・支援など ◎:取組主体 ○:協力・支援など		
		短期	中期	長期	期待する事項		行政 (公助)
					各自 (自助)	地域 (共助)	
火災から人とま ちを守る	■消防活動困難区域の解消に資 する消防活動拠点の整備	候補地の調 整・確保	整備		○	○	◎
	■耐震性貯水槽の整備	場所の確保 整備	同左		○	○	◎
	■防災倉庫の確保・整備		確保・整備		○	◎	◎
	◇防火帯の確保	物件の選定 保存・修理等	同左	同左	◎	○	○
地震から人とま ちを守る	□建築物の耐震診断の実施	制度の周知 耐震診断の 実施	同左	同左	◎	○	○
	■建築物の耐震性能の向上	手引きの作成 支援の充実 除外規定(条 例)の検討	周知 耐震改修の 実施	同左	◎	○	◎
	◇感震ブレーカーの周知と設置 …再掲	設置	設置 維持管理		◎	○	○
	◇建造物の点検・維持管理(修繕 等)	方法等の周 知 点検・修繕等	同左	同左	◎	○	○
	◇ブロック塀等の安全対策	制度の周知 安全対策	同左		◎	○	○
災害時の緊急車 両等の 交通を確保する	■緊急車両の災害現場への到着 時間の短縮	動線確保(候 補地)の検討	空地等の確 保		○	○	◎
	■緊急時の一般車両の円滑な退 避	動線確保(候 補地), 対策 の検討	空地等の確 保		○	○	◎
	□緊急時の交通誘導態勢の確保	消防団等との 連携・訓練	同左		○	◎	◎
安全な避難のル ートや場所及び 支援体制を確保 する	◇避難のための一次避難場所の 確保・充実	候補地の検 討	確保・整備		○	◎	◎
	◇避難場所・避難所の充実	備品などの充 実	環境整備		○	○	◎
	◇避難路の安全確保	避難路の周 知と点検 避難・搬送体 制の強化	避難路の点 検・整備 避難・搬送体 制の周知		◎	◎	◎
	□建築物・敷地内の避難経路の 確保・確認	情報提供・啓 発 避難経路の 確保・確認	同左	同左	◎	○	○
	◇敷地間で移動可能な環境整備		支援の検討 避難口の整 備	避難口の整 備	◎	◎	○
	◇来訪者への情報提供	情報提供方 法の検討	情報提供の 実践	情報提供の 実践・拡充	○	◎	◎

表 5-11 防災対策事業計画

(3/3)

基本方針	取組メニュー ■:主としてハード □:主としてソフト ◇:ハード・ソフト 太字:重点的取組	事業実施時期 アミ掛け:着手・実施時期			取組主体・支援など ◎:取組主体 ○:協力・支援など		
		短期	中期	長期	期待する事項		行政 (公助)
					各自 (自助)	地域 (共助)	
地区の防災体制(態勢)を強化する	□地域の防災組織との連携	各主体の活動と連携 防災訓練の実施	同左	同左	◎	◎	◎
	□隣近所の災害時要配慮者等の把握と見守り・支援	要配慮者等の把握 支援体制づくり	要配慮者等の把握 見守り・支援の学習・訓練 ⇒いざというときの活動	同左	○	◎	○
	□建造物の点検の体制(態勢)づくり	チェックリストの作成・周知	点検(⇒改善)	同左	◎	◎	◎
	□災害後の建築物等の応急修理・復旧の体制(態勢)づくり		建物等のデータベース作成 体制づくり		○	◎	◎
	□助成措置等の見直し・充実・創設	防火・耐震性能の向上(条例を含む) 警報器のグループ設置 感震ブレーカー設置 可搬式ポンプ配備	(助成措置等の周知と活用・具体化、 適宜見直し)	同左	○	○	◎
	□庁内体制の充実・強化と関係機関との連携	体制・連携の強化			○	○	◎
人その他の災害から とまちを守る	□ハザードマップの周知	周知	周知(適宜見直し)	同左	○	○	◎
	■土砂災害防止対策(主として 広島県)	事業	事業		○	○	◎
	■津波・高潮対策(主として広島 県)	事業	事業		○	○	◎

5-4 今後の取組方針

保存地区及びその周辺の防災性を高めていくためには、住民等の個々の努力（自助）、地域における支え合い・助け合い（共助）及び公的な事業・制度（公助）を着実に進めるとともに、自助・共助・公助の連携、さらには協働の取組を推進する必要がある。

このため、保存地区及びその周辺における住民等の防災に関する知識・意識の醸成を図りながら、自助・共助の促進及び各主体の協力・連携を充実・強化する。

また、自助・共助の促進や協働の取組の展開においては、公助としての支援策や体制（態勢）の充実、公共事業を実施するための地域の理解と協力の確保といった、地区の防災性の強化を支える仕組みづくりが必要となる。

さらに、本計画を具体化するためには、優先順位を設定し事業費などを確保し、施策・事業の実施・評価・改善及び本計画の見直しにも柔軟かつ的確に対応する必要がある。

こうしたことを、「住民等の防災意識の醸成と自助・共助の促進」「地区の防災性の向上を支える仕組みづくり（公助）」「計画の具体化と進行管理への対応」の観点から、今後の取組方針を整理する。

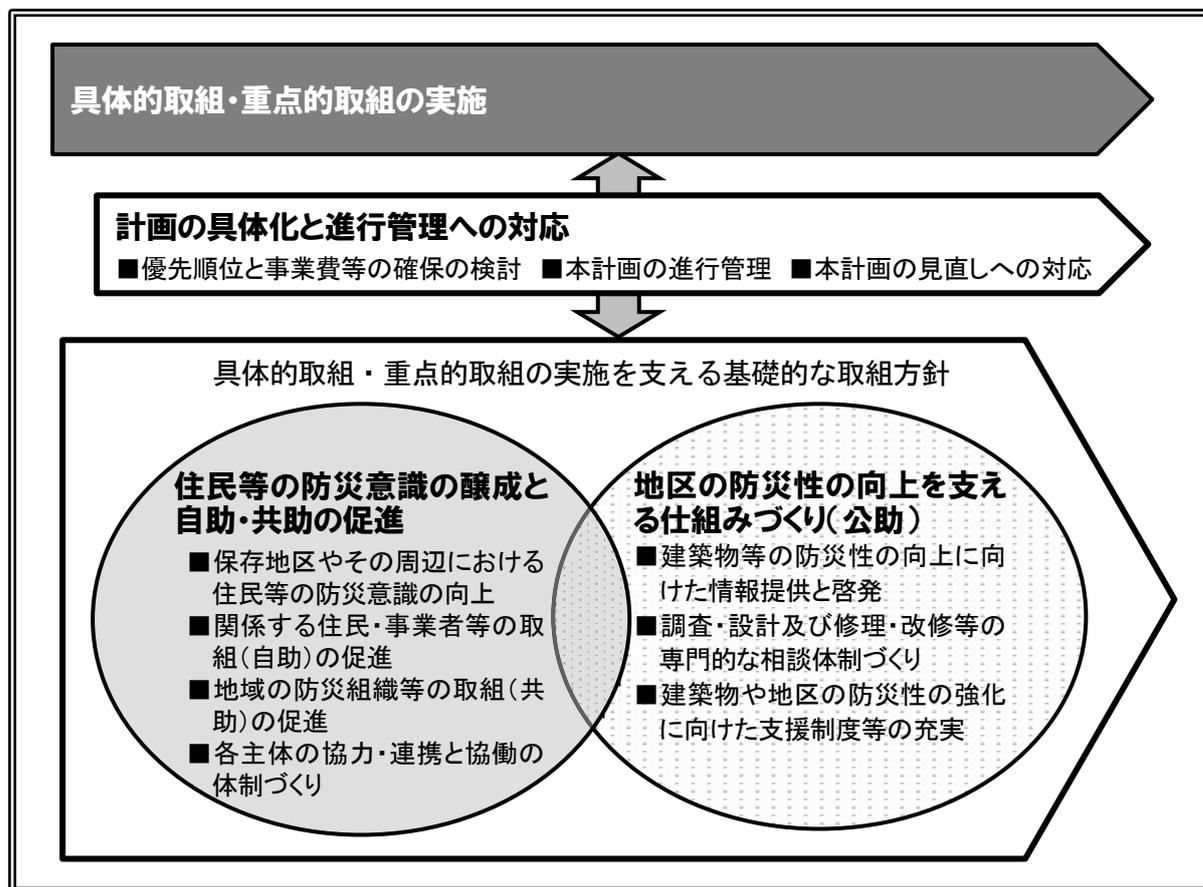


図 5-8 今後の取組方針（体系）

(1) 住民等の防災意識の醸成と自助・共助の促進

■保存地区やその周辺における住民等の防災意識の向上

本計画の具体化においては、関係する住民・事業者等の理解と協力、自助としての取組、そして地域としての共助が重要となる。

このため、本計画における具体的取組・重点的取組に位置づけている「防災に関わる意識啓発・周知と情報提供」などとともに、市（消防）、地域が主体となった防災訓練や体験的な学習機会などの持続的な実施を図る。

■関係する住民・事業者等の取組（自助）の促進

地区の防災性を高めるためには、住民・事業者等の取組は不可欠であり、その中には火災に気をつけることや防災訓練への参加などに加え、資金的な負担を伴うものもある。

このため、住民等の防災意識の向上と併せて、ハード・ソフトの両面からの実践的な取組（自助）の重要性を伝えながら、技術的・資金的な面での支援を検討する。

■地域の防災組織等の取組（共助）の促進

災害の予防、早期発見、初期消火、迅速な避難などにおいて、住民一人ひとりの行動と併せて、隣近所・地域の取組・対応は重要な役割を担う。

このため、災害時における的確かつ迅速な行動・取組（共助）が行えるよう、近所づきあいをはじめとしたコミュニティの醸成、轄学区自主防災協議会や防火協会の取組及び地域の防災組織等の連携を促進する。また、災害の予防に関する個々の建築物の防災性の向上（耐震改修、住宅用火災警報器や消火器の設置、その他）などにおいても、関係する住民等に加え、地域としても機運が醸成できるよう、防災組織等と市・消防との連携を図る。

■各主体の協力・連携と協働の体制づくり

地区の防災性を高めるためには、各主体がそれぞれに取り組むのではなく、住民等と地域、行政（市、消防など）が、防災に関する情報を共有し協力・連携するとともに、内容によっては地域と行政が役割を分担し協働して取り組むことで、より効果が発揮できる。

このため、行政と地域の連絡・調整、情報交換などの機会を確保・充実させるとともに、連携・協働した取組（例：建造物・町の点検の体制づくり）については、必要に応じて相互に参加するチームなどを立ち上げる。また、行政においても、文化財担当（文化振興課）、まちづくり（港湾河川課）、消防（福山地区消防組合南消防署）及び国、広島県との連携を図る。さらに、保存地区の防災に関わる専門家や大学等の関係機関との協力・連携体制を確保・充実させる。

(2) 保存地区の防災性の向上を支える仕組みづくり（公助）

■建築物等の防災性の向上に向けた情報提供と啓発

地区の建築物等の防火性能・耐震性能を向上させるためには、個々の建築物等の状況を把握し、必要に応じて適切な修理・改修等を行う必要があるが、それらの実行は、多くの場合、所有者の判断に委ねられることになる。

このため、住民等に対して、建築物等の点検・調査、修理・改修等の必要性、方策や費用、支援などに関する情報提供や啓発を行う体制（態勢）の充実を図る。

■調査・設計及び修理・改修等の専門的な相談体制づくり

前記の情報提供と啓発を含め、建築物等の調査や設計、修理・改修等の工事が適切かつ円滑に行えるよう、建築士、その他技術・技能者、関係団体等が連携した実務の体制の構築を図る。

また、関係する専門家・学識経験者等の協力が得られるよう、組織的（関係機関等）・人的（専門家等一人ひとり）なネットワークづくりに取り組む。

■建築物や地区の防災性の強化に向けた支援制度等の充実

保存地区においては、福山市轄地区町並み保存整備推進事業補助金交付要綱により、必要な条件を満たす修理事業、修景事業などに補助金を交付することができる。なお、保存地区外であっても、市長が特に必要と認めたものについては、補助物件とすることができる。

この要綱において、建築物の防火性能・耐震性能の向上、敷地の防災・安全性の向上に関わる内容を考慮し、制度の充実を検討する。

（3）計画の具体化と進行管理への対応

■優先順位と事業費等の確保の検討

本計画に位置づけている施策・事業は多岐にわたっており、具体的取組・重点的取組の計画的な実施と併せて、施策・事業の全般にわたって、財源の確保などの実現の見通しと優先順位を検討し、効率的かつ効果的に施策・事業を実施することが求められる。

このため、住民等や地域（町内会等）及び国・県との連携を図りながら、必要な費用の負担やその分担・支援及び財源の適正な確保に努めるとともに、施策・事業の緊急性、効果、住民等のニーズ、実現の難易度、費用などを考慮して優先順位を検討する。その際、「5-3（2）事業実施計画」で示している時期（短期・中期・長期）の年次計画化を図り、必要に応じて時期の見直しを行うことになる。

これらの財源については、文化財に関する補助制度（文化庁）に加えて、国土交通省や総務省、内閣府の支援制度、さらには民間の助成制度の活用を検討し、施策・事業の円滑かつ効果的な実施に資する資金の確保に努める。また、防災に関する国等の助言や技術的支援などが得られるように取り組む。

<支援制度：補助金、交付金の例>

文化庁

- 重要伝統的建造物群保存地区保存等事業費
- 文化財建造物等を活用した地域活性化事業費
 - ・重要文化財、登録有形文化財、重要伝統的建造物群保存地区
 - ・登録有形文化財建造物は防災設備等の整備・耐震対策工事、重要伝統的建造物群保存地区内の建造物は耐震対策工事・敷地内整備を含む

国土交通省

- 社会資本整備総合交付金：街なみ環境整備事業など

総務省

- 消防防災施設等整備費補助金
- 防災等に資するWi-Fi環境の整備（公衆無線LAN環境整備支援事業：無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱）
 - ・避難所・避難場所…災害時の必要な情報伝達手段の確保、平時においては観光関連情報の収集・教育での活用など
- 観光・防災Wi-Fiステーション整備事業（地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱）
 - ・観光情報や防災情報等、地方公共団体から観光客や住民等に提供すべき情報を配

信するために、Wi-Fi ステーション（無線アクセス装置及び情報配信に資する機材を搭載した設備）及び無線アクセス装置を整備

- ・整備箇所は重要伝統的建造物群保存地区の拠点など

内閣府

- 防災スペシャリスト養成研修
 - ・地域防災リーダーの育成など

民間の支援制度（一例）

- 公益財団法人大阪コミュニティ財団
 - ・公益に資する事業をおこなう団体等への助成
- 公益財団法人トヨタ財団
 - ・しらべる助成：地域や人々を取り巻く環境や生じている課題を明らかにし、その結果を踏まえた事業戦略の立案まで行う【調査活動】
 - ・そだてる助成：地域の実態を踏まえ、多様なステークホルダー（利害関係者）と共に課題解決の仕組みづくりや未来の担い手育成に取り組む【事業】

■本計画の進行管理

本計画に位置づけている取組（施策・事業）を着実かつ効果的に進めるためには、その進行管理を徹底する必要がある。

このため、定期的に施策・事業の実施状況の確認、達成状況、効果、課題などの把握・評価を行い、本計画及び施策・事業の改善・見直しを行うこととする。その際、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方を取り入れ、施策・事業の推進や適切な見直しを図る。

■本計画の見直しへの対応

本計画は、防災を取り巻く制度や環境の変化及び上位計画の改定等に併せて、内容の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

また、前記の計画の進行管理を通じて、施策・事業の改善・見直しを行う場合は、計画そのものの見直しにも柔軟に対応する。

資料編

資料 1 : アンケート調査の概要 (図表)

資料 2 : 消防活動拠点等に想定される機能及び施設・設備

資料 1 : アンケート調査の概要 (図表)

ア 調査対象

- 1 : 保存地区内居住者及び事業者・・・全世帯 (130 世帯等)
- 2 : 保存地区を除く鞆町全域・・・無作為抽出 (800 世帯)
- 3 : 保存地区に建物を所有し, 地区外へ居住・・・全世帯 (87 世帯)

イ 調査期間

郵送配布 : 2019 年(令和元年)12 月 26 日 (木)

投函締切 : 2020 年(令和 2 年)1 月 20 日 (月)

※2020 年(令和 2 年)2 月 4 日 (火) 到着分まで受付

【アンケート調査票配布数及び有効回収率等】

区 分	保存地区内居住者及び事業者 (全世帯等)	鞆町居住者 (無作為抽出) ※保存地区を除く	保存地区に建物を 所有し, 地区外に 居住 (全世帯)	全数
配布数 (世帯数)	130	800	87	1,017
宛名不明による返却分	1	5	0	6
有効配布数 (世帯数等)	129	795	87	1,011
有効回収数	47	249 ※	39	335
有効回収率	36.4%	31.3%	44.8%	33.1%

※返却 251 票のうち, 2 票は自由記述のみ記載のため, 有効回収数から除外した。

ウ 調査結果 (図表)

■ 1 どのような災害に不安を感じられていますか (%)

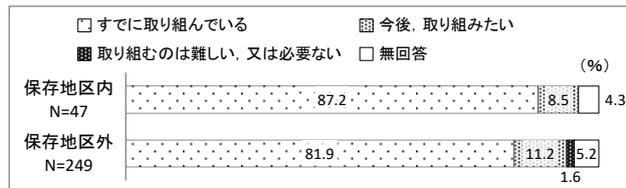
区分	火災	地震	高潮・津波・風水害	土砂災害	その他	特にない	無回答
保存地区内 N=47	89.4	74.5	72.3	23.4	6.4	2.1	-
保存地区外 N=249	72.3	65.9	63.5	47.4	1.6	2.4	2.4

注 : Nは設問への回答者数を示す。(以下同様)

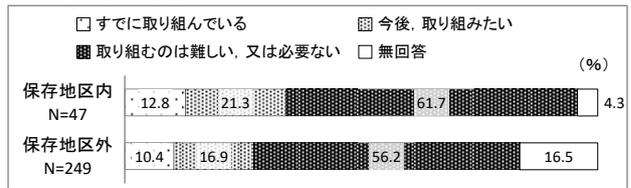
■ 2 建物などが, 災害による被害を受けたことなどがありますか (%)

区分	火災の発生や延焼による被害	地震による被害	高潮・風水害による被害	土砂災害による被害	その他	被害にはなっていないが, 火災の危険を感じたことがある	被害にはなっていないが, 高潮, 地震, 土砂災害など(火災以外の災害)の危険を感じたことがある	特にない	無回答
保存地区内 N=47	8.5	6.4	31.9	4.3	8.5	19.1	25.5	31.9	-
保存地区外 N=249	4.8	3.2	29.7	11.2	2.4	15.3	27.3	29.7	3.6

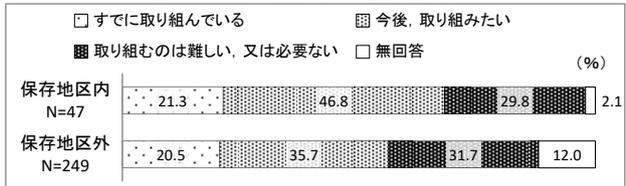
■ 3 火災を出さないよう、火元の点検など気をつける



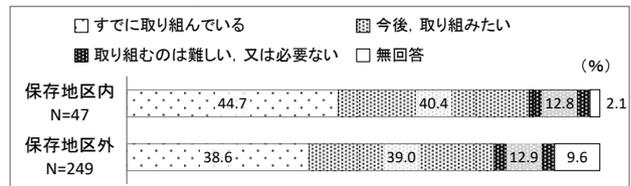
■ 4 火災に強くなるよう、建物の改修を行う(伝統的景観に留意)



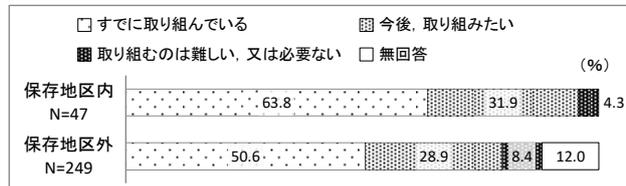
■ 5 古い電気の配線や設備を更新する



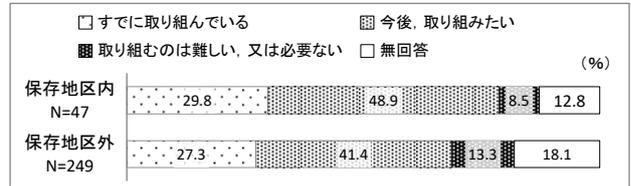
■ 6 消火器を設置する



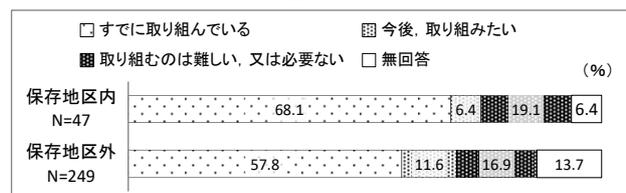
■ 7 住宅用火災警報器又は自動火災報知設備を設置する



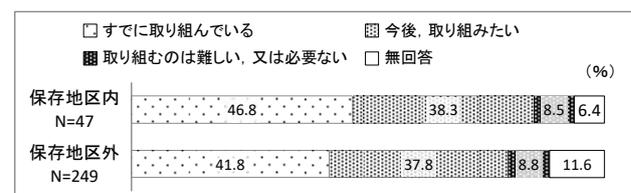
■ 8 住宅用火災警報器又は自動火災報知設備を点検・更新する



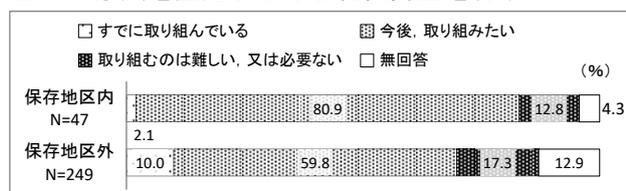
■ 9 ガス漏れ警報器を設置する



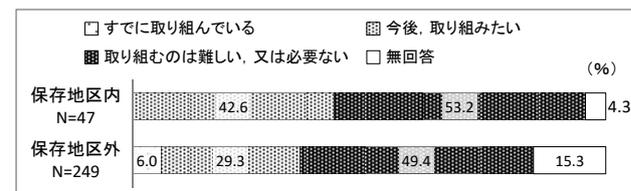
■ 10 屋外(近く)にある消火栓の位置を確認する



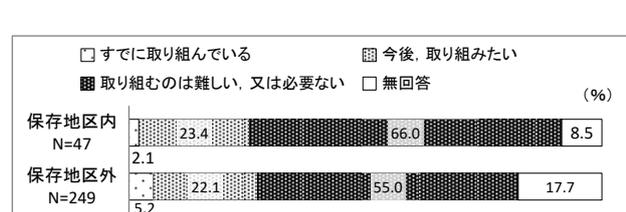
■ 11 家具を固定するなど転倒防止を行う



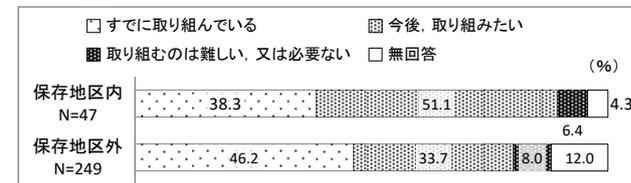
■ 12 建物の耐震診断を受ける



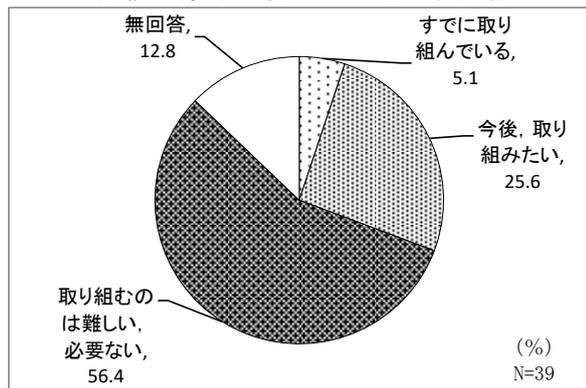
■ 13 建物の耐震補強工事を行う



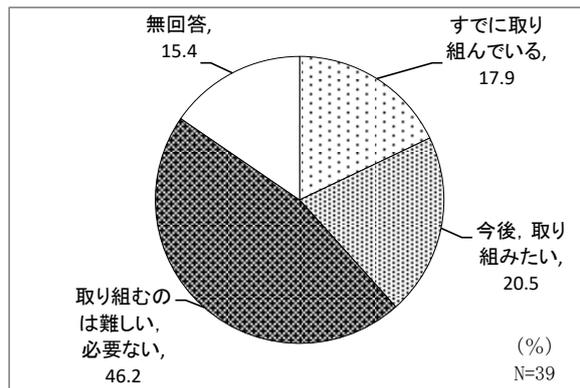
■ 14 屋内外(敷地内)の避難経路となる場所には物を置かない



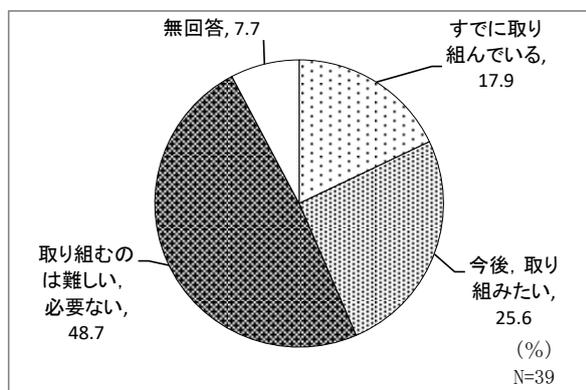
■15 火災に強くなるよう、建物の改修を行う
(伝統的景観に留意)(地区外居住者)



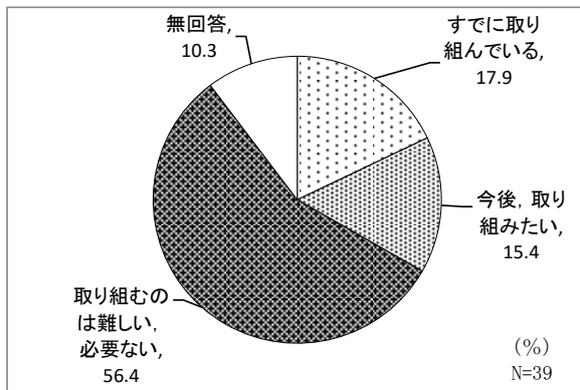
■16 古い電気の配線や設備を更新する(地区外居住者)



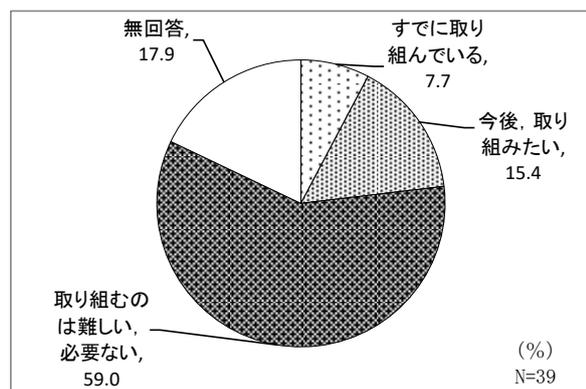
■17 住宅用火災警報器又は自動火災報知設備を設置する(地区外居住者)



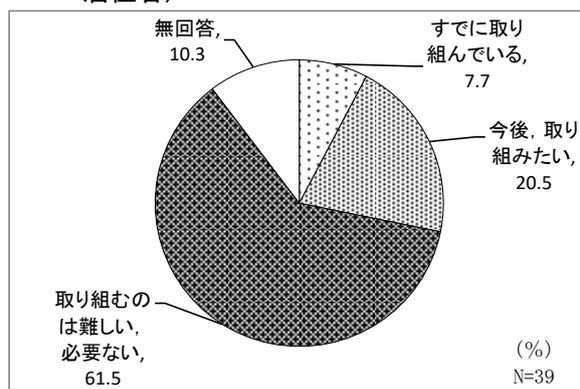
■18 ガス漏れ警報器を設置する(地区外居住者)



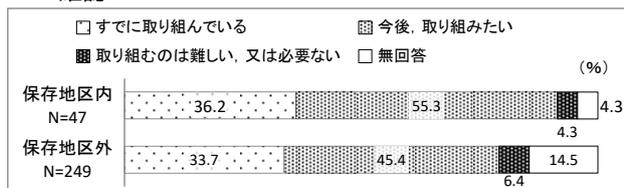
■19 建物の耐震診断を受ける(地区外居住者)



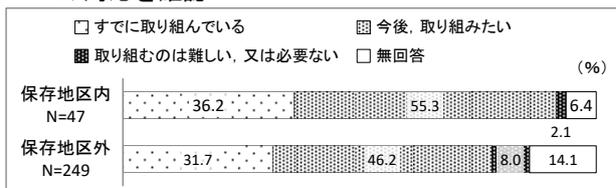
■20 建物の耐震改修工事を行うか(地区外居住者)



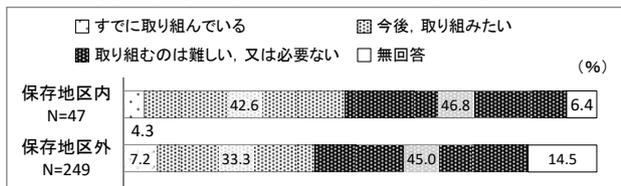
■21 ハザードマップなどで自宅又は事業所の危険度を
確認



■22 避難方法など、家庭又は事業所でいざというときの
対応を確認



■23 浸水しないよう土のうを準備する



■24 災害が発生したときの避難などに対応するため、準備している物はありますか (%)

区分	非常食	水(非常用に対応できる容器)	懐中電灯	乾電池	ラジオ	救急箱	手袋や衣類(緊急時の準備)	ヘルメット、帽子	その他	特にない	無回答
保存地区内 (N=47)	23.4	36.2	78.7	46.8	34.0	29.8	19.1	17.0	2.1	14.9	2.1
保存地区外 (N=249)	20.1	31.3	74.3	45.0	35.3	20.9	22.1	10.8	2.8	16.1	3.2

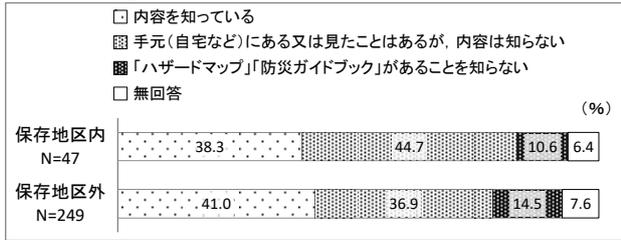
■25 災害が発生したとき、あなたやご家族の方または事業者にとって、頼れる方はいらっしゃいますか (%)

区分	近く(市内)の親戚・縁者	遠く(市外)の親戚・縁者	友人・知人	近所の人	町内会の役員・民生委員・児童委員など	訪問介護員(ホームヘルパーなど)	消防署・消防団	その他	特にない	無回答
保存地区内 (N=47)	55.3	25.5	31.9	57.4	21.3	2.1	21.3	-	4.3	2.1
保存地区外 (N=249)	53.8	17.3	30.1	39.4	26.9	3.6	18.1	0.8	14.5	2.0

■26 災害が発生したとき、又は発生する前の災害情報をどのように入手されますか (%)

区分	テレビやラジオ	防災行政無線	スマートフォン等の防災アプリ	メールによる災害情報等の配信	市役所・支所、広報車	消防署や消防団	町内会の役員・民生委員・児童委員など	近所の人	その他	特にない	無回答
保存地区内 (N=47)	78.7	6.4	46.8	53.2	31.9	17.0	19.1	21.3	-	2.1	2.1
保存地区外 (N=249)	82.3	11.6	42.2	47.8	20.5	14.1	14.9	22.5	0.4	1.6	3.2

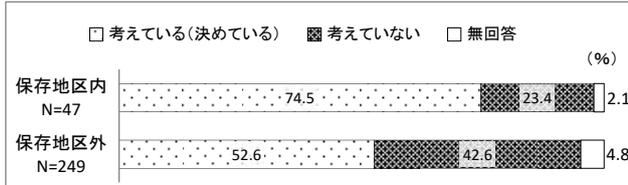
■27 行政が作成した「ハザードマップ」、「防災ガイドブック」をご存じですか



■28 行政が指定した避難場所、避難所をご存じですか



■29 行政が指定した避難場所、避難所までの避難経路を考えていますか

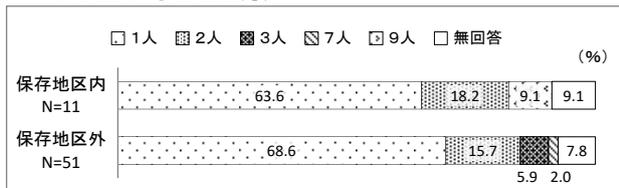


■30 回答者やご家族の方にとって、避難の際に不安なことはありますか

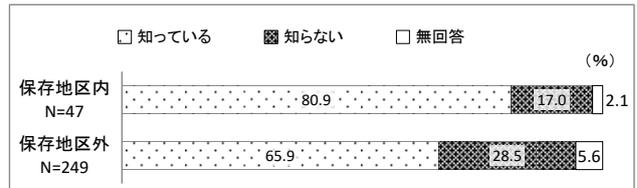
区分	避難場所などが分かりにくい、又は知らない (%)	避難場所などが遠い (%)	助けや援助を求めようとする人が近くにいない (%)	一人暮らしで不安、又は家、事業所に一人でいることが多いので不安 (%)	家族又は事業所で一人での避難が難しい人がいる (%)	災害情報の入手・伝達が難しい (%)	避難場所などでの滞在に不安がある (%)	その他 (%)	特に不安はない (%)	無回答 (%)
保存地区内 (N=47)	6.4	8.5	6.4	12.8	23.4	12.8	48.9	2.1	19.1	4.3
保存地区外 (N=249)	12.4	35.7	9.2	15.3	20.5	14.9	42.2	6.8	15.3	5.6

■31 避難行動要支援者の方の人数

(回答者は■30で家族又は事業所で一人での避難が難しい人がいるとした方)

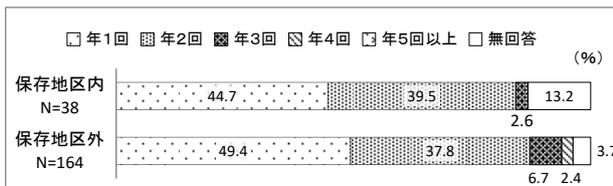


■32 住民等が参加する防災訓練をご存じですか



■33 防災訓練は年に何回ぐらい行った方がよいと思われますか

(回答者は■32で住民等が参加する防災訓練を「知っている」とした方)



■34 防災訓練に多くの人々が参加しやすいようにするためには、どのようにしたらよいと思われますか
(回答者は■32で住民等が参加する防災訓練を「知っている」とした方) (%)

区分	休日だけでなく、平日の防災訓練も行う	昼間だけでなく、夜間の防災訓練も行う	親子で参加できる防災訓練を行う	行事やイベントと合わせて防災訓練を行う	近所同士で誘い合う	広報、情報伝達を工夫する	その他	特にない	無回答
保存地区内 N=38	18.4	21.1	26.3	34.2	50.0	21.1	2.6	2.6	7.9
保存地区外 N=164	13.4	12.8	24.4	48.2	40.9	31.1	3.7	4.9	6.1

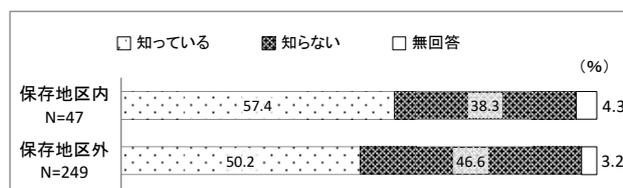
■35 保存地区で重要な防災訓練などとして、どのようなことがあると思われますか
(回答者は■32で住民等が参加する防災訓練を「知っている」とした方) (%)

区分	消火器を用いた消火訓練	消火栓(減圧装置の使用)を利用した消火訓練	応急手当やAEDの講習会	夜間を想定した避難訓練	津波・高潮や地震など特定の災害を想定した避難訓練	消火、救出、避難など総合的な防災訓練	その他	特にない	無回答
保存地区内 N=38	44.7	31.6	34.2	23.7	52.6	28.9	-	2.6	10.5
保存地区外 N=164	52.4	26.2	37.8	23.8	55.5	38.4	4.9	3.0	3.0

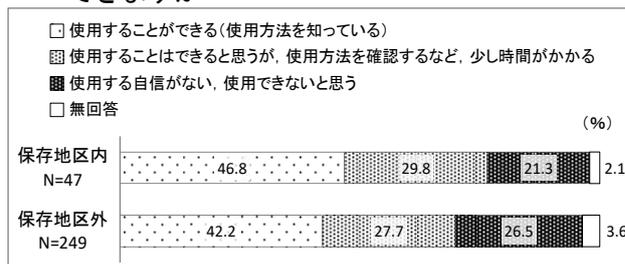
■36 地域(地域活動団体、住民の連携)が中心となって取り組む災害への対策として、どのようなことが必要と思われますか (%)

区分	町の各所に屋外消火器を設置する	町内会などで備品(災害時対応の充電器、救急箱、懐中電灯など)を備えておく	町内会などで住宅用火災警報器などの共同購入を行い、設置・更新を促進する	隣近所で起こった火災がわかるような自動火災報知設備などの整備	町内で協力し、いざという時の連絡方法や安否確認方法などの地域の体制づくり	避難訓練、消火訓練、まちの点検・パトロールなどの実施	災害の情報、初期消火の方法、避難方法など、防災に関する情報の周知	避難の際は隣近所に声をかけ、一緒に逃げる	近所づきあい	その他	特にない	無回答
保存地区内 N=47	34.0	36.2	21.3	36.2	46.8	14.9	27.7	40.4	36.2	2.1	6.4	10.6
保存地区外 N=249	36.1	35.3	18.1	23.3	44.6	18.9	25.3	52.2	36.9	4.0	3.2	10.4

■37 屋外に設置してある消火器をご存じですか



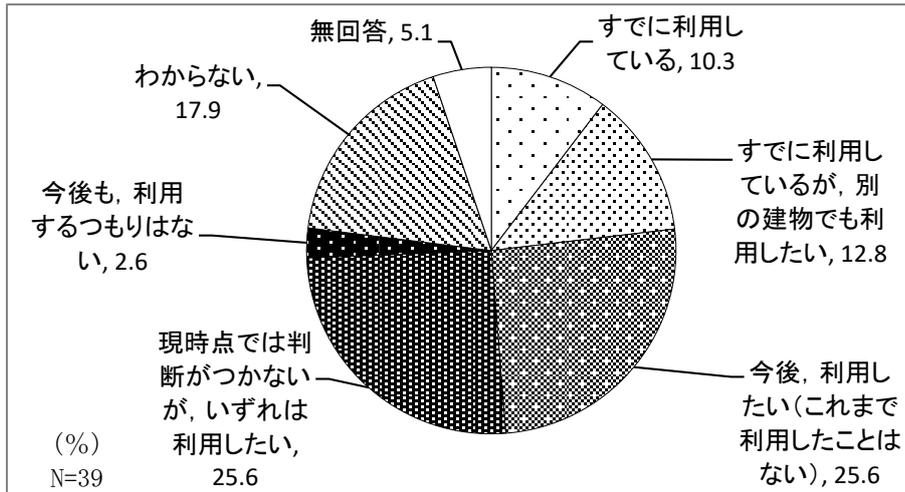
■38 屋外に設置してある消火器を使用することができますか



■39 鞆町の伝統的な町並みの保存を考える上で、早急に対策すべき問題点や課題はありますか (%)

区分	建物の老朽化、その対策	建物の修復などにかかる費用の確保	空き家・空き店舗の増加、その対策	防火対策や地震対策	狭い道路、道路の改良・整備	人口減少や高齢化、後継者の不足	まちづくり活動などの担い手の不足	その他	特にない	無回答
保存地区内 N=47	61.7	40.4	55.3	44.7	46.8	68.1	42.6	2.1	2.1	2.1
保存地区外 N=249	44.2	28.9	55.0	28.9	60.6	59.8	22.5	2.8	4.8	5.2
地区外居住者 N=39	82.1	74.4	28.2	41.0	41.0	48.7	17.9	5.1	0	-

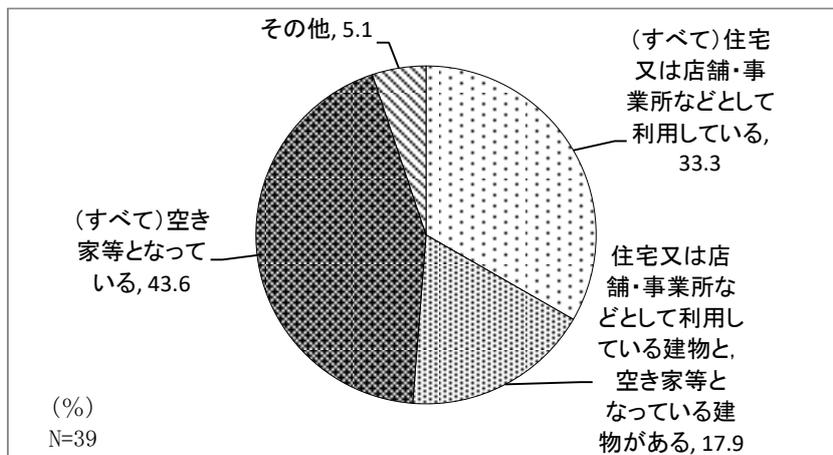
■40 建物等の修理, 修景などに対する伝建地区の補助金の利用
(地区外居住者)



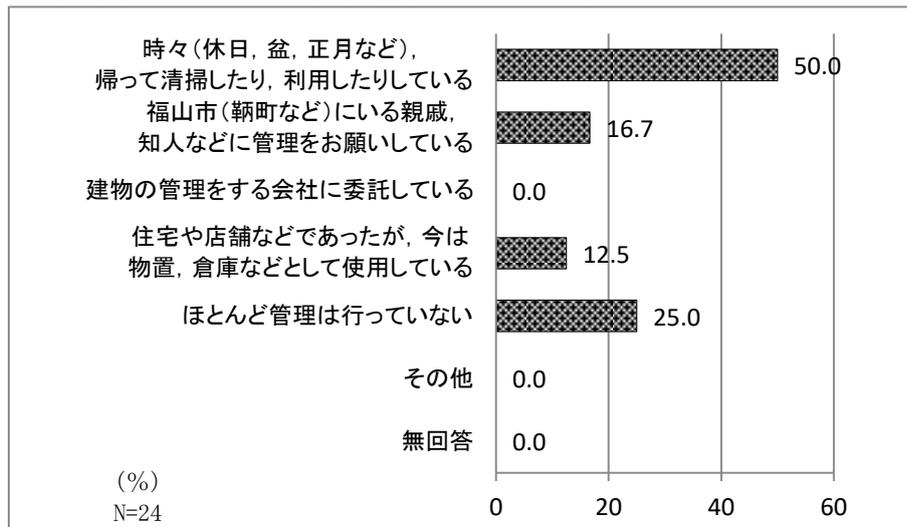
■41 防災や避難などに関して、行政が取り組むこと、行政と地域が連携して取り組むこととして、どのようなことが必要とされますか (%)

区分	防火水槽の設置, 消火栓の整備・更新	屋外消火器の設置の支援	消火栓ホース格納庫の設置に対する支援	無電柱化(電線の地中化)	道路の改修(緊急車両等のルート確保など)	防災広場などに活用する空地の確保(通常は休憩・憩いの場, 遊び場など)	建物の耐震改修などの相談窓口の充実	防災訓練や防災に関する講習会などの開催と内容の充実	避難所・避難場所の整備・充実(トイレ・その他設備, プライバシーへの配慮, 備品など)	空き家対策	消防団や自主防災組織の活動支援	災害時の連絡網や安否確認の方法などを明確にする地域の体制づくり	一人では避難できない方のための対策	その他	特になし	無回答
保存地区内 N=47	53.2	34.0	25.5	44.7	42.6	36.2	34.0	25.5	46.8	40.4	29.8	44.7	59.6	2.1	4.3	4.3
保存地区外 N=249	24.9	30.5	14.9	36.1	44.6	30.1	14.5	18.1	43.0	47.4	15.3	39.4	55.8	3.2	3.6	4.0

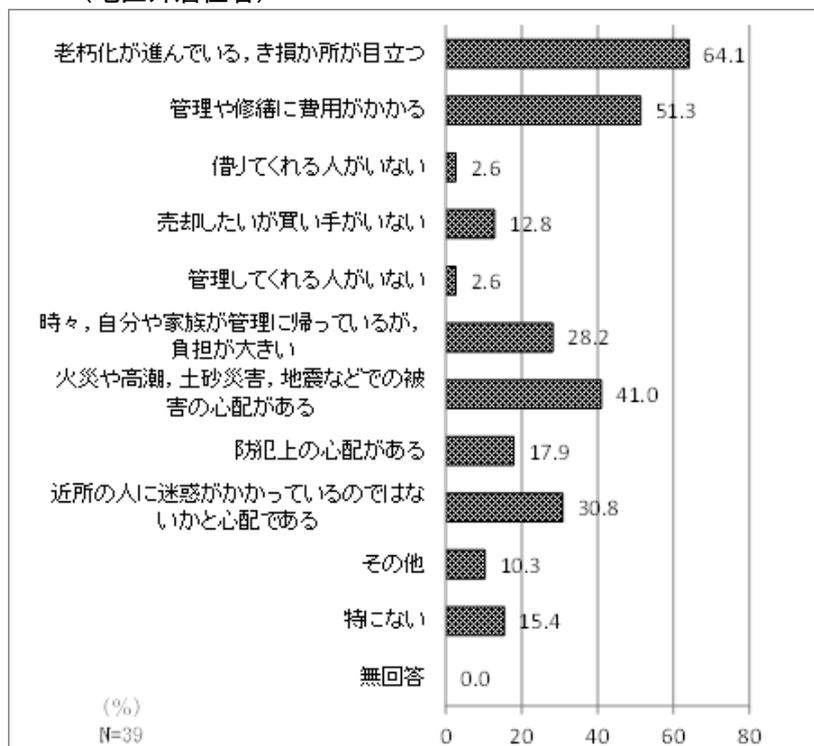
■42 所有されている建物の利用状況(地区外居住者)



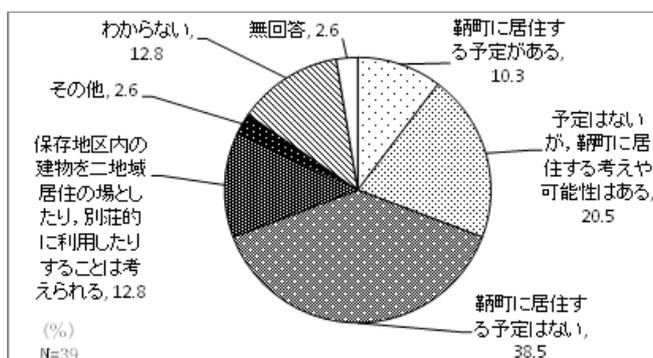
■43 空き家等の管理の状況(地区外居住者)
(回答者は■42 で空き家等を所有されている方)



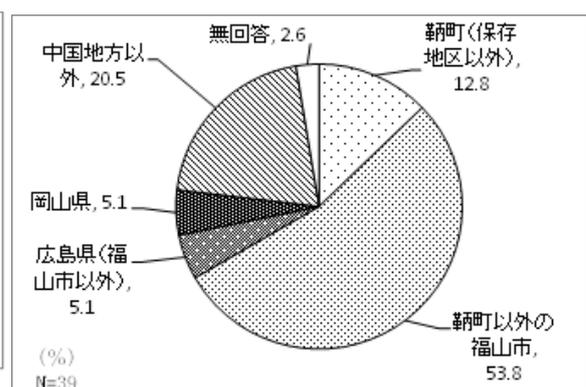
■44 建物・土地について, 困っていること, 不安・心配なこと(地区外居住者)



■45 回答者や家族の鞆町への居住意向(地区外居住者)



■46 回答者の居住地域向(地区外居住者)



資料 2 : 消防活動拠点等に想定される機能及び施設・設備

区分		消火栓	40mmホース格納庫	救急車旋回場所	耐震性貯水槽	防火帯(空地等)	消防活動場所	防災倉庫	緊急車両の迂回ルート	一般車退避ルート	防災説明板	防災訓練場所	防災用ベンチ	一次避難場所	住民避難ルート	土嚢置き場	
候補地 A	火災から人とまちを守る	○	○	○	○	○	○	○			○	○					
	地震から人とまちを守る				○	○	○	○									
	災害時の緊急車両等の交通を確保する										○						
	安全な避難のルートや場所及び支援体制を確保する										○	○	○	○	○		
	地区の防災体制を強化する							○			○	○					
	その他の災害から人とまちを守る							○			○						○
候補地 B	火災から人とまちを守る	○	○		○	○	○										
	地震から人とまちを守る				○	○	○										
	災害時の緊急車両等の交通を確保する																
	安全な避難のルートや場所及び支援体制を確保する													○	○		
	地区の防災体制を強化する																
	その他の災害から人とまちを守る																
候補地 C	火災から人とまちを守る	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	地震から人とまちを守る				○	○	○	○									
	災害時の緊急車両等の交通を確保する								○	○	○						
	安全な避難のルートや場所及び支援体制を確保する										○	○	○	○	○		
	地区の防災体制を強化する							○			○	○					
	その他の災害から人とまちを守る							○			○						○

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画

2021年(令和3年)5月

発行 福山市教育委員会

編集 福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

Tel:084-928-1278 Fax:084-928-1736

E-mail:bunkazai@city.fukuyama.hiroshima.jp
